

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示案」に関する意見募集結果（別紙２－１）

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	1	目的及び適用対象 P6	通則編 P6 1 目的及び適用対象 下記の解説が記述されています。 なお、法の規定のうち、第 24 条（外国にある第三者への提供の制限）、第 25 条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）、第 4 章第 2 節（仮名加工情報取扱事業者等の義務）（法第 2 条第 9 項及び同第 10 項に定める「仮名加工情報」及び「仮加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）及び第 4 章第 3 節（匿名加工情報取扱事業者等の義務）（法第 2 条第 11 項及び同第 12 項に定める「匿名加工情報」及び「匿名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）、並びに第 4 章第 5 節（民間団体による個人情報の保護の推進）に関する内容については、各々について分かりやすく一体的に示す観点から、別途・・・においてそれぞれ定めている。 この場合で「外国にある第三者への提供+第三者提供に係る記録の作成等」「外国にある第三者への提供+匿名加工情報取扱事業者	御指摘の外国にある第三者への提供の制限、第三者提供に係る記録の作成等、匿名加工情報取扱事業者等の義務に関する内容については、それぞれのガイドラインを御参照いただくことで御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			等の義務」は、どこを見れば良いのか分かりやすく記述していただくことを強く求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
2	1-1	目的	■ 対象となる記述 （通則編 6 頁） 1-1 目的 「本ガイドラインは、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 条、第 8 条及び第 60 条に基づき具体的な指針として定めるものである。」 提案： この部分は、今回の改正対象ではなく、前記引用は、現行版通則編 1 頁の記述です。現在の記述上、ガイドラインの目的は、事業者の適正な取扱いの確保となっていますが、併せて、本人が法の内容を正しく理解し、自らの権利を行使することができるようにすることも目的として加筆すべきです。 理由： 本法がその制定後 2 回の改正を経て、本人の権利性が一層強化されたことにより、本人がガイドラインを参照して、法の内容を理	本ガイドライン（通則編）案の目的は、事業者 に改正後の法を適切に遵守いただくこと等にある ため、一般的に現状の案で御理解いただけるもの と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			解し、適切な事業者を自ら選択し、時には同意の可否を判断することが期待されています。これらは、本人自身によって直接行われる場合のみならず消費者団体等による啓発を通じて実現されることもあるでしょう。いずれの場合を想定するにしても、本人に対する法解釈についての情報提供はガイドラインの重要な目的とされるべきですから、この点も併せて 1-1 に記載されるべきです。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
3	1-1	目的 P8	通則編 P8 1-1 目的 「(※1) EU 及び英国域内から十分性認定（略）にあつては、別途定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールを参照のこと。」との記載がありますが、当該補完的ルールには令和 2 年改正法によって適当ではない箇所が生じています。矛盾のないよう説明を加えていただけます事を望みます。 例：政令第 5 条 法第 2 条第 7 項の政令で定める期間は、6 月とする。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
4	2-1	個人情報（法第 2 条第 1 項関係）	意見 「個人情報」「個人データ」「特定の個人情報」といった概念について、それぞれの単位をどのように解すればよいのか、具体的なデータ例（現在のガイドラインにあるような「メールアドレスと氏名を組み合わせた」といった表現ではなく、csv のような形式の実例）を交えて解説するパートを設けていただきたい。 理由 現在の「個人情報」について、ガイドラインを読んでも、この点が不明である。 たとえば、(1)住所(2)生年月日(3)職業(4)購買履歴から成り、(1)～(3)により特定の個人を識別できる個人情報の集合物がある場合に、法 2 条 1 項 1 号を見ると(1)～(4)のすべてが「個人情報」に該当すると考えられる。そうであれば、その集合物が(4)でのみ検索可能であるように電子計算機を用いて体系的に構成されている場合でも、個人情報データベース等に該当することになると思われるが、このような場合まで個人情報データベース等として扱うことは予定されていないのではないか（より端的な例として、(1)氏名 (3)その人物が代表取締役である旨 (3)その人物が代表取締役を務める会社名 で構成される情報があった場合、(1)～(3)はいずれも個人情報となると考えられるが、金融分野ガイドライン QA2 の 6 によれば、(3)のみで検索可能なデータ	本ガイドライン（通則編）案においては、事例も示しながら、「個人情報」等の概念について解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ベースは個人情報データベース等には該当しないとされている)。 このような理解は、もしかすると大きく間違っている点もあるのかもしれないが、現在のガイドラインを何度読み直してもこの点の疑問が解消されない書きぶりである。 このような問題は今回の法改正で新たに生じたものではないが、「個人関連情報」の制定により、今後より個人情報と非個人情報の境界等が重要になると思われるため、よりわかりやすく説明していただきたい。 【匿名】	
5	2-1	個人情報（法第2条第1項関係）	通則編 P11 2-1 個人情報（法第2条第1項関係） 「個人に関する情報」の説明として下記の記述があります。 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。」 そして、【個人情報に該当する事例】の中に下記の記述があります。	個人情報に該当するかどうかは、法第2条第1項の定義に照らして判断されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、購買履歴について、特定の個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報（法第2条第1項）に該当することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「事例 2）生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報」 事業者として、最も判断が難しいものに「購買履歴」があります。本人の氏名を組み合わせた場合には「購買履歴」についても個人情報に該当するか否かを明確に記述していただくことを望みます。 その場合、事業者としては「顧客DB」と「商品DB」とのリレーション管理をしており、「商品DB」には、「商品名」以外に「商品コード」や「商品スペック」まで入っています。 この場合、どこまでを「個人情報」とするかを示していただく事を望みます。 「商品DB」内の情報は、保有個人データに対する本人等からの開示請求に法第 28 条第 2 項第 2 号（個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合）を適用して開示しない範囲に入れることになるのか、個人データに該当しないものとするのか丁寧な説明を望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
6	2-1	個人情報（法第 2 条第 1 項関係）	通則編 P11 2-1 個人情報（法第 2 条第 1 項関係）	「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ここでは、「「個人情報」(※1)とは、生存する「個人に関する情報」(※2)(※3)であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ(※4)、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)」(法第2条第1項第1号)、又は「個人識別符号(※5)が含まれるもの」(同項第2号)をいう。」という説明だけに留まっています。 一方で「(仮名加工情報・匿名加工情報編)」では、2-1-1 仮名加工情報(法第2条第9項関係)において以下の説明が載っています。 「なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。」 本ガイドラインにおいて「個人情報の定義」を可能な限り丁寧に説明いただくことは重要なところです。 「特定の個人を識別することができる」の意味について、通則編でしっかりと押さえていただけますことを望みます。 法第2条第1項において、「特定の個人を識別することができる」に対する「主語(私がなのか、身内がなのか、他人がなのかによって識別することができる範囲が変動します。)」が書かれて	生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			いないことをガイドラインで補っていただく必要があると思います。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
7	2-1	個人情報（法第 2 条第 1 項関係）P12	<通則編>12 ページあたまで （※4）の注釈が改正されず、そのままになっているのは残念です。 個人情報の定義にある「他の情報と容易に照合することができ」という文言ですが、デジタル化が進展する社会の中で、何ををもって「容易に照合することができる」と言えるのかについて、踏み込んだ説明や解説がないため、民間企業の間で解釈が統一されておらず、バラバラの解釈になっているのではないかと懸念します。 ごく簡単な例としては、以下のようなものを思いつきますが、通則編でも Q&A でもまったく説明がないので、追記をお願いしたいです。 ・ Twitter などの SNS のアカウント名と投稿（プロフィールは除く）を SNS から取得し、別途 SNS 上でそのアカウント名のプロフ	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ィールを見ると特定の個人を識別できる情報が記載されていた場合、アカウント名を見つけてプロフィールを見る行為は、容易に照合できたことになるのか？ ・Twitter などの SNS のアカウント名と投稿（プロフィールは除く）を SNS から取得し、別途 SNS 上でそのアカウント名のプロフィールを見るとブログの URL が記載されていて、そのブログを見ると特定の個人を識別できる情報が記載されていた場合、アカウント名を見つけてさらにブログを見る行為は、容易に照合できたことになるのか？ ・「〇〇大学テニス部の部長」という情報だけを取得していて、Web で検索したら氏名や学年などの情報を閲覧できた場合、容易に照合できたことになるのか？ 【個人】	
8	2-1	個人情報（法第 2 条第 1 項関係）	（該当箇所） 通則編の 11 ページ・下から 8 行目 （意見） 「【個人情報に該当する事例】」の部分に、「AI・コンピュータなどのプロファイリングにより取得した情報・データも法 2 条 1 項	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			の個人情報の定義に当てはまる場合は、個人情報に該当する」ことを明示すべきである。 (理由) 最近、「日本の個人情報保護法上、プロファイリングによって取得した情報は「個人情報」には該当しない」などの誤った見解が日本の公的機関の文書などに散見されるため（日銀ワーキングペーパー論文『プライバシーの経済学入門』（2021年6月）16頁など）。 【個人】	
9	2-3	要配慮個人情報 (法第2条第3項関係) P12	通則編 P12 2-3 要配慮個人情報（法第2条第3項関係 「また、要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に報告しなければならない（3-5-3（個人情報保護委員会への報告）参照）。」との記載が加わりました。 これについて、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」では、「EU又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPR及び英国GDPRそれぞれにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、個	補完的ルールについては別途公表しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			人情報取扱事業者は、当該情報について法第2条第3項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。」との加算があります。 見落としがちな点となりますので、通則編にて注意書きを入れていただく事を望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
10	2-3	要配慮個人情報 (法第2条第3項関係) P12	通則編 P12 2-3 要配慮個人情報(法第2条第3項関係) 要配慮個人情報について：要配慮個人情報のうち健康情報等については、条件があります(例：医療従事者による、健康診断によるなど)が、例えば本人から病名等の自己申告を受けた場合においてその正確性及び医療従事者による診断によるものか否かなどについて、事業者が判断できるものではありません。 それであっても「要配慮個人情報の取得に関する本人同意」については、本人の自主的な提供によるものであれば、事業者としては実務的には要配慮個人情報と同等のものとして判断して対応しておけばよかったわけです。 しかしながら、今後、漏えい等の報告対象か否かについて判断が必要になりますので、より丁寧な解説をしていただくことを望みます。	本ガイドライン(通則編)案2-3において、要配慮個人情報について解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(現状の事例では、健康診断書の結果、電子カルテや診断書等のみが要配慮個人情報に該当するというような誤解を生みかねません。) 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
11	2-3	要配慮個人情報 (法第2条第3項関係)	(該当箇所) 通則編の12ページ・下から2行目 (意見) 「次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの(例:宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等)は、要配慮個人情報には含まない」を、「次に掲げる情報を推知させる情報(例:宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等)も、要配慮個人情報に該当する」と変更すべきである。 (理由) 令和元年12月13日付個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」16頁が「昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながることを懸念される個人情報の利用の携帯がみられ、個人の懸念が高まりつつある」と指摘するように、近年のAI・コンピュータ等によるプロファイリングの分析技術等の向上は、2019年のいわゆるリクナビ事件などにもみられるとおり、ネット閲覧履歴、購買履歴、位置情報・移動履歴などの「要配慮個人情報を	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			推知させる情報」のデータを分析・加工することにより、本人の内定辞退予測データなど、個人の思想・信条などの要配慮個人情報や内心の自由などに関する情報を取得することを可能にしており、個人の権利利益の保護（法１条、３条）の観点から、「要配慮個人情報を推知させる情報」を法的に放置しておくべきではない（平成３０年第１９６国会・衆議院「衆議院議員松平浩一君提出プロファイリングに関する質問に対する答弁書」参照）。 とくに図書館の図書等の貸出履歴や商品購入履歴・サービス利用履歴などについては、図書館や共通ポイント運営事業者などに対して、警察による捜査関係事項照会による提出要請などが広く行われており、個人の側の懸念が強まっている。 したがって、「要配慮個人情報を推知させる情報」についても要配慮個人情報に含めるために、「次に掲げる情報を推知させる情報（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）も、要配慮個人情報に該当する」と変更すべきである。 【個人】	
12	2-4	個人情報データベース等（法第２条第４項関係） P13	通則編 P13 2-4 個人情報データベース等（法第２条第４項関係） 【個人情報データベース等に該当しない事例】の中に下記の記述があります。	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「事例 3）市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等」 これについては、改めて以下の(1)から(3)の全てを満たすことが条件である旨、丁寧な説明を入れていただけますことを望みます。 (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。 (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。 (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
13	2-5	個人情報取扱事業者（法第 2 条第 5 項関係）	通則編 P13 2-5 個人情報取扱事業者（法第 2 条第 5 項関係） 法第 2 条（第 5 項）と「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」との関係について丁寧な説明を望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
14	2-6	個人データ（法第2条第6項関係） P13	通則編 P13 2-6 個人データ（法第2条第6項関係） 【個人データに該当しない事例】の中に下記の記述があります。 「事例）個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報」 一方で、個人情報保護法第6条では、「個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限」を規定しています。 この観点からすると、GDPR では個人データに該当するとされているものをわざわざ【個人データに該当しない事例】として載せる事に対する補足説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
15	2-7	保有個人データ（法第2条第7項関係）	○通則編14頁において、政令第5条に基づき「6か月以内に消去する（更新することは除く。）」個人データは、引き続き、「保有個人データ」ではないとの理解だが、なぜ今回ガイドライン改正案から年限を削除したのか？ 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	「保有個人データ」に該当するかは、改正後の法第2条第7項の定義に照らして判断されます。改正後の法においては、6か月以内に消去することとなる個人データについても、「保有個人データ」に該当することとなります。
16	2-8	2-8 個人関連情	(1)	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	報（法第 26 条の 2 第 1 項関係）P15 18 行目 改正後 3-7-1-2 個人関連情報取扱事業者 P90 13 行目 改正後	通則編 P15 18 行目 改正後 2-8 個人関連情報（法第 26 条の二第 1 項関係） 通則編 P90 13 行目 改正後 3-7-1-2 個人関連情報取扱事業者 ※1 e-gov 法令検索にて、「個人情報保護法 令和 2 年法律第 44 号による改正（施行日：令和 4 年 4 月 1 日付）」を確認しましたが、「法律第 2 条 定義」に個人関連情報が定義されておらず、いきなり「法律第 26 条の二 個人関連情報の第三者提供の制限等」で個人関連情報取り扱い事業者と個人関連情報についての定義が規定されています。 過去、平成 27 年法律 65 号による改正時に、改正条文が官報等で公表されていたにもかかわらず全文改正した経緯から、令和 4 年 4 月 1 日改正予定の改正条文についても変更可能であると考えます。 まずは、法律第 2 条にて個人関連情報を定義し、施行令や施行規則にて規定しづらい細目についてをガイドライン上で明確化する事が、諸外国への我が国の条文の明確な公表となると考えます。	に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
17	2-16	本人の同意 P13	通則編 P13 2-16 「本人の同意」 ※（参考）上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文として、「マル4 個人関連情報の第三者提供に関するもの」が加わりました。 その上で、解説には「また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい」とありますが、3-7-3-2(2)では「提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合」が記載されており、提供元による同意取得の代行は、個人関連情報の場合にのみ認められるのか、個人データに関しても認められるのか不明瞭な記述となっています。 丁寧な説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	「本人の同意」を得る際の要件については、法の各規律との関係で判断されることとなります。 本ガイドライン（通則編）案3-7-3は、改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」を得るに当たっての要件を解説しています。
18	2-16	本人の同意 P13	通則編 P13 2-16 「本人の同意」 「本人の同意」に関する解説には以下の記述があります。 「また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行う	本ガイドライン（通則編）案2-16において、「本人の同意」について解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、本ガイドライン（通則編）案2-16にてお示ししているとおり、「本人の同意」を得るに当たっては、事業の性質及び個人情報の取

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。 なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」 しかしながら、事業者の運用において「優越的な地位を乱用した同意の取得」が横行しています。 例えば事業者が従業員から「36 協定の同意」をとる場合には、労基法の定めにより「従業員個人から同意をとるのではなく、労働組合代表または従業員代表からとる。」こととなっています。 これに対して「従業員の個人情報の取扱い」について、優越的な地位の乱用を避ける手続きを行わず「従業員個人から同意をとる」というケースや、一般生活者を対象とした会員サービスにおいて、「同意が無い場合には退会となる。」ような仕組みにしている事業者も多く発生しています。 この点を含めて「本人の同意」についての丁寧な説明を強く求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要があります。
19	2-16	本人の同意 P13	通則編 P13 2-16 「本人の同意」	「本人の同意」を得る際の要件については、法の各規律との関係で判断されることとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		※（参考）上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文として、「マル４ 個人関連情報の第三者提供に関するもの」が加わりました。 その上で、解説には「また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。」とだけあります。 一方で、「個人関連情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示としての「本人の同意」については、3-7-3-3 同意取得の方法として下記の詳細な記述があります。 「同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。また、同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられる。」	本ガイドライン（通則編）案３－７－３は、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」を得るに当たっての要件を解説しています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。」となっている、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性があるとする記述（「しなければならない」及び「してはならない」の記述）が、2-12「本人の同意」の解説本文ではなく、2-12では【本人の同意を得ている事例】の中で暗示しているだけという不親切な状態になっています。 丁寧な説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
20	2-16	本人の同意	■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 2-16 「本人の同意」（23 ページ） ●現行のガイドラインでは、「個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある」との記述があるところ、これらの同意を個人情報取扱事業者が適切に取	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			得することを確保する必要がある。ついては、個人情報取扱事業者が、こうした同意に関する証跡を残しておく必要がある旨、ご記載いただきたい。 ●EU 一般データ保護規則（GDPR）では児童の同意に対して適用される条件が第 8 条に規定されており、また、米国では、児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）が存在するところ、日本の個人情報保護法においても、更なる検討が進められることを期待する。 【匿名】	
21	2-17	「提供」	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 2-17 提供 <意見> 「個人データ等が物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）「提供」にあたる」について、個人情報取扱事業者が、API 等の技術を通じ、外部サービスと連携している場合で、利用者が自らの判断で自身の個人データ等を外部サービスに提供する場合について、個人情報取扱事業者はネットワーク等を通じて、（外部サービス運用事	「提供」とは、個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報を、自己以外の者が利用可能な状況に置くことをいいます。 個人情報取扱事業者が、個人データを自己以外の者が利用可能な状況に置く場合には、これを本人からの委託に基づき行う場合であっても、当該個人情報取扱事業者による個人データの「提供」に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			業者に) 個人データ等を利用できる状態にしているとも評価し得るように思われるが、この場合に「提供」を行っているのは利用者自身であり個人情報取扱事業者ではないという理解でよいか。 <理由> 個人情報取扱事業者による「提供」にあたるのか否かにより、第三者提供等に関する理解が変わるため。今後、Q&A等を通じ、明らかにしていただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
22	2-17	「提供」	該当箇所：通則編、26 ページ、2 行目 意見： 「個人データ等を利用できる状態にあれば」との記載について、様々な状態、方法が考えられるが、そのうち「提供」にあたるものの及びあたらないものの具体事例を本ガイドライン又は Q&A に記載頂きたい。例えば、「本人のデータの閲覧および入手はできないが、指定する年齢、購入履歴などの条件に合致する本人に新製品案内の電子メールを送信できるサービス」、「任意の指定した駅の時間帯、年齢区別の乗降者数の統計情報が得られるサービス」について。 理由：	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			解釈の明確化のため。例えば、個人データは参照できず、クエリを投げて統計情報のみを得るようなサービスもこれに含まれるように読み取れる。3-2 の亭例 6) とも関連して説明が必要と思われる。 【日本製薬工業協会】	
23	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	(該当箇所) 通則編の 26 ページ・6 行目 3-1-1 利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係) (意見) 個人情報保護法 15 条 2 項の「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」の外延を明らかにすること、これに該当するものを例示していただきたい。例えば以下の事項も当該範囲に認められることを明らかにしてほしい。 ・「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を、新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」「取得した行動履歴等の情報を第三者に提供いたします。」と利用目的を特定している場合において、これを「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」「取得した行動履歴等の情報を分析し、結	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。 なお、特定し直した利用目的については、法第 27 条第 1 項の規定に基づいて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」とそれぞれ利用目的を変更する場合 (理由) 本人から得た情報から行動・関心等の情報を分析する場合において、ガイドラインの各事例程度に利用目的が記載されることが必要だとすると、現在そこまでの記載がない事業者については利用目的の変更が必要になり、実務に大きな影響が出ることが予想される。この変更が個人情報保護法 15 条 2 項の「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」内のものでないとすると改めて本人から同意取得が必要になるため、当該範囲の外延を明らかにすること、そこまでの必要がないことの事例の例示を行うことで、事業者に見込み可能性を与えることが必要である。 【一般社団法人新経済連盟】	
24	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	<ページ、行> P26, L6 <記載> 3-1-1 利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係) <意見>	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を、新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」「取得した行動履歴等の情報を第三者に提供いたします。」と利用目的を特定している場合において、これを「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」「取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」とそれぞれ利用目的を変更する場合には、個人情報保護法 15 条 2 項の「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」内であると考えてよいか。 <理由> 本人から得た情報から行動・関心等の情報を分析する場合において、仮に各事例で挙げられている程度に利用目的が記載されることが必要だとすると、現在そこまでの記載がない事業者については利用目的の変更が必要になるところ、この変更が個人情報保護法 15 条 2 項の「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」内のものでないとする改めて本人から同意取得が必要になるため、そこまでの必要がないことを確認したい。 【楽天グループ株式会社】	なお、特定し直した利用目的については、法第 27 条第 1 項の規定に基づいて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。
25	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1	4 (3-1-1) 利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	賛同の御意見として承ります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		項関係)	法第 15 条において、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないとされています。 ガイドライン案において、「利用目的の特定」の趣旨及び、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理（いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化し、具体的な事例を記載したことは、大変効果的と考えます。 多くの個人は、自身が提供した情報から、行動・関心等の情報を分析して広告に利用したり、スコア化して第三者へ提供することなどを想定していません。個人データの処理とは具体的にどのようなことを行うのか、それをどのようなことに利用するのかなど、利用目的をできる限り具体的に特定すること、同時に、個人のすぐ目に付くところに記載するよう示してください。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	なお、個人情報取扱事業者は、特定した利用目的について、法第 18 条第 1 項の規定により本人に通知し、又は公表するとともに、法第 27 条第 1 項の規定により本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く必要があります。本人の知り得る状態とは、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことをいい、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。
26	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	1-1 (※1) において、「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことはならない。例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定で	「本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合」は、あくまで例示です。したがって、例示の他にも、本人が自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、どのような取

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			きる程度に利用目的を特定しなければならない。」とされている。「自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合」に該当するのは、例示されている「本人に関する行動・関心事の情報を分析する場合」の他にあり得るのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければなりません。
27	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	意見 1 「利用目的の特定」の趣旨を注記する「※1」は、例として「本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合」について記載しているが、問題となるのは、本人から得た情報から分析する場合に限られず、本人以外から得た情報のほか、どこから得るわけでもなく当該事業者が独自に（当該個人についてのものとして）生成したデータを用いる場合も同様に利用目的の特定が求められるのであるから、誤解されることのないよう、その旨も記載すべきである。 （該当箇所：通則編 3-1-1 利用目的の特定（法第 15 条第 1 項関係）※1） 理由 個人情報の概念について、国民の理解の中には、直接取得であれ間接取得であれ、本人から何らかの手段で取得するもの（間接	「本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合」は、あくまで例示であるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、御意見のとおり、本人から得た情報から分析する場合に限らず、本人以外から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合においても、事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定する必要があると考えられます。 また、「自らの個人情報」は、当該本人に係る個人情報を意味するところ、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		取得は、本人から直接取得した他の事業者を経由して取得するものということになる。)に限り該当するものであるとの誤解が少なくないように思われる。しかし、ガイドライン通則編が2-1「個人に関する情報」の解説で「事実、判断、評価を表す全ての情報であり」と説明するように、事業者が独自に個人について判断したり評価して作成した情報も当然に該当するものであり、そうした国民の誤解は払拭されなければならない。 その点、3-1-1「※1」の記載ぶりは、「本人から得た情報から」分析する場合に限って記述されていることから、上記の誤解を与えたり、既にそのような誤解をしている者の誤解を強化してしまうことになると懸念する。したがって、事業者が独自に個人について生成したデータを用いる場合についても記載するか、あるいは、「本人から得た情報から、」との句を削って限定しない書きぶりに改めるべきである。 その上で、事例1)及び2)は、「本人から得た情報から」分析する場合の例としてそのままよいとして、これらとは別に、事業者が独自に個人について生成したデータを用いる場合の「事例3)」を加えてはどうか。これに該当する例としては、人事考課において管理職が従業員についての評価を個人データとして構成する場合などが考えられる。 また、「※1」には「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか」との記述があるが、「自らの個人情報」	

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			との表現は、個人情報はその本人に帰属するものであるかのような誤解を与える（そのような誤解をしている者は現に少なくないと考えられ、この表現はそれらの誤解を強化してしまう）ので、「本人が、当該事業者における自分についての個人情報がどのように取り扱われることとなるか」などと修文してはどうか。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
28	3-1-1	利用目的の特定 （法第 15 条第 1 項関係）	（該当箇所） 通則編の 27 ページ・21 行目 （意見） 本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合には、具体的に利用目的を特定しようとするときは、どのような取扱いが行われるのか本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定できればよく、個別具体の分析の手法を利用目的に入れなければならないものではないという理解でよい。 （理由） 分析・算出の方法は必ずしも一つに絞られるものではなく、また技術発展により進歩を続けている分野でもあることから現時点で網羅的に想定しきことは困難であるところ、分析の手法を変えたことをもって「当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を	個別の事案ごとに判断することとなりますが、本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できる限り、必ずしも個別具体的な情報分析の技術的な手法まで含めて利用目的を特定する必要はないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			超えた利用」として再度同意を取得することは事実上制限されることとなり、新たな手法を導入しづらくなるため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
29	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	1. 通則編 (案) (番号) 3-1-1 (項目) 利用目的の特定 【確認】 (具体的な内容) ※1 が新設されているが、「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度」(3-1-1 本文参照) の説明として明確化の観点から追記されたものであり、「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度」として認められ得る範囲が今般の改正において変更となったわけではないという理解で良いか。 【一般社団法人 生命保険協会】	今般の改正は、技術の進展等に伴い、個人情報の取扱いが多様化・複雑化している中、本人にとっては、これまでの利用目的のみでは、どのように自身の個人情報が取り扱われているかを合理的に想定できなくなっている場合も考えられることから、利用目的の特定の趣旨に鑑み、本人が合理的に予測等できないような個人情報の処理が行われる場合、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定することを求めるものです。 したがって、「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度」の考え方自体を変更するものではありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
30	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	<条文> 3-1-1 (P. 27・3 行目～) <意見・理由> 利用目的の具体的な特定の程度は、あくまでも事業者の判断に委ねられていると解することによいか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が一般的かつ合理的に予測・想定できるかという観点から、利用目的をできる限り特定する必要があります。
31	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	1-2 例示されている、「本人に関する行動・関心事の情報を分析する場合」とは、本人から得た情報を用いて本人をプロファイリングする場合を指しており（なお、2020 年 10 月 14 日付 個人情報保護委員会「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（公表事項の充実）」13 頁ではいわゆる「プロファイリング」を念頭に置いているようである。）、多数の個人に関する情報を集約して一般的な傾向を分析し広告宣伝に活用する場合は該当しないと考えてよいか。このような場合は、「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合」に該当しないと考えてよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が一般的かつ合理的に予測・想定できるかという観点から、利用目的をできる限り特定する必要があります。
32	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	1-3 従前の実務では「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせ	技術の進展等に伴い、個人情報の取扱いが多様化・複雑化している中、本人にとっては、これま

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		項関係)	のために利用いたします」といったように最終的利用目的が記載されていれば、当該最終的利用目的達成手段としてAIやプロファイリングを用いているか否かの特定までは不要と解釈されてきたと思われる。しかしながら、今般の改正では「最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのか、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい」という最終目的特定性の要請は維持しつつも、「本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない」として目的達成手段である分析行為の特定までも要求することになっている。最終目的特定性で足りるという解釈と分析行為の特定までも要求する解釈は矛盾しないのか。矛盾しないとすれば、いかなる意味で整合的に説明できるのかを明らかにされたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	での利用目的のみでは、どのように自身の個人情報を取り扱われているかを合理的に想定できなくなっている場合も考えられることから、利用目的の特定の趣旨に鑑み、本人が合理的に予測等できないような個人情報の処理が行われる場合、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定することを求めることとしています。
33	3-1-1	利用目的の特定 (法第15条第1項関係)	1-4 【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】を見る限り、「分析」という表現を入れることがプロファイリングを行っていることの適切な説明になるという理解でよいか。例えば「AIによる	個別の事案ごとに判断されますので、一律にはお答えしかねますが、事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が一般的かつ合理的に予測・想定できるかという観点から、利用目的を特定する必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			分析」や「プロファイリングの実施」という表現までは不要でいいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
34	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	意見 2 利用目的を説明する文例として、「結果をスコア化した上で」との記述があるが、「スコア化」が何を意味するか十分な説明となっていないので、「信用スコア」、「内定辞退予測スコア」などの語を用いて、明確に記述すべきである。 (該当箇所：通則編 3-1-1 利用目的の特定（法第 15 条第 1 項関係）※1 事例 2)) 理由 事例 2) に、「結果をスコア化した上で」とあるが、「スコア」では一般的すぎる言葉ゆえに、これだけでは意味が通じないのではないか。この例示は、そのまま事業者の利用目的の通知・公表に用いられることが想定されるので、しっかりとした文で書く必要がある。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 事例 2) 「取得した行動履歴等の情報を分析し、<u>結果をスコア化した上で</u>、当該スコアを第三者へ提供いたします。」 【修正後】 事例 2) 「取得した行動履歴等の情報を分析し、<u>信用スコアを算出した上で</u>、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
35	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	1-5 例えば「取得した閲覧履歴等の情報を分析して、内定辞退率（あなたが特定の会社の内定を得た場合にそれを辞退する可能性の高低を 0 から 1 の間でスコア化したもの）を作成した上で、これを当社を通じてあなたがエントリーシートを提出した会社を提供します。」と利用目的を特定し、そのとおりに利活用することは、本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例に該当すると理解してよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに判断されますので、一律にはお答えしかねますが、事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が一般的かつ合理的に予測・想定できるかという観点から、利用目的を特定する必要があります。
36	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	<条文> 3-1-1 (P. 27・3 行目～) <意見・理由> 今回の改正により新たに「本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。」とされ、関連する事例が 2 点提示されたが、事業者における利用目的特定の検討・判断において本事例は大変参考になるため、さらなる事例の充実または Q&A 等での追加情報の充実をいただきたい (AI を活用した情報分析の事例等)。	ガイドラインや Q & A における事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	
37	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	3-1-1 利用目的の特定 27 ページ ➤ 事業者の適切な判断を促すべく、「利用目的の特定」に係る事例をより充実すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等について、今後とも引き続き検討してまいります。
38	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	3-1-1 利用目的の特定 27 ページ (※1) ➤ 「利用目的の特定」にあたり、個人データの処理方法等を詳細に公表することについて、利用目的の変更には該当しないことを明確にすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。 なお、特定し直した利用目的については、法第 27 条第 1 項の規定に基づいて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。
39	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	<ページ、行> P27, L18 <記載> 3-1-1 利用目的の特定（法第 15 条第 1 項関係）	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<意見> 事例１及び２として挙げられている事例は、【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】であるとされているが、逆に、「具体的に利用目的を特定していない事例」についても示していただきたい。 <理由> 現在の事業者のプライバシーポリシーを見たときに、個人情報を広告に用いることは記載されていても、分析をしたうえで広告に用いることや、結果をスコア化したうえでこれを提供することについては、必ずしも記載していないケースもあり得る。このような場合に、すべてのケースで事例１及び２として挙げられている程度の記載が必要だとすると、各事業者はプライバシーポリシーにおける利用目的を変更する手続を行わなければならないことから、いかなるケースにおいて当該利用目的の変更が必要になるかを確認したいため。 【楽天グループ株式会社】	
40	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係)	(該当箇所) 通則編の 27 ページ・18 行目 3-1-1 利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係) (意見)	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		事例１及び２として挙げられている事例は、【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】であるとされているが、「具体的に利用目的を特定していない事例」についてもあわせて示すことで、事業者の予見可能性を高めることをしてほしい。 （理由） 個人の利益を守る観点から利用目的が特定されているかどうかの判断要素考慮要素が必ずしも明らかでなく、事業者消費者に混乱がないようにきめ細かい手当てが必要と考える。現在の事業者のプライバシーポリシーを見たときに、個人情報を広告に用いることは記載されていても、分析をしたうえで広告に用いることや、結果をスコア化したうえでこれを提供することについては、必ずしも記載していないケースもあり得る。このような場合に、すべてのケースで事例１及び２として挙げられている程度の記載が必要だという意味なのか、どういう記述が必須要素なのかは必ずしも明らかでない。記載が必要だとすれば、各事業者はプライバシーポリシーにおける利用目的を変更する手続を行わなければならないことから、実務に大きな影響を及ぼすことになる。事業者の予見可能性を明らかにするため、明らかに利用目的を特定しているというものと明らかに特定していないという典型事例を書くことにより事業者に予見可能性を与え最終的な書きぶりは事業	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			者の判断にゆだねることがバランスの取れた実効性のある制度運用になる。 【一般社団法人新経済連盟】	
41	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係) P27	通則編 P27 3-1-1 利用目的の特定(法第 15 条第 1 項関係) 【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】について下記の記述が加われました。 「事例 1)「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」 一方、事例の前の説明文としては下記の記述となっています。 「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。」 事例に示された「広告のために利用いたします。」では、どのような手法による広告なのか(DM が送付されてくるのか、個人携帯に POPinfo で送信されてくるのか、街を歩いていると自分向けの商品の写真が描かれたアドバルーンがあがっているというの	本ガイドライン(通則編)案 3-1-1 の【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】で明示した利用目的について、本人は自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、当該利用目的から一般的かつ合理的に予測・想定できると考えられるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			か) が書かれておらず、利用目的から合理的に予測・想定できない悪い事例になってしまっています。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
42	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係) P27	通則編 P27 3-1-1 利用目的の特定(法第 15 条第 1 項関係) 【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】について下記の記述が加わりました。 「取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」 一方、事例の前の説明文としては下記の記述となっています。 「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。」 事例に示された「行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した」では、「行動履歴の取得」が本人に通知または公表された個人情報の利用目的の範囲であるのか、法第 17 条違反となっていない取得と言えるのか、さらに職業安定法など他の法令違反となる行為となっていないのかが怪しい状態であり、到底勧められないような悪い事例になってしまっています。	本ガイドライン(通則編)案 3-1-1 では、事業者の理解を助けることを目的として事例を記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事業者の誤解を生じさせないことが本ガイドラインの目的である以上、書くのであれば、もっと問題の無い事例を載せるべきではないでしょうか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
43	3-1-1	利用目的の特定 (法第 15 条第 1 項関係) P28	◆通則編 P. 27 3-1-1 ※1 3 段落目 ◆「例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取り扱いが行われているかを本人が予測・特定できる程度に利用目的を特定「しなければならぬ。」とあるが「特定することが望ましい」と修正すし、何が義務で何が「望ましい」事項なのかを明確化させるべきである。 ◆該当箇所の 3-1-1 本文を見ると、前半は法 15 条 1 項と同内容を義務として記載しており、後半は利用目的に特定の程度について、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することを、「望ましい」水準として示す記載となっている。ところが、この後半部分に対する注である※1 は、本人が想定できる程度に、という水準を示しているという点で本文後半と同等の要求の記載であるにもかかわらず、「しなければならぬ」とされており、不整合である。	利用目的の特定の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることです。 技術の進展等に伴い、個人情報の取扱いが多様化・複雑化しているところ、例えばいわゆる「プロファイリング」といった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する取扱いが行われていることについては、本人がこれを合理的に予測・想定できないと考えられることから、本ガイドライン（通則編）案 3-1-1 においては、かかる取扱いを行う場合には、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定する必要があると考え、これを明確化しています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			（意図があってかき分けているのであれば、本人から得た情報から行動・関心等を分析する場合に限って「しなければならない」としている趣旨を明記していただきたい。） 【個人】	
44	3-1-1	利用目的の特定 （法第 15 条第 1 項関係）	1-6 従前のプライバシーポリシーでは AI による分析行為まで特定していなかった会社が存在する場合、今般の改正により利用目的に分析行為の内容を追記するプライバシーポリシーの改訂が必要になると考えられる。この場合、利用目的変更のための同意取得（法 16 条 1 項）を要するのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。 なお、特定し直した利用目的については、法第 27 条第 1 項の規定に基づいて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。
45	3-1-1	利用目的の特定 （法第 15 条第 1 項関係）	1-7 「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合」に該当するケースについて、「広告を配信するため」という利用目的を「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた広告を配信するため」と変更する場合、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」内の変更（法 15 条 2 項）と考えてよいのか。	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。 なお、特定し直した利用目的については、法第 27 条第 1 項の規定に基づいて、本人の知り得る状態

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。
46	3-1-1	利用目的の特定 （法第 15 条第 1 項関係）	3-1-1 利用目的の特定（P27） ・確認 5: 利用目的の変更に掛かる同意再取得不要の確認 本ガイドラインに従って、利用目的に処理の内容を追加した場合であっても、 最終的な処理の目的に変更がない場合には、利用目的の変更に係る同意を取得する必要がないことを確認したい。 【匿名】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。 なお、特定し直した利用目的については、法第 27 条第 1 項の規定に基づいて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。
47	3-1-1	利用目的の特定 （法第 15 条第 1 項関係）	■個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-1-1 利用目的の特定（27 ページ） ●各事業者のプライバシーポリシー等で共通している事項として、取扱う個人情報の種類とその目的が別の章立てで記載されており、どの個人情報がいかなる目的で取扱われるのかが不明確な点がある。そこで、「利用目的の特定」、そして「利用目的の通知又は公表」（3-3-3）との関係で、取扱う個人情報の種類とその目的が、消費者の観点から分かりやすいように特定ないし示すべき旨、Q&A でも良いが、ご記載いただきたい。	個別の事案ごとに判断されますので、一律にはお答えしかねますが、事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が一般的かつ合理的に予測・想定できるかという観点から、利用目的を特定する必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	
48	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	3-2 不適正利用の禁止 30 ページ ➤ 事業者による個人データ利活用を過度に委縮させないよう、事例を充実するなどにより、何が「不適正利用」に該当するのかが分かりやすくなるようにすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	本ガイドライン（通則編）案においては、不適正利用に該当する事例を複数挙げる等により、解釈を明確化しておりますが、今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。
49	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	（該当箇所）通則編の 30 ページ・10 行目 （意見）法第 16 条の 2 にある「方法」とは、手段のみならず、利用目的や利用後に発生しうる事象も含まれるのか。違うのであれば事例を再考してほしい。 （理由）事例を読む限りそのように読めるため。 【匿名】	改正後の法第 16 条の 2 の不適正利用の該当性の判断に際しては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえ、個別に判断する必要があります。 例えば、事例 4 については、個人情報の「提供」という利用の態様そのものに加え、当該提供の時点で個人情報取扱事業者が認識していた事情を前提とすれば提供先による違法な第三者提供がなされることを予見できたという個人情報取扱事業者の予見可能性等も踏まえ、不適正利用に該当するとしています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
50	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-7 個人情報保護法16条の2は「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」と定めている。この文言に照らすと、個人事業取扱事業者Xが、第三者Yの違法又は不当行為を助長又は誘発するおそれがある方法での個人情報利用が規制されるとも読めるが（解釈A）、個人情報取扱事業者XがX自身における違法又は不当行為を行うことをX自身に対して「助長」又は「誘発」させる方法での個人情報利用も規制対象とする趣旨か（解釈B）否か。解釈Bは「助長」又は「誘発」の文言と乖離することにはならないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	違法又は不当な行為を「助長」するおそれがある方法による個人情報の利用とは、個人情報の利用が、直接に、既に存在する特定の違法又は不当な行為をさらに著しくするおそれがあることをいいます。また、違法又は不当な行為を「誘発」するおそれがある方法による個人情報の利用とは、個人情報の利用が原因となって、違法又は不当な行為が新たに引き起こされるおそれがあることをいいます。 個人情報取扱事業者が自らの違法又は不当な行為を「助長」し、又は「誘発」するおそれがある方法により個人情報を利用する場合も、改正後の法第16条の2により禁止される不適正利用に該当します。
51	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-8 事例1）は個人事業取扱事業者Xが、第三者Yとしての貸金業者による平穩侵害権侵害となる「違法」行為を「助長」することを禁止するものであり、解釈Aの枠内で説明できる。事例2）はウェブサイト運営者Xが不特定多数の第三者Yによる「違法」な差別を「誘発」することを禁止するものとして、解釈Aにより説明できる。事例3）は個人事業取扱事業者Xが第三者Yである暴力団員による「不当」行為又は要求を「助長」することを禁止するものとして、解釈Aにより説明できる。事例4）は個人	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			情報取扱事業者 X が第三者である名簿屋 Y による個人情報保護法 23 条違反の行為を助長又は誘発する行為を禁止するものとして、解釈 A により説明できる。事例 6) は広告配信事業者 X が第三者である違法広告配信をする者 Y の違法行為を「助長」又は「誘発」するものとして、解釈 A により説明できなくはない。しかし、事例 5 は解釈 A によっては説明できず、解釈 B をも規制対象とする趣旨でなければ説明できないと思われる。事例 5) において「助長」又は「誘発」される「違法」行為の主体は事例 5) でいう「採用選考を通じて個人情報を取得した事業者」自身ということになるか、回答されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
52	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	2-9 (*2) で「「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否か」と「当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められない」の双方が記載されているが、要するに「社会通念上蓋然性が認められるか否か」の判断と「一般的な注意力をもってしても予見でき」る状況であったか否かの判断は一致すると理解してよい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第 16 条の 2 における「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断されます。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要があります。予見可能性の有無については、一般的な注意力を基準として判断することになります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
53	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）P30	個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為（※1）を助長し、又は誘発するおそれ（※2）がある方法により個人情報を利用してはならない。 （※2）抜粋：当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。 「一般的な注意力」とは？ 【個人】	字義のとおり、事業者の業務において一般的に要求される程度の注意力を想定しています。
54	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	<ページ、行> P30、L4 <記載> 「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。・・・当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。 <意見>	個人情報の第三者提供の場面において、提供元に対して提供先の利用目的等の確認を求める趣旨ではありません。 もっとも、例えば、提供の時点において、提供先が個人情報を違法に利用していることを疑わせる事情があり、提供元が自己の提供した個人情報も違法に利用されることを一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を提供した場合には、提供元の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、提供に先立って提供先の利用目的等を確認することは望ましいと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報を提供する場面において、提供先が違法・不当な目的で利用するか否かについての特段の確認義務を提供者に事実上課す趣旨なのか否か、そうではない旨を明確にしていきたい。 <理由> 提供先において、結果的に違法行為として利用される場面等も起こり得るところ、個人情報の提供の利活用に対して萎縮効果を生まない配慮を願いたい。 【楽天グループ株式会社】	
55	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	（該当箇所） 通則編の30ページ・4行目以降 『「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。・・・当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。』 （意見）	個人情報の第三者提供の場面において、提供元に対して提供先の利用目的等の確認を求める趣旨ではありません。 もっとも、例えば、提供の時点において、提供先が個人情報を違法に利用していることを疑わせる事情があり、提供元が自己の提供した個人情報も違法に利用されることを一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を提供した場合には、提供元の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、提供に先立って提供先の利用目的等を確認することは望ましいと考えられます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報を提供する場面において、提供先が違法・不当な目的で利用するか否かについての特段の確認義務を提供者に事実上課す趣旨ではないことを明確にしてほしい。 (理由) 提供先において、結果的に違法行為として利用される場面等も起こり得るところ、個人情報の提供の利活用に対して萎縮効果を生まない配慮も必要であり、一般的な注意力を求めている趣旨を反対解釈すれば上記意見のとおりと考えるのでそれを明確にしてほしい。 【一般社団法人新経済連盟】	
56	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-2 不適正利用の禁止 <意見> 「(※2)「おそれ」の有無は…個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。…当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解され	本人同意に基づく個人データの第三者提供の場面において、提供元に対して提供先の利用目的等の確認を求める趣旨ではありません。 もっとも、例えば、提供の時点において、提供先が個人情報を違法に利用していることを疑わせる事情があり、提供元が自己の提供した個人情報も違法に利用されることを一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を提供した場合には、提供元の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、提

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			る」について、個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得て個人データを第三者に提供する場合における、個人情報取扱事業者の（当該第三者による違法または不当な行為に係る）一般的な注意力の程度は、どの程度の水準のものになるかを確認したい。また、「一般的な注意力をもってしても予見できない状況」の具体例について Q&A 等で明らかにしていただきたい。 <理由> 委託先に対する監督と同等の水準を求めるものではないことを確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	供に先立って提供先の利用目的等を確認することは望ましいと考えられます。 また、改正後の法第 16 条の 2 における「おそれ」の有無は、個人情報の利用の方法等の客観的な事情に加え、個人情報の利用の時点を基準とする個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性を踏まえて判断されます。そのため、本人同意に基づく個人データの第三者提供の場面において、提供元に対し、提供後の提供先による個人データの取扱状況の監督を求めるものではありません。 「一般的な注意力をもってしても予見できない状況」については、事業者の業務において一般的に要求される程度の注意力を前提として、個別の事案ごとに判断する必要があります。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。事業者において判断に迷われる場合には、当委員会に御相談ください。
57	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	（該当箇所） 通則編の 30 ページ・下から 8 行目 （意見）	プロファイリングに関連する個人情報の取扱いについても、それが「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		「【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】」に、「AI・コンピュータの個人データ等の自動処理（プロファイリング）の行為のうち、個人の権利利益の侵害につながるもの」を明示すべきである。 （理由） 本人の認識や同意なく、ネット閲覧履歴、購買履歴、位置情報・移動履歴や SNS やネット上の書き込みなどの情報を AI・コンピュータにより収集・分析・加工・選別等を行うことは、2019 年のいわゆるリクナビ事件や、近年の AI 人材会社を標ぼうするネット系人材紹介会社等の実務のように、本人が予想もしない不利益を被る危険性がある。このような不利益は、差別を助長するようなデータベースや、違法な事業者に個人情報を第三者提供するような行為の不利益と実質的に同等であると考えられる。 また、日本が十分に認定を受けている EU の DGPR22 条 1 項は、「コンピュータによる自動処理のみによる法的決定・重要な決定の拒否権」を定め、EU が 2021 年 4 月に公表した AI 規制法案も、雇用分野の人事評価や採用の AI 利用、教育分野における AI 利用、出入国管理などへの AI 利用などへの法規制を定めている。この点、2000 年労働省「労働者の個人情報保護の行動指針」第 2、6(6)や厚労省の令和元年 6 月 27 日労働政策審議会労働政策基本部会報告書「～働く人が AI 等の新技術を主体的に活	情報の利用に当たる場合には、不適正利用に該当する可能性があります。プロファイリングの目的や得られた結果の利用方法等を踏まえて個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			かし、豊かな将来を実現するために～」9頁10頁、いわゆるリクナビ事件に関する厚労省の通達（職発 0906 第3号令和元年9月6日）等も、電子機器による個人のモニタリング・監視に対する法規制や、AI・コンピュータのプロファイリングに対する法規制およびその必要性を規定している。 日本が今後も EU の GDPR の十分性認定を維持し、「自由で開かれた国際データ流通圏」政策を推進するためには、個人の権利利益を保護するため、AI・コンピュータによるプロファイリングに法規制を行うことは不可欠である。 したがって、「AI・コンピュータの個人データ等の自動処理（プロファイリング）の行為のうち、個人の権利利益の侵害につながるもの」を「【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】」に明示すべきである（「不適正利用の禁止義務への対応」『ビジネス法務』2020年8月号25頁参照）。 【個人】	
58	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-10 「不当」な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用の例を、より多く挙げられたい。現状では、事例3以外の5つの事例はいずれも「違法」な行為の助長・誘発に関するものであり、「不当」な行為に関する例が乏しい。そして、事例3についても、暴力団員による暴力的要求行為はそ	例えば、事例3における「暴力団員による暴力的要求行為等の不当な行為」には、厳密には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条の規定により禁止される行為を構成しない場合が含まれ得るものと考え

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			もそも違法行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条違反）と言えるし、総会屋の不当要求についても会社法第970条に一定の規制が設けられていることから、いずれも「違法」又はそれに準じたものと言うことができ、典型的な「不当」行為の例とは言い難いように思われる。令和2年改正の参議院内閣委員会の付帯決議第3項において、「個人情報の不適正な利用の禁止に関しては、個人の権利利益を保護しつつ個人情報の適切な利活用を促すため、ガイドライン等において、『違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法』の具体的な事例を挙げるなど、可能な限り明確化を図ること。」とされていたことを踏まえ、事業者の予測可能性を担保する観点から、「不当」な行為の助長又は誘発に関する例をより多く挙げられたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	えており、事例3は、「不当な」行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用の例でもあると考えています。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。
59	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）P30	通則編 P30 3-2 不適正利用の禁止（法第16条の2関係） 違法又は不当な行為（※1）の解説として下記の記述が加わりました。 「（※1）「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令	改正後の法第16条の2における「違法又は不当な行為」に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断されますが、優越的な地位を濫用する目的での行為が、法令違反を構成する行為、又は法令の制度趣旨若しくは公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為に該当する場合には、「違法又は不当な行為」に該当します。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。」 この中に、「優越的な地位を乱用する目的での利用」は含まれるのか否かの丁寧な解説を望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。
60	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	3. Restriction on unlawful or undue use of personal data (Art 16-2 of the APPI) (GL (General Rules), pp. 30-32) 3-2 不適正利用の禁止（法第16条の2関係）（p. 30-32） 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為（※1）を助長し、又は誘発するおそれ（※2）がある方法により個人情報を利用してはならない。 （※1）「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう） Comments	改正後の法第16条の2における「おそれ」の有無は、個人情報の利用の方法等の客観的な事情に加え、個人情報の利用の時点を基準とする個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性を踏まえて、個別の事案ごとに判断されます。 「不当」な行為とは、法令の制度趣旨や公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいい、その該当性は、個別の事案ごとに判断されますが、恣意的・主観的に判断されるものではありません。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		- It is important that the GL clarify that the provision will only be breached if the Handling Operator had intended that the use of information would facilitate or induce an illegal or unjustifiable act. - The GL should clarify the definition of unjustifiable act, and this type of test should be based on accepted international standards (e.g. international human rights standards) rather than individual subjective judgements. コメント - GL では、本規定に違反することとなるのは、個人情報取扱業者が情報の使用によって違法または不当な行為を助長または誘発することを意図していた場合のみであることを明確にすることが重要である。 - GL は不当な行為の定義を明確にすべきであり、この種のテストは個人の主観的な判断ではなく、受け入れられた国際基準（例：国際人権基準）に基づくべきである。 Reasons	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		- The underlying provision in Article 16-2 is problematic because any information could be used as part of an illegal or unjustifiable act and it is important that this provision does not stifle the sharing of all information because of the risk that it could potentially be used as part of an illegal or unjustifiable act. - The proposed definition of “unjustifiable act” is too broad and vague and sets too low a standard. Concepts such as what is “socially acceptable” based on violating morals are highly subjective. Each person’s moral standard is different and it is not possible for a Handling Operator to understand and comply with the moral standards of all of its data subjects. 理由 - いかなる情報も違法または不当な行為の一部として使用される可能性があるという点に照らせば、根拠規定である個人情報保護法第16条の2にはそもそもの問題がある。また、違法または不当な行為の一部として使用され	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			る可能性があるというリスクのために、この規定がすべての情報の共有を妨げないことが重要である。 提案されている「不当な行為」の定義は、広すぎて曖昧であり、基準が低すぎると思います。モラルに反することを前提とした「社会通念上適正とは認められない行為」というような概念は、非常に主観的なものである。モラルの基準は人それぞれであり、「取扱事業者」がすべてのデータ対象者のモラルを理解し、遵守することは不可能である。 【Asia Internet Coalition (AIC)】	
61	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	意見 3 不適正利用の例（事例 1）乃至 6）に、採用選考に関する事例として、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含む行政機関が保有する個人情報を、就職希望者に行政機関に対する本人開示請求をさせて取得させ提供させることにより取得した要配慮個人情報を、当該採用選考に利用する場合を追加してはどうか。 （該当箇所：通則編 3-2 不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係） 事例） 理由	改正後の法第 16 条の 2 における「おそれ」の有無は、個人情報の利用の方法等の客観的な事情に加え、個人情報の利用の時点を基準とする個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性を踏まえて、個別の事案ごとに判断されます。 「不当」な行為とは、法令の制度趣旨や公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいい、その該当性は、個別の事案ごとに判断されます。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏ま

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		拘置所内で治療を受けた際の診療録を本人が開示請求した事案で、行政機関個人情報保護法 45 条 1 項（刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外）の規定により本人開示制度の対象外とされたことを不服とし、争われた裁判で、最高裁は、開示請求の対象となり得る旨の（同法 45 条 1 項所定の保有個人情報に当たらないとする）判決を下した（最判令和 3・6・15 裁判所 Web）。同法 45 条 1 項がそのように規定された理由は、「例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される」（総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（ぎょうせい、2005 年）183 頁）として、「開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険があるなど……社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。」（同）と解説されている。最高裁判決はそのような危険の現実性について判断していないが、そもそもこのような危険が現実が生じ得るのかには疑義のあるところと考えられる。 その点、令和 2 年改正により、不適正利用が禁止されることで、このような、雇用主が前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報の本人開示請求をさせて採用選考に利用することは、個人情報保護法違反となると考えられる。行政機関個人情報保護法 45 条 1 項の規定は、民間部門に不適正利用を禁止する規制がなかった時点で懸念されていたことに基づいたもの（最初にこの規定が設けら	え、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			れたのは、昭和 63 年の行政機関電算処理個人情報保護法 13 条 1 項ただし書であり、当初から同様に理由づけ（総務庁行政管理局監修『新訂版 逐条解説個人情報保護法』（第一法規、1991 年）158 頁）がなされていた。）であり、令和 2 年改正によって解決され、その意義は解消することになると考えられる。 そのことを明らかにするために、そのような場合が不適正利用の禁止に該当する旨を示す事例を追加してはどうか。また、令和 3 年改正後の個人情報保護法 122 条 1 項を将来改正することが考えられる。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
62	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	【該当箇所】 通則編 3-2 不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係） 【意見】 事例 1 において、「違法な行為を営むことが疑われる事業者」の例として、「貸金業登録を行っていない貸金業者等」が示されているが、「消費者等に対して、特定商取引に関する法律や当該事業者の業法に違反して勧誘行為を繰り返し行う事業者」も例示に含めるべきである。 【理由】	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）やその他の法令に違反して営業行為を行っている事業者からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する行為も、不適正利用に該当し得ます。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏ま

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「消費者等に対して、特定商取引に関する法律や当該事業者の業法に違反して勧誘行為を繰り返し行う事業者」は、「違法な行為を営むことが疑われる事業者」に含まれるものと考えられるが、実際に例示されることで、個人情報の不適正利用の抑止、消費者被害の拡大防止に効果があると考えられるため。 【日本司法書士会連合会】	え、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。
63	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-1事例2)において例えば、国立印刷局は、「破産」というキーワードで検索できる官報データベースの提供をしているが、このような官報データベースの提供そのものが（当該提供事業者に16条の2が適用されることを前提に）16条の2に違反するという理解でいいか。そうではないならば、16条の2に違反する事例とどこに違いがあるということか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別のサービスに関する回答はしかねますが、一般論として、不適正利用の該当性は、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」について社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断されます。その判断に当たっては、個別の事案に応じて、当該データベースの性質・機能や、当該データベースに不特定多数の者が閲覧することのできるものか等も踏まえる必要があると考えられます。
64	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-2事例2)及び事例5)で「違法な差別」との用語があるが、どのような差別であれば「違法な差別」に該当せず、従って、不適正利用に該当しないことになるのか。例示されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「違法な差別」は、改正後の法第16条の2における「違法又は不当な行為」の例として記載したものです。 「違法又は不当な行為」の該当性は、当該行為が、法令違反を構成する行為、又は法令の制度趣旨若しくは公序良俗に反する等、社会通念上適正

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				とは認められない行為に該当するか否かにより、個別の事案ごとに判断されます。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。
65	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-3事例3)に関し、暴力団等から「どこにいても自分が排除される、お前らがリストを作って排除しているのではないか」と脅迫され、その脅迫の結果やむなく反社名簿を暴力団等に開示することは「みだり」に開示した訳ではないと理解してよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	不適正利用の該当性は、個人情報の利用の方法が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある」かどうかにより個別の事案ごとに判断されます。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。
66	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	<頁 行目> 31 頁 5 行目 <意見> 意見①<3-2 不適正利用の禁止>事例3 事例3) 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止	暴力団員等の個人情報の例に関しては、暴力団員等に対して、当該暴力団員等を本人とする個人情報を開示する場合や、当該個人情報が存在することを明らかにする場合であっても、各事業者が当該本人を「暴力団員等」に該当すると判断していることを当該本人が認識すること等により、各事業者に対する「違法又は不当な行為」を助長

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合 暴力団員等の個人情報と、各事業者の責任者の名簿では性格も異なり、不当な行為・要求の助長・誘発のおそれも異なるものと考えます。また、（暴力団関係の個人情報でなくても）個人情報は「みだりに開示」は行うべきではない認識です。 このため、本規定の趣旨、想定される状況・リスクを明確に記載いただくことを希望します。 <理由> 事例の本質について、正しい理解を行いたため。 事例の書き方がわかりにくいため。 【ソフトバンク株式会社】	し、又は誘発するおそれがあり得ることを念頭に置いたものです。 また、各事業者の責任者の名簿等に関する例については、暴力団員等に対して、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を開示する場合や、当該名簿等が存在することを明らかにする場合には、各事業者に対する「違法又は不当な行為」を助長し、又は誘発するおそれがあり得ることを念頭に置いたものです。
67	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-4 事例4）の「個人情報を提供した場合、提供先において法第23条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合」について、どのような事情があれば該当するのか具体例を提示されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、提供先の第三者が違法な個人データの第三者提供を行っていることを現に認識しながら、当該第三者に対して、個人情報を提供する場合等が考えられます。 今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏ま

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				え、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。
68	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	（番号） 3-2 （項目） 不適正利用の禁止 【確認】 （具体的な内容） 事例 4 において、「予見できるにもかかわらず」とあるが、これは個人データの第三者提供の提供元として「第三者提供時の記録義務」を履行するうえで取得する「提供先に係る情報」をもって予見できる場合を指し、当該義務以外の確認等義務が別途求められるものではないという理解で良いか。 【一般社団法人 生命保険協会】	本人同意に基づく個人データの第三者提供の場面において、提供元に対して提供先の利用目的等の確認を求める趣旨ではありません。 もっとも、例えば、提供の時点において、提供先が個人情報を違法に利用していることを疑わせる事情があり、提供元が自己の提供した個人情報も違法に利用されることを一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を提供した場合には、提供元の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、提供に先立って提供先の利用目的等を確認することは望ましいと考えられます。
69	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	（該当箇所） 通則編の 31 ページ・11 行目以降 3-2 不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	改正後の法第 16 条の 2 は、個人情報の不適正な利用による個人の権利利益の侵害を防止する観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(意見) 不適正利用の禁止に該当するとされている事例 4 は、削除すべきである。 (理由) 1. 提供先が法 23 条 1 項に違反する第三者提供を行うことは、あくまでも提供先自身の違反行為となるものである。提供先と共同して行うことを合意するなど提供元自らが不適正利用をしていると評価できる例外的な場合を除いて、提供元による個人情報の不適正利用であるとするのは不適切である 2. 提供元の予見可能性を過度に問題にすることは、提供元に対して、提供に関する同意取得義務を超えた新たな調査義務を課すことにもなりかねず、その意味でも適切でない。 【一般社団法人新経済連盟】	するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止するものです。 提供先が法第 23 条第 1 項に違反する第三者提供を行うことを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して個人情報を提供する場合、当該提供先による「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用に該当すると考えられます。 なお、事例 4 は、個人情報の第三者提供の場面において、提供元に対して提供先の利用目的等の確認を求める趣旨ではありません。 もっとも、例えば、提供の時点において、提供先が個人情報を違法に利用していることを疑わせる事情があり、提供元が自己の提供した個人情報も違法に利用されることを一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を提供した場合には、提供元の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、提供に先立って提供先の利用目的等を確認することは望ましいと考えられます。
70	3-2	不適正利用の禁止(法第 16 条の 2	(2) 通則編 P30 10 行目 改正後	改正後の法第 16 条の 2 における「おそれ」の有無は、個人情報の利用の方法等の客観的な事情

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		関係) P30 10 行目 【個人情報取り扱い事業者が違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】	【個人情報取り扱い事業者が違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】 ガイドラインにて、「(不当行為を) 予見できるにもかかわらず」という明示が示されている為、「助長しまたは誘発するおそれがある方法」についても「予見あるいは助長しまたは誘発するおそれがある方法」として「予見を」明示し、以後の事例の「予見」を推測できる状態が理解しやすいと考えます。 あくまでも、単なる文章の語句の訂正という意味ではなく、ガイドラインとしての全体的な把握を「予見」という言葉により事例が変更されても推測できる状態に置くことができると考えます。 【個人】	に加え、個人情報の利用の時点を基準とする個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性を踏まえて判断されるため、御指摘のように「予見」の点のみを特出しして記載するのは適切ではないと考えます。
71	3-2	不適正利用の禁止(法第 16 条の 2 関係)	(該当箇所) 通則編 30 頁 3-2 不適正利用の禁止(法第 16 条の 2 関係) 【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】事例 4	改正後の法第 16 条の 2 における「おそれ」の有無は、個人情報の利用の方法等の客観的な事情に加え、個人情報の利用の時点を基準とする個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性を踏まえて、個別の事案ごとに判断されます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(意見) ガイドライン案 31 頁では、法第 16 条の 2 に該当する事例として、「個人情報を提供した場合、提供先において法第 23 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合」(事例 4) が挙げられているが、提供者が、提供先との間の契約において第三者提供を禁止する、又は法第 23 条第 1 項に違反する第三者提供を禁止する旨の定め(以下「第三者提供禁止条項」という。)がある場合、提供者が法第 23 条第 1 項に違反する第三者提供を行っていることを知りながらあえて第三者提供禁止条項を定めていたといった特段の事情のない限り、法第 16 条の 2 に該当しないという理解でよい。 (理由) 上記事例 4 により、提供者として過剰な調査負担を強いられることや、結果責任を負わされるのではないかという懸念が生じることが考えられる。 提供者が提供先との契約において第三者提供禁止条項を定めた場合、提供先において法第 23 条第 1 項に違反する第三者提供を契約上拘束する意図が明確であるといえ、特段の事情のない限り法第 16 条の 2 に反しないという理解でよいことを確認したい。	そのため、御指摘の契約条項の存在のみによって、直ちに「おそれ」が認められないと判断されるわけではありません。 もっとも、提供先による個人情報の違法な取扱いを防止する観点から、当該契約条項を定めておくことは望ましい取組の一つであると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社ユーザベース】	
72	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	<ページ、行> P31, L11 <記載> 3-2 不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係） <意見> 不適正利用の禁止に該当するとされている事例 4 は、単なる予見可能性をもって不適正利用に該当するとしており、本事例の拡大解釈により、法文の趣旨を超えた過度な責任及び負担を課すものとなりかねず、削除すべきである。削除しない場合でも、最低限、本事例の趣旨及び適用範囲を明確にしていきたい。 <理由> 提供先が法 23 条 1 項に違反する第三者提供を行うことは、あくまでも提供先自身の違反行為となるものである。提供元においてこれを予見できたからといって、提供先と共同して行うことを合意するなど提供元自らが不適正利用をしていると評価できる例外的な場合を除いて、提供元による個人情報の不適正利用であるとするのは困難であるため。また、このような場合に提供元の予見可能性を問題にすることは、提供元に提供に関する同意取得義務を超えた新たな調査義務を課すことにもなりかねず、適切でないため。	改正後の法第 16 条の 2 は、個人情報の不適正な利用による個人の権利利益の侵害を防止する観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止するものです。 提供先が法第 23 条第 1 項に違反する第三者提供を行うことを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して個人情報を提供する場合、当該提供先による「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用に該当すると考えられます。 なお、事例 4 は、個人情報の第三者提供の場面において、提供元に対して提供先の利用目的等の確認を求める趣旨ではありません。 もっとも、例えば、提供の時点において、提供先が個人情報を違法に利用していることを疑わせる事情があり、提供元が自己の提供した個人情報も違法に利用されることを一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を提供した場合には、提供元の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、提

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【楽天グループ株式会社】	供に先立って提供先の利用目的等を確認することは望ましいと考えられます。
73	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	1. 通則編P.31 10行目の「個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」の事例5の「採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合」について、性別は本人が生まれながらにして有する個人情報の属性であるが、これに対して、「国籍」は、「法的地位」であり、本人の意思で変更することもできないものではなく、個人情報保護委員会通則編においても、個人情報の属性として明記していない。なお、個人情報保護委員会通則編p.16は、国籍が、「人種」という個人情報の属性に該当しないことを明記している等から個人情報の属性と積極的にいいうるかは疑わしい。 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いをしたことが訴訟となった実例があるのか。日産自動車事件（最判昭和56年3月24日）は性別のよる就業条件の差別を違憲と判断した先例となるものであるが、国籍に関し同様な先例があるか疑わしい。	事例5は、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、採用選考を通じて取得した個人情報を利用する行為が不適正利用に該当することを例示するものです。 例えば、労働基準法（昭和22年法律第49号）第3条は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをすることを禁止しているため、例えば、使用者が国籍のみを理由として労働者の労働条件について差別的取扱いをする行為は、改正後の法第16条の2における「違法」な行為に該当し得ると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			したがって、本事例には、先例を踏まえた事例かどうか疑わしく、さらに、採用企業に対する萎縮的效果も認められる可能性がある。 よって、本事例の国籍に関する部分は、裁量的判断を逸脱したか、誤ったか、適切とはいいがたいので、削除すべきでないかと考える。 【匿名】	
74	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-5 事例5)の採用選考の事例について、労働法学上、政党や宗教団体など、事業の目的と特定の思想、信条が結びついたりする「傾向事業」について、かかる事業目的と相容れない思想、信条をもつ労働者を解雇することが一定の範囲で許容されている（水町勇一郎『詳解 労働法』（2019年 東京大学出版会）308～309頁）が、このような「傾向事業」のケースは「違法な差別」に該当しないこととなるのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	事業目的と相容れない思想・信条をもつ労働者を解雇すること等が、改正後の法第16条の2における「違法又は不当な行為」に該当するか否かは、当該行為が、法令違反を構成する行為、又は法令の制度趣旨若しくは公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為に該当するか否かにより、個別の事案ごとに判断されます。
75	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	2-6 事例6)において「違法な商品」の場合が例示されているが「違法な広告」（例えば景表法違反）でも、事例6)と同様に16条の2違反でいいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	不適正利用の該当性は、個人情報の利用の方法が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある」かどうかにより個別の事案ごとに判断されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				したがって、個人情報の利用の方法が違法な広告の配信・表示等の「違法」な行為を「助長し、又は誘発するおそれがある」場合には、不適正利用に該当し得ます。
76	3-2	不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）	意見 4 不適正利用の例のうち、事例 6) の「広告配信」は、ダイレクトメールに限られず、Web 広告の場合を含むものと理解したが、その場合に、「当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報」とは具体的に何を指すのかが明らかでない。違法薬物等の広告を配信するに適した閲覧者にターゲティングするために作成したコホートラベルなどが該当すると考えられるが、その理解でよいか。 （該当箇所：通則編 3-2 不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係） 事例 6） 理由 ダイレクトメールによる広告配信では、「当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報」は、ダイレクトメール送付の宛先としての住所・氏名を意味するものと理解できるが、Web 広告の場合には、宛先を要しない（全ての閲覧者に表示させることもできる）ので、「当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報」が何を指すのかが必ずしも明らかでない。個人情報	事例 6 は、違法な商品の広告配信のために、自社で取得した住所又はメールアドレス等を含む個人情報を利用する場合を想定した例ですが、これ以外の個人情報についても、違法な商品の広告配信のために利用する場合には、不適正利用に該当する可能性があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			報保護法の法目的に照らせば、この場合に利用する個人情報、違法薬物等の広告を配信するに適した閲覧者にターゲティングするために作成したコホートラベル（「違法薬物に関心のある者」といったラベリングを与える記録）を、個人データの一部として構成している場合の当該情報を指すものと考えられるが、この理解でよいか。 その場合、違法薬物等に該当しない正当な広告を配信するに適した閲覧者にターゲティングするために作成したコホートラベルは該当しないものと理解したが、この理解でよいか。 また、この理解の場合、「自社で取得した」との記述は限定的すぎるのではないかと。すなわち、問題となるコホートラベルは、どこから取得するわけでもなく当該事業者が独自に（当該個人についてのものとして）生成することもあると考えられる。したがって、「自社で取得した」との句を削ってはどうか。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
77	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	<ページ、行> P31, L17 <記載> 3-2 不適正利用の禁止（法第16条の2関係） <意見>	改正後の法第16条の2は、個人情報の不適正な利用による個人の権利利益の侵害を防止する観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止するものです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		不適正利用の禁止に該当するとされている事例6は、単なる予見可能性をもって不適正利用に該当するとしており、本事例の拡大解釈により、法文の趣旨を超えて過度な責任及び負担を課すものとなりかねず、削除すべきである。削除しない場合でも、最低限、本事例の趣旨及び適用範囲を明確にしていきたい。 <理由> 広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることは、あくまでも広告配信を依頼した第三者（広告主）自身の問題である。広告配信依頼を受けた広告事業者においてこれを予見できたからといって、広告主と共同して行うことを合意するなど当該広告事業者自らが不適正利用をしていると評価できる例外的な場合を除いて、当該広告事業者による個人情報の不適正利用であるとするのは困難であるため。また、このような場合に広告事業者の予見可能性を問題にすることは、広告事業者に新たに法律上の広告審査義務を課すことにもなりかねず、適切でないため。 【楽天グループ株式会社】	第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために個人情報を利用する場合は、当該第三者による「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用に該当すると考えられます。 なお、事例6は、個人情報の利用時点において、広告配信を行っている事業者が第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが一般的な注意力をもって予見できる場合を想定したものであり、広告事業者に対して広告の対象となる商品の適法性等の確認を求める趣旨ではありません。 もっとも、例えば、個人情報の利用時点において、広告配信を行っている事業者が第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を利用した場合には、広告配信を行っている事業者の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、個人情報の利用に先立って広告の対象

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				となる商品の適法性等を確認することは望ましいと考えられます。
78	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	（該当箇所） 通則編の31ページ・17行目以降 3-2 不適正利用の禁止（法第16条の2関係） （意見） 不適正利用の禁止に該当するとされている事例6は、削除すべきである。 （理由） 1. 広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることは、あくまでも広告配信を依頼した第三者（広告主）自身の問題である。広告主と共同して行うことを合意するなど当該広告事業者自らが不適正利用をしていると評価できる例外的な場合を除いて、当該広告事業者による個人情報の不適正利用であるとするのは不適切である。 2. このような場合に広告事業者の予見可能性を過度に問題にすることは、広告事業者に新たに法律上の広告審査義務を課すことにもなりかねず、その意味でも不適切である。 【一般社団法人新経済連盟】	改正後の法第16条の2は、個人情報の不適正な利用による個人の権利利益の侵害を防止する観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止するものです。 第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために個人情報を利用する場合は、当該第三者による「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用に該当すると考えられます。 なお、事例6は、個人情報の利用時点において、広告事業者が第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが一般的な注意力をもって予見できる場合を想定したものであり、広告事業者に対して広告の対象となる商品の適法性等の確認を求める趣旨ではありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				もっとも、例えば、個人情報の利用時点において、広告配信を行っている事業者が第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが一般的な注意力をもって予見できるにもかかわらず、個人情報を利用した場合には、広告配信を行っている事業者の不適正利用に該当する可能性があると考えられますので、この観点から、個人情報の利用に先立って広告の対象となる商品の適法性等を確認することは望ましいと考えられます。
79	3-2	不適正利用の禁止（法第16条の2関係）	1 通則編30頁 「3-2 不適正利用の禁止」について （1）意見の趣旨 不適正利用の禁止（法第16条の2）については、同条の趣旨から問題のある「事例6）」については削除し、同条の趣旨と関連付けて規制範囲の基本的考え方をより明確にすべきである。 （2）意見の理由 ア 法16条の2の規制範囲を明確化する必要性 法16条の2は、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」とのみ規定しており、その規制範囲は文言上必ずしも明確ではない。	改正後の法第16条の2は、個人情報の不適正な利用による個人の権利利益の侵害を防止する観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止するものです。 第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために個人情報を利用する場合は、当該第三者による「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用に該当すると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		このため、立法担当者が執筆した『一問一答 令和2年改正個人情報保護法』（商事法務）（以下「一問一答」という。）34頁では、「事業者における個人情報の利活用を過度に萎縮させることのないよう、個人情報保護委員会において、事業者による個別の判断において参照できる基本的考え方や、その適用の具体例などについて、ガイドラインで明示する予定です。」と記載されている。 イ 不適正利用の禁止の趣旨 一問一答33頁によれば、不適正利用の禁止規定を新設した理由は、「昨今の急速なデータ分析技術等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながることを懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まっています。」「そのような中で、特に改正前の本法の規定に照らして直ちに違法とまではいえないとしても、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられ」たことによるとされている。 このような理由で新設された法16条の2は、法の目的である個人の権利利益の保護に照らして看過できない方法で個人情報が利用されている場合を規制する趣旨であると考えられる。 ウ 事例6)の問題点	今後とも、法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組みつつ、施行状況等を踏まえ、必要に応じてガイドラインへの事例の追加等を検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		事例６）は、「広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合」である。 まず、事例１）では、「本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず」という限定を加えて、個人の権利利益の保護との関係が示されているのに対し、事例６）では「違法薬物等の違法な商品」とあるのみで、違法な商品が誰のどのような権利利益を害すると考えられているのか明確ではない。 この点、「違法薬物」という例示からは商品の広告配信を受けこれを購入した者の生命、身体を害することを想定しているようにも思われるが、ガイドライン案上そのように限定されておらず、むしろ、ガイドライン案によると「違法」とは法令一般に広く違反する行為であるから、例えば名誉毀損のおそれがある出版物、商標権や著作権を侵害しているおそれのある商品など、購入者の権利利益を必ずしも害しない商品も広く該当しえ、適用範囲が広範なものになりうる。 そもそも違法な商品は、当該商品を違法なものとして取り締まる法令において、当該法令の趣旨、目的、内容、効果等を勘案して個別具体的に規制の範囲や方法が検討されるべき	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ものである。すでに違法として必要な規制がされている商品に関し、これを販売することの助長行為一般を個人情報の利用（現代ではほとんどの事業活動が個人情報を利用して）の側面から網羅的に規制することは不必要であると考えられる。 また、「違法な商品」にも法令違反の内容や程度に様々なものが考えられ（軽微な手続き違反も含まれうる）その助長行為と個人の権利利益の保護という同法の目的との関係が不明確なまま規制すれば同法の目的を逸脱した広範で過剰規制になりうることから不適當であると考えられる。違法な商品販売の事例は、さらに、違法でなく不当（ガイドライン案によれば、直ちに違法とは言えないものの、法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為）まで含めばその範囲は極めて広範である。 このように、個人の権利利益の保護に照らして看過できない方法で個人情報が利用されている場合を規制する趣旨の規定（法１６条の２）を、違法・不当な商品の広告配信の規制に一般的に用いることは、個人情報保護法の目的を超えた広範な規制となりえ、同法の全面施行時（２００５年４月）に問題となった過剰反応（宮下紘『プライバシーという権利』（岩波新書、２０２１年）７５頁参照）を招くおそれがあり、妥当でない。	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			エ 結語 以上より、事例６）は、法１６条の２の趣旨を逸脱している疑いがあり、不適当かつ不必要であるから、削除すべきである。 また、ガイドライン案の記載だけでは、その範囲を読み取ることは困難であるから、同条の趣旨と関連付けて規制範囲の基本的考え方をより明確にすべきである。 【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】	
80	3-3-2	要配慮個人情報の取得（法第17条第2項関係）	通則編 P34 3-3-2 要配慮個人情報の取得（法第17条第2項関係） 法第17条第2項の(6)「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合（法第17条第2項第6号、政令第7条第1号関係）」の事例として下記の記述があります。 「事例）身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得）」 そもそも、「要配慮個人情報」とは「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいうわけであって、本人の外形上の特徴によ	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			り、要配慮個人情報に含まれる事項（例：身体障害等）が明らかであったとしても、単に「車いす使用」という情報だけでは要配慮個人情報とはなりません。 要配慮個人情報に含まれる事項（例：身体障害等）と氏名等の情報を紐つけた状態として記録する場合においても、本人の同意を不要とするのは、「個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限」を有する個人情報保護委員会が示すガイドラインとしては不向きなものとなっています。修正を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
81	3-3-2	要配慮個人情報の取得（法第17条第2項関係）P34	通則編 P34 3-3-2 要配慮個人情報の取得（法第17条第2項関係） 法第17条第2項の(5)「当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合（法第17条第2項第5号、規則第6条関係）」の事例として下記の記述があります。 「要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			要配慮個人情報を取得することができる。 ②国の機関 ③地方公共団体」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって個人情報保護法が改正されて施行される日が令和2年改正法の施行日と同日となった場合にも影響は無いのでしょうか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
82	3-4-1	データ内容の正確性の確保等（法第19条関係）P39	通則編 P39 3-4-1 データ内容の正確性の確保等（法第19条関係） 「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」の説明文として下記の記述があります。 「なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。」 一方で、3-1-1 利用目的の特定（法第15条第1項関係）には下記の記述があります。 「（※1）「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。」	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「法定保存期間に沿った個人情報の保管」については、法第 16 条第 3 項(1) によって認められている範囲での「利用目的による制限の例外」となっているのか、法第 18 条第 4 項(4)によって「利用目的の通知等をしなくてよい場合」となっているのかを丁寧に説明いただけることを望みます。” 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
83	3-4-4	委託先の監督（法第 22 条関係）P40	通則編 P40 3-4-4 委託先の監督（法第 22 条関係） 「個人データの取扱いの委託」の説明文として下記の記述があります。 「(※1)「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。」 事業者が判断に迷うものとして「クラウドサービスの利用」があります。 クラウドサービスの利用において個人データの取扱いを行わせていると言える場合、言えない場合について丁寧に説明いただけることを望みます。”	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
84	3-5	個人データの漏えい等の報告等	(該当箇所) ○通則編の 41-62 ページ(全体) 3 個人情報取扱事業者等の義務/ 3-5 個人データの漏えい等の報告等 (意見) BSA は、貴委員会がセキュリティ・インシデントのリスクを最小限に抑え、インシデント発生時の影響を軽減し、セキュリティ・インシデントの通知に関するコンプライアンスの複雑さを軽減して、その実効性を高めようとしていることを高く評価しています。 特に、BSA は、貴委員会が「漏えい等」の報告・通知の要件をさらに明確にしたことに感謝します。我々は、透明性を高め、個人の権利を強化するという貴委員会の意図を支持します。しかし、ガイドライン案は、事業者が真に意味のある事故報告・通知に注力できるよう、以下で推奨するように修正することでさらに改善することができます。	賛同の御意見として承ります。 なお、漏えい等報告の対象となる事案は、漏えい等事案のうち、本人の権利利益に対する影響が大きい類型又は安全管理措置義務の履行に問題があると考えられる類型としています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			我々が前回意見書で指摘したように、実際には発生していないかもしれない「発生したおそれがある」漏えいの報告と通知を義務付けることは、関係する全てのステークホルダーに懸念をもたらします。「可能性のある」漏えいの報告を要求することは、組織に負担をかけるだけでなく（インシデントの調査と対応には時間とリソースがかかるため）、貴委員会への報告が殺到し、また当該本人にとっては、取るに足らないデータ・セキュリティ・インシデントと、重大な損害をもたらす可能性があり、適切な是正措置を取るべき漏えい等との区別がつかない情報が氾濫することになります。 これらの懸念を軽減するために、ガイドライン案の以下の箇所における記述を修正することを推奨します。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
85	3-5	個人データの漏えい等の報告等	<頁 行目> 41 頁～62 頁 および 194 頁 6 行目 <意見> 意見②<3-5 個人データの漏えい報告等> 今回の改正で、「3-5 個人データの漏えい報告等」が新設されたことにより、改正前 「4 漏えい等の事案が発生した場合等の対	① 御理解のとおりです。 ② 本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1 の（1）から（4）までに掲げる事態に該当しない場合は、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項に基づく報告義務はありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			応」で、「別に定める」とされていた箇所が削除されたと理解しています。 このことにより、以下の認識で誤りがないか、確認を希望します。 ①現在の「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」については廃止 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/leakAction_detail/ ②3-5-3-1 報告対象となる事態の（１）から（４）の例にあたらなければ、報告を要しない <理由> 現行の文書にある軽微な場合等の記載が見当たらなかったため、関連文書の位置づけ含め、正しく理解したいため。 【ソフトバンク株式会社】	
86	3-5	個人データの漏えい等の報告等	2. Mandatory data breach report/notification (Art 22-2 of the APPI) (GL (General Rules), pp. 41-63) 3-5-1-1 「漏えい」の考え方 (p. 41) 個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。	- 対象となった情報が個人データに該当するかどうかは、当該個人データを漏えい等した個人情報取扱事業者を基準に考えることになります。 - 個人情報取扱事業者が法人である場合において、いずれかの部署が報告対象事態を知

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		3-5-3-3 速報（規則第6条の3第1項関係）（p.52） 報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。 3-5-3-1 報告対象となる事態（p.45-49） 報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの確証がない場合がこれに該当する。 Comments The GL should confirm that if no individual can be identified from the information which is the subject of the data breach, that information will fall outside the definition of personal data and no reporting obligation will apply.	ったときには、法人内で情報共有をした上で、適切に対応することが可能であることから、原案が適切と考えます。なお、「部署が知った」時点については、個別の事案ごとに判断されますが、例えば、部署内のある従業員が報告対象事態を知った時点を基準にすると考えられます。 報告対象事態における「おそれ」については、可能性のある事態全般を指すものではなく、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合を指します。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		• The test should be when the management team responsible for data breaches becomes aware that a data breach has occurred rather than when any person in any department becomes aware that a data breach has occurred. • The GL should clarify that reporting is only required where a data breach is considered likely to have occurred based on the facts known at the time. コメント • GL は、データ侵害の対象となった情報から個人を特定できない場合、その情報は個人データの定義から外れ、報告義務は適用されないことが確認されるべきである。 • 用いられるべき時点に係る判断基準は、どの部門の誰かがデータ侵害が発生したことに気付いた時ではなく、データ侵害に責任を持つ経営陣が、データ侵害が発生したことに気付いた時とすべきである。 • また、GL は、その時点で知られている事実に基づいてデータ侵害が発生した可能性が高いと考えられる場合にのみ報告が必要であることを明確にすべきである。	

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			Reasons • The interpretation of “data breach” is unclear. • It is impossible for companies to take necessary measures unless the management team responsible for data breaches becomes aware of the breach. • The concept of “possibility” of a data breach is unclear. It seems to be intended to cover situations where a data breach is suspected to have taken place but is not completely confirmed to have taken place. 理由 • 「漏えい等」に関連する語句の解釈が不明確である。 • 「漏えい等」に責任を持つ経営陣が違反を認識しなければ、企業は必要な対策を講じることができない。 • 「漏えい等」があったと疑われるが、完全には確認されていない場合を想定していると思われるが、「漏えい等」の「おそれ」の概念が不明瞭である。 【Asia Internet Coalition (AIC)】	
87	3-5-1-1	「漏えい」の考え方 P41	通則編 P41 3-5-1-1 「漏えい」の考え方	「漏えい」の該当性の判断において、個人情報取扱事業者の帰責性の有無にかかわらず、取り扱

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人データの漏えいに該当する事例】として下記の記述があります。 「事例 1) 個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合」 当然に「個人データが記載された書類」とは内容物をいい、内容物に個人データが含まれていない場合の誤送付において、「宛名ラベル」が「個人データ」に該当する場合（個人情報データベースから出力したラベルであった場合）にも「個人データの漏えいに該当する事例」に該当するのかが不明瞭な記述となっています。特に事業者に責のない誤送付（日本郵便の配達ミス）に対する説明が必要であると考えます。 丁寧な説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	っている個人データが外部に流出したのであれば、「漏えい」に該当します。
88	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	<箇所番号> 3-5-1-1 <文言> 個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。 <コメント> 個人データの「漏えい」は、「個人データが不適切な第三者に知りうる状態に置かれること」などに変更したほうが良いのではな	「第三者」が不適切かどうかは無関係であるため、原案が適切と考えます。なお、不正アクセスにより第三者が個人データを閲覧した場合には、当該個人データをダウンロードしていない場合であっても、「漏えい」に該当します。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			いでしょうか。「流出」は読んで字の如く「流れ出る」という語意があるため、もともとあった場所からなくなること示唆するとも考えられます。例えば、不正アクセスにより不正な第三者に個人データを閲覧されはしたものの、データのダウンロードが行われた形跡はない、というような状況で、データはダウンロードされていないので流出はしていないという誤解を生む余地を与えてしまうかと思います。 【個人】	
89	3-5-1-1	「漏えい」の考え方 P41	通則編 P41 3-5-1-1 「漏えい」の考え方 「個人データの漏えい」の説明文として下記の記述があります。 「個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。」 一方で 2-17 「提供」において下記の記述があります。 「個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。」 事業者が意図的に第三者に対して個人データ等を利用できる状態に置いている場合が「提供」であるならば、意図せずに第三者が個人データ等を利用できる状態に置かれた場合は「漏えい」とな	「漏えい」が意味するところであるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合には、「漏えい」に該当しません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			るはずですが、あえて「流出」という用語を使い、「出る」を強調したい意図は何でしょうか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
90	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	＜該当箇所＞ 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）3-5-1-1「漏えい」の考え方 ＜意見＞ 「漏えい」は個人データが外部に流出することをいうとされているが、本人に帰責性がある事由により外部に流出した場合も「漏えい」に該当するか。 また、本人に帰責性がある事由により流出した情報を用いて、第三者が不正アクセスを試みた場合も「漏えい」に該当するか。 （例：①フィッシング詐欺等によって、本人が悪意ある第三者にPW等の情報を渡したのち、②当該第三者が事業者のデータベースに本人になりすまして不正アクセスをした場合など。この場合、①は「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい」に該当するか、また、②は「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等」に該当するか。 ＜理由＞	「漏えい」の該当性の判断において、本人及び個人情報取扱事業者の帰責性の有無にかかわらず、個人情報取扱事業者が取り扱っている個人データが外部に流出したのであれば、「漏えい」に該当します。 御指摘の①の事例については、個人情報取扱事業者から個人データが流出していないことから、「漏えい」に該当しません。御指摘の②の事例については、当該第三者が個人データを閲覧した場合には、「漏えい」に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報取扱事業者において、漏えい等の事態が発生しているか 覚知できない場合に、報告・通知を行うことは不可能であるため。 また、事業者において、かかる事態が本人等からの報告により 発覚した場合において、報告・通知の対象となるか確認を行いたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
91	3-5-1-1	「漏えい」の考え方 P41	<条文> 3-5-1-1 (P. 41・1行目) <意見・理由> ・ 守秘義務を課した委託先または共同利用先（以下「委託先等」）が複数存在する中で、委託先等 A に送るべき個人データを含むメール等を委託先等 B に誤送信した場合について、委託先等 B には守秘義務を課している上に委託または共同利用の相手方であって「外部」とは言えないことから、この場合は「漏えい」にはあたらないと解することでよい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	委託先や共同利用先であっても、当該委託・共同利用において対象となる個人データ以外の個人データを誤送信した場合には、「漏えい」に該当し得ます。
92	3-5-1-1	「漏えい」の考え方 P41	通則編 P41 3-5-1-1 「漏えい」の考え方 【個人データの漏えいに該当する事例】として下記の記述があります。	例えば、システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセ

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「事例 3）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合」 一方で下記の記述もあります。 「なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合（※）は、漏えいに該当しない。」 「システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合で、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収したとして漏えいに該当しない。」 とする場合には、何を根拠とする必要があるのか丁寧な説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	スログ等から確認された場合には、「漏えい」に該当しません。
93	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	3-1 3-5-1-1 「流出」の意義は、「閲覧されないうちに全てを回収」という表現からすれば、「第三者に閲覧され得る状態になったことのうち、第三者に閲覧されないうちに全てを回収する場合を含む」と理解して良いか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個人データについて、第三者に閲覧され得る状態になったとしても、第三者に閲覧されないうちに全てを回収できたことが確認された場合には、「漏えい」に該当しません。
94	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	（該当箇所） ○通則編の 41 ページ・13 行目	例えば、システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		3-5-1-1 「漏えい」の考え方 (意見) 「全てを回収」の意味の明確化を求めます。ユーザーによる不適切なシステム設定により他人がアクセスできる状態になっても、そのようなデータへの不正アクセスの客観的な痕跡がなく、結果的に当該本人に損害を与える危険性が低い場合は、データは「回収された」と認識されると追記頂くことを奨めます。 (理由) ガイドライン案では「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない」とありますが、 「全てを回収」の意味するところが明確ではありません。ユーザーのシステム設定ミスなどにより意図せず個人データが閲覧可能な状態になっていても、実質的なデータ漏えいに至らないことが多くあります。したがって、ユーザーによる不適切なシステム設定により他人がアクセスできる状態になったとしても、そのようなデータへの不正アクセスの客観的な痕跡がなく、結果的に当該本人に損害を与える危険性が低い場合はデータは「回収された」と認識される、と本箇所に補足することを推奨します。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	ていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合には、「漏えい」に該当しません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
95	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	<ページ> P. 41 <該当規定> 3-5-1-1 「漏えい」の考え方 <意見> 「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。」とのことだが、メール誤送信の場合に、誤送信先の受信者が、当該メールに含まれる個人データの内容を閲覧する前に、確実に削除したと合理的に判断できる場合は、同じく、漏えいに該当しない、という整理でよいのか。 【日本証券業協会】	個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合において、当該第三者が当該メールを削除するまでの間に当該メールに含まれる個人データを閲覧していないことが確認された場合は、当該個人データについて、「漏えい」に該当しないと考えられます。
96	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	(該当箇所) 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） P41 (意見) 「閲覧されないうちに回収した場合」は、具体的には何を想定していらっしゃるのでしょうか？添付ファイルの漏えいであれば、高度な暗号化をされた添付ファイルであり、かつ誤送信先において閲覧前に削除いただければ「閲覧されない内に回収」に該当し、漏洩ではないと判断されるのでしょうか？ 【匿名】	「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合」としては、個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合において、当該第三者が当該メールを削除するまでの間に当該メールに含まれる個人データを閲覧していないことが確認された場合が考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
97	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	No. 1 【ガイドライン】 通則編 【ページ】 P. 41 【該当箇所】 3-5-1-1 「漏えい」の考え方 【意見】 「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない」に該当する具体的な事例を記載いただきたい。 【理由】 何をもって“閲覧されないうち”とするか、判断しやすくなるため。(例：メールの送信先が、「開封していない」と申告したものを閲覧されていないとするかどうか等) 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】	「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合」としては、個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合において、当該第三者が当該メールを削除するまでの間に当該メールに含まれる個人データを閲覧していないことが確認された場合が考えられます。当該第三者への確認の方法としては、個別の判断となりますが、例えば、取引関係のある第三者に誤送信した場合には、当該第三者から申告を受ける方法等が考えられます。
98	3-5-1-1	「漏えい」の考え方 P41	【該当箇所】 通則編 3-5-1-1 【意見】	御指摘の事案において、従業員Yの業務用のメールアドレスから私用メールアドレス（Y以外の第三者がアクセスできないメールアドレス）宛にX社が保有する個人データを送信した場合、その時点においては、漏えいに該当しないものと考え

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		法人である個人情報取扱事業者X社の従業者Yが、X社からYに貸与された業務用のメールアドレスから、Y個人の私用メールアドレス宛にX社が保有する個人データを送信した場合、当該送信行為をX社が就業規則等の社内規則において明文で認めているなど特段の事情がない限り、個人データの「漏えい」に該当するとの理解でよいか。 【理由】 ・ ガイドライン案では、上記のような送信行為が、「漏えい」に該当するかが明らかではない。 ・ 実務的には、部下の残業時間を短くしたいという希望を管理職は持っており、また、短時間で成果物を作成できると人事評価が高まるため、従業者は、会社として正式に承認されているわけではないものの、業務上の情報（その中には個人データが含まれることがある）を自身の個人メールアドレス宛に送り、自宅のPCで土日に作業をし、そのあと、作業した成果物を個人のメールアドレスから業務用メールアドレスに送ることがある。 従業者個人が保有する電子機器（パソコンや携帯電話）のセキュリティは、必ずしも個人情報取扱事業者のそれよりも十分でないケースが多いため、上記のような送信行為は、個人情報取扱事業者の保有する個人データが不完全なセキュリティの下で取り扱われることになる。	られます。なお、別途、安全管理措置義務の観点から問題になる場合があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			そこで、かかる送信行為は、個人情報保護法上の「漏えい」に該当する旨をガイドラインに明記するべきと考える。 【匿名】	
99	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	<対象項目> 3-5-3 個人情報保護委員会への報告（法第 22 条の 2 第 1 項関係） <ページ・行> ・ P453-5-3-1 報告対象となる事態 P50 3-5-3-2 報告義務の主体 ・ P51 3-5-3-3 速報（規則第 6 条の 3 第 1 項関係） ・ P55 3-5-3-4 確報（規則第 6 条の 3 第 2 項関係） <意見> 【個人データの漏えいに該当する事例】として「個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合」とあるが、郵便事業者等が「誤配達」した場合も漏えいに該当するのか。この場合、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置を行うのは誰になるのか。 <理由> 個人情報保護法での対処方法の確認。 【日本貸金業協会】	郵便事業者等は、通常、郵送する文書の中身の詳細については関知しないことから、「個人データが記載された書類」に関しては、個人データの取扱いの委託を受けていないものと考えられます。他方、郵便事業者等を利用する個人情報取扱事業者は、「個人データが記載された書類」を取り扱っており、安全管理措置を講じる義務があることから、郵便事業者等が誤配達をした場合も含め、漏えい等事案が発覚した場合には、必要な措置を講じなければなりません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
100	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	<該当箇所> 3-5-1-1 「漏えい」の考え方(P.41) 【個人データの漏えいに該当する事例】 <意見> 【漏えいに該当しない事例】を追加いただききたい。 例えば、事例2) メール誤送信について、送付先が見ずにメールを削除した場合や 事例3) について、アクセスログ等から閲覧されたことが確認されない場合は漏えいには該当しないなど。 <理由> 「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は漏えいに該当しない」と記載されている。 郵送物を未開封で回収する場合等は判断に迷わないが、上記のような場合は各社が判断に迷い、報告対応にバラつきが生じるおそれがあるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	以下の事例は、漏えいに該当しないと考えられます。 ・個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合において、当該第三者が当該メールを削除するまでの間に当該メールに含まれる個人データを閲覧していないことが確認された場合 ・システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合 なお、上記の場合において、誤送信先の取扱いやアクセスログ等が確認できない場合には、漏えい（又は漏えいのおそれ）に該当し得ます。
101	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	3-3 3-5-1-1 について、本来、事業者の管理する個人データがあるべきでないところ、例えばダークウェブや取引関係のない第	個別の判断となりますが、例えば、自社のみが保有し、外部に提供していない個人データと同一

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			三者が作成した名簿に、当該個人データが存在する場合、漏えいがあったと考えるべきか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	のデータが外部で確認された場合、漏えい又はそのおそれがあると判断される場合があります。
102	3-5-1-1	「漏えい」の考え方	3-4 3-5-1-1の「合理的理由」とは何か。例えば、もはや不要になったと考えて削除したが、後から実は必要だったことが分かったというのは、「合理的理由」のある削除か。もしそうでないなら、結果論によって合理性が左右されるということか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	合理的な理由により個人データを削除する場合とは、例えば、利用目的との関係で利用する必要がなくなった個人データを削除する場合をいいます。そして、合理的な理由の有無は基本的に削除の時点を基準として判断されることになります。
103	3-5-1-2	「滅失」の考え方	【該当箇所】 通則編 3-5-1-2 「滅失」の定義 【意見】 日本法上、保管が義務付けられている情報及びそれが化体した有体物に限らず、個人情報取扱事業者に課せられたいずれかの国法令上または当該事業者の業務上、保管の必要がある情報またはそれが化体した有体物が失われた場合には、「滅失」に該当するとの理解でよいのか。 【理由】	個人情報取扱事業者が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しないところ、合理的な理由の有無は、利用目的との関係で判断されることから、必ずしも法令上の保管義務の有無によって判断するものではないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			海外法令に基づき事業者が保管する義務がある情報（たとえば、米国の独禁法上の違反の嫌疑がある場合に、当該嫌疑に関する文書を保全する旨の命令が米国法に基づき米国の司法当局から個人情報取扱事業者に課せられた場合における、当該文書）の中に、個人データが含まれる場合、その個人データをシュレッダーにかけて廃棄する行為が「滅失」に該当するのかが明らかではないため。 【匿名】	
104	3-5-1-2	「滅失」の考え方	【該当箇所】 3-5-1-2 【個人データの滅失に該当する事例】（42 頁） 【意見】 事例 1）の「誤って廃棄した場合」について、日本法上、保存義務があるにもかかわらず個人データを廃棄した場合のみが「誤って廃棄」に該当する事例として主に想定されているという理解でよいか確認したい。 【理由】 個人データの滅失の例として「誤って廃棄した場合」が挙げられているが、「誤って」の意味が明確でないためである。 【経営法友会】	個人情報取扱事業者が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しないところ、合理的な理由の有無は、利用目的との関係で判断されることから、必ずしも法令上の保管義務の有無によって判断するものではないと考えられます。 誤って廃棄した場合とは、例えば、利用目的との関係で、現に利用している個人データを廃棄した場合が該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
105	3-5-1-2	「滅失」の考え方	意見 5 「滅失」の事例 1) は、法目的の観点から言って、個人の権利利益に何ら関係しないので、削除すべきである。 (該当箇所：通則編 3-5-1-2「滅失」の考え方 事例 1) 理由 事例 1) には「個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合(※1)」とあるが、帳票が失われても元の個人情報データベース等が残っていれば再び帳票を出力すればよいだけのことであり、本人にとって何の影響も受けない、単なる事業者の業務の都合の話であるから、個人情報保護法の義務としての「滅失」防止の事例には当たらないはずではないか。 実際、次の項目の 3-5-1-3「『毀損』の考え方」では、「その内容と同じデータが他に保管されている場合には毀損に該当しない」とあるように、本件事例 1) の場合も、「その内容と同じデータが他に保管されている場合には」滅失とは言わないのではないか。 その点、「※1」には「当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、個人データの漏えいに該当する場合がある。」と注記されているが、それを言うならば、その場合に限定して記載すべきであるし、そうであれば、それは漏えいの話であって、滅失の	本ガイドライン（通則編）案 3-5-1-2 において、「なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。」と記載されており、同じデータが残っていない場合を前提としています。御指摘の事例 1) については、誤廃棄によって、本人が必要なときに自己の個人データを利用できなくなるという点において、権利利益への影響があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			話ではないのであるから、この事例 1) は削除すべきということになる。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
106	3-5-1-2	「滅失」の考え方	(番号) 3-5-1-2 (項目) 「滅失」の考え方 【確認】 (具体的な内容) 「滅失」に該当する事例において「事例 2 個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合(※2)」とあり、「(※2) 社外に流出した場合には、個人データの漏えいに該当する。」とあるが、社外に流出したことが確実ではないもの(例えば、紛失した帳票の通常時の取扱(利用・保管方法等)から見て、社外に流出した蓋然性が低いと考えられる等)については、「漏えい」には該当しないという理解で良いか。	本ガイドライン(通則編) 3-5-1-2 の事例 2 において、社外に流出していないことが確認できた場合等には、「漏えい」(又は「漏えいのおそれ」)には該当しないと考えられます。なお、社内で紛失したままである場合には、「滅失」(又は「滅失のおそれ」)に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 生命保険協会】	
107	3-5-1-2	「滅失」の考え方	3-23-5-1-2 事例2) において、「紛失」の場合、「滅失」に該当し、「その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。」とされている。ただし、「紛失」のケースでも「社外に流出した場合」は「漏えい」に該当するものと整理されている。例えば、1000 人分の個人データ（なお、バックアップは取ってあるものとする。）が保存された USB メモリを「紛失」したものの、それがどこに行ったか分からない（USB メモリを携帯して事業所内外に行ったため、紛失場所が事業所内か外かが判然としない）場合、「漏えい等のおそれ」（3-5-3-1(4)では、「その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの確証がない場合「おそれ」があるものとされている。」があり、報告義務が生じることになるのか。USB メモリを携帯していた者が、「カバンに入れて携帯していたが事務所外では間違いなく出していない。」と確信を持って話す場合はどうか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の判断となりますが、個人データが記録された USB メモリを紛失したものの、紛失場所が社内か社外か特定できない場合には、「漏えい」（又は「漏えいのおそれ」）に該当すると考えられます。なお、社内で紛失したままである場合には、「滅失」（又は「滅失のおそれ」）に該当すると考えられます。 また、報告対象事態のうち、個人データに係る本人の数を基準とする類型については、「千人を超える」ものを対象としています。
108	3-5-1-2	「滅失」の考え方	○通則編 4 2 頁において、「また、個人情報取扱事業者が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しない。」とあるが、「合理的な理由」とは、だれが、どのような基準で判断するのか。例えば何を想定しているか。	合理的な理由の有無は、利用目的との関係で判断されることから、例えば、利用目的を達成した個人データを削除する場合は考えられます。合理的な理由の判断はまずは個人情報取扱事業者にお

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	いて行うこととなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。
109	3-5-1-2	「滅失」の考え方	○通則編 4 2 頁において、個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合は、紛失でなく滅失にあたることだが、その場合、書類・媒体等が見つからない限りは、その所在が社内か社外が判然としないことが往々にしていると考ええる。この場合、漏えい・滅失のどちらでとらえるべきか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	本ガイドライン（通則編）3-5-1-2の事例2において、社外に流出していないことが確認できた場合等には、「漏えい」（又は「漏えいのおそれ」）には該当しないと考えられます。なお、社内で紛失したままである場合には、「滅失」（又は「滅失のおそれ」）に該当すると考えられます。
110	3-5-1-3	「毀損」の考え方	3-5 3-5-1-2 と 3-5-1-3 によると「滅失」の程度まで至らない程度のデータの変更等が「毀損」と思われるがその理解でいいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個人データの内容が意図しない形で変更された場合、その程度にかかわらず、通常、個人データの「毀損」に該当すると考えられます。
111	3-5-1-3	「毀損」の考え方	○通則編 4 3 頁において、「個人データの「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。」とあるが、だれが「意図しない」ということなのか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	当該個人データを取り扱う個人情報取扱事業者が意図しない場合をいいます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
112	3-5-1-3	「毀損」の考え方	3-6 3-5-1-3 事例 2) においてその暗号化の程度が極めて高く、社会通念上復号が不可能となれば、それは毀損ではなく「滅失」と解すべきではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合、暗号化の程度にかかわらず、通常、個人データの「毀損」に該当すると考えられます。
113	3-5-1-3	「毀損」の考え方	3-7 3-5-1-3*において一つの事象が「漏洩」と「毀損」の双方に該当する可能性が示唆されているところ、例えば、データが暗号化され、社内に復元キーがなくなった場合にその復号の困難性の程度により「毀損」と「滅失」の双方に該当することもあり得るのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとの判断となりますが、基本的には毀損にあたるものと考えられます。
114	3-5-1-3	「毀損」の考え方	意見 6 「毀損」の考え方において、「上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合には毀損に該当しない」とあるが、「個人データの内容が改ざんされた場合」については、そのようには到底言えない。この記述は削除するか、少なくとも、事例 2) 及び 3) の復元できなくなった場合に限った注記として差し替える必要がある。 (該当箇所：通則編 3-5-1-3 「毀損」の考え方 なお書き) 理由	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。 【修正前】 「なお、<u>上記の場合</u>であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。」 【修正後】 「なお、<u>上記事例 2) 及び事例 3) の場合</u>であっ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		「上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合には毀損に該当しない」の「上記の場合」は、事例1)乃至3)の全てを指すよう記載ぶりとなっているが、事例1)は「個人データの内容が改ざんされた場合」であり、現に個人に対する処理のために利用されている個人データが改ざんされれば、誤ったデータに基づいた個人に対する処理がなされて、本人の権利利益が害される蓋然性が高いのであるから、これを「毀損に該当しない」とは到底言えない。 他方、事例2)の「暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合」と、事例3)の「ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合」については、その内容と同じデータが他に保管されている場合には毀損に該当しないとするのは理解できなくもない。 したがって、「上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合には毀損に該当しない」との文は、少なくとも、「上記」が事例2)及び3)のみ指すように修文する必要がある。 また、事例2)及び3)の場合であっても、復元できなくなつて、「同じデータが他に保管されている」ものから復元するまでの間に、個人データの処理ができない期間が生じ、個人の権利利益が害されることもあり得るのであるから、必ずしも「その内容	ても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。」

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			と同じデータが他に保管されている場合には毀損に該当しない」とは言い難いのではないかと。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
115	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	3-8 3-5-2 では、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」と同一又は類似の文言が並んでいるが、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」時代と同じ規律を、単なる告示上の努力義務ではなく、法令上の要求としているということで良いか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本ガイドライン（通則編）案 3-5-2 に関し、漏えい等事案の内容等に応じて、必要な措置を講じることは法令上の義務になります。
116	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	【該当箇所】 3-5-2 漏えい等事案が発覚した場合における講ずべき措置（43 頁～） 【意見】 「漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置」として必要な事項を(1)から(5)として記載しているが（44 頁～45 頁）、(1)から(5)のうち、同時並行的に対応可能なものから順次措置を講じていけばよいことを確認したい。 【理由】	個別の判断となりますが、本人の権利利益の保護の観点から合理的な順序で対応することが望ましいと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			列挙された(1)から(5)のうち、事案によっては措置を講ずるまで時間を要するものもあり、同時並行的に対応することが効率的なためである。 【経営法友会】	
117	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	○通則編44頁において、「責任ある立場の者」とあるが、何に関して責任を負うどのような立場にある者かが不明確ではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	「責任ある立場の者」は、個人情報取扱事業者によって異なることから、その役職は限定されていませんが、個人情報の取扱いについて責任をもつ者が想定されます。
118	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	3-9 3-5-2(1)について、「漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置」の具体例を示されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	例えば、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、さらなる個人データの漏えい等を防止する観点から、当該端末等のLANケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行う又は無線LANの無効化を行うなどの措置を直ちに行うこと等が考えられます。
119	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	3-10 3-5-2(2)について、「漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置」の具体例を示されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに異なりますが、例えば、不正アクセスによる漏えいが発生した場合には、外部の専門家による調査を行うことが考えられます。
120	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に	3-11 3-5-2(3)について、「影響範囲の特定のために必要な措置」の具体例を示されたい。	個別の事案ごとに異なりますが、例えば、個人データの漏えいの場合は、漏えいした個人データに

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		講ずべき措置	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	係る本人の数、漏えいした個人データの内容、漏えいした手段、漏えいした原因等を踏まえ、影響の範囲を特定することが考えられます。
121	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	3-1 2 3-5-2 (4) について、「漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置」の具体例を示されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに異なりますが、例えば、不正アクセスによる漏えいが発生した場合には、不正アクセスを受けたページを閉鎖し、新たなサイトを構築することや、ファイアウォールにて海外からのアクセスを遮断することが考えられます。
122	3-5-2	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	○通則編 4 5 頁及び 5 4 頁において、「二次被害」とあるが、現場での理解に資するよう、何が「一次被害」であり、何が「二次被害」であるのか、明確にすべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	「二次被害」とは、当該漏えい等事案に起因して発生する被害をいい、個別の事案ごとに判断されます。
123	3-5-3	個人情報保護委員会への報告（法第 22 条の 2 第 1 項関係）	＜該当箇所＞ 3-5-3 個人情報保護委員会への報告 (P. 45) ＜意見＞ 報告内容をどのように利用するのか、秘密保持や開示範囲等について明確にしていきたい。 ＜理由＞	漏えい等報告により個人情報保護委員会に報告された内容は、原則として外部に公表することを予定していません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			利用目的や開示範囲等が明確でないと、企業が報告を躊躇する原因にもなりかねないため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
124	3-5-3-1	報告の対象となる事態	要配慮個人情報を含む個人データの一部をもとに作成した個人情報の漏えい等が発生した場合、要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等の発生の場合と同様に、個人情報保護委員会へ報告する義務がありますか？ 【匿名】	漏えい等した個人データに要配慮個人情報が含まれるか否かによって判断することになります。
125	3-5-3-1	報告の対象となる事態	（該当箇所） 通則編の 46 ページ・16 行目 （意見） 個人が自らフィッシングサイトに個人情報を入力したことによる不正搾取は、不正詐取され当該個人が漏えいした事実を事業者においては把握しておらず、個人情報取扱事業者が取り扱う個人データからの漏えいには該当しないことから、当該個人への通知・報告の対象とはならないという理解でよいか。 （理由） 法令上の義務の範囲の明確化のため	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 日本クレジット協会】	
126	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(該当箇所) 通則編の 46 ページ・16 行目 (意見) 外国にある第三者（受託業者）に提供するにあたって、関係法令等（個人情報保護法の関係ガイドラインを含む）を遵守している場合、外国の法令に基づいて当該第三者にガバメントアクセスが発生したことをもって法 22 条の 2 に基づく報告は不要という理解でよいのか。 (理由) 法令解釈の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	外国政府から外国の法令等を根拠に個人データの提供を求められた場合において、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、漏えいに該当しないことになります。なお、この場合、原則として法第 24 条第 1 項に従い、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要があります。例外事由との関係において、当該外国の法令は「法令」（法第 23 条第 1 項第 1 号）には該当しないことには留意が必要です。また、個人情報取扱事業者の従業員が社内規程によらず無断で外国政府に提供した場合等、事業者自らの意図に基づかない場合は、漏えいに該当することにも留意が必要です。
127	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-1 3 3-5-3 で「発生するおそれ」ではなく「発生したおそれ」としているということは、「近い将来発生する可能性が高いものの、まだ発生していない」といえる場合には、「発生するおそれ」に該当しないという理解でよいのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本ガイドライン（通則編）案 3-5-3 の記載は、改正後の施行規則第 6 条の 2 各号（「個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」）を受けたものになります。なお、漏えい等につき、「近い将来発生する可能性が高いものの、まだ発生していない」場合は、「発生し

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				たおそれ」には該当しませんが、安全管理措置義務の観点から留意が必要です。
128	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-1 4 3-5-3につき、特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」3（2）①（*3）参照）には、報告を要しないと理解してよい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	対象となった情報が個人データに該当するかどうかは、当該個人データを漏えい等した個人情報取扱事業者を基準に判断するため、報告対象事態に該当すれば、報告が必要となります。
129	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<対象項目> 3-5-3-1（報告対象となる事態） <ページ・行> P45 <意見> 法第22条の2第1項においては、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。」とある。 一方、今回公表された通則ガイドライン3-5-3-1（報告対象となる事態）においては、「個人情報取扱事業者は、次の（1）から	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1の「知ったとき」との記載は、改正後の施行規則第6条の3の文言（「法第22条の2第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、」）に対応する記載になります。御指摘のとおり、改正後の法第22条の2第1項においては、「生じたときは」という文言になっていますが、不正アクセスの事案等、事態が生じたときと知ったときが時間的に異なる場合があることから、知ったときを報告期限の起算点とするものと解され、それを同項の委任を受けた改正後の施行規則第6条の3において明確にしています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(4) までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を<u>知った</u>ときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。」とされている。 報告しなければならない事態について「生じたとき」と「知ったとき」とで使い分けている理由はあるのか。 <理由> 「生じたとき」と「知ったとき」は異なる時間である場合もあり得、その違いの確認のため。 【日本貸金業協会】	
130	3-5-3-1	報告の対象となる事態	○通則編４６頁において、３－５－３－１（１）～（４）を設定した趣旨は何か。その点、ガイドライン上に明確化すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	漏えい等事案のうち、本人の権利利益に対する影響が大きい類型又は安全管理措置義務の履行に問題があると考えられる類型を報告対象事態としています。
131	3-5-3-1	報告の対象となる事態	○通則編４７頁において、「事例２）従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合」においても、「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合」（４１ページ参照）は漏えいに該当しないこととなり、「報告対象事態」（４６ページ参照）とならない（漏えいのおそれに該当しない）と考えて良いか？	「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合」は「漏えい」に該当しないことから、報告対象事態に該当しません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	
132	3-5-3-1	報告の対象となる事態	○通則編 4 7 頁において、報告を要する事例が列挙されているものの、これらは、いずれも、「漏えい等が発生し」た事例であって、「漏えい等が」「発生したおそれがある」事例ではないのでないか。「漏えい等」「発生したおそれがある」かどうかの判断基準が可能な限り明確化されるよう、事例を工夫すべきでないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	漏えい等のおそれについては、個別の事案ごとの判断となりますが、その時点で判明している事実関係に基づいて蓋然性を考慮して判断することになります。
133	3-5-3-1	報告の対象となる事態	○通則編 4 7 頁において、「財産的被害が生じるおそれ」について、現場での理解に資するよう、規則第 6 条の 2 で被害を「財産的被害」に限定した趣旨を記載すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	漏えい等事案により、財産的被害が発生する場合には、本人の権利利益に対する影響が大きいことから、報告対象事態としています。
134	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(該当箇所) 通則編の 49 ページ・6 行目 (意見) 3-5-3-1 の(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある場合等の該当性を判断する基準はあるか。 (理由) 法解釈の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	改正後の施行規則第 6 条の 2 第 2 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」とは、漏えい等した個人データを利用し、本人になりすまして財産の処分が行われる場合が想定されています。 財産的被害が生じるおそれについては、対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
135	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-15 3-5-3-1 (2) の「財産的被害」に関して、特殊詐欺の手法が多様化していることを考慮すると、住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウントといった直接連絡を取ることで、又は、メッセージを送ることが可能となる情報は全て財産的被害が生じるおそれがあるといえそうであるが、【報告を要する事例】を見る限りは、クレジットカードや決済機能と関連する情報の漏えい等の場合に限定されているようである。また、仮名加工情報について「財産的被害が生じるおそれ」のある記述は削除するものとされているが（匿名加工情報編 2-2-2-1-3）、仮名加工情報には連絡先が含まれることが想定されている（匿名加工情報編 2-2-3-5）。これらの事情からすれば、「財産的被害が生じるおそれ」が認められるのは、漏えい等が起こった情報にクレジットカード等の決裁が可能となる情報が含まれるケースに限られており、連絡先については「財産的被害が生じるおそれ」は認められないことになりそうであるが、このような理解でよいか確認されたい。仮に連絡先について「財産的被害が生じるおそれ」が認められ得る場合があるのであれば、これを明らかにされたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の施行規則第6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」とは、漏えい等した個人データを利用し、本人になりすまして財産の処分が行われる場合が想定されています。 そのため、例えば、住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウントといった個人データのみの漏えい等は、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。
136	3-5-3-1	報告の対象となる事態	（該当箇所） 通則編の45ページ	個人データであるクレジット番号のうち、下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えいした場合

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			3-5-3-1 報告対象となる事態 (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがあるデータの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 【報告を要する事例】 事例1) ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合 (意見) 「クレジットカード番号」のうち、例えば、下4桁と有効期限のように一部のデータのみが漏えいした場合や、購買履歴の漏えいは、報告対象の事例とみなされるか否かをお示しいただくよう要望します。 (理由) 趣旨の明確化のため。 【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	や個人データである購買履歴が漏えいした場合は、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある…漏えい等」に該当しないと考えられます。
137	3-5-3-1	報告の対象となる事態	1) 漏えい等報告の義務化の対象事案の「財産的被害のおそれがある漏えい等」について、財産的被害とは金銭的価値が1円以上	個別の事案ごとに判断されますが、別の認証プロセスが設けられていることをもって、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			で発生するのか、または金銭換算できなければ非該当と解釈してよいかが不明瞭だと考えます。 また、チケット販売サイトのIDとパスワードが漏洩したが、実際の決済には3Dセキュア等で決済代行業者側の別パスワードが必要な場合は、仕組みとして財産的被害が発生しないとして報告対象外と解釈して良いかをガイドラインなどで明確にして頂きたい。 上記と同様に、チケットを不正利用することが可能である場合は直接の金銭的被害はないが換金可能な物品なので財産的被害が発生するとして取り扱うべきかをガイドラインなどで明確にしてい頂きたい。 【匿名】	等」に該当しないと考えられます。また、いわゆる電子チケットサービスのログインIDとパスワードの組合せを含む個人データが漏えいした場合において、例えば、購入済みの電子チケットの不正利用・不正譲渡が可能である場合には、「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当すると考えられます。
138	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 3-5-3-1 報告対象となる事態 (P. 45) (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 【報告を要する事例】 事例 1) EC サイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合	個別の事案ごとの判断となりますが、個人データであるクレジット番号のうち、下4桁のみとその有効期限の組合せのみが漏えいした場合や個人データである購買履歴のみが漏えいした場合は直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<意見> 「クレジット番号」のうち、例えば、下4桁と有効期限のように一部のデータのみが漏えいした場合は、報告対象の事例ではないことを明確にしていきたい。 また、購買履歴の漏えいもそれ自体で財産的被害が生じるおそれは想定しづらいため、報告対象ではないことも合わせて明確にしていきたい。 <理由> 財産的被害が生じるおそれが想定しづらいと考えるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
139	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(該当箇所) 通則編の47ページ・5行目 (意見) クレジットカード番号単体のみで、暗証番号やセキュリティコードが漏えいしていない事象については、直ちにこれを利用して商品等を購入等できるものではなく、クレジット会社の不正検知等の対策により、財産的被害が発生する蓋然性は著しく低いことから法令上の報告は不要としていただきたい。	個別の事案ごとの判断となりますが、個人データであるクレジットカード番号のみの漏えいでも、暗証番号やセキュリティコードが割り出されるおそれがあるため、「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(理由) 法令解釈の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
140	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<対象箇所> 通則編 3-5-3-1 報告対象となる事態 <提出意見等> 「財産的被害が発生する蓋然性」を考慮しての判断にあたっては、事例に記載された事象等が発生した事実のみではなく、例えば、その漏えいの件数・原因等を踏まえた影響範囲及びその後の速やかな被害防止措置の対応状況等を含めて判断できるような場合もあり得るとの理解でよい（例えば、1件のログインIDとパスワードの一時的な紛失が発生し、速やかにID等の停止措置などの必要な対処・財産的被害が現に発生していないことを確認するとともに、対象顧客に連絡し、顧客の理解のもと別IDの再発行などを含む適切な被害防止・顧客保護の措置を実施されて被害が生じないことが明らかになっている場合など）。 【全国信用金庫協会】	個別の事案ごとの判断となりますが、財産的被害が生じるおそれについては、漏えい等事案を知った時点において、対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断することになります。漏えい等事案を知った時点において、財産的被害が生じるおそれがある場合には、その後の被害防止措置により財産的被害が生じるおそれがなくなったとしても、基本的には報告の対象となると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
141	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-16 3-5-3-1 (2) 事例 2) の「送金や決済機能のあるウェブサービスのログイン ID とパスワードの組合せを含む個人データ」について、送金や決済機能を選択することができるがユーザーが選択していない ID とパスワードの組合せは、該当するの か、しないのか、明らかにされたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとの判断となりますが、送金や決済機能のあるウェブサービスのログイン ID とパスワードの組合せを含む個人データの漏えいは、「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当すると考えられます。財産的被害が生じるおそれがないというには、漏えいログイン ID とパスワードの組合せを含む個人データを利用して、送金や決済機能を利用することが選択できないことまで必要であると考えられます。
142	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-17 3-5-3-1 (2) 事例 2) に関して、ある事業者 A が、第三者提供サービスのアカウント ID とパスワード（当該 ID により第三者提供サービス側の決済機能が利用できるものとする。）を使って本人認証を行うアカウント連携をしている場合に、事業者 A からのルートで当該アカウント等の情報が漏えいした場合、当該アカウント等が決済機能と結びついているかどうかは必ずしも分からないと思われるが、この場合、「財産的被害が生じるおそれ」の有無はどのように判断されるのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとの判断となりますが、決済機能のあるウェブサービスのログイン ID とパスワードの組合せを含む個人データの漏えいは、「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当すると考えられます。他社の提供するサービスのアカウント ID とパスワードを利用している場合には、当該サービスの内容・性質等を考慮して判断することになります。
143	3-5-3-1	報告の対象となる事態	1. 通則編 3-5-3-1 について 「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」について、報告を要する事例として例示されている直接に決済手段の不正利	個別の事案ごとの判断となりますが、改正後の施行規則第 6 条の 2 第 2 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」と

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			用が想定される事案ではなく、漏えいした氏名、住所等がフィッシング詐欺に利用されるなど、間接的に財産的被害が生じるおそれは広範に想定され、事業者において、個別に被害発生 of 蓋然性を考慮して判断することには限界がある。報告を要しない事例やその考慮要素についても、例示することを検討されたい。 【一般社団法人医療データベース協会】	は、漏えい等した個人データを利用し、本人になりすまして財産の処分が行われる場合が想定されています。そのため、氏名、住所のみの漏えいは、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある…漏えい等」に該当しないと考えられます。
144	3-5-3-1	報告の対象となる事態	・ 3-5-3 個人情報保護委員会への報告 3-5-3-1 報告対象となる事態（規則案第6条の2の（2）） 「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ」について「財産的被害」についての説明がなく、金銭的被害に該当する場合が事例として挙げられている。 「対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断する」とあるものの、この説明では「被害が発生する蓋然性」のみが考慮されると解され、財産的被害とされる対象は不明のままである。一般的に財産的被害とは、金銭的なものだけではなく不動産、物品、権利等も含まれると考えられる。しかし、例えばゲームや購入コンテンツを利用するためのIDやPWの漏えい（なりすましが想定される）等も含まれることになると事業者の負担は極めて大きくなる。IDやPWの漏えいは事業者の責に依らないリスト攻撃等により日常的に起こっているが、ゲームやコンテンツにおけ	改正後の施行規則第6条の2第2号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」とは、漏えい等した個人データを利用し、本人になりすまして財産の処分が行われる場合が想定されています。 そのため、例えば、有料のオンラインゲームを利用できるIDとパスワードの組合せが漏えいしたとしても、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			る被害の程度は一般に軽微である。このような場合も報告が必要となると事業者の負担は非常に大きく現実的ではない。財産的被害について、支払手段として用いられる情報（クレジットカード情報等）に限定するか、財産的被害について、どのような場合が該当するのか、一定の条件を示すことを求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	
145	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<条文> 3-5-3-1(2) (P.47・1行目～) <意見・理由> - 銀行口座に関する情報の一部（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義のうちひとつまたは複数）の漏えいは、規則第6条の2第2号には該当しないと解することによいか。 - 仮に、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義の全部が漏えいした場合でも、暗証番号が含まれていなければ、規則第6条の2第2号には該当しないと解することによいか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	個別の事案ごとの判断となりますが、御指摘の個人データが漏えいした場合であっても、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。
146	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(番号) 3-5-3-1	1. 個別の事案ごとの判断となりますが、個人データである口座番号のみが漏えいした場合、直

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(項目) 報告対象となる事態 漏えい等の事案が発生した場合等の対応 【確認/意見】 (具体的な内容) 1. 口座番号は「財産的被害が生じるおそれがある個人データ」に該当するか。例えば保険料振替口座を指定する依頼書に記載された口座番号だけでは現金の引き出し等による財産的被害は想定しがたいため、該当しないという理解でよい。口座番号そのものは取引慣行として広く流通しており、その取扱いも多岐に亘るため、該非に関わらず（または両論ありうるというのであれば両論あり得ることについても具体例を交えて）、ガイドライン・Q A等で明確化していただきたい。 2. 個人情報保護委員会への報告を要しない場合として、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、『高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置』が講じられている場合」と規定されているが、「必要な措置」の具体例をガイドライン・Q A等で明確化していただきたい。具体的には、	ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。 2. 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aで明示することを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に規定されている以下の事例も報告を要しない場合として、引き続き明記いただきたい。 ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。） ・個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合 【一般社団法人 生命保険協会】	
147	3-5-3-1	報告の対象となる事態	No. 2 【ガイドライン】 通則編 【ページ】 P. 45 【該当箇所】 3-5-3-1 報告対象となる事態 【意見】	改正法後の法第22条の2第1項の報告は、報告対象事態に該当する場合のみ報告を求めるものであり、それ以外の場合には個人情報保護法上、報告の義務はないことから、本ガイドライン（通則編）案において、「報告を要しない場合」は特に記載していません。なお、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」のう

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）にある、報告を要しない場合の事例も掲載いただきたい。 【理由】 これまでの漏えい等報告時に参考としていた告示の廃止に伴い、報告を要しない事例の定義が十分と言えないため。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】	ち、「漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」は、改正後の施行規則第 6 条の 2 において、「漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合」については、「漏えい」の定義において考慮されております。
148	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 3-5-3-1 報告対象となる事態(1) (P. 46) <意見> 「要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し…個人情報保護委員会に報告しなければならない」については、件数にかかわらず漏えいすれば該当することを、Q & A 等で明確にしていきたい。 <理由> 各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えいについては、件数にかかわらず報告対象となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
149	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-5-3-1 報告対象となる事態 47 ページ (2) ➤ 事業者の適切な判断を促すために、「財産的被害が生じるおそれ」に該当し報告を要する事例のみでなく、「財産的被害が生じるおそれ」に該当しない事例についても示すべき。その際、銀行口座情報・クレジットカード番号の一部分のみや購買履歴が漏えいした場合についての考え方を示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	以下の個人データの漏えいは、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。 ・銀行口座情報のみが漏えいした場合 ・クレジットカード番号の下 4 桁のみが漏えいした場合 ・購買履歴のみが漏えいした場合
150	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 3-5-3-1 報告対象となる事態 (2) (p. 47) <意見> 財産的被害が生じるおそれについて、給与情報や口座番号の漏えいだけでは該当しないことを Q & A 等で明確にしてください。 <理由> 各社、従業員の給与情報や口座番号は相当数保有していると考えられるが、口座番号だけの漏えいでは財産的被害が生じる恐れはないため。	個人データである給与情報や口座番号のみの漏えいした場合、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
151	3-5-3-1	報告の対象となる事態	ア 該当箇所 通則編の 47 ページ・8 行目 イ 意見 たとえば、(ア) 保険証券に記載された証券番号、(イ) 保険契約書、(ウ) 保険契約に関する告知書、(エ) 顧客リスト（顧客の氏名・住所が記載されたリスト）が漏洩等した場合、「財産的被害が生じるおそれ」があることになるでしょうか。 【匿名】	御指摘の事例（ア）について、個人データである保険証券に記載された証券番号が漏えいした場合は、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。御指摘の事例（イ）（ウ）（エ）については、それぞれの記載内容にもよりますが、例えば、氏名・住所のみからなる顧客リストは、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある……漏えい等」に該当しないと考えられます。
152	3-5-3-1	報告の対象となる事態	4. 通則編の P. 47 の 8 行目の「財産的被害が生じるおそれ」の判断要素である「対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮」するとあるが、これに対応する事例を示していただきたい。 【個人】	「財産的被害が生じるおそれ」があるとはいえない事例等について、Q & A でお示しすることを検討してまいります。
153	3-5-3-1	報告の対象となる事態	【該当箇所】 通則編 3-5-3-1 報告対象となる事態	本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1 の事例 2 に関し、対象となった情報が、漏えい等し

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【意見】 【報告を要する事例】事例 2) について、漏えいした個人データの項目には、本人の住所・氏名・生年月日など本人の特定につながる情報が含まれていない場合にも、報告の対象となる旨を、注記してはどうか。 【理由】 稀に、漏えいされた個人データの項目に本人の住所・氏名・生年月日など本人の特定につながる情報が含まれていない場合には、保有個人データの漏えいに該当しないとする理解が見られるため。 【日本司法書士会連合会】	た個人情報取扱事業者において、個人データとなる場合には、報告対象となっています。
154	3-5-3-1	報告の対象となる事態	○通則編 48 頁において、報告を要する事例が列挙されているものの、これらは、いずれも、「漏えい等が発生し」た事例であって、「漏えい等が」「発生したおそれがある」事例ではないのでないか。「漏えい等」「発生したおそれがある」かどうかの判断基準が可能な限り明確化されるよう、事例を工夫すべきでないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	漏えい等のおそれについては、個別の事案ごとの判断となりますが、本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1 において、サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例を示しています。
155	3-5-3-1	報告の対象となる事態	49 ページ (4) (※2)	報告対象事態における「おそれ」の具体例等については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			➤ 報告対象事態における「おそれ」の範囲をより明確にすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	
156	3-5-3-1	報告の対象となる事態	49 ページ (4) (※2) ➤ 「漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの確証がない場合がこれに該当する」とある点について、「確証」とは「漏えい等が生じていない確証」ではなく「漏えい等が生じた確証」を指すことを明示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「漏えい等が疑われるものの<u>確証</u>がない場合がこれに該当する」 【修正後】 「漏えい等が疑われるものの<u>漏えい等が生じた確証</u>がない場合がこれに該当する」
157	3-5-3-1	報告の対象となる事態	○通則編４９頁において、現場で混乱を生じないよう、「漏えい等が疑われるものの確証がない場合」に該当する事例を列挙すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	報告対象事態における「おそれ」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
158	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(該当箇所) 通則編の 49 ページ・6 行目 (意見) 「蓋然性を考慮」では、事業者において判断することが困難であり、すべからく報告することになり、法令報告対象を限定した主旨から実態が乖離することが想定されるため、蓋然性の考え方を示していただきたい。 (理由) 報告対象の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	報告対象事態における「おそれ」の具体例等については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。
159	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 3-5-3-1 報告対象となる事態 (※2) (※3) (P. 49-50) <意見> 「おそれ」について、(※2) では、「漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの<u>確証がない場合</u>」としているが、「漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係、過去の経験、専門知識等に基づき、<u>漏えい等の確度が合理的に高いと推察される場合</u>」とすべきである。そして、企業に真に意味のある報告と通知をさせるために、(※3) (ア) から (エ)	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「漏えい等が疑われるものの<u>確証</u>がない場合がこれに該当する」 【修正後】 「漏えい等が疑われるものの<u>漏えい等が生じた確証</u>がない場合がこれに該当する」

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			のような事例があった場合でも、企業がその時点で判明している事実関係、過去の経験、専門知識等に基づき、漏えい等の確度が合理的に低いと企業が判断する場合には、報告・通知義務の対象から除外することを明記すべきである。 <理由> 漏洩などが発生した「おそれ」の定義をより明確にするため 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
160	3-5-3-1	報告の対象となる事態	（該当箇所） 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）のP49 （意見） 「おそれ」については、自ら判断することになっている。※3のサイバー攻撃に関しては個人情報担当部署では把握困難のため、（ウ）の専門用語、（エ）不正検知を行う公的機関等の例示や参照すべき規律や情報の参考を示していただくことをご検討いただけますと幸いです。 【匿名】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。
161	3-5-3-1	報告の対象とな	（該当箇所）	報告対象事態は、本人の権利利益に対する影響

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	る事態	○通則編の 48 ページ・11 行目～50 ページ・12 行目 3-5-3-1 報告対象となる事態/ (4) 個人データに係る本人の数は千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (*2) (*3) (意見) (*3) の (ア) から (エ) の場合であっても、その漏えい等により、当該本人に重大な危害が及ぶ可能性が低い、あるいは無い、と事業者が判断した場合には、報告の対象外とすることを明確に記述することを求めます。 (理由) 本ガイドライン案では、報告すべき漏えい等が発生したおそれがある事例を挙げています。上記同様、漏えい等が「発生したおそれがある」事態は、「その時点で知り得た事実と、個人情報取扱事業者の過去の経験、知見、セキュリティ対策等に基づく判断により、合理的に高い確実性が認められる場合」とすることで、ガイドライン案をさらに改善することができます。上記のように、報告・通知をステークホルダー全員にとって意味のあるものにするために、ガイドライン案では、(*3) の (ア) から (エ) の場合であっても、その漏えい等により、利用可能な個人情報への不正	が大きい類型又は安全管理措置義務の履行に問題があると考えられる類型であることから、個人情報取扱事業者等の判断等によって報告の対象外とすることは適切ではなく、原案が適切と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			アクセスが発生したり、当該本人に重大な危害が及ぶ可能性が低い、あるいは無い、と事業者が判断した場合には、報告の対象外とすることを明確に記述することを推奨します。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
162	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(※3) (イ) ➤ 「情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合」とある点について、マルウェアを検知したうえで防御システムによって被害を防いだ場合は「感染」ではないため該当しないことを明示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1 (※3) (イ) は、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例を示したものです。なお、単にマルウェアを検知したことをもって「漏えい」のおそれがあると判断するものではなく、防御システムによる制御の状況等についても考慮することになります。
163	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<ページ、行> P49、L5 <記載> (※3) (エ) 漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合 <意見> セキュリティの専門家などからシステムやウェブサイト「脆弱性がある」旨の連絡を受けたが、「漏えいのおそれ」を指摘されたわけではなく、高度な専門知識を有する者だけが限定的な環境	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1 (※3) (エ) は、「漏えい等のおそれ」について連絡を受けた場合であり、「脆弱性がある」旨の連絡だけでは直ちにこれに該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			においてのみ不正アクセスが可能となる種類の脆弱性であった場合も、(エ)に該当するのか、わからない。脆弱性を指摘されたが、アクセスログを調査したところ不正なアクセスは無かった、というケースもある。ここでは「一定の根拠」に基づく連絡であることを要件としているが、これは、報告を受けて調査した結果、漏えいのおそれがあると判断した場合を指しているとの理解でよい。この「一定の根拠」の解釈基準を示していただきたい。 <理由> 漏えい報告義務の適用事案を明確にするため。 【楽天グループ株式会社】	
164	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(該当箇所) 通則編の 49 ページ・5 行目以降 (※3)(エ) 漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合 (意見) 1. 『一定の根拠』の解釈基準を明らかにしていただきたい。 2. 例えば、以下の事例は、『漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合』に該当することになるのかを教示いただきたい。	1. 本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1（※3）（エ）は、単に「漏えい等のおそれ」について連絡されただけではなく、客観的な根拠を示された場合を指します。 2. 本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1（※3）（エ）は、「漏えい等のおそれ」について連絡を受けた場合であり、「脆弱性がある」旨の連絡だけでは直ちにこれに該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			・セキュリティの専門家などからシステムやウェブサイトに「脆弱性がある」旨の連絡を受けたが、「漏えいのおそれ」を指摘されたわけではなく、高度な専門知識を有する者だけが限定的な環境においてのみ不正アクセスが可能となる種類の脆弱性であった場合 3. 脆弱性を指摘されたが、アクセスログを調査したところ不正なアクセスは無かったというケースもあることから、連絡を受けて調査した結果、漏えいのおそれがあると判断した場合のみを指しているように書きぶりを修正すべきである (理由) 実際の調査の結果不正アクセスはなかった場合もあることを踏まえると、現状の書きぶりは、外延が広範であり、定義もあいまいであるので、事業者にとって予見可能性を欠く。 【一般社団法人新経済連盟】	3. 本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1（※3）（エ）は、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例を示したものです。
165	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<ページ> P. 50 <該当規定> 3-5-3-1 報告対象となる事態 <意見>	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1（※4）は、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例を示したものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「(※4) 従業者による個人データの持ち出しの事案について…通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる」とあるが、個人データよりも広い範囲での「データ」を含むかのように読める。あくまで、同条の保護の対象は「個人データ」であることから、修文すべきではないか。また、「従業員による個人データの持ち出し」に該当する行為は、サーバー等から個人データを自己又は第三者の占有下に移転させる行為を指すことから、例えば端末等からの外部出力自体が技術的に不可となっている場合など、個人データの持ち出しができない技術的安全管理措置が講じられている場合には、仮に従業員による不明なアクセスが認められた場合においても、規則第6条の2第3号漏えい又はそのおそれがある事態には該当しない、という理解でよい。 【日本証券業協会】	
166	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-5-3 個人情報保護委員会への報告（法第22条の2第1項関係） <意見>	郵便事業者等が、個人データが記載された書類を誤配達した場合も、郵便事業者等を利用する個人情報取扱事業者における漏えいに該当し得ます。そのため、1,000件を超える個人データが記載された書類が誤配達された場合、報告の対象となります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			1,000 件以上の個人データの記載のある文書や帳票が、配送委託先（郵便局を含む）の誤配送により漏えいした場合でも、宛名及び送信者名以外に個人データ等の情報が含まれていない場合などは、現状の誤配送への対応と同じ対応（報告不要）でよい。 <理由> 配送委託先による誤配送は相応数発生しており、報告対象になると報告負荷が大きい。誤配送の場合は、漏えい顧客数が多い場合も（1,000 件以上）、現状比不変（報告対象外）としてほしい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
167	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-18 3-5-3-1（4）（※1）について、「任意の報告」を行った場合、その後、実際には報告対象事態に該当することが判明したとしても、追加の報告は不要という理解でよい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	任意の報告は、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項に基づく報告とは異なることから、別途報告が必要となります。なお、この場合、任意の報告の内容を修正して報告することが考えられます。
168	3-5-3-1	報告の対象となる事態	【該当箇所】 3-5-3-1 報告対象となる事態（45 頁～） 【意見】 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」（個人情報保護法施行規則 6 条の 2 第 1 号）とは、必ずしも、漏えい等が発生した時点において最も高度な技術である必要はなく、「個人の権利利益を保護」する上でふさわしいと個人	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		情報取扱事業者が合理的に考える措置を講じていれば、当該措置が「高度な暗号化その他の……必要な措置」に該当するとの理解でよいか確認したい。 【理由】 セキュリティ技術およびプライバシー保護技術の分野では、新たな技術が生まれており、かつ、技術の種類は多岐にわたっている。そうした中、最先端の技術（導入実績が乏しいことが多い）を導入するか、それともシステム稼働の安定性を重視していわゆる「枯れた技術」を利用するか、また、単純ではあるがシステム運用者による習得・運用を行いやすい単純な技術を採用するか、最新・高度ではあるものの複雑で習得・運用が困難な技術を採用するかは、いずれもそれ自体が事業判断であり、行政機関によって措置が必要であるか否かを一義的に決められるべきものではない。また、事業者の規模および事業の性質上取り扱う個人データの種類や量等に応じて、個人の権利利益を保護するために適切な措置は異なるにもかかわらず、「必要な措置」を行政機関が事前に一義的に定義するのは困難であり、かつ、定義したとしても技術の進展とともに日常的な更新が要求されるため、定義の更新を行う行政機関にとってもその更新をフォローする事業者にとっても实际的でもない。こうした点を踏まえると、ある措置が「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			であるか否かについては、個人情報取扱事業者の判断が、第一義的には尊重されるべきと考える。 【経営法友会】	
169	3-5-3-1	報告の対象となる事態	【該当箇所】 通則編の 3-5-3-1「報告対象となる事態」の「規則第 6 条の 2」(p. 46) について（以下に該当箇所を引用） ～～引用～～ 法第 22 条の 2 第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態 ～～～～ 【意見】 ・「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」とは何かを、Q&A などで解説をお願いします。	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。 また、秘密分散については、技術の進展や社会実装の動向も踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		・「高度な暗号化」に関する解説について、現行では『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & A』（平成 29 年 2 月 16 日、令和 2 年 9 月 1 日更新）※1 の「A12-10」にて、「電子政府推奨暗号リストや ISO/IEC18033 等」と具体例を挙げております。このように具体例を例示することは、実務者にとって参考となるため、引き続き具体例の例示をお願いします。 ・上記の具体例に関して、技術の進展に合わせて具体例を適切に変えていくことが、より安全な技術の適用を推進していくため重要と考えます。そこで、以下の技術について、具体例に入れるべきかを専門家と継続的に検討頂ければと思います。 ・秘密分散（ISO/IEC19592-2:2017 で標準化されている技術） 先日行われたパブリックコメント「「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定（案）に関する意見の募集について」※2 における、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和 3 年度版）（案）」※3 の p. 97 に、「秘密分散技術」を用いることで、「情報漏えいを防止することができる」との記載があります。そのため、秘密分散も「高度な暗号化」の一種と考えます。 ・秘密計算（今後、標準化が進んでいくと見込まれる技術）	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			暗号化したまま処理できる技術です。従来の暗号化は、処理中は復号して元データにする必要がありますが、秘密計算技術（例：準同型暗号など）では処理中も暗号化したままの状態にできます。そのため、処理中の暗号化データが漏洩した場合においても、「高度な暗号化」がされた状態と言え、従来の暗号技術より安全と考えられます。 なお、上記の技術は、「” コロナ時代のデジタル田園都市国家構想「デジタル・ニッポン 2020」 ” 自民党デジタル社会推進特別委員会」※4にて、「これら技術は・・・また日本企業に強みがあるため、国としても導入を推進すべき」と記載があります。 ※1: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2009_APPI_QA.pdf ※2: https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060210426&Mode=0 ※3: https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000218290 ※4: https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200257_1.pdf 【個人】	
170	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(該当箇所)	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）の P50 （意見） なお書き「高度な暗号化その他の？」は、具体例等は記載できないか。参照すべき規律や情報の参考を示してもらえないでしょうか。 【匿名】	しすることを検討してまいります。
171	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-19 3-5-3-1（4）について、「高度な暗号化」という用語が出て来るが、高度ではない暗号化はどのようなものか。具体例を挙げていただきたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。
172	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 3-5-3-1 報告対象となる事態(P. 50) <意見> 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置が講じられている場合については報告を要しない」と明記されているが、具体的な事例を示していただきたい。ガイドラインの Q&A（Q12-10）に高度な暗号化等の技術的措置が記載され	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ているが、ガイドライン本文に記載することを検討していただきたい。 <理由> 適切な暗号化を実施することを推進することは、本来のプライバシー侵害リスクを減少することに繋がるが、ガイドライン本文に記載がないため、複数社から意見・質問が提出されたため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
173	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<頁 行目> 50 頁 14 行目 <意見> 意見③<3-5 個人データの漏えい報告等>報告対象 なお書き「暗号化」 「「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。」採用している暗号方式が「高度な暗号化」に該当するかを判断する基準について、ガイドラインまたは Q&A で詳細な記述を希望します。	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			既に Q&A12-10* でも一部示されているところですが、暗号化だけでなく、データを復元される可能性が低い場合についての記述も希望します。 * https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/2009_APPI_QA/#q12-10 電子政府推奨暗号リストや ISO/IEC18033 等に掲載されている暗号技術 <理由> 実務面での対応方法を明らかにしたいため。 【ソフトバンク株式会社】	
174	3-5-3-1	報告の対象となる事態	50 ページ ➤ 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」について、具体的な事例を示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。
175	3-5-3-1	報告の対象となる事態	○通則編 50 頁 高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。について、	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			高度な暗号化等ほどの程度を指すか、事例を示されたい。例えば、ファイルやディスクをパスワードにより暗号化したものは該当するのか。 その他の個人情報利益を保護するために必要な措置とは、例えばどのようなものか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	
176	3-5-3-1	報告の対象となる事態	No. 3 【ガイドライン】 通則編 【ページ】 P. 46, 50 【該当箇所】 3-5-3-1 規則第 6 条の 2(1) 【意見】 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」は、Q&A (Q12-10) に「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」として具体的な例を記載しているが、Q&A のみでなく、ガイドラインに記載することを検討していただきたい。 【理由】 Q&A にしか記載がない事に気づきにくく、分かりにくいいため。	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】	
177	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> P50 [3-5-3-1 報告対象となる事態] 末尾なお書き なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。 <意見内容> 「『高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置』が講じられている場合」について、該当する措置の具体例を示して頂きたい。例えば、PC やサーバー内のファイルを自動的に暗号化し情報を保護する仕組みを導入している社内システム環境下において個人データを含むファイルが保管されており、万一当該個人データを含むファイルが流出したとしても社内ネットワーク外の端末からはファイルを参照できないような暗号化措置がとられている場合などかどうか。 <理由> 今回の改正において漏えい等発生時の報告が義務化されたところ、事業者側において漏えい報告要否の判断が容易に行えるよう、「『高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			要な措置』が講じられている場合」に該当するため報告を要しない具体的な事例を明示して頂きたい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
178	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3-5-3 個人情報保護委員会への報告（法第 22 条の 2 第 1 項関係）について 3-5-3-1 報告対象となる事態において「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。」とされているが、パスワードをメール添付物に設定した場合も高度な暗号化に該当するのか確認をお願いしたい。同時に、その他の「高度な暗号化」の具体例に関してもお示し頂きたい。また、「その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」についても同様にどのような場合が想定されているのか、もう少し明確にして頂きたい。 【匿名】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。
179	3-5-3-1	報告の対象となる事態	（該当箇所）通則編の 50 ページ・13 行目 （意見）「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」について、条件を満たすための具体的な基準を明記していただきたいです。 （理由）どの程度の安全管理措置を講じていれば、報告を要しない場合に該当するのか不明確なため。	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
180	3-5-3-1	報告の対象となる事態	意見 7 「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等」との記載は、「高度な暗号技術により秘匿化がされている場合等」に改めてはどうか。 (該当箇所：通則編 3-5-3-1 報告対象となる事態) 理由 秘匿化のための方法には、暗号化に限られず、暗号技術の一種である秘密分散技術を用いたデータ分割もある。NISC の政府統一基準では、ガイドライン平成 3 年度版（案）において、「基本対策事項 3. 1. 1 (6) -2 b) 「複数の情報に分割し」について」で説明されている。秘密分散は暗号技術の一種ではあるが暗号化ではない位置付けとなっており、本件ガイドライン通則編での記載「暗号化等」の「等」に含まれるとの理解も可能であろうが、より一般的な記述にするために、「高度な暗号技術により秘匿化がされている場合等」に改めるとより望ましいと考えられる。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	秘密分散については、技術の進展や社会実装の動向も踏まえつつ、引き続き検討してまいります。
181	3-5-3-1	報告の対象となる	<ページ、行>	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		る事態	P50、L13 <記載> 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。 <意見> 漏えい報告義務の対象外となる「その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」の具体的事例をご教示願いたい。 <理由> 漏えい報告義務の適用事案を明確にするため。 【楽天グループ株式会社】	するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。
182	3-5-3-1	報告の対象となる事態	(該当箇所) 通則編の 50 ページ・13 行目以降 『漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。』 (意見)	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			漏えい報告義務の対象外となる「その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」の具体的事例をご教示願いたい。 (理由) 報告不要の外延を明らかにし、事業者の過度な負担の回避と予見可能性を高めるため。 【一般社団法人新経済連盟】	
183	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 3-5-3-1 報告対象となる事態 (P. 50) <意見> 「高度な暗号化」に関して、暗号化鍵が別に管理されている場合の管理策をガイドラインに追記していただききたい。また、暗号化鍵を破棄した場合には、暗号化された個人データは削除されたと同義とすることを検討していただききたい。 <理由> 暗号化された個人データと一緒に、暗号化鍵が第三者に渡った場合には情報漏えいとの認識であり、暗号化鍵の適切な管理によりアクセス制御が十分なされている状態を明確にすべきであると考えため。	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
184	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 3-5-3-1 報告対象となる事態 (P. 50) <意見> 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられていることの証跡を残す必要があるのかを明確にしていきたい。 <理由> 正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。
185	3-5-3-1	報告の対象となる事態 46-50	<通則編>46～50 ページ 個人情報保護委員会への報告対象となる事態について、規則第6条の2で定義されていますが、この中に（４）「個人データに係	対象となった情報が個人データに該当するかどうかは、当該個人データを漏えい等した個人情報取扱事業者を基準に考えることから、報告が必要となります。 なお、仮名加工情報の漏えい等については、漏えい等報告の対象外となります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は漏えいしたおそれがある事態」があります。 「個人データ」については、提供元基準の考え方があり、提供先で特定の個人の識別ができるかどうかにかかわらず、提供元で特定の個人を識別できる場合は「個人データの提供」に該当します。 ここで、 個人情報取扱事業者内で個人データまたは（個人データである）仮名加工情報に該当するものの、当該個人情報取扱事業者以外では特定の個人を識別できないデータ（例えば、顧客 ID と当該 ID の興味関心情報など）が千件以上漏えいした場合に、（４）に該当して報告対象となるのかが不明瞭と思います。 定義を厳密に解釈すると報告対象になると思いますが、「報告対象ではない」とみなす個人情報取扱事業者がいるかもしれません。 報告対象かどうか明確に記載いただけると有り難いです。 【個人】	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
186	3-5-3-1	報告の対象となる事態	【通則編】 46ページ20行目 (意見) 個人情報保護委員会に報告を要するものとして要配慮個人情報が含まれる個人情報の漏えい等が発生し、又は発生のおそれがある事態を記載されています。医療機関で患者あるいは人間ドック受診者の検査結果を誤交付・誤郵送した場合なども該当するかどうか記載した方がよい。例：患者Aと患者Bの検査結果を相互に間違えて交付した。 (理由) 医療機関では単純な誤交付や宛先記載ミスによる誤送のほうが起こり得るため、個人情報保護委員会への報告が必要かどうかの影響が大きい。 【個人】	健康診断の結果等の要配慮個人情報が含まれる個人データを誤交付・誤送付した場合も、報告対象に含まれます。
187	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-5-3 個人情報保護委員会への報告（法第22条の2第1項関係） <意見>	御指摘の①②の事例ともに報告対象となります。ただし、クレジットカード、デビットカードが同封された郵便物が未開封のまま回収された場合には、通常、漏えいに該当せず、報告対象となりません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			クレジットカード、デビットカード（以下、本項番において「カード」という。）に関し、以下の場合は報告が必要か。 ①配送委託先（郵便局を含む）の誤配送により、カードが第三者に渡った（一時的を含む）場合 ②当行の過失により誤配送となりカードが第三者に渡った（一時的を含む）場合 <理由> カード情報の漏えいに関して、ガイドライン案ではECサイトやデータの漏えいの事例は挙げられているが、カード現物の漏えいの取扱いについて確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
188	3-5-3-1	報告の対象となる事態 P49	【該当箇所】 通則編 3-5-3-1 （４） ※２ 「蓋然性」の意義 【意見】 ※２の「蓋然性」とは、単なる一般的・抽象的な可能性ではなく、相当程度の高い可能性を指すとの理解でよい。 【理由】 ・事業者にとって、報告対象事態の定義は、漏えい報告・通知義務を過重にしかねないため、念のための確認をしたい。	本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1（※２）の「おそれ」については、例えば、身元不明の第三者から根拠を示さずに漏えいのおそれについて連絡を受けた場合等、抽象的な可能性をもって認められるものではありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	
189	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<条文> 3-5-3-1(4) (P.49・6行目～) <意見・理由> 「その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの確証がない場合がこれに該当する」との記載があるが、この確証とは「漏えいをしていないという確証」ではなく、「漏えいをしたという確証」を指しており、痕跡や専門家の指摘などの事実関係から漏えいの蓋然性があると事業者が判断した場合を「おそれ」と理解することで良いか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	「漏えい等が疑われるものの確証がない場合がこれに該当する」の「確証」は、「漏えい等が生じた確証」を指しています。「おそれ」については、蓋然性を考慮してまずは個人情報取扱事業者において判断することとなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。
190	3-5-3-1	報告の対象となる事態	<条文> 3-5-3-1(4) (P.49・6行目～) <意見・理由> 事業者ごとに情報システムの設計や設定が異なっており、セキュリティレベルも異なる。(※3)の事例(イ)について、単に「情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェア」が入り込んだことを検知したにとどまる場合や入り込んだが防御システムで制御されている場合等をおそれありとすると、相当の頻度で報告が必要となり現実的ではなく、各事	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1（※3）（イ）は、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例を示したものです。個別の事案ごとに判断されますが、単にマルウェアを検知したことをもって「漏えい」のおそれがあると判断するのではなく、防御システムによる制御の状況等についても考慮することになります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			業者のシステムやセキュリティレベルを踏まえ、初期段階の調査で不正通信が確認される等により漏えいの可能性がある と判断される場合に「感染が確認された」と解すること でよい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
191	3-5-3-1	報告の対象となる事 態	3-5-3-1 報告対象となる事 態 (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が 発生し、又は発生したおそれがある事態 (P49) ・懸念 6: 報告対象となる事案の緩和 昨今社外からのウィルス攻撃にさらされるリスクが増大 している中、当該事例も報告義務対象とすると報告が多発 する懸念がある。 懸念を解消するための提言 ・ウィルス感染に伴う報告義務については事例から削除 して頂きたい。 【匿名】	サイバー攻撃のリスクが増大している中で、これを対象外とすることは、個人の権利利益を保護する観点から適当ではなく、個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態であれば、原因を問わず対象とすべきと考えます。
192	3-5-3-1	報告の対象となる事 態	<条文> 3-5-3-1 (4) (P. 49・6 行目～) <意見・理由>	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合について、具体的な該当事例を提示いただきたい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
193	3-5-3-1	報告の対象となる事態 P50 15 行目	(該当箇所) 通則編の 50 ページ 15 行目 (意見) 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」の具体例を提示して頂きたい。 (理由) 上記措置の実施を検討するにあたり、対応負荷を確認させて頂きたいため。 【匿名】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。
194	3-5-3-1	報告の対象となる事態 P50	【該当箇所】 通則編 3-5-3-1 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」の意義	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【意見】 報告対象事態が発生した時点において、報告対象事態を起こした個人情報取扱事業者の規模及び個人データの取り扱い状況並びに当該時点における技術（セキュリティ技術やプライバシー保護技術）に照らして、相当な措置を講じている場合は、「必要な措置」を講じていることになり、必ずしも当該時点で最新かつ最高の技術を採用しておらずとも「必要な措置」を講じていることになるとの理解でよい。 【理由】 技術の仕様について、ガイドライン案には記載が皆無であったため、一定の明確化を求める次第である。 【匿名】	
195	3-5-3-1	報告の対象となる事態	1. 通則編の P. 50、13 行目以下の「なお、漏洩等が発生し、又は発生したおそれある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。」とある箇所は、規則第 6 条の 2 の（1）から（4）のすべてに適用があるのか。 【個人】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合は、改正後の施行規則第 6 条の 2 各号のいずれの場合であっても、報告を要しないことになります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
196	3-5-3-1	報告の対象となる事態	2. 平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について 3 (2) 報告を要しない場合の例示は、通則編 P. 50 13 行目「なお書き」にかかわらず、その効力を有し、報告不要となるのか。 【個人】	本ガイドライン案において、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」は廃止することとしており、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項の報告の要否を判断に当たっては、同告示の「3.」「(2) 報告を要しない場合」は考慮されません。
197	3-5-3-1	報告の対象となる事態	3. 通則編の P. 50 の上記「なお書き」の「秘匿化等」または、「その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」は、高度な暗号化以外の手段を含むのか。 【個人】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。
198	3-5-3-1	報告の対象となる事態	ア 該当箇所 通則編の 50 ページ・13 行目 イ 意見 （ア）「高度な暗号化等の秘匿化」にいう「高度」の意味を具体的に示してください。 （イ）「高度な暗号化等の秘匿化」としてどのような措置が考えられるか、具体例を挙げてください。 （ウ）たとえば、（海外では当局報告が不要とされる例がありますが）個人データを保存しているデバイスを紛失した場合に、当該デバイスの使用自体にパスワードが必要	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			となっているときは、「高度な暗号化等の秘匿化」は行われていると理解してよいでしょうか。 【匿名】	
199	3-5-3-2	報告義務の主体	(該当箇所) 通則編の 50 ページ 14 行目 (意見) 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」とあるが、具体的な事例又は暗号化等の規格を例として掲載して欲しい。 (理由) 実際問題として、具体的な事例や暗号化の規格が示されないと、報告すべきか否かの判断ができないため。 【個人】	「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」については、Q & A でお示しすることを検討してまいります。
200	3-5-3-2	報告義務の主体	通則編 P50 3-5-3-2 報告義務の主体 「報告義務の主体」として下記の記述があります。 「漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者である。」	改正後の法第 22 条の 2 第 1 項に基づく報告について、認定個人情報保護団体経由の報告は予定されていません。 なお、漏えい等報告の義務を負う個人情報取扱事業者以外の者が、当該個人情報取扱事業者の代

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			この記述によれば「義務を負う主体」については書かれています が、実際の報告は当該事業者が委任している弁護士が行うこと も、傘下に入っている認定個人情報保護団体が行うことも否定さ れるものではないと考えられます。 この考え方に対して丁寧な説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	わりに報告を行う場合には、行政書士法を含む他 法令を遵守する必要があります。 また、個人情報取扱事業者が、漏えい等事案に ついて、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項に基づく 個人情報保護委員会等への報告に加えて、認定個 人情報保護団体に対しても報告を行うことは、認 定個人情報保護団体による自主的取組の一環とし て有効と考えられます。
201	3-5-3-2	報告義務の主体	（該当箇所） 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示 （案）の P50 （意見） 「個人データの取扱いを委託している場合であっても～委託元の みが報告義務を負うことになる」とありますが、これは何を想定 されていらっしゃるのでしょうか？ またクラウドサービスやサーバの利用に関して、契約上、クラウ ド事業者やサーバ保守管理事業者は個人情報を取り扱わない旨が 定められていて、技術的にもアクセス制御が行われている場合 （個人情報の取り扱いの委託には当たらない場合）において、ク ラウドサービス提供事業者やサーバ保守管理の事業者から個人情 報が漏えいしたときは、どちらに報告義務が生じるのでしょうか	前半については、御意見を踏まえ、次のとおり修 正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「また、<u>個人データ</u>の取扱いを委託している場 合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委 託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人 データについては、報告対象事態が発生した場合 であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元の みが報告義務を負うことになる。」 【修正後】 「また、<u>委託元から委託先にある個人データ（個 人データ A）</u>の取扱いを委託している場合であっ

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			か？利用者側に報告義務がある場合は、契約等で相手方に通知義務を課す必要があるのでしょうか？ 【匿名】	て、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。」 後半については、クラウドサービスを提供する事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合には、クラウドサービスを利用する事業者において、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負います。この場合、クラウドサービス提供事業者は、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。
202	3-5-3-2	報告義務の主体	（該当箇所） 通則編 3-5-3-2 報告義務の主体 P51 の8行目 （意見）	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			下記の解説が記述されています。 また、個人データの取扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。 ” 個人データの取扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず” の部分が、委託しているのかしていないのか わかりにくい記載となっています。 (理由) わかりやすい記載をお願いします。 【個人】	「また、<u>個人データの取扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」 【修正後】 「また、<u>委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であっても、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」
203	3-5-3-2	報告義務の主体	<ページ、行> P51, L8 <記載>	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人データの取り扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取り扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っているデータについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。 <意見> 「委託元のみが取り扱っているデータ」なのであれば、「個人データの取り扱いを委託している場合」における個人データに元々含まれず、このような説明は不要ではないか。本記載は、個人データの取り扱いに関する委託契約を締結しているものの、当該契約の対象となっている個人データの全部又は一部を実際上は委託先に提供しておらず、それを委託元において取り扱っているに過ぎないケースにおいて、当該提供していない個人データの漏えいに関する報告義務を述べているという理解でよいのか。 <理由> 本記載の趣旨を明確にするため。 【楽天グループ株式会社】	「また、<u>個人データの</u>取扱いを委託している場合であっても、<u>委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、</u>報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。」 【修正後】 「また、<u>委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。」</u>
204	3-5-3-2	報告義務の主体	（該当箇所） 通則編の 51 ページ・8 行目以降 『個人データの取り扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取り扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			っているデータについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。』 (意見) 以下の意味において、現状の文章のままでは本来の意味が通りにくいので変更すべきである。 ・「委託元のみが取り扱っているデータ」なのであれば、「個人データの取り扱いを委託している場合」における個人データに元々含まれず、このような説明は不要になる。 ・したがって、本記載は、個人データの取り扱いに関する委託契約を締結しているものの、当該契約の対象となっている個人データの全部又は一部を実際上は委託先に提供しておらず、それを委託元において取り扱っているに過ぎないケースにおいて、当該提供していない個人データの漏えいに関する報告義務を述べていると理解する。 (理由) ガイドラインとは、法の趣旨や解釈ををわかりやすく提示し関係者に予見可能性を与えることにあると考える。 【一般社団法人新経済連盟】	「また、<u>個人データの取扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」 【修正後】 「また、<u>委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であっても、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
205	3-5-3-2	報告義務の主体	ア 該当箇所 通則編の 51 ページ・8 行目 イ 意見 (ア) 委託先に取扱いが委託されている個人データの漏洩が委託元で発生した場合には、委託先は報告義務を負わないという理解でよいでしょうか。 (イ) 通則編 51 ページ 8 行目以下の段落（「また、個人データの取扱いを委託している場合であっても、」で始まる段落）」の記載は、委託元から委託先に対してある個人データ（「個人データ A」）の取扱いを委託し、別の個人データ（「個人データ B」）の取扱いは委託していないという状況で、委託元において個人データ B に関する報告対象自体が発生し、個人データ A に関する報告対象自体は生じていない場合に、委託先は報告義務を負わないということを述べているという理解で正しいでしょうか。 【匿名】	(ア) 御理解のとおりです。 (イ) 御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「また、<u>個人データの取扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」 【修正後】 「また、<u>委託元から委託先にある個人データ（個人データ A）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データ B）の取扱いを委託していないときには、個人データ B について、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」
206	3-5-3-2	報告義務の主体	5. 通則編の P. 51 の 8 行目以下の、委託先が報告義務を負わないとされる、「個人データの取扱いを委託している場合」で、	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			かつ、「委託元のみが取り扱っている個人データ」とは、どのような場合か、事例を示していただきたい。 個人データを預託された委託先が、当該個人データが暗号化され、アクセスできない状態となっている場合等か。 【個人】	【修正前】 「また、<u>個人データの取扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」 【修正後】 「また、<u>委託元から委託先にある個人データ（個人データ A）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データ B）の取扱いを委託していないときには、個人データ B について、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</u>」
207	3-5-3-3	速報（規則第 6 条の 3 第 1 項関係） P52	・ 3-5-3-3 速報（規則案第 6 条の 3 第 1 項） 報告の方法について、事業所管大臣が別に定める方法を許容するのは、事業者へ無駄な負担を求めるもので、迅速な報告を行う上でも障害となる。したがって、他の事業所管大臣への報	本ガイドラインは、改正後の法令に既に定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。個人情報取扱事業者が事業所管大臣に報告する場合の報告の方法については、改正後の施行規則第

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			告についても、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに統一することを求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	6条の3第3項第2号において、事業所管大臣が別に定めることができるとされています。
208	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	（該当箇所） 通則編の51ページ 3-5-3-3 速報 報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。 （意見） 海外の個人情報取扱事業者においてデータ漏えいが生じた際に、当該海外法人が届出の主体ではあるものの、同グループ会社の日本法人が代わりに届出を行う事も想定されます。そのような場合には、報告に要する日数が3～5日を超えることがあることを認めていただくよう要望します。また、報告の方法について、〈特	外国事業者が報告を行う場合も、当委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じる観点から、速報の目安は、国内事業者と同様に概ね3～5日以内となります。 また、報告は日本語で行う必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			に第一報は) 一部もしくは全体を英語で提出することを認めていただくよう要望します。 (理由) 実務上、海外法人と届出法人の間での連絡、調整、翻訳に時間がかかることが想定されるため。 【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	
209	3-5-3-3	速報(規則第6条の3第1項関係)	4. 3-5-3-3 Preliminary reporting to Personal Information Protection Commission (PPC) (P51) 3-5-3-3 速報(P51) 報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3~5日以内である。	外国事業者が報告を行う場合も、当委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じる観点から、速報の目安は、国内事業者と同様に概ね3~5日以内となります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		Comments / 意見 内容 When a data leak occurs at an overseas business operator handling personal information, although the overseas corporation concerned should be the main entity to notify to PPC, it is possible that a Japanese subsidiary of the same group company will file a report on its behalf. In such a case, the preliminary reporting should be allowed to take more than 3 to 5 days. It is important to note that, in practice, it is expected to take time for communication, coordination, and translation in these cases. 海外の個人情報取扱事業者においてデータ漏えいが生じた際に、当該海外法人が届出の主体ではあるものの、同グループ会社の日本法人が代わりに届出を行う事が想定しうるが、このような場合には、報告が3～5日を超えることがあることを認めていただきたい。 実務海外法人と届出法人の間での連絡・調整や翻訳に時間がかかることが想定されるため。	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【Asia Internet Coalition (AIC)】	
210	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	3-5-3-3 速報 52 ページ ➤ 海外の個人情報取扱事業者においてデータ漏えいが生じた際に同グループの日本法人が代わりに届出を行う場合等について、報告に3～5日以上の時間を要することを許容するとともに、具体的な事例として明示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】	外国事業者が報告を行う場合も、当委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じる観点から、速報の目安は、国内事業者と同様に概ね3～5日以内となります。
211	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	ア 該当箇所 通則編の52ページ・16行目 イ 意見 「部署が知ったとき」の判断基準をご教示ください。当該部署に所属するいずれかの職員が知ったときだとすると、「いずれかの部署が知ったとき」ではなく「いずれかの職員が知ったとき」と同義になります。「部署が知ったとき」とは、例えば当該部署において、報告の要否にかかる判断を行う管理職以上の職員が知ったときと解釈してよろしいでしょうか。 【匿名】	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、部署内のある従業者が報告対象事態を知った時点で「部署が知った」と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
212	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	○通則編52頁において、3-5-3-3「いずれかの部署が当該事実を知った時点を基準」とあるが、「いずれかの部署」とは、部署内の人であれば良いのか、部署の長などを想定しているのか。また「当該事実」とは、具体的にどの事項までを想定しているのか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、部署内のある従業者が報告対象事態を知った時点で「部署が知った」と考えられます。また、「当該事態」とは、報告対象事態をいいます。
213	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	3-20 3-5-3-3「部署」というのは「従業員」や「従業者」ではないという含意であるか。つまり、特定の従業員が要配慮個人情報入りUSBメモリを落としたが、それに気づいた後2ヶ月間隠しており、上司に報告したのが2ヶ月後という場合、「知った」は落とした従業員が気づいた時点を基準とするか、2ヶ月後の上司報告の時点を基準とするか明らかにされたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、部署内のある従業者が報告対象事態を知った時点で「部署が知った」と考えられます。そのため、御指摘の事案においては、特定の従業員が当該USBメモリを落としたことに気づいた時点で「知った」に該当すると考えられます。
214	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係） P52	【該当箇所】 通則編 3-5-3-3 「いずれかの部署が当該事態を知った時点」の意義 【意見】 個人情報取扱事業者において、報告対象事態を起こした部員が所属する部署の長（いわゆる部長）が当該報告対象事態を知った	個別の事案ごとに判断されますが、例えば、部署内のある従業者が報告対象事態を知った時点で「部署が知った」と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			時点が「部署が当該事態を知った時点」に該当するとの理解でよい。 なお、当該部署においては、報告対象事態が生じた場合、部員は遅滞なく部署の長に対してその旨を報告することが義務付けられているものとする。 【理由】 企業においては、ある事項を部署として把握したといえるのは、あくまで部署の長が知った時点であり、部長が把握し次第、法務部やＩＴ部に当該部長の指示の下、連絡が行われ、個人情報保護委員会への報告等の要否が検討されることになる。そのような企業における通常の業務運用手順からすれば、一部員が知った時点ではなく、部長が知った時点を以て、概ね３～５日間を期限とする速報の起算が開始するとするのが自然であるうえに、部長を通して法務部やＩＴ部という他の部署に連絡が行われるという通常の業務運用手順にも沿っており、企業の実務に過度に負担をかけない形で、新設された法第２２条の２の運用が可能となる。 【匿名】	
215	3-5-3-3	速報（規則第６条の３第１項関係） P52	<該当箇所> 3-5-3-3 速報（P. 52）	外国事業者が報告を行う場合も、当委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じる観点か

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、<u>いずれかの部署</u>が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。 <意見> 海外の個人情報取扱事業者においてデータ漏えいが生じた際に、当該海外法人が届出の主体ではあるものの、同グループ会社の日本法人が代わりに届出を行う事が想定しうる。このような場合には、日本法人（個人情報取扱事業者）が当該事態を知った時点を基準とすることを明確にしていきたい。（海外法人が事態を知ったときから、日本法人への報告まで3～5日を超えることがあることを認めていただきたい。） <理由> 実務上、海外法人と届出法人の間での連絡・調整や翻訳に時間がかかることが想定されるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	ら、速報の目安は、国内事業者と同様に概ね3～5日以内となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
216	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	（該当箇所） 通則編の 52 ページ・ 18 行目 （意見） 当該事態を「知った」時点から概ね3～5日以内とあるところ、発覚後速やかに本人に連絡を取るとともに、二次被害発生防止のための必要な対策を講じている場合には、報告する時期について、事業者の実務実態に合わせた報告サイクル（月まとめなど）とすることを検討いただきたい。 （理由） 事業者の過度な負担となるため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	漏えい等事案が発生した後に講じた措置も含めて当委員会が把握し、必要な措置を講ずる必要があることから、月ごとにまとめて報告することは適当でないと考えます。
217	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係） P52	<該当箇所> 3-5-3-3 速報（P. 52） <意見> 報告期限の起算点となる「知った」時点とは、個人情報取扱事業者が「個人データの漏えい（または、そのおそれ）を知った」時点であることを、Q & A等で明確にしていきたい。 <理由>	報告期限の起算点は、報告対象事態を知ったとき、すなわち報告対象となる漏えい等が発生し、又は発生したおそれがあることを知った時点となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「速やか」の日数の目安について、個別の事案によるが「概ね3～5日以内」とされているところ、特に不正アクセスやランサムウェアの事案については、データ漏えいの有無確認、漏えいしたデータに個人データが含まれるか否かの特定等、事案の概要を把握する初期調査自体に、セキュリティ専門会社に解析を依頼して数週間以上かかる場合が少なくない。 そのような事案の場合には、専門会社の解析結果の報告を受けて、事業者が「不正アクセスによる個人データの漏えいを確認した時点」を起算点である「知った時点」とし、そこから3～5日以内に速報、60日以内に確報を出せばよいことをQ & A等で明確にしていきたい。 なお、欧州のGDPRにおいても72h以内の報告期限の起算点には、初期調査の期間を含まないことが明確化されている。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
218	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	（該当箇所）通則編3－5－3－3 速報（52ページ） （意見）「速やか」の日数の目安について、「概ね3～5日以内」と記述がある点について、報告対象事案の態様や行政機関の休日といった個別の事情は多様であり、3～5日以内の報告が厳密に必須のものではなく、可能な限り「速やか」な報告を行うという趣旨に合致する範囲で柔軟性が許容されるという理解でよいか。	報告対象事案の態様等、個別の事案によって異なることを前提に、速報の日数の目安として、「概ね3～5日以内」であることを示すものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人日本資金決済業協会】	
219	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	<箇所番号> 3-5-3-3 <文言> 「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該自体を知った時点からおおむね3～5日以内である。 <コメント> ここでいう「3～5日」というのは暦日であるか明確にして頂けますでしょうか。 【個人】	当委員会が事態を早急に把握する観点から、「概ね3～5日以内」という記載の「3～5日以内」には、土日・祝日が含まれています。
220	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	ア 該当箇所 通則編の52ページ・17行目 イ 意見 「速やか」の目安である「3～5日以内」には、確報の報告期限と同様、土日・祝日も含まれるのでしょうか。 【匿名】	当委員会が事態を早急に把握する観点から、「概ね3～5日以内」という記載の「3～5日以内」には、土日・祝日が含まれています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
221	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	【該当箇所】 3-5-3-3 速報（規則第6条の3第1項関係）（51頁～） 【意見】 1 速報の日数の目安である、個人情報取扱事業者が事態を知った後「概ね3～5日以内」（52頁）の起算点について、事態を知った日は1日目としてカウントされないということを明記されたい。 2 「概ね3～5日以内」の算定に、土日祝日・年末年始等は含まれないという理解でよいか確認したい。 【理由】 「確報の報告期限の算定……に当たってはその時点を1日目とする」（55頁）と記載されていることから、反対解釈により、速報においては「その時点を1日目」としない趣旨と解される。 また、「確報の報告期限……の算定に当たっては、土日・祝日も含める」（56頁（※2））と記載されていることから、速報には「土日・祝日を含め」ない趣旨と解される。 そして、個人情報保護委員会への届出者となる各社の担当者の働き方改革の観点からも、3～5日という短期間に土日祝日・年末年始を含めるのは酷であり、かつ、時間が限られるあまり拙速な報告がなされてしまう懸念がある。 なお、届出者の担当としては、IT、総務、法務、危機管理、事業部を含む多くの担当者がかかわる点にも留意されたい。	1 速報の算定に当たっても、事態を知った日が1日目となります。なお、「概ね3～5日以内」は、速報の目安になります。 2 当委員会が事態を早急に把握する観点から、「概ね3～5日以内」という記載の「3～5日以内」には、土日・祝日が含まれています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【経営法友会】	
222	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	・ 該当箇所 通則編の52ページの19行目 ・ 意 見 「概ね3～5日以内」を「概ね3～5営業日以内」に変更 ・ 理 由 個人情報漏洩の速報はたいへん重要ではあるが、多くの組織では公表や再発防止の措置を決定するにあたって、組織的決定が必要であり、3～5日の連続する祝・休日は存在することから、事実上実行が不可能な記述となっている。無論、「対応」を遅らせてよいということではないが、「報告」は決定を経て行われるべきであることを考えると、現実的な記述とすることが適切である。 【一般社団法人日本医療情報学会】	速報については、当委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じる必要があり、また、速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りることから、速報の目安は、概ね3～5日以内としています。
223	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	（該当箇所） 通則編の52ページ・15行目 （意見） 速報の日数の目安について3日～5日以内とあるが、自社における営業日の日数を基準として日数をカウントすることとしていただきたい。	当委員会が事態を早急に把握する観点から、「概ね3～5日以内」という記載の「3～5日以内」には、土日・祝日が含まれています。 また、速報の算定に当たっても、事態を知った日が1日目となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			また、速報の報告期限の算定にあたっては、確報の考え方と同様に報告対象事態を「知った」時点を１日目とするという理解でよい。 (理由) 実日を基準とすると、期限を遵守することが困難な場合が想定されるため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
224	3-5-3-3	速報（規則第 6 条の 3 第 1 項関係）	(番号) 3-5-3-3、 3-5-3-5、 3-5-4-3 (項目) 速報 委託元への通知による例外 通知の内容 【確認/意見】 (具体的な内容)	1. 当委員会が事態を早急に把握する観点から、「概ね 3～5 日以内」という記載の「3～5 日以内」には、土日・祝日が含まれています。 2. 個人情報保護委員会への報告における「その他参考となる事項」と、本人への通知における「その他参考となる事項」は、異なり得るものですが、具体例等を Q & A 等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			1. 「速報」や「委託元への通知」について、『速やか』の日数の目安については、個別の事案によるものの、(略)当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。」とある(3-5-3-3、3-5-3-5)が、この日数における土日・祝日や年末年始等の考え方は、「確報」の報告期限(3-5-3-4※2)と同様の考え方であるという理解で良いか。 2. (9)「その他参考となる事項」について、個人情報保護委員会への速報については、「個人情報保護委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する」とあるが(3-5-3-3)、本人への通知については、「例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる」とある(3-5-4-3)。同じ「その他参考となる事項」について、別の事項の報告/通知が求められているようにも見え、そのこともあって、それぞれ具体的にどのようなものを報告すべきか(同じ内容で良いのか、違う内容であるべきか)が分かりにくくなっているため、それぞれ報告/通知すべき事項の具体例を、ガイドライン・QA等で明記いただきたい。 【一般社団法人 生命保険協会】	
225	3-5-3-3	速報(規則第6条の3第1項関係)	<条文> 3-5-3-3(P.52・2行目～) <意見・理由>	当委員会が改正後の法第44条第1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合において、個人情報取扱事業者が当該

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事業所管大臣に報告する場合には、個人情報保護委員会への重ねての報告は不要となると解してよいか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	事業所管大臣に改正後の法第 22 条の 2 第 1 項に基づく報告を行ったときには、個人情報保護委員会へ重ねて報告する必要はありません。
226	3-5-3-3	速報（規則第 6 条の 3 第 1 項関係）	<条文> 3-5-3-3（P. 52・2 行目～） <意見・理由> 事業所管大臣に報告する場合も、報告期限のみならず、報告事項・報告フォームについても個人情報保護委員会に報告する場合と同様の事項・フォームとしていただきたい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	本ガイドラインは、改正後の法令に既に定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。個人情報取扱事業者が事業所管大臣に報告する場合の報告の方法については、改正後の施行規則第 6 条の 3 第 3 項第 2 号において、事業所管大臣が別に定めることができるとされています。
227	3-5-3-3	速報（規則第 6 条の 3 第 1 項関係）	3-5-3-3 速報 52 ページ ➤ 事業所管大臣に報告する場合の報告事項・報告フォームについて、事業者の円滑な対応を促す観点から、個人情報保護委員会への報告と同様のものとすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	本ガイドラインは、改正後の法令に既に定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。個人情報取扱事業者が事業所管大臣に報告場合の報告の方法については、改正後の施行規則第 6 条の 3 第 3 項第 2 号において、事業所管大臣が別に定めることができるとされています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
228	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	<条文> 3-5-3-3（P.52・2行目～） <意見・理由> 事業所管大臣に報告する場合について、金融分野ではその報告先が漏えい主体により金融庁及び各地の財務（支）局と複数存在していて、報告先毎の報告事案の仕分けに相当程度ロードが生じていることから、報告先を一本化する等、事務負担軽減に向けた検討をいただきたい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	漏えい等報告受理の権限の委任については、今後各事業所管大臣と協議して決定されるものになります。
229	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	○通則編53頁において、「個人データの項目」について、どの程度の粒度が求められるのか、現場での理解に資するよう、事例を列挙すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	改正後の法第22条の2第1項に基づく報告において、個人データの項目については、改正後の施行規則別記様式第一「3. 報告事項」「(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」に沿って、氏名・生年月日・性別・住所といった粒度で報告することとなります。
230	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	【該当箇所】 3-5-3-3 速報（規則第6条の3第1項関係）（51頁～） 【意見】 報告対象事態ごとの二次被害の具体例も明示されたい。 【理由】	二次被害について、具体例等をQ&A等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			二次被害内容の検討の漏れを防ぐために具体例が必要と考えるためである。 【経営法友会】	
231	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	○通則編54頁において、3-5-3-3（6）「本人対して行った措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。「（通知を含む。）」とあるが、通知以外に想定している措置はあるのか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	例えば、クレジットカードを誤送付した事案について、クレジットカードの差し替えを行った旨を記載することが考えられます。
232	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	6. 通則編p.54の「公表の実施状況」には、公表の要否判定の結果、公表しないとした場合を含むのか。 【個人】	事案の公表の予定がない場合には、その旨を報告することになります。
233	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	7. 通則編p.54の「公表の実施状況」に関し、本人へ通知し、了解を得た場合は、公表を不要とすることはできるのか。 【個人】	公表は改正後の法において義務付けられているものではありません。なお、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましいと考えられます。
234	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係）	3-2 1 3-5-3-3（9）参考となる事項の例を示されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個人情報保護委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいいますが、

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				具体例等をQ & A等でお示しすることを検討してまいります。
235	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係	○通則編54頁 3-5-3-3（9）は、例えばどのような事項を想定しているのか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	個人情報保護委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいいますが、具体例等をQ & A等でお示しすることを検討してまいります。
236	3-5-3-3	速報（規則第6条の3第1項関係	【該当箇所】 3-5-3-3 速報（規則第6条の3第1項関係）（51頁～） 【意見】 速報時点での報告内容は、当該時点で把握している内容で足りる（52頁～53頁）とのことだが、最低限このレベルまでの報告は必要といったものは特段なく、個人情報取扱事業者による合理的な判断に委ねられるとの理解でよいか確認したい。 【理由】 速報時点では、明らかになっている情報は限られる。その場合、速報として求められる情報の質・量のレベルをガイドラインで画一的に定めるならば、当該レベルを満たした報告内容であるかどうかを個人情報取扱事業者が事前に社内で吟味するのに時間をかける結果、速やかな報告を求める改正法の趣旨に反する事態が生じかねない。そこで、速報で要求される情報のレベルについては、第一義的には個人情報取扱事業者の合理的な判断に委ね、	速報においては、当委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じる観点から、個人情報取扱事業者において報告内容について時間をかけて吟味することは求められておらず、報告内容の粒度も事案によって様々であると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			速報の内容に不足や不明点があると個人情報保護委員会が思料する場合は、個人情報保護委員会が当該個人情報取扱事業者に照会をし、続報を求めるというインタラクティブな運用にするのが実際的である。 【経営法友会】	
237	3-5-3-4	確報（規則第6条の3第2項関係）	<該当箇所> 3-5-3-4 確報（規則第6条の3第2項関係）（P. 56） <意見> 「合理的努力を尽くした上で」一部の事項が判明せず全ての事項を報告することができない場合は、その時点で把握している内容を報告すれば、報告義務違反に該当しないことを明確にしていきたい。また「合理的努力」は、各社の実態と生じた事象に応じ、各社で合理的と判断した対応を実施すれば良いことを明確にしていきたい。 <理由> 事業者としての重要な判断要素にも関わらずガイドライン案で不明確であるため。	前半については、御理解のとおりです。 後半については、合理的努力の範囲の判断はまずは個人情報取扱事業者において行うこととなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
238	3-5-3-4	確報（規則第6条の3第2項関係）	【該当箇所】 3-5-3-4 確報（規則第6条の3第2項関係）（55頁～） 【意見】 確報時点ですべての事項の報告ができない場合、不足情報については判明次第、追完することにより（56頁）とのことだが、追完の時期については、個人情報取扱事業者による合理的な判断に委ねられるとの理解でよいか確認したい。 【理由】 当然速やかな報告は必要となると思われるが、期限がある場合はあらかじめ確認しておきたいためである。 【経営法友会】	追完については、報告できなかった事項が判明次第速やかに行うことが求められます。
239	3-5-3-4	確報（規則第6条の3第2項関係）	【該当箇所】 3-5-4-2 【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】（59頁） 【意見】 事例2）で、「本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく」とあるが、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがある場合とはどのような場合か確認したい。	例えば、ウェブサービスのログインIDとパスワードの組合せが漏えいし、本人においてパスワード変更の対応をする場合が挙げられます。なお、本ガイドライン（通則編）案3-5-4-2【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】の事例2は、事案がほとんど判明していないことを前提とするものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【理由】 本人が権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがある場合は、ある程度限定的であると思われ、通知を行う必要があるとはいえない場合を理解する上で有用だと思われるためである。 【経営法友会】	
240	3-5-3-4	確報（規則第6条の3第2項関係）	○通則編55頁において、3-5-3-4 確報の個人情報保護委員会の提出については、3-5-3-3 速報と同様、個人情報保護委員会のホームページでの報告フォームに入力する方法で行うのか。その場合、確報にもその旨を明記したほうが良いのではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-4において、報告の方法を記載している箇所は、速報・確報に共通する方法として記載しています。
241	3-5-3-5	委託元への通知による例外（規則第6条の4関係）	（該当箇所） ○<u>通則編</u>の56ページ・13行目～57ページ・13行目 3-5-3-5 委託元への通知による例外 （意見）	報告対象事案の態様等、個別の事案によって異なることを前提に、速報の日数の目安として、「概ね3～5日以内」であることを示すものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			特定の状況下では、「速やかな」通知とされる標準的な 3-5 日以上に通知にかかる可能性があることを明示的に認識することを奨めます。 (理由) ガイドライン案には、特定の状況下では、「速やかな」通知とされる標準的な 3-5 日以上に通知にかかる可能性があることを明示的に認識することを推奨します。例えば、委託先が再委託している場合に、再委託先のシステムでデータの漏えいが発生した場合、委託先は漏えいの通知をするのに適切な情報を確認するために、通知すべき漏えいを委託元に知らせるための標準的な 3-5 日以上の時間を要する場合があります。このような場合には、標準的な 3-5 日の期間を延長することが適切な場合があることをガイドライン案にて認識することを奨めます。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
242	3-5-3-5	委託元への通知による例外（規則第 6 条の 4 関係）	<ページ、行> P57, L11 <記載> 通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。	漏えい等事案が発生した場合において、委託先が必要な事実関係の調査を怠った場合には、安全管理措置義務に違反すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<意見> 「必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。」という努力義務扱いではなく、「委託元の漏えい等報告に協力しなければならない」とする法制度を検討していただきたい。 <理由> 委託元が報告を行い、その内容について個人情報保護委員会から質問を受けた際、より詳細な事項を委員会に回答するため、委託元から委託先へ、委託先でしか知り得ない事項を尋ねるケースが有り得るが、その際、委託先が、報告への協力の労力を厭い、委託元または委員会に情報を提供しないまたは提供を遅延させた場合、原因究明や再発防止の措置を講じることができないおそれがある。漏えいが発生し、委託先に報告義務が無くとも、委託先が委託元に協力する必要が生じた際は、協力することを義務とすべきである。 【楽天グループ株式会社】	
243	3-5-4	本人への通知（法第 22 条の 2 第 2 項関係）	3 （３－５－４）本人への通知（法第 22 条の 2 第 2 項関係） 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある漏えい等）に、委員会への報告（速報・確報の 2 段階）及び本人通知を義務化するよう改正し、ガイドライン案において、委員会への報告を要する事態について、事例を含め解釈を具体的に記載すると	賛同の御意見として承ります。 本人への通知における「その他参考となる事項」は、具体例等を Q & A 等でお示しすることを検討してまいります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ともに、委員会への速報・確報の時間的制限の考え方等を記載することに賛成します。ＥＣサイトからクレジットカード番号が漏えいするなどの財産的被害が発生するおそれがある漏えい等に該当する事例の記載や、速報や確報の時間的目安を明確にしたことで、事業者が運用するにあたってわかりやすくなったと考えます。 一方で、本人への通知の内容として、「概要」「漏えい等が発生し、又は漏えいのおそれのある個人データの項目」「原因」「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」「その他参考となる事項」と定められています。「その他参考となる事項」については、「本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。」と示されており、個人にとってはとても重要な通知事項と考えます。リスクを避けるために、個人が自分自身で早急にとるべき措置を具体的に記載することで、個人の行動に繋がります。この事項について、モデル的な通知内容を入れていただくようお願いいたします。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	
244	3-5-4-1	通知対象となる 事態及び通知義 務の主体	<条文> 3-5-4-1（P. 58・7行目～） <意見・理由>	委託先が委託元に対し改正後の法第 22 条の 2 第 1 項ただし書の規定による通知を行った場合、委託先は本人への通知義務も免除され、委託元が

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			委託元への通知により「委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される」とあるが、この場合であっても、本人との関係等から、委託元ではなく委託先から通知を行う方が適切と考えられるケースでは、委託先が本人通知を行う等、委託先の協力を得て行う方法も認められると解することによりよい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	本人への通知を行うこととなります。この場合において、委託元が本人への通知を行うに当たり、委託先の協力を得てこれを行うことは可能であると考えられます。
245	3-5-4-2	通知の時間的制限	3-2 2 3-5-3-4 報告の「追完」ができるとされているが、追完期限を明らかにされたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	追完については、報告できなかった事項が判明次第速やかに行うことが求められます。
246	3-5-4-2	通知の時間的制限	3-2 3 3-5-4-2 事例 1) は「掲示板」ではなく「ダークウェブ」である場合も同様と考えて良いか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御理解のとおりです。
247	3-5-4-2	通知の時間的制限	<条文> 3-5-4-2 (P. 59・10 行目～) <意見・理由> 事例 1 で、本人に通知することがどのような理由で被害を拡大させることになるのか不明確。「本人が、同時にアップロ	通知を受けた本人が漏えいした個人データを閲覧する場合もあれば、通知を受けた本人から情報が拡散され、第三者が漏えいした個人データを閲覧する場合もあり、被害拡大の態様は様々であることから、原案が適切と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ードされている他者の情報を閲覧することになり」など、被害を拡大させる理由を記載してはどうか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
248	3-5-4-2	通知の時間的制限	【該当箇所】 通則編 3-5-4-1 事例2 【意見】 本人に通知すると「かえって混乱が生じる」状態が仮に継続し続けた場合、継続している限り、個人情報保護取扱事業者は本人に通知する必要はない状態が続くという理解でよいか。 【理由】 事例2の射程と含意を明確化するため。 【匿名】	御理解のとおりです。ただし、「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知をする必要があり、事案が判明する等、状況の変化があった場合には、この限りではありません。
249	3-5-4-2	通知の時間的制限	<該当箇所> 3-5-4-2 通知の時間的制限（P. 59） <意見> 【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】	本ガイドライン（通則編）案3-5-4-2の事例2は、事案がほとんど判明していないことを前提としており、事案が判明した段階で通知を行うことが考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事例 2)「本人がその権利利益を保護するための措置」の内容が不明確。どのような状態になれば本人が措置を講じられると判断できるのか。Q & A 等で例示していただきたい。 <理由> 事業者としての重要な判断要素にも関わらずガイドライン案で不明確であるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
250	3-5-4-2	通知の時間的制限	ア 該当箇所 通則編の 59 ページ・8 行目 イ 意見 「本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合」とはどのような場合を想定しているか、より具体的に記載してください。 【匿名】	例えば、通知を受けた本人が漏えいした個人データを閲覧する場合や、通知を受けた本人から情報が拡散され、第三者が漏えいした個人データを閲覧する場合があります。
251	3-5-4-2	通知の時間的制限	■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-5-4-2 通知の時間的制限（59 ページ）	個人情報保護委員会への報告と本人への通知については、個別の事案に応じてそれぞれ時間的制限が異なることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		●「当該事態の状況に応じて速やかに」という文言に関する解説が存在するところ、3-5-3-3 「速報」に関する 52 ページでは、「『速やか』の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね 3~5 日以内である」との記述がある。後者の記述が「速やか」という文言に対するガイダンスを提供するものであるとすれば、本人への通知の時間的制限に関する本 59 ページの「速やかに」という文言についても、概ね 3~5 日以内である旨のガイダンスを提供すべきではないかと思われるところ、本 59 ページにおいても同様の記述がなされることを期待する。 【匿名】	
252	3-5-4-2 通知の時間的制限	(該当箇所) 通則編の 59 ページ・3 行目 (意見) 通知の時間的制限である「当該事態の状況に応じて速やかに」について、「通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。」とあるが、漏えい元が漏えい内容を本人通知する際に、関連する事業者（例えばクレジットカード会社等）と事前に通知を行う体制を整備したうえで、本人通知を行うことは、「当該事態の状況に応じて速やかに」通知を行っているかと許容されるか。	本人への通知に伴う混乱を回避する観点から、関係する事業者と本人への通知の体制を整備することが考えられ、「当該事態の状況に応じて速やかに」の判断に当たっては当該事情も勘案されますが、それを理由に本人に対する通知を大幅に遅延させることは許容されないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(理由) クレジットカード会社が認知するよりも先に漏えい元が本人に通知した場合、カード会社の問い合わせ窓口が状況を把握できず、通知を行うことでかえって混乱を生じるため。 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
253	3-5-4-2	通知の時間的制限	(該当箇所) 通則編の 59 ページ・14 行目 (意見) 漏えい等のおそれが生じたことから実態を調査したところ漏えい等の有無や漏えい等した対象者の範囲が判明しなかった場合、財産的被害の発生防止のための措置を適切かつ十分に講じたものの当該事態を起因とする財産的被害が発覚した時点において本人に通知を行うこととすることは許容されるか。 (理由) 法令解釈の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	個別の判断となりますが、不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要であり、財産的被害が発覚した時点においてはじめて本人への通知を行うことが許容されるものではありません。
254	3-5-4-3	通知の内容	<該当箇所> 3-5-4-3 通知の内容(P. 60, 61) <意見>	本人への通知における「その他参考となる事項」は、具体例等を Q & A 等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「本人へ通知すべき事項については、…「その他参考となる事項」…に限られている。」について、「その他参考となる事項」とは、「本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。」とあるが、具体的にどのような措置を指すのか、事例を交えてQ & A等で明確にしていきたい。 <理由> 正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
255	3-5-4-3	通知の内容	【該当箇所】 3-5-4-3 【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】（60 頁） 【意見】 事例 2) で、「漏えい等が発生した個人データの項目が本人ごとに異なる場合」は、その関係する内容のみ本人に通知となっているが、本人ごとに異なるということは判明しているが、本人ごとに何が漏えい等したのかまでは不明という場合は、関係している可能性のある部分を包括的に通知することで足りるのか確認したい。	御指摘の場合においては、本人ごとに異なる通知を行うことまで求められず、関係する可能性のある内容を包括的に通知すれば足りると思われています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【理由】 本人ごとに漏えい情報を特定することが難しいことも想定されるためである。 【経営法友会】	
256	3-5-4-4	通知の方法 P61	【該当箇所】 通則編 3-5-4-4 事例1 「郵便等」の意義 【意見】 「郵便」で通知をする場合、速達ではなく普通郵便でったとしても、「通知」（法第22条の2第2項本文）に該当するとの理解でよい。 【理由】 普通郵便よりも速達のほうがより早く本人に知らせることができるものの、それだけ多くの費用を個人情報取扱事業者は負担することになる。そこで、速達である必要がない点を明確化しておきたい。 【匿名】	郵便で本人への通知を行う場合、普通郵便で行うことも可能ですが、「事態の状況に応じて速やかに」通知を行う必要があります。
257	3-5-4-4	通知の方法	（番号） 3-5-4-4	本人への通知の方法として口頭で知らせる方法も含まれますが、本人が口頭で通知を受けた内容

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(項目) 通知の方法 【意見】 (具体的な内容) 本人への通知の方法について、「その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい」としたうえで、具体例として、郵送と電子メールのみが挙げられている。このような記載では、郵送か電子メールによる方法が望ましいように読めてしまうが、先般の政省令のパブコメ回答では「口頭で知らせる方法もこれに該当すると考えられます」(228番)と回答いただいている。また、ガイドライン(外国にある第三者への提供編)5-1では、外国にある第三者への提供に際しての本人同意取得時の本人に対する情報提供(法24条2項)の方法に関し、「電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法」(規則11条の3第1項)の具体例として、「必要な情報を本人に口頭で説明する方法」も明記いただいている(相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する本人に対する情報提供(法24条3項)の方法を定める同ガイドライン6-2-1も同様)。従って、本人への通	を事後的に確認できるようにする観点から、必要に応じて書面又は電子メール等による通知を併用することが望ましいと考えられます。この点については、Q&A等でお示しすることを検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			知については、「法令上定められておらず、様々な方法がある」としたうえで、具体例として「口頭で知らせる方法」をガイドラインで明記いただきたい（少なくともＱＡで明記いただきたい）。 【一般社団法人 生命保険協会】	
258	3-5-4-4	通知の方法	<ページ> P. 61 <該当規定> 3-5-4-4 通知の方法 <意見> 本人への通知方法として、口頭により説明する行為も含まれるという理解でよい。 【日本証券業協会】	本人への通知の方法として口頭で知らせる方法も含まれますが、本人が口頭で通知を受けた内容を事後的に確認できるようにする観点から、必要に応じて書面又は電子メール等による通知を併用することが望ましいと考えられます。
259	3-5-4-4	通知の方法	■個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-5-4-4 通知の方法（61 ページ） ●「本人への通知の方法の事例」として二例挙げられているところ、漏えい等の規模や本人への影響の重大性によっては、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、近時行われるこ	● 本ガイドライン（通則編）案 3-5-4-4 は、個人の権利利益保護の観点から、本人への通知や公表といった対応について記載しています。なお、事案の公表の方法の 1 つとして、記者会見も考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			とも多い記者会見等の開催も別途検討すべき旨、Q&A でも良いが、ご記載いただきたい。 ●また、本人への通知に際しては、本人が理解できる言語で通知が行われるべき旨、Q&A でも良いが、ご記載いただきたい。 【匿名】	● 本人に対する通知は、日本語又は本人が合理的に理解できると考えられる言語で行う必要があります。
260	3-5-4-5	通知の例外	○通則編 6 2 頁において、通知の例外について、本人の権利利益の保護の重要性を理解するものの、個人情報取扱事業者の事業実施体制等よっては、本人に個別に通知することが現場に大きな負担をかけることにも配慮すべきではないか。例えば、本人への通知が困難な場合に該当する事例として、代替措置として事案の公表等を講じることを前提として、例えば、本人への通知に必要な事務処理体制や費用負担能力がない場合等を追記すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	通知を受けた本人が漏えい等事案を認識することで、その権利利益を保護するための措置を講じられるようにするという趣旨からして、原案が適切と考えます。
261	3-5-4-5	通知の例外	【該当箇所】 3-5-4-5 通知の例外（62 頁～） 【意見】 1 本人に関する連絡先を複数保有している場合（例：メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所）は、すべての連絡先に連絡せずとも、個人情報取扱事業者が選択したいずれか任	1 本人への通知に関し、複数の連絡手段を有している場合において、1つの手段で連絡ができなかったとしても、直ちに「本人への通知が困難である場合」に該当するものではありません。 2 本人への通知の方法については、個人情報取扱事業者が合理的に決定することになります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		意の1つの連絡先に連絡して、本人に連絡がとれなければ、「本人への通知が困難である場合」に該当するとの理解でよいか確認したい。 2 漏えい等をした個人データにつき、本人に通知をする方法は、漏えい等をしたデータベースの単位で、個人情報取扱事業者が合理的に決定すればよいとの理解でよいか確認したい。 3 通知の方法として、住所への連絡を個人情報取扱事業者が合理的な根拠に基づき選択したものの、本人が転居をしていたときは、個人情報取扱事業者には転居先を突き止めることまでの義務がないことを確認したい。 4 【本人への通知が困難な場合に該当する事例】の事例2) (62頁)として、「連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合」を挙げているが、連絡不能な個人が含まれている場合は、一律代替措置をとることで問題ないか、それとも郵送・電子メール等での本人への通知+代替措置となるのか確認したい。 【理由】 1 たとえば、「メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所」を保有している個人データ1001人分の何らかの情報が漏えいした場合に、すべての連絡先に通知を試みなければ「本人への通知が困難である場合」に該当し得ないとすると、個人情報取扱事業者の負担が過剰になるためである。	3 例えば、郵便で本人への通知をしたものの、本人が転居していた場合には、必ずしも転居先を調査する義務まではないと考えられますが、転居していたことが判明した場合には、代替措置を講ずる必要があります。 4 本人への通知が困難な場合かどうかは、本人ごとに検討する必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			2 また、本人1人ひとり個別に異なる連絡方法をとることは個人情報取扱事業者にとって多大な労力を要することになる。そのため、漏えいしたデータベースの単位で、保有しているメールアドレス、電話番号、住所、ファックス番号のうち、個人情報取扱事業者が合理的に決定したいずれかの方法により連絡をすれば足り、当該方法で連絡がつかない場合には、それをもって「本人への通知が困難である場合」に該当すると判断してよいと考えるためである。 3 本人が転居をして連絡がつかない場合、転居先を突き止めることは、事業者にとって過度な負担となるためである。 4 連絡不能な連絡先が含まれていることはよくあり得ることと思われるため、その場合何をすれば足りるのか不明確なためである。 【経営法友会】	
262	3-5-4-5	通知の例外	(該当箇所) 通則編の 62 ページ・10 行目 (意見) 「本人への通知」の通知の方法は、事例 1) において「文書を郵便等で送付することにより知らせること。」とあるが、本人への通知を行ったにもかかわらず、結果として宛所不明等で本人に	文書を郵便等で送付することにより本人への通知を行ったものの、宛所不明等で送付できなかった場合には「本人への通知が困難な場合」として、代替措置による対応が求められます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			送付できなかった場合、本人への通知が困難であることから、これをもって法令上の義務を果たしたものとして理解してよいか。 (理由) 法令で求められる対応を明確化するため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
263	3-5-4-5	通知の例外	(該当箇所) 通則編の 62 ページ・10 行目 (意見) 代替措置の事例 2) に「問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること」とあるが、これは、常設している個人情報の取扱に関する相談を受け付ける窓口等において、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できる体制を整備して本人の問合せに対応することでよいか。 (理由) 法令に基づく適切な運用を図るため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	個別の事案ごとに判断されますが、代替措置として問合せ窓口を設置する場合において、常設の窓口等を利用することも考えられます。
264	3-5-4-5	通知の例外 P62	【該当箇所】 通則編 3-5-4-5 (※ 1)	御指摘の箇所は、代替措置としての事案の公表を行わない場合であっても、事案の公表を行うことが望ましい旨記載しているものです。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【意見】 ※１の趣旨を確認したい。 ※１の「事案の公表を行わない場合であっても・・・公表を行うことが望ましい」の趣旨は、「事例の公表を行う義務を個人情報取扱事業者が負わない場合であっても、・・・公表を行うことが望ましい」という趣旨との理解でよいのか。 【理由】 ※１の趣旨が明らかでないため。 【匿名】	
265	3-5-4-5	通知の例外	（番号） 3-5-4-5 （項目） 通知の例外 【意見】 （具体的な内容） ※１は「事案の公表を行わない場合」が前提になっているように読めるが、ここで「公表を行うことが望ましい」とあるのは、何	御指摘の箇所は、代替措置としての事案の公表を行わない場合であっても、事案の公表を行うことが望ましい旨記載しているものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			を公表させることを想定しているのか記載を明確化頂きたい（なお、※２は事案の公表を行う場合が前提となっており、※１とはケースが違うものと認識）。 【一般社団法人 生命保険協会】	
266	3-5-4-5	通知の例外	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-5-4-5 通知の例外 <意見> （法第22条の2第1項に規定する）個人情報保護委員会への報告を要する情報漏えい等が発生した際、本人に連絡がつかない場合の代替策として「事案の公表」が示されているが、漏えい事案の実体を踏まえ、「事案の公表に馴染まない場合」（事案の特殊性から対象者が特定できる場合や二次被害の可能性が極端に低いと考えられる場合等）ないし「公表することにより無用の混乱を惹起させる可能性がある場合」もあると考えられる。そのような場合に、「事案の公表」以外にどのような代替措置をとることが考えられるか、具体例を示していただきたい。 <理由> 「事案の公表」にあたっては、当然ながら個人を特定しうる情報は公表しないと考えられるが、その場合、本来漏えい事案とは無	本人への通知の代替措置としては、公表や問合せ窓口の設置が基本となります。なお、公表や問合せ窓口の設置については、事案に応じて工夫することが考えられます。 代替措置に関する事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			関係であるにもかかわらず、当該公表内容を見た顧客を不安にさせてしまったり、自分に関係があるのではないかとの考えから顧客から事業者にお問い合わせが多数寄せられるといった事態が想定される。 このように、公表すると、かえって多数の顧客にとって不利益が生じると考えられる場合もあると考えられるため（金融分野Q & A 問IV-16 参照）、その場合の代替措置を示していただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
267	3-5-4-5	通知の例外	<ページ> P. 62 <該当規定> 3-5-4-5 通知の例外 <意見> 改正ガイドラインでは、個人データの漏えい等の際の本人への通知が困難である場合、代替措置を講じることが求められているところ、【代替措置に該当する事例】として、「事案の公表」が挙げられている。一方、※1では「<u>代替措置として事案の公表を行わない場合であっても事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい</u>」と記載されているが、趣旨をより明確にしていきたい。また、	前半について、本ガイドライン（通則編）案3-5-4-5（※1）は、改正後の法第22条の2第2項ただし書の代替措置としての公表を行わない場合でも、公表を行うことが望ましいと考えられる場合があることを示したものです。 後半については、本人への通知を行う場合には、改正後の法第22条の2第2項ただし書の代替措置としての公表を行う義務はありません。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事案の公表はあくまで代替措置であるため、本人への通知を行う場合には公表を行う必要はないという理解でよい。 【日本証券業協会】	
268	3-5-4-5	通知の例外 P62	【該当箇所】 通則編 3-5-4-5 事例 2 【意見】 事例 2 の趣旨について確認したい。 事例 2 は、「個人情報取扱事業者が本人への連絡を試みたものの、連絡がつかず、その後、その連絡がつかない原因が連絡先が古いからであることが判明した場合」のみならず、「個人情報取扱事業者が連絡先を取得してから報告対象事態が発生するまでに数年が経過しているため連絡先が古くなっており、仮にその連絡先に連絡してみたとしても本人に連絡することができないと合理的に想定される場合」も「本人への通知が困難な場合」に該当するという趣旨と理解してよい。 【理由】 事例 2 の射程と趣旨が明らかでないため。 【匿名】	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
269	3-5-4-5	通知の例外	<該当箇所> P62 [3-5-4-5 通知の例外] 【代替措置に該当する事例】 事例 1) 事案の公表 事例 2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること <意見内容> 代替措置に該当する事例として 2 つの事例が併記されているが、これは、事案の公表（事例 1）でも代替措置として十分だが、事案の公表に加えて問合せ窓口を用意し本人が該否を確認可能な措置（事例 2）まで実施するとなお良いということだとの理解で良いか、明確にして頂きたい。 <理由> 事例 1)、事例 2) のいずれの措置においても、事案の公表が前提となっているところ、代替措置として事業者が任意に事例 2) のような問合せ窓口を設置するか選択することが可能という理解で良いのか、何らか事案によって講ずべき措置についての判断基準のようなものがあるのか、あるのであればその内容を明確に示して頂きたい。	事例 1 は、一定の事項を公表することで代替措置が完結するのに対し、事例 2 は本人が問合せ可能な窓口を用意して、本人から問合せがあった場合に内容を伝えられるようにするものであり、必ずしも事例 2 において事例 1 が前提となっているものではありません。 なお、個別の判断となりますが、多様な手段で代替措置が講じられることは、本人保護の観点から望ましいと考えられます

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社 NTT ドコモ】	
270	3-5-4-5	通知の例外	<対象箇所> 通則編 3-5-4-5 通知の例外 <提出意見等> 本人への通知が困難である場合の通知の例外に関する代替措置に該当する事例として、「事案の公表」（事例１）と「問い合わせ窓口の用意と連絡先の公表」（事例２）が例示されているが、本人への通知を要する漏えい事案であっても、例えば、漏えいの対象者が少数であったり、対象者が特定できる場合などについては、事例１・２の事項を公表することで、逆に漏えい事案に関係しない多くの顧客の不安を惹起してしまうことも考えられる。 本人への通知の代替措置については、各漏えい事案に応じて顧客保護上適切な方法と認められるものであれば、上記公表を伴う事例１・事例２以外の方法についても認められ得るとの理解でよい。 また、そうした公表を伴う方法以外の代替措置の事例として考えられるものがあれば、併せて示していただきたい。 【全国信用金庫協会】	本人への通知の代替措置としては、公表や問合せ窓口の設置が基本となります。なお、公表や問合せ窓口の設置については、事案に応じて工夫することが考えられます。 代替措置に関する事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
271	3-5-4-5	通知の例外	<対象項目> 3-5-4-5 通知の例外 <ページ・行> P62 <意見> 個人情報漏えいが発生した場合、本人への通知を義務化することになっているが、通知することで予見されるトラブル、例えば家人に知られてしまう等、は本人の権利利益を保護するため「本人への通知が困難」と判断し、例えば連絡窓口を設置し問合せを受けた時のみ案内する等の受動的な対応は許容されるのか。 <理由> 「本人の通知が困難」の範囲確認のため。 【日本貸金業協会】	御指摘の事案で問題となっているのは、通知自体ではなく、通知した場合に発生する副次的な影響であり、「本人への通知が困難」に該当しないものと考えられます。本人への通知によって、本人以外の家族等に本人の情報が知られるおそれがある場合には、通知の方法を工夫することが考えられます。
272	3-5-4-5	通知の例外	<条文> 3-5-4-5（P. 62・4行目～） <意見・理由> ・ 代替措置に該当する事例はいずれも何等かの形で「公表」することが前提となっているが、（※１）の冒頭の記載のように「代替措置として事案の公表を行わない場合」も有り得ると解することでよい。例えば、当該事例の内容から公表が	本人への通知の代替措置としては、公表や問合せ窓口の設置が基本となります。なお、公表や問合せ窓口の設置については、事案に応じて工夫することが考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			望ましくなく、かつ合理的努力を尽くしてもなお本人への連絡がかなわなかった場合は、この合理的努力を尽くしたことをもって「代替措置」を果たしたと解することによりよい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
273	3-6	個人データの第三者への提供 P63	通則編 P63 3-6 個人データの第三者への提供 個人情報保護法では、個人データの提供を受けた事業者はあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないと定められています。 これについて、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」では、「個人情報取扱事業者は、法第26条第1項及び第3項の7規定に基づき確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする（法第15条第1項、法第16条第1項）。」との加算があります。 見落としがちな点となりますので、通則編にて注意書きを入れていただく事を望みます。	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
274	3-6-1	第三者提供の制限の原則（法第23条第1項関係）	■ 対象となる記述（通則編 63 頁） 3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第23条第1項関係） 「同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。」 提案： この部分は、今回の改正対象ではなく、前記引用は、現行版通則編 45 頁 2 行目の記述です。 前記引用末尾の「明確に示さなければならない。」を 「明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。」 とすべきです。 理由： この記述は、今回の改正部分ではありません。しかしながら、今回の改正により新設された個人関連情報に関する「3-7-3-1 本人の同意」においては、本人の同意について、「同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である」とされています。本人から同意を得る際に	法第23条第1項の「本人の同意」については、本ガイドライン（通則編）案2-16でも解説しているところであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			は、本人に対して同意にかかる判断を行うために必要な情報を示すことのみならず、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要であることについて、この 3-7-3-1 の記載は適切なものであり、同じことは、個人データの第三者提供においても妥当します。そのため、個人データの第三者提供に関する 3-4-1 の記載を、新設された 3-7-3-1 に合わせる形で修正することを提案します。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
275	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第 23 条第 2 項関係）	○通則編 67 頁以降において、本人に対する通知の内容となる事項の追加に伴い、改めて本人に通知する取扱いを求める趣旨と理解しているが、制度改正に伴い、その都度、改めて本人に通知するよう、求めることは、現場に大きな負荷をかける点で、現実的でないものと思料される。このため、例えば、従前に本人に通知した際、今般に追加された事項に相当する内容を記載していたと認められる場合には、改めて本人に通知する必要がある旨を明記するなど、現場の負担を軽減する方策を工夫すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	個人情報保護法のオプトアウト規定に関しては、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」（法第 23 条第 2 項）という文言から明らかであるように、必ずしも本人に対する通知を求めるものではありません。 なお、改正前の個人情報保護法に基づく届出を行っている事業者が改正法の全面施行日以後にオプトアウト規定による提供を行うためには、別途届出を行う必要があります。
276	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第 23 条第 2 項関係）	意見 8 「オプトアウトにより第三者に提供される個人データについて、取得元（取得源）と取得の方法を示す必要」とあるが、どこから取得するでもなく事業者が独自に生成した個人データである場合には、どのように	オプトアウト届出を行っている事業者が独自に生成した個人データについては、「第三者に提供される個人データの取得の方法」として記載する必要はありませんが、当該個人データを提供して

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		示せばよいか、明らかにされたい。 (該当箇所:通則編 3-6-2-1 オプトアウトに関する原則(法第 23 条第 2 項関係)4 号) 理由 そもそも、事業者が個人データの内容を独自に生成する場合が、「取得」に当たるのかが問題となる。 この点、要配慮個人情報の取得制限において、ガイドライン通則編には、「次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの(略)は、要配慮個人情報には含まない。」として、「単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。」といった解説がなされており、これによれば、例えば、「日本国籍」との事実情報から「日本民族」であるとの「推知」を行なって、個人データの「人種」欄に記録して作成して、人種データとして処理する場合においても、「要配慮個人情報には含まれない」ことになるが、正確には、人種データ自体は要配慮個人情報に該当するけれども、要配慮個人情報の「取得」には当たらないが故にこのように説明されているものではないか。すなわち、独自に推知して生成することと、取得することとは区別されているように推察できる。 また、行政機関個人情報保護法において、「「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって」(2 条 5 項)とあるように、「作成」と「取得」が区別されていること、個人	いる場合には、「第三者に提供される個人データの項目」等に記載する必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			情報保護法の逐条解説書(園部編)にも「自ら取得し、あるいは作成した個人情報により」(第二次改訂版 88 頁)との記述があり、「作成」と「取得」が区別されていることからしても、事業者が個人データの内容を独自に生成する場合は「取得」には当たらないと解されるべきではないか。 したがって、どこから取得するでもなく事業者が独自に生成した個人データである場合に、法第 23 条第 2 項 4 号の「第三者に提供される個人データの取得の方法」に何を記載すべきかが問題となる。何も記載しなくてよいのか、「自ら作成」などと記載する必要があるのか、明らかにされたい。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
277	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則(法第 23 条第 2 項関係)	意見 9 「オプトアウトにより第三者に提供される個人データについて、取得元(取得源)と取得の方法を示す必要」とあるが、個人データを構成する各フィールド毎に、それぞれの取得元と取得の方法を示す必要があると理解したが、その理解でよいか。 (該当箇所:通則編 3-6-2-1 オプトアウトに関する原則(法第 23 条第 2 項関係) 4 号) 理由	改正後の法第 23 条第 2 項に基づくオプトアウト届出書の記載方法については、別途記入例等でお示しいたします。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		個人データは、一般に、氏名・住所等の、個人を識別することができることとなる項目と、それ以外の項目とから構成される。前者について「取得元(取得源)と取得の方法を示す必要」は一般に理解されやすいと考えられるが、それ以外の項目も同じ取得元と取得手段で取得されるとは限らないのであるから、それぞれについて個別に取得元と取得手段を示す必要があるのではないか。この点が理解されず、前者についてのみ示す事業者が現れると懸念されるので、確認しておきたい。 また、上記「それ以外の項目」が存在せず、「氏名・住所等」のみから構成される個人データのリスト(個人情報データベース等)であっても、そのタイトルが存在する場合には、当該タイトルの情報は、当該リストの全部の個人データに付された項目であるのと等価であるから、そのタイトル情報の取得元と取得の方法を示す必要があると理解したが、その理解でよいか。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
278	3-6-2-1 オプトアウトに関する原則(法第23条第2項関係)	○通則編68頁において、第三者に提供される個人データの取得の方法について、「取得元(取得源)と取得の方法を示す必要がある。」とされているが、個人情報取扱事業者が自ら個人データを作成した場合(例えば、個人情報取扱事業者が相談や苦情を受けてその記録を作成した場合等)には、「第三者に提供される個人データの取得の方	オプトアウト届出を行っている事業者が独自に生成した個人データについては、「第三者に提供される個人データの取得の方法」として記載する必要はありませんが、当該個人データを提供して

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			法」を通知に記載する必要がないものと理解してよろしいか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	いる場合には、「第三者に提供される個人データの項目」等に記載する必要があります。
279	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係）	○通則編68頁において、第三者に提供される個人データの更新の方法について、何が「個人データの更新」に該当するのか、現場での理解に資するよう、事例を列挙すべきではないか。例えば、同一の本人であっても、別途の契機で別の個人データを入手した等の場合は、「個人データの更新」に該当しない旨を明確化すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	改正後の法第23条第2項に基づくオプトアウト届出書の記載方法については、別途記入例等でお示しいたします。
280	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係）	意見1 個人データの第三者提供に該当しない提供を、法23条2項に準ずるオプトアウトの方法により行うことがあるが、これについて義務はないが念のため個人情報保護委員会に届け出ていたとしても、当該オプトアウトにより提供を受けた情報のオプトアウトによる再提供は、法により禁止されていないと理解しているが、その理解でよいか確認したい。 (該当箇所:3-6-2-1 オプトアウトに関する原則(法第23条第2項関係)) 理由 個人データに該当しない情報を第三者提供する場合や、法23条5	改正後の法第23条第2項ただし書により再度同項本文の規定により提供することが禁止されるのは、実際に同項本文の規定によって提供された個人データになります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			項に該当する個人データの提供の場合など、法 23 条 2 項に基づくオプトアウトの届出をせずとも当該情報を提供することが法令上制限されていない場合であっても、法 23 条 2 項に準ずるオプトアウトの方法により提供を行うことがある。従前、このような場合に法 23 条 2 項の規定に準じて個人情報保護委員会に届け出ていても、支障がなかったが、今回の改正により、オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供が禁止されることから、新たに支障が生ずることとなるかが問題となる。 すなわち、個人データの第三者提供に該当しない提供を、オプトアウトによる第三者提供を行うものとして個人情報保護委員会に届け出ていることが、個人データの第三者提供を実際に行っているものとみなされ、その提供先における同様のオプトアウトによる再提供が、「オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供」(3-6-2-1 事例)※7)とみなされて、法により禁止されると解釈されることがないか。そのような解釈とはならないものと理解してるが、確認したい。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF 企業データベース事業 WG】	
281	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第 23 条第 2 項関係）	意見 2 個人データに該当しない情報の提供である場合を含めて、法 23 条 2 項のオプトアウトの方法により提供することがあるが、これを同項に	改正後の法第 23 条第 3 項の届出は、オプトアウト規定による提供の一切をやめた場合に行うことが想定されています。なお、第三者に提供され

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		従い個人情報保護委員会に届け出ている場合に、個人データに該当しない場合を含めて個人情報保護委員会に届け出ていることが問題とならないか、例えば、個人データに該当しない場合を個人情報保護委員会への届出から除く必要があるか、確認したい。 (該当箇所:3-6-2-2 オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合(法第 23 条第 3 項関係)) 理由 一般に、個人データに該当しないレコードと個人データに該当するレコードが混在するデータベースを第三者提供することがある。従前、これらを一括してオプトアウトの方法により提供する場合に、法 23 条 2 項の規定に従い個人情報保護委員会に届け出ても、支障がなかったが、今回の改正により、個人データの提供をやめたときは遅滞なく個人情報保護委員会に届け出なければならないとの義務(法 23 条 3 項)が新たに課されることから、新たに支障が生ずることになるかが問題となる。 すなわち、改正前に、個人データに該当しないレコードを含めて個人情報保護委員会に届け出ていたものについて、改正後には、個人データに該当しないレコードについて、届出の一部を取り消すための、「やめたとき」の届出を行う義務があるか。そのような解釈とはならないものと理解しているが、確認したい。 また、改正後に新たに、個人データに該当しないレコードと個人デ	る個人データの項目については、オプトアウト届出書に正確に記載する必要があり、変更が生じた場合には変更の届出を行う必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ータに該当するレコードが混在するデータベースを第三者提供することになった際に、個人情報保護委員会への届出において、個人データに該当しないレコードを除いて届け出なくてはならないこととなるのか。そのような解釈とはならないものと理解しているが、確認したい。 さらに、個人データに該当しないレコードと個人データに該当するレコードが混在する可能性のあるデータベースを第三者提供する際に、届け出る時点で、個人データに該当するレコードが 0 件で、将来に個人データに該当するレコードが加わる可能性があるという状況で、届け出ることに問題はないか。また、届け出る時点では個人データに該当するレコードが何件か存在したものの、後に 0 件となった場合に、将来に個人データに該当するレコードが再び加わる可能性がある状況において、「やめたとき」の届出を行わないことに問題はないか。いずれも問題ないものと理解しているが、確認したい。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF 企業データベース事業 WG】	
282	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係）	○通則編70頁において、「電子情報処理組織を使用する方法等」とあるが、個人情報保護委員会に対する届出に際しての電子情報処理組織を使用する方法を具体的に明らかにすべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	届出の具体的な方法については、別途ホームページ等でも公表してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
283	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係）	4-1 3-6-2-1（※7）は「オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用があるため、注意を要する。」とするが、例えば、A氏という個人に関する情報を第三者からオプトアウトの方法により取得するとともにそれ以外（例えば同意による第三者提供）の方法により取得してA氏に関するデータベースを構築した場合、このように「第三者からオプトアウトの方法により取得した情報」が一部でも混入してしまったデータは、「当該個人データの全部又は一部を複製・加工したもの」となるので、全体のオプトアウトによる提供が禁止されるという理解でいいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御理解のとおりです。
284	3-6-2-1	オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係）	【該当箇所】 通則編 3-6-2-1 「不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない」の意義 【意見】 「不正取得された個人データ」ではなく、「不正取得された個人情報」が適切な表現と考える。	法第23条第2項は個人データに関する規律であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【理由】 法第 17 条第 1 項は、個人情報の取得について不正取得を禁じており、不正取得の対象が「個人データ」よりも広い。そこで、オプトアウトにより第三者提供できない情報の範囲も同条同項にそろえるべきである。 【匿名】	
285	3-6-2-2	オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供を止めた場合(法第 23 条第 3 項関係)	○通則編 57・72 頁において、法人等の代表者の氏名等についても、人事異動等に伴う変更が想定されるにもかかわらず、その都度、改めて本人に通知する等の取扱いを求めることは、現場に大きな負担をかける点で、現実的でないものと思料される。これは、「本人の求めを受け付ける方法」における「連絡先」(通則編 71 頁)に関しても、同様である。このため、例えば、当初に本人に通知する際、ホームページ等の閲覧を求める文言を記載した上で、その後の変更の際には、ホームページ等で公表する取扱いとしても、差し支えないものとするべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	個人情報保護法のオプトアウト規定に関しては、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」(法第 23 条第 2 項)という文言から明らかであるように、必ずしも本人に対する通知を求めるものではありません。
286	3-6-3	第三者に該当しない場合(法第 23 条第 5 項・第 6 項)	【該当箇所】 通則編 3-6-3 (3)「当該個人データの管理について責任を有する者の・・・法人にあっては、その代表者の氏名」	代表者が複数存在する場合、代表者全員の氏名を通知等する必要はなく、代表者 1 名の氏名を通知等すれば足ります。なお、「代表者」には、代

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		関係) P75	【意見】 当該法人に代表者が複数名いる場合、そのうち、1名の氏名のみを記載すればよいとの理解であっているか。 【理由】 文言上、代表者全員の氏名を記載する必要があるか明らかではないため 【匿名】	表権を有する者のほか、共同して利用される個人データの管理を業務として執行する権限を有している者も含まれます。
287	3-6-3	第三者に該当しない場合(法第23条第5項・第6項関係)	法第23条第5項第3号「当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に関して、法人の代表者の氏名とは、株式会社においては代表取締役の氏名のことですか？ 代表取締役の氏名ではない場合、代表者の要件を明確にしてください。 【匿名】	「代表者」には、代表権を有する者のほか、共同して利用される個人データの管理を業務として執行する権限を有している者も含まれます。
288	3-6-3	第三者に該当しない場合(法第23条第5項・第6項関係) P78	<通則編> 75～78 ページ	「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が确实

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		共同利用において、管理について責任を有する者の「住所」「代表者の氏名」も「本人に通知し、又は容易に知りうる状態」に置く項目として加わりました。 ただ、共同利用者が法人であれば、移転のため住所が変わったり、代表取締役が変更になったりする場合はしばしば発生します。 管理について責任を有する者が共同利用者であった場合、本社の移転や代表取締役の変更状況について全て把握して「遅滞なく本人に通知し、又は容易に知りうる状態」に置くのは負荷が増えると考えています。 そこで、自社が共同利用を公表している Web ページにおいて、共同利用者の「住所」や「代表者の氏名」が載っている Web ページへのリンクを張っておくことで「容易に知りうる状態」とみなせるのであれば、そのような措置を取っておくことが選択肢の 1 つになると思います。（「住所」や「代表者の氏名」の変更は、共同利用者が Web ページで対応し、自社はその Web ページを案内するだけになるため、自社の負荷は軽減されます。） こうした共同利用者の Web ページへのリンクが「容易に知りうる状態」になるのかについて、通則編に記載いただきたいです。	に認識できる適切なかつ合理的な方法によらなければなりません。 したがって、一般的に、本人が確実に認識できる形であれば、ホームページにリンクを貼り、リンク先に所定の事項を継続的に掲載するといった対応も可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
289	3-6-3	第三者に該当しない場合（法第23条第5項・第6項関係）	<対象箇所> 通則編 3-6-3 第三者に該当しない場合 <提出意見等> 個人データの共同利用について本人への通知または本人が容易に知り得る状態に置く事項として、当該個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人場合の代表者が追加されたが、必ずしも自らのホームページに上記共同利用先の住所、代表者を記載することではなく、例えば、共同利用先の住所や代表者が確認できるホームページにリンクを貼るなどにより、本人が容易に知り得る状態に置く方法も認められ得るかお伺いしたい。 【全国信用金庫協会】	「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切なかつ合理的な方法によらなければなりません。 したがって、一般的に、本人が確実に認識できる形であれば、ホームページにリンクを貼り、リンク先に所定の事項を継続的に掲載するといった対応も可能と考えられます。
290	3-6-3	第三者に該当しない場合（法第23条第5項・第6項関係）	（番号） 3-6-3（3） （項目） 共同利用	個別の事案ごとに判断することとなりますが、「遅滞なく」とは、理由のない滞りを生じさせることなくという趣旨であり、この趣旨に沿って、合理的な範囲内で対応する必要があります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【確認】 (具体的な内容) 共同利用について、「5 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」が通知または容易に知り得る状態に置く事項であるなか、「住所」や「法人の代表者」は一定の頻度での変更が想定される。 これらが変更となる場合は法第23条第6項に基づき、「遅滞なく」本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないなか、この「遅滞なく」は事業者の実情を踏まえた合理的な期間内に行えば問題ないという理解で良いか。 (例えば、契約内容登録制度等は「共同利用」として活用しているスキームであるが、生保協会・各生保会社のHPで「本人が容易に知り得る状態」においており、代表者変更があった際にHPの改訂に一定の時間を要する可能性がある。) 【一般社団法人 生命保険協会】	
291	3-6-3	第三者に該当しない場合(法第23条第5項・第6項関係)	5-1 3-6-3(3)⑤の代表者の氏名は、複数存在する場合は個人情報取扱事業者が任意に1名を選ぶことができるという理解でいいか。	代表者が複数存在する場合、代表者全員の氏名を通知等する必要はなく、代表者1名の氏名を通知等すれば足ります。なお、「代表者」には、代表権を有する者のほか、共同して利用される個人

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	データの管理を業務として執行する権限を有している者も含まれます。
292	3-6-3	第三者に該当しない場合（法第23条第5項・第6項関係）	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-6-3 第三者に該当しない場合 （3）共同利用（法23条第5項第3号関係）⑤ <意見> 個人データの共同利用についてホームページで開示するにあたり、個人データの管理について責任を有する者が住所・法人の場合にはその代表者の氏名を公表することとされたが、一般に代表者の交代がある都度、事業者の情報管理に係る公表文言を変更することは負担がかかるため、企業概要等へのリンクを掲示することで対応可能か明確にしていきたい。（項番17も同旨） <理由> 金融機関における不渡情報の共同利用に係る責任者は、「不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会」となっており、各地域の銀行協会すべての住所や代表者名を個別に記載することは、更新負担を勘案すると現実的でないと考える。このようなケースは、現状の取扱いを踏襲し、概括的な記載（例：「各地手形交換所」「各地手形	改正後の法第23条第6項の「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切な方法によらなければなりません。 したがって、一般的に、本人が確実に認識できる形であれば、ホームページにリンクを貼り、リンク先に所定の事項を継続的に掲載するといった対応も可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			交換所の参加金融機関」などと記載すること）を許容いただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
293	3-6-3	第三者に該当しない場合（法第 23 条第 5 項・第 6 項関係	<ページ> P78 <該当規定> 3-6-3 第三者に該当しない場合 <意見> 今回の法改正により共同利用における法定事項が追加されているが、施行日以降の共同利用に係る法定事項は、現行の個人情報保護法に基づく共同利用に係る事項からの変更（個人情報保護法第 23 条第 6 項）ではなく、改正後の個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号に基づいて、新規に、法定事項を「通知」又は「容易に知り得る状態に置く」ことになるという理解で相違ないか。 【日本証券業協会】	改正法の施行日前に行われていた個人データの共同利用について、改正法の施行日以降も継続する場合は、改正法の施行の段階で、改正後の法第 23 条第 5 項第 3 号の規定に基づいて、個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている必要があります。 なお、改正法附則第 3 条の規定により、個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、改正法の施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、改正後の法第 23 条第 5 項第 3 号の規定により行われたものとみなされます。
294	3-7	個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条	意見 5：改正法（令和二年法律第四十四号）の 26 条 2 項は、改正法からの新たな保護対象の追加と捉えられることが多いようである。一方で個人情報保護委員会として、同 26 条 2 項は現行法	改正後の法第 26 条の 2 は、個人関連情報の第三者提供について、新たに規制を導入するものです。法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		の 2 関係)	(令和 3 年 6 月における施行されている個人情報保護法) の明確化であるという見解であれば、ガイドライン (通則編) の 26 条 2 項の説明の中に、その旨、つまり 26 条 2 項の現行法の明確化であり、現行法でも同 26 条 2 項の保護対象は同様に保護対象になることを書き加えることで、前述の見解を強調し、改正法施行までの注意喚起を行うべきである。 【個人】	り組んでまいります。
295	3-7	個人関連情報の第三者提供の制限等 (法第 26 条の 2 関係)	<ページ、行> P90、L7 <記載> 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる <意見> Cookie 情報等について、個人情報保護法においては個人関連情報に該当する場合があるとしても、ビジネスのグローバル展開を踏まえて EU 等の法令も鑑み自社の内規においては個人情報として取り扱うことを定めている場合や、個人情報該当性が完全に否定できず個人情報なのか個人関連情報なのかの区別が不明瞭であるために、より安全に取り扱うため個人情報と見なして取り扱う場合がある。その場合、個人情報にかかる規定を遵守すればよ	個人関連情報とは「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」(改正後の法第 26 条の 2 第 1 項)をいうところ、個人に関する情報について、個人情報 (法第 2 条第 1 項) に該当する場合には、個人関連情報には該当しないこととなります。 この点、事業者は、個人情報に該当するか否かを判断し、個人情報に該当する情報については、個人情報の取扱いに適用される規律に従って取り扱う必要がありますが、改正後の法第 26 条の 2 に従って取り扱う必要はありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			く、法 26 条の 2 の適用を受けないと考えてよいか、示していただきたい。 <理由> グローバル展開している事業の性質上、またプライバシーを重視する事業者のポリシーとして、個人情報保護法において必ずしも個人情報に該当せずとも内規においては個人情報と同じく厳格に取り扱うべきことを定め、社員にも周知してきた事項については、今後も維持していく必要があるため、明確にしておきたい。 【楽天グループ株式会社】	
296	3-7	個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係）	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係） <意見> 個人関連情報に該当する端末識別子に関して、第三者への提供は行わず、社内での利用に限定する場合であれば、通則編 3-7（個人関連情報の第三者提供の制限等）の規制対象にはならないという理解でよいか。 <理由>	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報関連情報に該当する端末識別子を第三者には提供しないものの、社内で利用する業務があるため、通則編 3-7 の規制対象外であることを、念のため確認するもの。 【一般社団法人全国銀行協会】	
297	3-7	個人情報関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係） P89	通則編 P89 3-7 個人情報関連情報の第三者提供の制限等 「個人情報関連情報」の定義を説明する際に、「個人に関する情報」の説明を出す中で下記の記述があります。 「また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人情報関連情報にも該当しない。」 「統計情報」についてですが、例えば「あるセミナーの受講者が 10 名。うち男性が 1 名。女性が 9 名だった場合。」に、「当セミナーの受講者の男女比は男性が 10%。女性が 90%。」という情報は「統計情報」になりますでしょうか。 当該セミナーの主催者が保有する個人情報データベースに受講者の氏名が含まれていた場合には、「当セミナーの受講者の男性が 10%。」という情報は当該男性の氏名と容易照合性があります。 「統計情報」の定義について、丁寧な説明を求めます。 また「個人に関する情報」については、2-1 個人情報（法第 2 条第 1 項関係）で解説されており、この 2-1 においては「統計情	本ガイドライン（通則編）案の「統計情報」とは、「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの」をいい、統計情報に該当するかどうかはその定義に照らして判断されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			報」の説明が一切なく、「個人関連情報」の定義を説明する段になって登場することにも違和感を感じます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
298	3-7	個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係）P89	通則編 P89 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等 「事例 2）特定の個人を識別できないメールアドレス（abc_123@example.com 等のようにメールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスであることが分からないような場合等）に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等」 表現が回りくどくなっていますが、そもそも 「abc_123@example.com 等のようにメールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスであることが分からないような場合に該当するメールアドレス」は「個人関連情報」に該当しますか？ 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第 26 条の 2 第 1 項）という定義に照らして判断されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しないメールアドレスは、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。
299	3-7	個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係）	通則編 P89 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等 個人情報取扱事業者等の義務 この定義において、個人情報を加工して得られた情報が個人関連情報になり得ないことを解説していただくことを希望します。	本ガイドライン（通則編）案 3-7-1-1 において、個人情報に該当する場合は個人関連情報に該当しない旨を記載しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事例 2) として下記の記述があります。 「特定の個人を識別できないメールアドレス (abc_123@example. com 等のようにメールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスであることが分からないような場合等) に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等」 実際には、氏名等と結びついたデータを加工し、そのデータを残した状態で事例 2) のようなデータを作成した場合には、個人情報ではありませんが、事例 2) だけ見るとそのように判断してしまう事業者が現れる恐れがあります。新しい概念となりますので、丁寧な解説を望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
300	3-7	個人情報情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係）	<該当箇所> 3-7 個人情報情報の第三者提供の制限等（特に P. 99～136 3-7-4 確認・記録義務） <意見> 個人情報情報の第三者提供に関する規律が適用される事業者は限定的と想定されるため、個人情報の規律を準用する部分は参照先を記載するにとどめる等簡素化を図ってはどうか。特に第三者提	個人情報情報の第三者提供につき、提供元の確認・記録義務と提供先の確認・記録義務は相互に関連する内容であることから、本ガイドライン（通則編）案にてまとめて解説することとしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			供時の確認・記録義務に関わる部分は重複した記述を避け、「第三者提供時の確認・記録義務編」のガイドラインにまとめて記載すべきではないか。 <理由> 個人関連情報の第三者提供制限に関する記述が膨大な量となっており、通則編が膨らんでいるうえ、重複感がある記述となっていて「個人データ」の規律との差異が極めて分かりづらい記述となっている。 この規律が適用される事業者は限定的と想定されるため、「個人データ」の規律と同じ場合は参照するにとどめ差異だけを明確に記載する等、分かりやすいガイドラインとすることを希望する。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
301	3-7-1-1	個人関連情報	<対象箇所> 通則編 3-7-1-1 個人関連情報 <提出意見等> 個人関連情報については、事業者内部のみで利用し、第三者提供を行わない場合については、法第26条の2第1項（通則編	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「３－７ 個人関連情報の第三者提供の制限等」を含む）の規定については適用されないことを念のため確認したい。 【全国信用金庫協会】	
302	3-7-1-1	個人関連情報	○通則編８９頁において、「統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、」とあるが、「統計情報」の定義が曖昧である中で、現場において、「個人に関する情報」に該当するような情報についても、統計という点のみに着目して規制の対象外と誤解するような事態を回避するため、「特定の個人との対応関係が排斥されている」に該当する事例を列挙すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	ガイドラインやＱ＆Ａにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。 なお、「統計情報」とは、「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの」をいいます。
303	3-7-1-1	個人関連情報	<対象箇所> 通則編 ３－７－１－１ 個人関連情報 <提出意見等> ３－７－１－１には、「個人関連情報に該当する事例」を、３－７－２－２には【現に想定している場合に該当する例】、【通常想定できる場合】がそれぞれ記載されているが、できれば、どのような情報をどのような認識・方法で個人関連情報の第三者提供	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項が適用される事例については、本ガイドライン（通則編）案 3－7－2 でお示していますが、Ｑ＆Ａにおける事例の追加等について、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			を行うことが法第26条の2第1項の規定の適用対象となるのか、その典型例を通則編で事例として複数挙げていただきたい。 【全国信用金庫協会】	
304	3-7-1-1	個人関連情報	3-7-1-1 個人関連情報について 政令及び規則の意見募集結果で表明されている以下の考え方について、ガイドライン上に盛り込んでほしい。 1. 委託に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第26条の2の規律は適用されない。 2. 委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法第26条の2の規律が適用される。 【匿名】	ガイドラインやQ & Aにおける解説の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。
305	3-7-1-1	個人関連情報	意見 10 「個人関連情報」の解説において、『『個人に関する情報』とは、ある個人の身体、財産……』との記載があり、「ある個人の」と記述されたことは、「個人に関する情報」概念の誤解を払拭するために的確な記載であると称賛の意を表したい。2-1「個	分かりやすさの観点から、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		「個人情報」の解説においても、同様に「ある個人の」に修文されてはいかがか。 （該当箇所：通則編 3-7-1-1 個人関連情報） 理由 「個人に関する情報」の概念が識者の間でも誤解されている現状がある。この「個人」は、英語で言えば「an individual」となるように、実在する具体的なある個人のことを指しているはずである。それにもかかわらず、識者らの解説書においてそのような説明はなく、法人か個人かの区分にすぎないとする誤った理解に基づく解説も散見される。それ故に、ここで「ある個人の」と記載されたことは、そのような誤解を解いていくステップとして大変有意義なものであると賞賛の意を表したい。 その点、2-1「個人情報」の解説においては、今回改正による変更点ではないためか、「『個人に関する情報』とは、……限られず、個人の身体、財産……」と従前のままとなるように見受けられる。この際、今回改正によるものではなくとも、誤解を生んできた記述は合わせて同様に改めるのがよろしいのではないか。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、<u>個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して</u>、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。 【修正後】 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、<u>ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して</u>、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
306	3-7-1-1	個人関連情報	<該当箇所> 3-7-1-1 個人関連情報 (P89) <意見> 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。」とあるが、評価の具体例をQ & A等で示していただきたい。 <理由> AI で評価を行うサービスを考えた場合、サービス設計段階で考慮すべきかどうか具体例を参考に検討したいため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	個人関連情報に該当する事例については、本ガイドライン（通則編）案3-7-1-1でお示していますが、Q & Aにおける事例の追加等について、今後とも引き続き検討してまいります。
307	3-7-1-1	個人関連情報	<対象項目> 3-7-1-1 個人関連情報 <ページ・行> P89 6行目 <意見> (通則編 P. 89) 3-7-1-1 個人関連情報の定義について	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第26条の2第1項）という定義に照らして判断されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しない電話番号の使用履歴について

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		なりすまし等の判定を目的として、電話番号の使用履歴データを購入している。 かかるデータは、固定電話番号、携帯電話番号が実在する番号であるか否か、その履歴がデータベース化されているものであり、申込顧客の電話番号であるか否かを問わず、電話番号の使用履歴データを購入している。 個人情報情報の法律上の定義は「<u>生存する個人に関する情報</u>であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」とあるが、データ購入時点においては、特定の個人との対応関係が排斥されていること、「ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実判断評価を表す情報」に関する情報ではないことから、かかるデータは個人情報には該当しないと考えているが、この理解で良いか。 また、金融機関においては、不正契約防止のために、電話番号の使用履歴データ、携帯端末情報等の情報の取得及びデータ分析会社等の外部業者を利用することが一般的であると考えられる。仮にこれらの情報が個人情報に該当するとされ、第三者提供にかかる同意を取得する必要があるということになると業務上の支障が大きく、やむなくかかる情報を使用しないことになると不正契約を助長する結果になりかねない。ガイドラインにおいてこれらの情報に対する対応について示していただきたい。	ても、個人に関する情報である限り、個人情報関連情報に該当し得ることとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			上記とは別に、ガイドラインにおいて、個人関連情報に該当しない事例も示していただきたい。 <理由> 第三者提供にかかる同意を取得する必要があるということになると業務上の支障が大きく、やむなくかかる情報を使用しないことになると不正契約を助長する結果になりかねないため。 【日本貸金業協会】	
308	3-7-1-1	個人関連情報	(該当箇所) 通則編の 89 ページ・下から 4 行目以下 (意見) 「【個人関連情報に該当する事例】」の「事例 1)Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴」に、現在 Google が Cookie に代わり導入を開始した「FLoC」などの新しい手法により収集されたある個人のウェブサイトの閲覧履歴等も含まれることを明記すべきである。 (理由) 個人情報保護法 26 条の 2 は、2019 年のいわゆるリクナビ事件を受けて、個人情報保護法を潜脱するような、本人関与のない個人情報の収集方法が広まることを防止するために、ユーザーの閲覧履歴、属性履歴、移動履歴などのデータを第三者に提供する場合	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」(改正後の法第 26 条の 2 第 1 項)という定義に照らして判断されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、収集の手法によって判断が異なるものではないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			に、提供先で個人データとなることが想定される場合には、個人データの第三者提供に準じる規制を課すことにより、個人のプライバシーなどの権利利益を保護（法１条、３条）するものである。そのため、個人情報保護法を潜脱するように、Cookieでなく「FLoC」などの新しい手法を利用することにより、本人関与のない個人情報の収集方法が広がることを防止し、個人のプライバシーなどの権利利益を保護するために、Cookie等だけでなく、「FLoC」などの新しい手法も個人関連情報に該当することを、包括的に個人情報保護法ガイドライン等に明記すべきである。 【個人】	
309	3-7-1-1	個人関連情報	■対象となる記述（通則編 89 頁） 3-7-1-1 個人関連情報 「事例 1）Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴」 提案： 対象となる記述を 「事例 1」Cookie 等の端末識別子およびそれらを通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴」とすべきです。 理由：	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。 なお、個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しないCookie等の端末識別子は、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			このように修正することにより、端末識別子それ自体も個人関連情報の規制に服することが明確になります。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
310	3-7-1-1	個人関連情報	6-1 【個人関連情報に該当する事例（※）】事例 1) について、Cookie 等が設置されたブラウザを家族等で共有しているケースがあり得ると思われるが、この場合には個人関連情報には該当しないのか。該当しないとする場合、個人がブラウザを使用しているケースとどのように区別すればよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第 26 条の 2 第 1 項）という定義に照らして判断されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しない C o o k i e 等の端末識別子は、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。例えば、ウェブブラウザを家族等で共有していることをもって、個人関連情報に該当しないことにはならないと考えられます。
311	3-7-1-1	個人関連情報	6-2 タブレット端末等から得られる興味・関心を示す事情についても、これを家族等で共有しているケースがあり得ると思われるが、この場合には個人関連情報には該当しないのか。該当しないとする場合、個人が単独でタブレット端末等を使用しているケースとどのように区別すればよいか。	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第 26 条の 2 第 1 項）という定義に照らして判断されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、Cookie等の端末識別子を通じて収集された情報（ただし個人情報に該当するものを除く。）は、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。例えば、ウェブブラウザをインストールしたタブレット端末等を家族等で共有していることをもって、個人関連情報に該当しないことにはならないと考えられます。
312	3-7-1-1	個人関連情報	6-3 携帯電話番号やクレジットカード番号は（個人情報ではない限り）個人関連情報となると理解していいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第26条の2第1項）という定義に照らして判断されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、携帯電話番号やクレジットカード番号（ただし個人情報に該当するものを除く。）は、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。
313	3-7-1-1	個人関連情報	意見 11 「個人関連情報」に該当する例として、事例2)に、「特定の個人を識別できないメールアドレス（abc_123@example.com等のようにメールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスである	分かりやすさの観点から、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ことが分からないような場合)」との記載があるが、個人情報該当要件である「特定の個人を識別することができる」の解釈に氏名到達説を採用するべきではないので、このような記載は避けるべきである。 (該当箇所：通則編 3-7-1-1 個人関連情報 事例 2)) 理由 「abc_123@example.com」といったメールアドレスが、「特定の個人を識別できない」とされるのは、ガイドライン通則編 2-1 に記載の事例 5)「特定の個人を識別できるメールアドレス (kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)」の反対解釈によるものであろうが、反対解釈は慎むべきである。2-1 のこの記載は、ガイドライン通則編の初版において、旧経済産業省ガイドラインから移行してくる際に、旧経済産業省ガイドラインには存在した、「【個人情報に該当しな事例】事例 2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報 (例えば、abc012345@xyzisp.jp。ただし…)」との記載が削られた結果であるという経緯がある。その削った際の趣旨に鑑みれば、それを復活させることになる今回のこの記述は避けるべきである。	事例 2) <u>特定の個人を識別できないメールアドレス (abc_123@example.com 等のようにメールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスであることが分からないような場合等)</u>に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等 【修正後】 事例 2) <u>メールアドレス</u>に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			とはいえ、メールアドレスについて何かしらの記載が必要であることは確かなので、2-1 の記載に沿って、以下のように修文してはどうか。 「事例 2) メールアドレス (2-1 に記載の事例 5) に該当するものを除く) に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等」このように記載することで、「個人情報」が「個人情報」に該当しないものと定義されていることをそのまま反映させたものとなり、個人情報該当要件の解釈について余計なことを言わない説明とすることができる。 あるいは、注記「(※)」において、「個人情報に該当する場合は、個人情報に該当しないことになる。」と記載されているのであるから、「(2-1 に記載の事例 5) に該当するものを除く)」と書くまでもなく、単に「事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等」と書けば足りるのではないか。実際、事例 3) 乃至 5) はそのような記載ぶりとなっているのであるから、同様に書けばよい。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
314	3-7-1-1	個人情報	(該当箇所) 通則編 89 ページ 3-7-1-1 個人情報	個人情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(意見) 【個人関連情報に該当する事例(※)】の事例2)特定の個人を識別できないメールアドレス(略)に結びついた、ある個人の年齢・性別・家族構成等とある。この場合の「特定の個人を識別できないメールアドレス」のみでも個人関連情報となるのではないか。また、個人関連情報となる事例が少なく、判断がつきにくいいため、事例を増やしていただきたい。 (理由) 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報とする。特定の個人を識別できないメールアドレスは、ID等になっている場合もあり、単体で個人関連情報であるならば、実務への影響が大きいことを確認しておきたいため。 【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	しないもの」(改正後の法第26条の2第1項)という定義に照らして判断されます。個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しないメールアドレスは、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。 個人関連情報に該当する事例については、本ガイドライン(通則編)案3-7-1-1-1で示していますが、ガイドラインやQ&Aにおける事例の追加等について、今後とも引き続き検討してまいります。
315	3-7-1-1	個人関連情報	(該当箇所) 通則編の90ページ・4行目 (意見) 「個人関連情報に該当する事例」の「事例3)ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴」に、「ある個人の公共図書館、学校図書館、専門図書館および施設図書館などの図書館等の図書等の	ガイドラインやQ&Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。 なお、個別の事案ごとに判断することとなりますが、図書館の利用履歴について、特定の個人を識別することができる場合(他の情報と容易に照

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		貸出履歴を含む図書館の利用履歴（利用事実）」も「個人関連情報に該当する事例」として明記すべきである。 （理由） 個人情報保護法 26 条の 2 は、2019 年のいわゆるリクナビ事件を受けて、個人情報保護法を潜脱するような、本人関与のない個人情報の収集方法が広まることを防止するために、ユーザーの閲覧履歴、属性履歴、移動履歴などのデータを第三者に提供する場合に、提供先で個人データとなることが想定される場合には、個人データの第三者提供に準じる規制を課すことにより、個人のプライバシーなどの権利利益を保護（法 1 条、3 条）するものである。図書館の貸出履歴は、ある個人の思想・信条、趣味・嗜好、関心事など個人の内心に関する要配慮個人情報を推知させる重要な情報である。そのため、「商品購入履歴→サービス利用履歴」「位置情報」などとともに、個人関連情報に該当することをガイドライン等に明示すべきである。 図書館の図書等の貸出履歴等を含む利用履歴（利用事実）については、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」が「図書館は利用者の秘密を守る」として「憲法第 35 条にもとづく令状」による照会以外の場合には照会への回答を拒否することを明示しているが、近年の新聞報道や札幌弁護士会の 2020 年 12 月 23 日「捜査関係事項照会に対する公立図書館等の対応に関する意見」等によると、近年、警察の捜査関係事項照会（刑事訴訟法	合することにより特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報（法第 2 条第 1 項）に該当し、個人関連情報には該当しないこととなります。他方、個人情報に該当しない場合には、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		197 条 2 項）など令状によらない任意の照会が図書館に多く実施され、一部の図書館がそれに対して回答を実施しているとのことである。 また、共通ポイントによる個人データのデータマーケティングビジネスを運営する CCC カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は指定管理者として武雄市図書館などのいわゆるツタヤ図書館を運営しているが、このツタヤ図書館などにおいては、利用者の貸出履歴などの個人情報・個人データが個人情報保護法を潜脱して CCC 社により同社のデータマーケティングビジネスに利用されているのではないかと疑われている。そして CCC 社など大量の国民の個人情報・個人データを保有する企業に対しても、警察が捜査関係事項照会などの令状によらない任意の方法で情報の提供を求めている実態がある（日経新聞 2019 年 1 月 20 日「T カード 情報令状なく提供規約明記せず、会員 6 千万人超」参照）。 さらに最近、法政大学などの一部大学が、同大学の図書館の貸出履歴・利用履歴等のデータを、利用者の貸出等が終了した後も保存し、さまざまな用途に利活用する方針を発表し、教職員や学生などの関係者や有識者、国民から批判を受けている。 この点、法 26 条の 2 は、個人情報保護法を潜脱するような、本人関与のない個人情報の収集方法が広まることを防止するために、ユーザーの閲覧履歴、属性履歴、移動履歴などを個人関連情報と定義し、個人データの第三者提供に準じる規制を課すことに	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			より、個人のプライバシー・人格権などの個人の権利利益を保護（法１条、３条）するものである。 したがって、閲覧履歴、属性履歴、位置情報・移動履歴などと同様に、個人の思想・信条・内心などの要配慮個人情報や、個人のプライバシーのとりわけ重要な部分を推知させる情報である、図書館の図書等の貸出履歴を含む図書館の利用履歴（利用事実）も、「個人関連情報」に該当することを明示すべきである。 【個人】	
316	3-7-1-1	個人関連情報	意見１ ガイドライン案（通則編 Ｐ８９-Ｐ９０） 一般的に、 1. ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、 2. 個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して 3. 特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。 上記にある「特定の個人を識別することができる場合」とは、一般人の判断力又は理解力を持って、特定の個人を識別することができる場合、と理解することは正しいでしょうか。 （理由）	「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			既出のガイドラインの以下の記述より解釈を導き出すことができるため。 === 一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるを持って特定の個人を識別することができる場合（個人情報保護法ガイドラインQ & A「Q 1-1」）。 ・匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」とは、「あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を・・・通常の方法により特定できないような状態」にすること（個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）4頁）。 【一般社団法人LBMA Japan】	
317	3-7-1-1	個人関連情報	意見2 ガイドライン案（通則編 P 8 9-P 9 0） 意見1に関連して、位置情報が個人情報に該当するケースとして、以下であると理解することは正しいでしょうか。 （1）個人情報と紐付けられている位置情報	個別の事案ごとに判断することとなりますが、位置情報について、特定の個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合を含

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(2) 個人情報ではないが、他のデータと紐付けることによって、特定の個人を識別する場合 (3) 個人に関する位置情報が連続的に蓄積され、かつ、一般人の判断力又は理解力を持って、特定の個人が識別される場合 (理由) 現行の表記の場合、事業者によって解釈が分かれる可能性を懸念しており、位置情報が「個人情報となるケース」「個人関連情報となるケース」について、より具体的な記述が加筆されることを望んでおります。 特に、「ある個人に関する位置情報が連続的に蓄積される位置情報、すなわち特定の個人を識別することができる」と解釈された場合、明確な個人情報と紐付いた位置情報でない限り、個人の照会に対応する識別子がなく、法令要件に定められる「利用停止」、「開示削除請求対応」等への対応が事実上不可能であり、実効性が伴わない反面、事業者間でのコミュニケーションコストの増加が想定されます。 なお、上記(1)、(2)については、位置情報データを取扱う事業者で構成する一般社団法人LBMA Japanの共通ガイドラインにおいても、位置情報が個人情報となるケースとして定義しています。	む。)には、個人情報（法第2条第1項）に該当することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 LBMA Japan】	
318	3-7-1-1	個人関連情報	意見 3 ガイドライン案（通則編 P 8 9-P 9 0） 「個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合」について、「特定の個人を識別することができ」ない場合においては「個人関連情報に該当」し、「個人情報には該当しない」と理解することは正しいでしょうか。 （理由） 意見 2 と同じ理由です。 【一般社団法人 LBMA Japan】	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第 26 条の 2 第 1 項）という定義に照らして判断されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、位置情報について、特定の個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報（法第 2 条第 1 項）に該当し、個人関連情報には該当しないこととなります。他方、特定の個人を識別することができない場合には、個人情報には該当しませんが、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。
319	3-7-1-1	個人関連情報	意見 4 ガイドライン案（通則編 P 8 9-P 9 0） 「個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合」であっても、事業者側が「特定の個人を識別する目的では利用しない」ことを明示し、かつユーザーから明示的な許諾を得て取得されており、かつ同意に基づく位	個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第 26 条の 2 第 1 項）という定義に照らして判断されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			置情報の運用が行われている場合においては、位置情報は「個人情報関連情報」に該当すると理解することは正しいでしょうか。 （理由） 意見２と同じ理由です。 なお、一般社団法人LBMA Japanの共通ガイドラインにおいて、位置情報の取得・管理・利活用において、個人情報化するケースと、個人情報化しないケースを分けて、特定の個人の識別行為を禁ずることを明確に定めています。 また、位置情報の特性を踏まえつつ、位置情報を提供する個人の抱く不安や懸念に寄り添うために、個人情報関連情報であっても、説明責任・透明性の観点での具体的な対策を行うことを盛り込んでいます。 【一般社団法人LBMA Japan】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、位置情報について、特定の個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報（法第2条第1項）に該当し、個人情報関連情報には該当しないこととなります。
320	3-7-1-1	個人情報関連情報	【該当箇所】 通則編 3-7-1-1 一番最後の「個人情報に該当する場合は、」で始まる※について 【意見】 ある情報につき容易照合性の有無の判断が困難であり、個人情報か個人情報関連情報のいずれであるかの判断が難しい場合、当該事	個人情報関連情報とは「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第26条の2第1項）をいうところ、個人に関する情報について、個人情報（法第2条第1項）に該当する場合には、個人情報関連情報には該当しないこととなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		業者が、個人関連情報として取り扱う意図を有さない限り、当該情報は個人情報であるとの理解でよい。 【理由】 ・ 通則編ガイドライン案 p 93 等で「容易照合性が排除しきれない」といった表現が現れる通り、あるデータベースにおいて、個々のレコード（それぞれのレコードが一人の消費者と対応している記録である）において、容易照合性があるかないかの判断をするのは煩雑である。その場合、当該データベース全体に含まれる情報につき、すべて一括して、個人関連情報ではなく、個人情報であるとして扱うことを許容していただきたい。 ・ また、個人情報保護法上、ある情報は、仮名加工情報または匿名加工情報として取り扱う「意図」を事業者が有している場合に仮名加工情報または匿名加工情報となり、個人情報として取り扱う限り、仮名加工情報でも匿名加工情報でもない。そのような意図によって情報の種別を区分する現行法の枠組みからも、ある情報が個人関連情報か個人情報かの判断が困難な場合においては、事業者が個人関連情報として扱う旨の意図がなければ、当該情報は個人情報であるとするのが整合的である。 【匿名】	この点、事業者は、個人情報に該当するか否かを判断し、個人情報に該当する情報については、個人情報の取扱いに適用される規律に従って取り扱う必要がありますが、改正後の法第 26 条の 2 に従って取り扱う必要はありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
321	3-7-1-1	個人関連情報	● 通則編 3-7-1-1 90 ページ 7 行目 注釈部分に、「例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。」との説明がありますが、個人関連情報として集約していたデータが、ある時点から個人情報となった場合の取得の通知・公表や、結果的に要配慮個人情報となった場合の同意取得の方法など、その運用や考え方について具体例をいくつか示しながら解説頂けないでしょうか？ 【個人】	個人関連情報がその取得後に事後的に個人情報に該当することとなる場合、個人情報に該当することとなる時点以降は、個人情報の取扱いに係る規律に従って取り扱うことが必要となります。
322	3-7-1-1	個人関連情報	<条文> 3-7-1-1 (P. 90・7 行目～) <意見・理由> 「(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。」とのことだが、具体的にどのくらい蓄積すると個人の識別が可能と言い得るかに	個別の事案ごとに判断することとなりますが、位置情報について、個人情報に該当するかどうかは、位置の精度や場所の特性等も勘案して、法第2条第1項の定義に照らして判断されと考えられます。 なお、法第2条第1項第1号の「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			については、個々の個人情報取扱事業者において合理的な基準等を定めて判断することで問題ないか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
323	3-7-1-1	個人関連情報	（該当箇所）通則編の 89 ページ・16 行目 （意見）蓄積されて個人情報になりそうな個人関連情報の取扱いを明確にして欲しい。また、「連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる」個人関連情報とは、位置情報だけを指すのか、事例 1, 3, 5 においても該当するのか明確にして欲しい。 （理由）蓄積されて個人情報になりそうな個人関連情報の取扱いが不明確であるため。 【個人】	個人関連情報がその取得後に事後的に個人情報に該当することとなる場合、個人情報に該当することとなる時点以降は、個人情報の取扱いに係る規律に従って取り扱うことが必要となります。 位置情報以外の情報も、連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当することとなります。
324	3-7-1-1	個人関連情報	ア 該当箇所 通則編の 90 ページ・8 行目 イ 意見 どのような場合に位置情報の蓄積により特定の個人を識別することができることになるのか、具体例を示してください。 【匿名】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、位置情報について、個人情報に該当するかどうかは、位置の精度や場所の特性等も勘案して、法第 2 条第 1 項の定義に照らして判断され则认为られます。 なお、法第 2 条第 1 項第 1 号の「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます。
325	3-7-1-1	個人関連情報	3-7-1-1 個人関連情報 90 ページ ➤ 「個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合」についてより具体的に示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、位置情報について、個人情報に該当するかどうかは、位置の精度や場所の特性等も勘案して、法第2条第1項の定義に照らして判断され则认为られます。 なお、法第2条第1項第1号の「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます。
326	3-7-1-1	個人関連情報	該当箇所：通則編、90 ページ、8 行目 意見： 「例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。」との記載について、データの蓄積により個人関連情報データベースに個人情報が混在する可能性及びその場合にデータベ	個人関連情報とその取得後に事後的に個人情報に該当することとなる場合、個人情報に該当することとなる時点以降は、個人情報の取扱いに係る規律に従って取り扱うことが必要となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ス全体が個人情報データベース等とする必要性について、取得時の個人情報該当性の判断との関連を含めて説明いただきたい。 この記載及び例示に従うと、例えば、記名のない交通系 IC カードに紐づく乗降履歴のデータベースなど、運用（データ蓄積）の初期は個人関連情報データベースであるが、情報の蓄積とともに個人情報となるデータが生じてくることになるのではないか。例えば、このようなケースが、個人関連情報データベースのうち数パーセントの割合で生じると予想される場合であっても、当初から個人情報及び個人情報データベースとして扱う必要は無いものと解釈できると思われる。 理由： 解釈の明確化のため。 【日本製薬工業協会】	
327	3-7-1-1	個人関連情報	■個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-1-1 個人関連情報（100 ページ） ●「提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者	個人関連情報取扱事業者は、外国にある第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項各号の事項を確認しないで個人関連情報を提供することはできません。 この場合において、当該外国の第三者に個人情報保護法が域外適用されない場合には、御指摘の

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			提供に該当する場合があるが、法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当する」との記述がある。 本記述に関し、提供先が外国の第三者である場合には、当該外国の第三者に日本の個人情報保護法が域外適用されない限りにおいて、そうした法令根拠は不要ではないかと考えられるとともに、提供先の第三者が所在する外国の法令に遵守した形で実施する必要があると思われるところ、提供先が外国の第三者である場合について、詳細にご記載いただきたい。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案の記載も問題となりませんが、当該外国の第三者は、適用のある外国の法令を遵守する必要があると考えられます。
328	3-7-1-2	個人関連情報取扱事業者	7-1 ある特定の企業が、個人情報取扱事業者であると同時に個人関連情報取扱事業者であることも可能であると理解していいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御理解のとおりです。
329	3-7-1-2	個人関連情報取扱事業者	通則編 P89 3-7-1-2 個人関連情報取扱事業者 法第 2 条（第 5 項）と「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」との関係について丁寧な説明を望みます。	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
330	3-7-1-2	個人関連情報取扱事業者	(該当箇所) <u>通則編</u>の 89 ページ・1 行目～92 ページ・6 行目 (御意見) 3-7-1-2 関係 ガイドラインにおいては、個人関連情報の「個人関連情報データベース等」の定義について不明確と考えられる。 まず、「個人に関する情報」については、「ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報」としており、一見、「属性に関(する)」情報であることが前提となっているかのように読めるが、「個人関連情報に該当する事例」として取り上げられている事例は必ずしも「属性に関(する)」情報ではないことから、結局、「特定の個人との対応関係が排斥され(る)」ことで統計情報に該当しない限り、個人に関連するありとあらゆる情報が「個人関連情報」に該当し得るものと考えられる。 次に、「個人関連情報データベース等」については、「検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物」とされているが、今日の情報化社会においてコンピュータ上でデータとして存在するものは、ほぼすべてが検索可能な情報として管理されていることが通常であり、「体系的に構成」	本ガイドライン（通則編）案 3-7-1-2 において、個人関連情報データベース等について解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		「情報の集合物」といった文言では、「個人関連情報データベース等」の範囲を確定するのに十分ではない。 例えば、メールサービスを展開する事業者が個人から特定の事業者へのメールの送受信を行う際には、メールアドレスのみならず、当該メールアドレスに関する送受信日時等の「個人関連情報」も合わせて送受信しているところ、メールサービス事業者はそのようなデータもログ等でコンピュータシステム上自動的に保管していることが通常であり、データとして保管されている以上、「検索することができるように体系的に構成した」「情報の集合物」との要件を満たすものと考えられる。 法第 26 条の 2 は、事業者が個人の行動履歴等の情報（個人情報に該当しないもの）を積極的に集積及び体系化し、それを第三者に提供するケースを想定しているものと思われるが、上記のようにコンピュータシステム上に自動的に生成及び保管されるログ等のデータが「個人関連情報データベース等」に該当し得る場合、法第 26 条の 2 の適用範囲が不明確となり、実務上混乱が生じることが容易に想定できる。 そのため、「個人関連情報データベース等」については、より範囲が明確になるように、「事業者において第三者に提供する目的で自己の管理するデータベース等で集積し保管するものに限る」といった限定を付すこと、あるいは、コンピュータを用いていない紙媒体の情報との整合性の観点から「ID 等の符号を付	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			し、他人によってもコンピュータを用いて容易に検索可能な状態として体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物」といった文言で範囲を明確化すべきものとする。 【個人】	
331	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	<ページ、行> P92 <記載> あらかじめ当該個人情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人情報を提供してはならない。 <意見> 本人に個別の同意をとると想定した場合、提供先で個人データと照合してからのみ本人に同意を得られる場合もある。照合する前に同意を取得するとなると、照合されない人の分まで同意を取得しなければならなくなる。そのため、同意取得のタイミングは、提供先で個人データと照合した後もよいとしていただきたい。 <理由> 本人に「あなたの個人情報をもらっていいですか？」というためには、当該本人の個人情報提供先が提供先の個人データと結びついていることが前提となること、オペレーションに落とし込めない。	改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人情報提供先を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。 提供先が、提供を受けた個人情報提供先を、その保有する個人データと照合すること（当該個人情報提供先に係る本人の同意が得られているかを確認する目的で照合することを含む。）は、「個人データとして取得する」場合に該当するのであり、提供元の個人情報提供取扱事業者は、あらかじめ当該個人情報提供先に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人情報提供先を提供することはできません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【楽天グループ株式会社】	
332	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	8-1 「個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法第 26 条の 2 第 1 項の適用の有無を判断する」のうちの「提供先の第三者との間で」の趣旨は、個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者独自に法第 26 条の 2 第 1 項の適用の有無を判断することができず、常に個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者と提供先の第三者の合意によってのみ法第 26 条の 2 第 1 項の適用の有無を判断すべきということか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。提供元の個人関連情報取扱事業者と提供先の第三者の合意によってのみその適用の有無が判断されるわけではありません。
333	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	8-2 個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者が、必要に応じて弁護士に相談する等した上で、法第 26 条の 2 第 1 項の適用の有無に関し、提供先の第三者と異なる判断を行うことが可能である旨を表明されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されるところ、提供元と提供先においては、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の適用に関する判断が一致することが通常と考えられます。
334	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	(該当箇所) <u>通則編</u>	改正後の法第 26 条の 2 が適用されるかどうかは、個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(御意見) 1 インターネット広告等における個人関連情報の取扱いについて 現在インターネットにおいては、多くのサイトでプロモーションのためにインターネット広告を利用しており、広告の効果を測定できるようにどの広告がクリックされたかを商品を提供している企業は把握できるようにしている。 さらに、例えば、楽天市場や Amazon などの EC サイトのアフィリエイト広告であれば、広告をクリックした時点で、そのユーザーがどの商品の広告をクリックしたかに応じて、当該商品のページが自動的に表示されるシステムとなっている。すなわち、広告業者から広告に表示されていた商品の情報が EC サイトの運営者につたわる仕組みがとられている。 (なお、取り上げているものは、いわゆるサードパーティークッキーを利用して行われている情報提供の話ではなく、商品を提供しているウェブサイトの運営者自身が情報を取得する場合のことである) これらは、多くの場合、当該広告をクリックした際に、ウェブページを表示させるための URL とは別に、広告をクリックした際の URL 内に「どの広告業者の広告をクリックしたか」「どの商品の広告か」といったことを識別するための文字列を加えること	なお、改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		で、そういった情報を EC サイトの運営者側で識別できるようにするといった仕組みがとられている。 このようなシステムは、Google のリスティング広告（検索時に検索ワードに基づいて検索ページの上部に自動的に表示される広告）やアフィリエイト広告など広く用いられている仕組みである。 また、広告以外にも、ユーザーに対して提携している企業の商品情報を検索させている Google フライト等では、ユーザーがどのような「行き先」「出発日」「人数」を検索したかという情報を掲載されている航空会社に引き継ぐことで、ユーザーがどの航空券を購入しようとしているかを航空会社が把握できるようにしている。 このような、アフィリエイト広告で Amazon や楽天市場などの EC サイトに対して引き継がれている「どの広告をクリックしたか」「どの商品の広告か」という情報については、EC サイトであればユーザーが広告をクリックして表示された商品を購入した場合に、EC サイトにおいて購入の際に入力される「名前、住所」といった個人情報と結び付けて用いられることが想定される。 また、Google フライトのような提携先の商品情報を検索させているサイトから掲載会社に引き継がれている「行き先」「出発日」「人数」といった情報については、掲載会社のウェブサイトです実際に予約を行ったりした際には、掲載会社において予約の際	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		に入力される「名前、住所」といった個人情報と結び付けて用いられることが想定される。 そのため、これらはいずれも、アフィリエイト広告業者やアフィリエイト広告が掲載されているウェブサイトから EC サイトに対して、あるいは、Google から掲載航空会社に対して、今回の改正で同意が必要とされる「個人関連情報」を提供しているものとも考えられる。 しかし、これに対して全て同意の取得が必要となると ・ このような、広告の効果測定や商品情報等の引継ぎについては、Google のリスティング広告や、Amazon や楽天市場等がそれぞれのサイトで取り扱っている商品のページに遷移させるためのアフィリエイト広告等の、ごく一般的なほぼすべてのインターネット広告で用いられているものであり、インターネット広告全体に多大な影響を及ぼすことになり、産業の促進が妨げられる。 ・ アフィリエイト広告については申込さえすれば、個人・企業を問わず参加できるものもあり、そのようなアフィリエイト広告についてもし、上記のような「どの広告をクリックしたか」「どの商品をクリックしたか」「その際に表示されていた人数・出発日等」というような商品の情報や商品に関連する情報の提供ができなければ広告を用いて商品を販売するという仕組み自体が不可能にな	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		る。さらに、これに関して、逐一ユーザーに対してクリック等による同意を求めることになれば、あまりにも煩雑な処理を求めることになり、ユーザーの利便性が損なわれることになる。そして、このような過度な規制が仕組みとしてユーザーの利便性を損なう結果となれば、日本のインターネット市場の競争力そのものが損なわれることになる。 ・ 上記のように、この仕組みが広くとられていることからすれば、これについてユーザーが逐次同意を求められることになると、ユーザーも同意についてその利用目的等を毎回丁寧に検討することができなくなり、結局、「情報提供について、ユーザーに理解させ自分で判断をさせる」という改正の目的が阻害される。 ということが懸念される。 さらに、EC サイト等のアフィリエイト広告であれば、クリックする広告に表示されている「Amazon」や「楽天市場」といった表示されている商品を提供しているサイトに遷移するだけである。 また、Google フライト等の掲載会社の商品を検索させているケースでも、同様に申し込み先として表示されている掲載会社のウェブサイトに移ることになる。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		そのため、いずれの場合であってもどこのサイトにこれらの情報が引き継がれているかということは、ユーザーにとって明らかなことといえる。 また、EC サイトの広告であれば広告自体に商品の情報が基本的にわかりやすく表示されており、クリックした場合にその商品ページが表示されその商品に関する情報が引き継がれていれば、ユーザーにとって実際に自分がクリックをした商品に関する情報が引き継がれたかということは容易に把握できる。 また、Google フライト等の提携会社の商品情報を検索させているサイトにおいても、掲載会社のウェブサイトに遷移した際にユーザーが検索していた「行先き」「出発日」「人数」等の情報が引き継がれている場合、直接自分が検索していた条件が遷移した先のサイト上に表示されているのであるから、自分が検索していた「行先き」「出発日」「人数」等の情報が引継がれていることも明らかである。 たしかに、アフィリエイト広告等の中には、詐欺的・だまし討ち的なもので、ユーザーがクリックをした際に、「どこのウェブサイトに遷移するか」「どの情報が引き継がれるか」ということを把握できないものもあり、これについてはユーザーが把握できない情報提供がされる危険性がある。 しかし、ユーザーが「どこのウェブサイト」「どのような情報が引き継がれるか」を容易に把握できるものについては、ユー	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ザーは逐一同意を確認されなくても、どこのサイトにどのような情報が伝わっているかを明確に把握できているのであり、ユーザーが想定しない情報提供という事態は起こらない。そのため、これらについて、ユーザーに同意確認がされなかったとしてもユーザーの不利益もないと考えられる。 さらに言えば、インターネットにおいては、以下のような仕組みで、ほぼ全てのサイトにおいて、「どのようにサイトにたどり着いたか」という情報が把握される仕組みになっている。 すなわち、ウェブサイトがユーザーが訪れた際には、サーバーからウェブサイトを表示させるためのデータを送信するのと同時に、ヘッダーといわれる「アクセスポイント、IP アドレス」といったユーザーのアクセスに関連する情報をユーザーと訪問したサイト等に対して自動的に送信しており、その情報の中には referer（リファラー）と呼ばれる情報として、そのウェブサイトを訪れる直前に表示されていたウェブサイトの URL の情報が含まれている。この referer（リファラー）の情報は、ウェブサイトの運営者が知ることができる情報ではあるが、ウェブサイトの運営者が必ずしもコントロールしきれる領域ではないため、これについての対応は不可能に近い。 このように、ユーザーが「どのように自己のサイトにアクセスしたかという、流入経路の情報」については、企業側でコントロールすることは不可能なほど広く、一般的に行われている。その	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ため、このような流入経路の情報を取得することまで「個人関連情報の取得」として同意を取ることは現実的とは言えない。 そして、すでに記載した通り、EC サイトのアフィリエイト広告や Google フライトのような掲載会社の商品を検索させているサイトについていえば、このような「流入経路に関する情報」のほかには引き継がれている情報は、ユーザーにとっても明らかな「広告に表示されている商品等の情報」「自身が検索していた商品の条件等の情報」等だけであり、このような情報が引き継がれていることに関して、ユーザーが予期せぬ情報の利用がされるということはやはり生じない。 また、もとより、上記のようなアフィリエイト広告や Google フライト等で掲載会社の商品を検索する際に行われている仕組みについては、「アフィリエイト広告業者や Google 等から情報の提供を受けている」というよりも、「EC サイトや掲載されているサイトの運営者自身が独自に情報収集をしている」ものであり、改正法の主眼とするものではないと考えられる。 以上のことから、このような「どこのウェブサイト」「どのような情報が引き継がれるか」がユーザーにとっても明らかな広告等により外部サイトに遷移した際に、そのような情報が引き継がれるような場合については、対象外とすべきである。 【個人】	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
335	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	2 アフィリエイト広告における効果測定について（上記 1 に関連） 1 で記載した通り、アフィリエイト広告等において、クリックをした際に、商品を提供している Amazon や楽天市場等の EC サイト等に対して直接行われている情報の引継ぎについては、個人情報関連情報の同意取得の対象外とすべきである。 アフィリエイト広告においては、広告をクリックしたユーザーが実際に商品の購入をしたかによって広告料が計算される場合がある。 このような場合、アフィリエイト広告業者はクリックを行ったユーザーが、Amazon や楽天市場等の EC サイト等に遷移した後に、実際に商品を購入したか測定する必要があり、遷移先から「実際にユーザーが商品の購入に至ったか」という情報を取得している場合がある。（このような広告の効果測定については、Google ホテルの広告や、保険の比較サイト等でも広く行われている。） もっとも、このようなアフィリエイト広告等に関して言えば、通常、ユーザーはアフィリエイト広告業者等に対して会員登録をしているわけではないため、アフィリエイト広告業者等は、ユーザーの個人情報を把握しているわけではない。そのため、遷移先である Amazon や楽天市場等の EC サイト等において入力された個	改正後の法第 26 条の 2 が適用されるかどうかは、個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます。 なお、改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人情報（個人情報データベース等を構成するものに限る。）を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		人情報と照合をして「ユーザーが購入に至ったか」を測定することはない。 そこで、実際には ① ユーザーが広告をクリックする、 ② アフィリエイト広告業者では、クリックをしたユーザーの「名前、住所等」の個人情報が把握できないために、クッキー等の技術を用いて、そのユーザーに対して「個人情報」とは無関係な識別符号を付与する、 ③ Amazon や楽天市場等の EC サイト等でユーザーが個人情報を入力し商品を購入する、 ④ EC サイト等は、識別符号に対して単に「購入が行われたか」という情報を付与することで、アフィリエイト広告業者に対して「ユーザーが購入に至ったか」という情報を提供する（この際、「個人情報」の提供はされないため、アフィリエイト広告業者が個人情報を取得することはない） という仕組みがとられていることがある。 上記を図示すると、以下のようになる。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<pre> graph TD A[アフィリエイト広告業者（個人情報は取得しない）] B[Amazon 楽天市場等] C[ユーザー] A -- "②クリックされた商品の情報の引継と同時に、「個人情報ではない識別符号」を付与" --> B B -- "④個人情報を含めずに、識別符号に対して「購入したか」という情報を提供" --> A C -- "①商品の掲載された広告をクリック" --> B B -- "③表示されている商品を、「個人情報」を入力して購入" --> C </pre> 上記図における、②について適用外とすべきことは、1で述べた通りである。 そして、④の情報提供についても、会員登録などによりアフィリエイト広告業者等がユーザーの「個人情報」を持っている場合は別として、上記図のようにユーザーの個人情報を取得していない場合、④に関して、ユーザーの個人情報の提供はされておらず	

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			単に「購入した」というだけの情報だけが提供されているため、アフィリエイト広告業者がその「購入した」という情報を個人情報と結び付けて利用することはできないものであり、今回の改正法において問題とされる利用がなされることはない。 そのため、広告等について、図のような仕組みがとられているとしても、アフィリエイト広告業者等が個人情報を取得していない場合には、このような仕組み全体について同意取得の対象外とすべきである。 【個人】	
336	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	3 個人関連情報について、個人情報と紐づかない場合の取得について 今回の個人情報保護法の改正に関して、提供がされる個人関連情報が統計的にまとめられている場合や、個人関連情報の提供先において個人情報を持っておらず、個人情報と紐づけられない場合については、提供にあたって同意の取得は不要であるという理解で問題ないかものと認識している。この理解で問題がないか。 【個人】	改正後の法第 26 条の 2 は、個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。
337	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	4 個人関連情報の取得にあたっての運用について	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意を取得するに当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報情報は概念として範囲が広く、広く画一的に用いられているような文書で説明されても、ユーザーの理解につながらない場合があります。 この説明については、形式的な文言にこだわらず、ユーザーの実質的な理解につながるような具体的な説明を行えるように広く裁量を認めるべきである。 【個人】	切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要となります。
338	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について 92 ページ 7 行目	<通則編> 92 ページ 7 行目 「3-7-2 法第 26 条の 2 の適用の有無について」 個人情報に係る規律である 26 条の 2 第 1 項には「第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか」という記述があります。 通則編にも「個人データとして取得することが想定されるとき」であっても、23 条第 1 項各号に掲げる場合が除かれることの説明がありますが、 ・ 23 条第 5 項各号（委託、合併、共同利用）に掲げる場合（委託、合併、共同利用に伴って個人データとして取得することが想定される場合）はないのか？	個人情報提供の第三者提供につき、法第 23 条第 5 項各号に相当する例外規定はないため、改正後の法第 26 条の 2 の適用の有無については、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			・ 23 条第 5 項各号（委託、合併、共同利用）に掲げる場合があっても、法第 26 条の 2 は適用されるのか？ について、補足説明がないため分かりにくいと思います。 23 条第 5 項各号は、提供元が個人データを保有している場合についての規律であり、提供元が個人関連情報を保有している場合については無関係なのかもしれませんが、委託、合併、共同利用と、26 条の 2（個人関連情報）との関係について、ぜひ通則編に説明を加えていただきたいです。 【個人】	
339	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について P92	提供元が提供先に対して、提供元において個人情報である情報を提供するにあたって、氏名等の情報を除外し、提供先においては個人関連情報の粒度となっている場合、提供先において提供先が保有する個人情報と紐づけることを想定しており、当該情報を個人データとして取得するとしても、提供元から提供先に提供するにあたっては、データ主体から第三者提供の同意を得る必要があるため、別個第 26 条の 2 に定める追加義務は発生しないと考えてよいか。 【匿名】	個人情報取扱事業者が、提供元において個人データに該当する情報を第三者に提供する場合には、法第 23 条第 1 項が適用され、改正後の法第 26 条の 2 は適用されません。
340	3-7-2	法第 26 条の 2 の	（該当箇所）	改正後の法第 26 条の 2 が適用されるかどうか

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	適用の有無について	通則編の 92 ページ・7 行目～95 ページ・4 行目 (御意見) 3-7-2 (3-7-2-1, 3-7-2-2) 関係 「個人関連情報」の範囲が広範に設定されていることから、ガイドラインにおいては、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」が必要な「提供」に関して、以下のようなケースが「提供」にあたらないことを明確化すべきものと考え。 ① 例えば、SNS においてある個人がある企業の公式アカウントにコメントを行った場合、書き込まれた「コメント」のデータは、SNS を運営する事業者のデータベース内で検索可能な状態で保管されることが想定されるため、個人関連情報データベース等を構成する「個人関連情報」に該当し得るものと解される。このような場合に、SNS を運営する事業者が当該「コメント」を当該企業の公式アカウント上に表示させる行為は、同事業者がデータベース内に保管している「個人関連情報」を不特定多数の第三者が取得できる状態に置くものとして、形式的には「第三者に提供」する場合にあたると解される。そしてこの場合、当該企業においては「個人情報」として取得することも想定される。しかし、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号はこのような場合についてまで「本人の同意」を要求する趣旨ではないものと考えられる。	は、個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます なお、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の「提供」とは、個人関連情報を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいいます。個人関連情報が物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人関連情報を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に該当します。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		② 例えばクレジットカード会社などは、クレジットカード決済時において当該個人が購入した商品・購入額等の情報を、加盟店を通じて収集している。これについて、クレジットカードの加盟店からクレジットカード会社に対する個人関連情報の提供があったと整理する余地もあると思われるが、このようなケースについてまで個別に明記した上での「本人の同意」を得ることは不可能に近いと考えられる。 ③ ウェブページにおいては、ほぼすべてのサイトで個々のユーザーが「どのリンクから自己のサイトに遷移したか」「どの検索エンジンから遷移したか」「どのような検索ワードを検索して遷移したか」という情報を収集していることが通常であるが、会員登録等が必要なサイトであれば、これらもすべてについて「個人関連情報」の提供を受けているものと整理する余地があることになってしまうと思われる。 このような情報収集の方法については、「他のサイト運営者や検索エンジンといった事業者のサードパーティークッキーのデータを受け取っている」場合や、「各リンクや各検索エンジンに応じて異なる URL を使用する」といった方法によりサイト運営者自身が収集している」場合など系統的に複数の方法が考えられる。 今回の改正については、典型的には前者のような「データの提供」を受けているケースを想定していると理解している。	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			しかし、後者のような、リンク元のウェブサイト運営者や検索エンジンの運営者からクッキー等の「データ」の提供を受けずに、異なる URL を使用するといった方法によりウェブページの運営者自身が情報を収集している場合についてまで適用される場合、事業者自身が行っている情報収集との区別がつかなくなるだけでなく、あまりに適用範囲が広くなりすぎてしまい実務上の対応が困難になりかねない。そのため、データの提供が無い場合については、「個人情報」の「提供」があったと整理されるべきではなく、「本人の同意」は不要と考えられる。 【個人】	
341	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-2 法第 26 条の 2 の適用の有無について <意見> 本規制における、提供先の「第三者」の範囲について、法第 23 条第 5 項により「第三者」に該当しないとされている以下の者は、同様に含まれないことを確認したい。	個人情報関連情報の第三者提供につき、法第 23 条第 5 項各号に相当する例外規定はないため、改正後の法第 26 条の 2 の適用の有無については、提供先が個人情報関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		①個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合 ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合 ③特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき <理由> 「個人データ」「個人関連情報」と提供する情報の違いによって、「第三者」の範囲を分ける合理的な理由は乏しいと考えられるため。 個人関連情報と比較して個人データは要保護性が高いにもかかわらず、委託・承継・共同利用による第三者提供の例外が認められていることからすれば、個人関連情報の第三者提供規制においても同様に委託・承継・共同利用による「第三者」の例外が認められてしかるべきであるため。 【一般社団法人全国銀行協会】	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
342	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	ア 該当箇所 通則編の 92 ページ・8 行目 イ 意見 個人関連情報取扱事業者が法第 26 条の 2 に基づき、個人関連情報を第三者に提供する場合に、第三者が「個人データとして取得されることが想定される」という、「第三者」には委託先は含まれるのでしょうか。 【匿名】	個人関連情報の第三者提供につき、法第 23 条第 5 項各号に相当する例外規定はないため、改正後の法第 26 条の 2 の適用の有無については、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。
343	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-2 法第 26 条の 2 の適用の有無について <意見> 法第 23 条第 5 項にもとづいて個人データの共同利用を行っている複数の事業者間で個人関連情報が提供され、提供先において当該個人関連情報が個人データとして取得される場合に、法 26 条の 2 にもとづく本人同意が不要となる場合があるかを確認したい。 <理由> 例えば、事業者 A と事業者 B が個人データの共同利用の要件を相互に満たしている場合において、事業者 A から事業者 B に対して	個人関連情報の第三者提供につき、法第 23 条第 5 項各号に相当する例外規定はないため、改正後の法第 26 条の 2 の適用の有無については、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人関連情報を提供し、事業者Bが取得した個人関連情報を事業者Bが保有する個人データと照合する場合には、法 26 条の 2 の文言上は本人同意が必要になるようにも読める（同条には第 23 条第 5 項に相当する例外規定はない。）。しかしながら、この場合、仮に、事業者Bから事業者Aに対してあらかじめ個人データを提供し、事業者Aにおいて当該個人データに個人関連情報を付加（照合）したうえで、全体を個人データとして事業者Bに提供することは個人データの共同利用の枠組みの中で本人同意を得ずに行うことが可能であると考えられる。そうであれば、あえてこのような迂遠なデータのやり取りを行うまでもなく、事業者Aが事業者Bに対して個人関連情報のみを提供することについても、本人同意なく行うことが許容されるべきである。 【一般社団法人全国銀行協会】	
344	3-7-2	法第 26 条の 2 の適用の有無について	（該当箇所） 通則編の 92 ページ全体 （意見） 個人関連情報の同意取得のプロセスの具体的なオペレーションをしていくためには個々の事業実態を踏まえたきめ細かい対応が考えられることから、以下の対応を今後求める。	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			①施行に備えた準備作業を事業者が行う際に問い合わせができる窓口の充実強化、経済団体業界団体等との定期的な情報交換意見交換の機会の提供 ②プライバシーポリシーなどでの包括的同意でも許されることの明確化、また、その際に、提供先と提供元で具体的にどのような内容のプライバシーポリシー等を整備していけばいいのか、同意取得のフロー図など具体的対応事例やイメージの提供 (理由) 複数の関係者がかかわるオペレーションであることから、その確実な実施のためには官民の十分な意思疎通と事業者における実務への具体的な落とし込みが必要である。 【一般社団法人新経済連盟】	
345	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	(該当箇所) 通則編の 93 ページ 3-7-2-1「個人データとして取得する」について (意見) 「提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合」の解釈範囲について明確化し、どのような場合が該当するのか、ガイドラインにて事例などを示していただきたい。	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項が適用される事例について、本ガイドライン（通則編）案 3-7-2 でお示していますが、Q & A における事例の追加等について、今後とも引き続き検討してまいります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(理由) 個人データとして取得しないことを担保する 1 つの手法として、データ処理・管理の手法による措置も考えられ、その解釈範囲を明確にし、システム改修や運用フローの策定等適切な対応を講じる必要があるため。 【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	
346	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	<ページ、行> P93、L2 <記載> 法第 26 条の 2 第 1 項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。 <意見> 「個人データとして取得する」の解釈につき、委託元から委託先へ広告配信の委託をする場合において、提供先の統計データとの紐づけは行うが、個人データとの紐づけは行わない場合は、提供先において「個人データとして取得する」には該当しないとの理解でよい。 <理由>	改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、個人情報（法第 2 条第 1 項）に該当しない情報と紐付けて利用するのみであれば、「個人データとして取得する」場合に該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			統計データとのみ紐づけているため「個人データとして取得」していないと理解しているが、念のため確認させていただきたい。 【楽天グループ株式会社】	
347	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	3-7-2-1 「個人データとして取得する」について 法第 26 条の 2 第 1 項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。 上記に関連し下記についてお示しいただきたい。 1. 提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐づけて利用しない場合、容易照合性が排除しきれないとしても、提供先も提供元も特段法令上の義務を負わないという理解でよいのか。	1. 改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。提供先が、個人関連情報を個人データとして利用しない場合には、その保有する個人データとの容易照合性を排除しきれないとしても、改正後の法第 26 条の 2 は適用されないと考えられます。 2. 個人関連情報を個人データに付加する場合のみならず、個人関連情報と個人データを照合する場合等には、「個人データとして取得する」場合に該当することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			2. 「『個人データとして取得する』とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合」における「等」としてどのような場合が含まれるか例示していただきたい。 【匿名】	
348	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	3-7-2-1 個人関連情報取扱事業者 93 ページ ➤ 「提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれない」場合について、「提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない」と認められる場合をより具体的に示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項が適用される事例について、本ガイドライン（通則編）案 3-7-2 でお示していますが、Q & A における事例の追加等について、今後とも引き続き検討してまいります。
349	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	■ 対象となる記述 （通則編 93 頁） 3-7-2-1 「個人データとして取得する」について 「提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでのいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。」	本ガイドライン（通則編）案 3-7-2 において、法第 26 条の 2 の適用の有無について解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、提供先の第三者が個人関連情報を個人データと照合することが想定される場合には、改正後の法第 26 条の 2 が適用されることとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			提案： 末尾を「個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、<u>提供元と提供先の双方が個人関連情報に紐づけて利用してはならないことを相互に確認している場合には、ここでいう～</u>」のように加筆修正すべきです。 理由： 容易照合性が排除しきれない場合でも「個人データとして取得する」に当たらない場合がありうることはお書きのとおりです。しかしながら、提供元が、提供先において容易照合性があることを認識しつつ「個人データと紐づけられることがありうるであろう」との未必的認識をもって個人関連情報を提供するような場合には、「個人データとして取得する」に該当すると解すべきです。この点を明確にするため、上記のような限定を付すべきと考えます。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
350	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	【該当箇所】 3-7-2-1 「個人データとして取得する」について（93 頁） 【意見】 「提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの	改正後の法第 26 条の 2 は、個人関連情報の提供先において、個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合に適用されることとなります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう『個人データとして取得する』場合には直ちに該当しない」とのことであるが、提供先の第三者が保有する個人データと紐づけて利用するものの、紐づける個人データが、それ単体では個人を識別することができるものではなく、容易照合性の観点から個人データとなっている情報（例：IDのみで管理されている情報）である場合にも、「個人データとして取得する」場合に該当しないとの理解でよいか確認したい。 【理由】 仮に、上記のケースが、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得する場合に該当するとすると、事業者が保有する個人関連情報を広告配信プラットフォームに開示し、広告配信プラットフォームにおいて当該個人関連情報と広告配信プラットフォームが保有する個人データ（容易照合性の観点から個人データとなっているものの、それ単体では個人を識別することができないもの）を組み合わせる広告の拡張配信を行うようなケースや、受け手側として、事業者が保有する氏名等と紐づけることを予定せずに第三者から取得した個人関連情報を取得し、自社のデータベース内に格納するケースにも、個人関連情報の規制がかかることになってしまうためである。 【経営法友会】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、それ単体では特定の個人を識別することができない情報と紐付けて利用するのみであり、個人データとして利用しないのであれば、「個人データとして取得する」場合に該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
351	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	【該当箇所】 3-7-2-1 「個人データとして取得する」について（93 頁） 【意見】 「提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここである『個人データとして取得する』場合には直ちに該当しない」という点について、提供先の第三者が個人データと紐づけて利用する場合が「個人データとして取得する」に該当する場合、事業者が行う広告配信プラットフォームを利用した広告の拡張配信には個人関連情報の規制がかかることになる。 これとの対比で、上記の例で事業者から広告配信プラットフォームに提供する情報が個人データであった場合、個人情報保護法 23 条 5 項 1 号の個人データの取扱いの委託と整理することはできず、第三者提供の同意（同条 1 項柱書）が必要となるか明確にされたい（いわゆる「混ぜるな危険」問題）。 なお、本事例は、事業者から広告配信プラットフォームに提供された情報は、事業者から委託をした広告の拡張配信の目的にのみ利用され、広告配信プラットフォームに情報の処分権を付与しないケースを想定している。 【理由】	一般に、個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データと本人ごとに突合する処理を行うことはできません。 提供先においてかかる処理が行われる場合、提供元は、原則として、個人データの第三者提供について本人の同意を取得する必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			いわゆる「混ぜるな危険」問題については、個人情報保護委員会の見解が明らかでなく、実務上大変な混乱が生じている。個人情報保護法分野で著名な弁護士の間でも見解に相違があり、広告実務やその他のデータの利活用に支障をきたしているためである 【経営法友会】	
352	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	（該当箇所） 通則編の 93 ページ・8 行目 （意見） 個人関連情報を委託にともなって委託先（国内に所在する事業者）に提供する場合など、法第 23 条第 5 項各号による提供の場合における法第 26 条の 2 第 1 項の適用に関する考え方についてご教示いただけないでしょうか。 （理由） 第 26 条の 2 では、同意取得義務の対象からの除外に関し「第 23 条第 1 項各号を除く」と規定するのみであって、第 23 条第 5 項に関する言及はないので、同項各号に該当する場合も「提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用」するかどうかにより判断されるか、判断に迷っています。	個人関連情報の第三者提供につき、法第 23 条第 5 項各号に相当する例外規定はないため、改正後の法第 26 条の 2 の適用の有無については、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
353	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	3-7-2-1 「個人データとして取得する」について (P93) ・ 確認 3: リターゲティングの規律適用外の確認 リターゲティングの場合、広告主のウェブサイトにて 3rd Party DMP のタグが設置され、そのタグで発火した Cookie が DMP 事業者から PFER に提供される、というケースが広く発生する。このケースでは、PFER 側で容易照合性がありえる識別子に紐づけて広告配信されるが、個人情報そのものに直接紐づけて広告配信されることは無いと認識している。 こうしたリターゲティングのケースは、個人情報関連情報の第三者提供に伴う同意取得の規律対象から除外されるか確認したい。 【匿名】	改正後の法第 26 条の 2 は、個人情報関連情報の提供先において、個人情報関連情報を個人データとして取得することが想定される場合に適用されることとなります。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先の第三者が、提供を受けた個人情報関連情報を、それ単体では特定の個人を識別することができない情報と紐付けて利用するのみであり、個人データとして利用しないのであれば、「個人データとして取得する」場合に該当しないと考えられます。
354	3-7-2-1	「個人データとして取得する」について	【該当箇所】 通則編 p.93 1～3 行目 3-7-2-1 「個人データとして取得する」について 【意見】 「提供元ウェブサイトのページ A を昨年度内に 5 回以上見た 100 名中の内定辞退者は 70 名で、5 回未満 100 名中の内定辞退者は 5 名」といった個人との関連を排斥した統計情報を、提供先第三者の ID ごとに付与する場合は、個人情報関連情報の提供に係る規律に服する必要があるか。	個人情報関連情報とは「生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」(改正後の法第 26 条の 2 第 1 項)をいいます。 統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当せず、個人情報関連情報に該当しないため、これを第三者に提供する行為について、改正後の法第 26 条の 2 は適用されません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
355	3-7-2-2	「想定される」について P93	通則編 P93 3-7-2-2 「想定される」について 法第 26 条の 2 の適用の有無について 個人関連情報が「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合について下記の記述があります。 「提供元の個人関連情報取扱事業者において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者との取引状況等の客観的事実情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定できる場合には、「想定される」に該当する。」 「ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。」 一方で「(仮名加工情報・匿名加工情報編)」では、2-1-1 仮名加工情報（法第 2 条第 9 項関係）において以下の説明が載っています。 「なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。」 「一般人の認識」とは、「同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。」とすると、個人	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の「想定される」について、一般人の認識を基準に、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが通常想定できる場合には、「想定される」に該当することとなりますが、ここでの「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいいます。 他方、法第 2 条第 1 項第 1 号の「特定の個人を識別することができる」については、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができるかを基準に判断することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			関連情報の提供に関してのみの話であるのか、「特定の個人を識別することができる」についての判定にも使われるものなのかが不明瞭です。 丁寧な説明を強く求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
356	3-7-2-2	「想定される」について P93	3-7-2-2 「想定される」について 「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」（3-7-2-1（「個人データとして取得する」について））ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。 （※）ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。 「一般的な判断力」、「一般的な理解力」とは？ 「一般的な注意力」、「一般的な判断力」、「一般的な理解力」は何をもって一般的と判断するのが不明確である。個々人の経験や立場によってその答えが異なるのでは、ガイドラインとして適当ではないと考える。 【個人】	御指摘の本ガイドライン（通則編）案 3-7-2-2 において、「一般人」とは、同種の事業を営む事業者を基準とすることを明らかにしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
357	3-7-2-2	「想定される」について	<ページ、行> P95、L1 <記載> 3-7-2-2 「想定される」について <意見> (2)「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合として挙げられている「・・・個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に」の「念頭に」とは、具体的にいかなる場合のことを指すのかお示しいただきたい。 <理由> ガイドラインにおいて「想定される」とは何かについてお示しいただいているものの、これに該当するかどうかの判断にあたり、新たに「念頭に」という評価が含まれる別の表現が用いられており、具体的にどのような場合にこれに該当するのか明らかではないため。 【楽天グループ株式会社】	提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することを現に認識していないとしても、提供先との取引状況等の客観的事実等に照らし、一般人の認識を基準に、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが通常想定できる場合には、改正後の法第26条の2第1項の「想定される」に該当することとなります。本ガイドライン（通則編）案3-7-2-2（2）では、上記の場合に該当する事例をお示ししています。
358	3-7-2-2	「想定される」について	ア 該当箇所 通則編の94ページ・16行目 イ 意見	改正後の法第26条の2第1項の「想定される」については、現に想定している場合と通常想定できる場合に区分されるところ、本ガイドライン（通則編）案3-7-2-2（2）では、現に想定して

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「通常想定できる場合」として挙げられている事例は、「氏名等を紐づけて利用することを念頭に」置いている以上、「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合の例になるのではないのでしょうか 【匿名】	いる場合に該当しないとしても、通常想定できる場合として「想定される」に該当することがあることをお示しています。
359	3-7-2-2	「想定される」について	＜該当箇所＞ 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係） 3-7-2-2 「想定される」について ＜意見＞ 第三者から個人関連情報を受領する場合、データ受領時には自社内での容易照合性に気付かず、後に容易照合性が判明した場合は、提供元から見て「想定された」事象として扱われるのか。また、「想定された」と見なされないためには、受領者としてどのような対応を行うことが有効か。 ＜理由＞ 社内データが複数のシステム上に分散している場合等、容易照合性について十分な確認が難しいケースがあると考えられるため。	改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが「想定される」ときに適用されるところ、個人データとして取得することが「想定される」かどうかは、個人関連情報の提供に当たって判断することになります。 また、提供先が、個人関連情報を個人データとして利用しない場合には、その保有する個人データとの容易照合性を排除しきれないとしても、改正後の法第 26 条の 2 は適用されないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人全国銀行協会】	
360	3-7-2-2	「想定される」について	9-1 「(2)「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合」について、氏名等と紐付けて利用することが可能なID等を併せて提供する場合であっても、契約等による対応（通則編3-7-2-3）を行った場合には、「想定される」場合には当たらず本人の同意も不要と理解してよいのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	提供先の第三者との契約等において、提供を受けた個人関連情報を提供先が個人データとして利用しない旨を定めた場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されないため、原則として、改正後の法第26条の2は適用されないこととなります。
361	3-7-2-2	「想定される」について	9-2 3-7-2-1で「提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでの「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない」とするように「直接」紐付けるかが問題となっているのであれば、3-7-2-2の「紐付け」（例えば(1)事例1、事例2や(2)事例）は全て「直接紐付け」にすべきである。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	「個人データとして取得する」とは、個人データとして利用しようとする場合をいうのであり、直接個人データに紐付けて利用する場合はその例示であることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
362	3-7-2-2	「想定される」について	3-7-2-2 「想定される」について（P93） ・確認2:PFerにおける個人データ取得状況の判断が難しい場合の見解	改正後の法第26条の2は、個人関連情報の提供先において、個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合に適用されることとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報情報を PFer に提供するケースを想定するにあたり、PFer が「個人データとして取得」しているかどうか回答してもらえない場合がある。その場合、サービス内容や利用規約などから「個人データとして取得」しているかどうかを外部から推測するしかないが、「個人データとして取得」しているかどうかの判断が難しい場合には「想定している場合」には含まれないと考えて良いかご見解を頂きたい。 【匿名】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先が、個人情報と紐付けて利用可能な個人データを保有している等、提供を受けた個人情報個人データを個人データとして取得することが窺われる場合には、提供先における個人情報の取扱いを確認すべきであり、提供先からの回答がないことをもって「想定される場合」に該当しないとはいえないと考えられます。 なお、提供先は、提供元に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人情報個人データを個人データとして取得した場合、法第 17 条第 1 項に違反することとなります。
363	3-7-2-3	契約等による対応について	該当箇所 通則編の 95 ページ 6 行目 意見 提供先において個人データとして利用しないことを契約等で担保することが必要となる。個人情報保護委員会より契約条項を例示していただきたい。 【匿名】	ガイドラインや Q & A における事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
364	3-7-2-3	契約等による対応について	<ページ、行> P95、L12 <記載> 「提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合」 <意見> 契約等で「個人データとして利用しない」旨が定められているにもかかわらず、個人データとして利用することが窺われる事情とは、具体的にどのような場面を想定しているか。 <理由> 個人データとしての利用をしない旨の契約を締結してもなお、更に確認義務が生じるとすればどういった場合か、どこまでの確認義務が求められているのか明確にしたい。 【楽天グループ株式会社】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、例えば、提供先の第三者が、契約等の定めに反して、個人関連情報を個人データとして利用する可能性があることを示す証拠が確認された場合には、提供先に問い合わせる等、提供先における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。
365	3-7-2-3	契約等による対応について	(該当箇所) <u>通則編</u>の 95、100、101 ページ 3-7-2-3 契約等における対応について、および、3-7-4 本人の同意等の確認の方法 (意見)	提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人関連情報に係る各本人から同意を得ていること等を確認する必要があります。 この点、提供元及び提供先間の契約等において、提供先が個人関連情報の取扱いに係る同意を

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		提供先と提供元の間で締結される契約書において「個人関連情報を個人データとして提供元から取得する場合には、個人情報保護法上必要な同意を本人から得ること」が提供先の義務とされている場合、原則としてこれを以って法第 26 条の 2 における提供元の確認がなされたものとし、例外的に提供先の第三者がかかる同意を本人から得ていないことが窺われる事情がある場合、当該事情に応じ提供元において提供を止める等の措置を取る、という取扱いを認めていただくよう要望します。 (理由) 提供元が多数の提供先に個人関連情報の提供を内容とするサービスを提供しており、提供先によって個人関連情報の利用目的および態様が異なりうる場合、サービス契約締結時点ではこうした目的・態様が定まっていないことや、あるいは契約開始後に目的・態様が提供先により変更されることもあります。こうした場合においては 3-7-2-3 のように「個人データとして利用しない」ことを約したり、あるいは 3-7-4 のように誓約書を取得するといったことは現実的ではないため、ガイドライン案 3-7-2-3 と同様の取扱いによって、提供先での同意取得を促すことが合理的と考えます。	取得する旨を定めたとしても、これのみをもって、提供元は、その提供する個人関連情報に係る各本人から同意を得ていることを確認したことにはならないと考えられます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	
366	3-7-2-3	契約等による対応について	(該当箇所) 通則編の 95 ページ 12 行目以降 「提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合」 (意見) 契約等で「個人データとして利用しない」旨が定められているにもかかわらず、個人データとして利用することが窺われる事情とは、具体的にどういった場面を想定しているか教示されたい。 (理由) 事業者に過度な事実上の確認義務を課すことは現実的でなく不適切である。その意味で、外延を明確にしないと予見可能性を欠くため。 【一般社団法人新経済連盟】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、例えば、提供先の第三者が、契約等の定めに反して、個人関連情報を個人データとして利用する可能性があることを示す証跡が確認された場合には、提供先に問い合わせる等、提供先における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。
367	3-7-2-3	契約等による対応について	10-1 「(提供先は) 提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用してはならない。」旨を契約で定めた場合に、なお「提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用す	個別の事案ごとに判断することとなりますが、例えば、提供先の第三者が、契約等の定めに反して、個人関連情報を個人データとして利用する可能性があることを示す証跡が確認された場合に

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ることが窺われる事情がある場合」として、具体的にはどのような場合が想定されるのか明らかにされたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	は、提供先に問い合わせる等、提供先における個人情報関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。
368	3-7-2-3	契約等による対応について	<頁 行目> 95 頁 16 行目 <意見> 意見④<個人情報>3-7-2-3 契約等による対応について ” もっとも、提供先の第三者が実際には個人情報関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人情報関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。” 契約で定められている場合と当該事情がある場合の関係の確認を希望します。例えば、望ましい対応としては、以下のような理解で問題ないでしょうか。 ・ 契約前の場合：提供先の第三者における個人情報関連情報の取扱いを確認、判断の上、契約締結 ・ 契約後の場合：提供先の第三者における個人情報関連情報の取扱いを確認の上で、契約との齟齬があった場合、同意の取得の依頼または、提供の停止	提供先の第三者との契約等において、提供を受けた個人情報関連情報を提供先が個人データとして利用しない旨を定めた場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されないため、原則として、改正後の法第 26 条の 2 は適用されないこととなります。 ただし、例えば、提供先が、契約等の定めに反して、提供を受けた個人情報関連情報を個人データとして利用したことが確認された場合には、通常、当該提供先は引き続き個人情報関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定されるため、その後は、当該提供先に対しては、個人情報関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人情報関連情報を提供することはできないと考えられます。 御指摘の対応方法は、望ましい対応の 1 つであると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<理由> 契約についての記載と当該記載の関係がわかりにくく、実務面での対応方法を明らかにしたいため。 【ソフトバンク株式会社】	
369	3-7-3	本人の同意取得の方法	6. Additional regulations regarding provision of personal data to third parties (potential cookies regulation) (Art 26-2 of the APPI) (GL (General Rules), pp. 90-132) 3-7-3 本人の同意の取得方法 3-7-3-2 同意を取得する主体 (p. 96-98) 法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者であるが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者が代行することも認められる。提供先の第三者による同意取得の場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要がある。	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。 同意取得の方法については、プライバシーポリシーにおいて必要な事項を示してこれに対する同意を求める方法も考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(2) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人関連情報取扱事業者において、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示さなければならない。提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第 18 条により通知又は公表を行わなければならない。また、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合であっても、提供先の第三者が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者に適切に同意取得させなければならない。 3-7-3-3 同意取得の方法 同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上の	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。また、同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられる。なお、個人関連情報の第三者提供につき、同意取得の一般的なフローについては、本ガイドライン末尾の【付録】を参照のこと。 Comments • The GL should make it clearer that the transferor as well as the recipient can obtain consent from the data subject. Also, in the case where it is the recipient which obtains the consent, the GL should clarify that the consent can be obtained through agreement to its privacy policy. • It is not feasible in practice to require a transferor to specify each recipient upon obtaining consent from individuals. コメント • GL では、譲渡人は、譲受人と同様に、データ対象者から同意を得られることをより明確にすべきである。また、譲受人が同意を得る場合には、プライバシーポリシーへ	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			の同意を通じて同意が得られることを明確にすべきである。 - 個人からの同意を得る際に、譲渡人が各譲受人を特定することを要求することは、実務上、不可能である。 Reasons - Although Article 26-2 places the obligation to confirm consent on the transferor, the draft GL focuses on the recipient obtaining consent, and it is unclear how a transferor or recipient should obtain consent in practice. 理由 - 第 26 条の 2 では譲渡人に同意確認の義務を課しているが、GL 案では受取人の同意取得に焦点を当てており、譲渡人や受取人がどのようにして同意を取得するのかが実務上不明である。 【Asia Internet Coalition (AIC)】	
370	3-7-3-1	本人の同意	<頁 行目> 96 頁 7 行目 <意見>	本ガイドライン（通則編）案 3-7-3 で解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		意見⑤＜個人関連情報＞3-7-3-1 本人の同意 ” 同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。” 「合理的かつ適切な範囲」について、23 条 1 項のように内容の具体例をガイドラインや Q&A への追加記載を希望します。 また、具体例については、社会情勢や価値観により変化していくため、行政指導の例などをふまえ、タイムリーに（例：月に 1 回）更新されることを強く希望します。 それら最新情報を、事業者が適切に捉え、利用者に説明するため、行政機関に当該国の情報ごとに外部リンク可能な形式で提供いただくことを希望します。 （関連弊社意見：外国第三者提供編 意見⑥） ＜理由＞ 「合理的かつ適切な範囲」は個々の価値観や世情によって変わっていくものであり、同意取得の準備にあたり、実務的に具体化する必要があるため。 【ソフトバンク株式会社】	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
371	3-7-3-1	本人の同意	11-1 同意の際に示すべき、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容とは何か。例えば、第三者における利用目的まで示す必要があるか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。提供先は、法第 18 条により、個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的を通知又は公表する必要がありますが、同意を取得する際に、同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましいといえます。
372	3-7-3-1	本人の同意	(該当箇所) <u>通則編</u>の 96 ページ・1 行目～96 ページ・15 行目 (御意見) 3-7-3-1 関係 個人関連情報の提供についての「本人の同意」に関し、多数の出店者が存在する EC サイトのように、多数の事業者が登録を行うプラットフォームサイトを運営するにあたっては、プラットフォームサイトから各登録事業者のサイトにユーザーが移動する際、当該ユーザーを特定するためのクッキー情報等をプラットフォームサイトから各登録事業者のサイトに対して送信することが想定され、当該クッキー情報等の送信は個人関連情報の提供に該	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		当し得ると考えられる。この点、各登録事業者のサイトにおいて個人情報提供に関する「本人の同意」が取得されているかを確認することは実務上困難と思われ、提供元であるプラットフォームサイトの運営者が「本人の同意」を代行取得する必要性が高いといえる。 しかし、そのような多数の出店者が登録するプラットフォームサイトにおいては、出店者が多数に上るだけでなく、新規出店者の追加や既存出店者の撤退により出店者は常に変動していることから、プラットフォームサイトにおけるプライバシーポリシー等に「提供先の第三者」をあらかじめ明記することは困難である。また、仮に適時にプライバシーポリシー等の追加・削除を行ったとしても、どの時点の出店者に対して「本人の同意」がなされているかを確認することは困難である。 この点、プラットフォームサイトの運営者が出店者のリストを別途公表している場合に、プライバシーポリシーにおいて、当該出店者リストの掲載サイトへのリンクを貼る等の対応を行った場合には、ユーザーに対する「提供先の第三者」の明示として十分と思われる。 または、プラットフォームサイトの運営者のプライバシーポリシー等において、「サイト内において商品購入を行った場合に当該出店者に対して購入に関連する情報が提供される」との旨を記載しておき、ユーザーがプラットフォームサイトから各登録事業	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			者のサイトに移動する前の購入画面において出店者を明記しておけば、どの事業者の情報提供がなされるかはユーザーにおいて認識可能であり「提供先の第三者」の明示として十分であると思われる。（この点、あまりに同意を求めるプライバシーポリシー等が長くなればユーザーが読むことは現実的には期待できなくなるため、このような記載の方が、単に出店者が長々と掲載されているポリシーへの同意を求められるよりも、ユーザーの理解や判断に資するものといえる。） ＥＣサイト等における法改正への対応を円滑にするため、上記のような運用をもって「本人の同意」の取得における「提供先の第三者」の明示として十分であることを、ガイドラインにおいて明記すべきと考える。 【個人】	
373	3-7-3-1	本人の同意 P96	【該当箇所】 通則編 3-7-3-1 「本人の同意」の適用範囲について 【意見】 個人情報保護法上、同意が要求する場面は、第２６条の２以外にも存在する。 （例：要配慮個人情報の取得に関する同意）	「本人の同意」を得る際の要件については、法の各規律との関係で判断されることとなります。 本ガイドライン（通則編）案３－７－３は、改正後の法第２６条の２第１項第１号の「本人の同意」を得るに当たっての要件を解説しています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			このような第26条の2以外の同意においても、ガイドライン案3-7-3-1に規定する事項を遵守していない限り、無効な同意になるとの理解でよい。 【理由】 一つの法令の中で同じ用語が用いられている限り、同様の解釈をするのが法解釈の基本的姿勢である。他方、病院も含め、要配慮個人情報を取り扱っている機関でしばしば、黙示の同意に依拠して取得を行っているという話も耳に聞くことがある。そこで、通則編3-7-3-1が規定する同意の有効要件が第26条の2に基づく同意以外についても適用されることになるのかどうかを明確化したい。 【匿名】	
374	3-7-3-1	本人の同意 P96	【該当箇所】 通則編 p.96 11～15行目 3-7-3-1 本人の同意 【意見】 特定個人を識別しない行動履歴等であっても、ユーザからの信頼を高めるため、若しくは蓄積して特定個人を識別できる可能性が排除できないために、事業者が当該情報を個人データとして取り扱う場合がある。こうした場合であって、個人データの第三者提供についての同意を取得している場合は、「個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するもの」と言えるか。	個人関連情報とは「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」（改正後の法第26条の2第1項）をいうところ、個人に関する情報について、個人情報（法第2条第1項）に該当する場合には、個人関連情報には該当しないこととなります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【理由】 個人情報関連情報を個人データと同様に取り扱う自主規制を定めている業界団体もある。その自主規制に従って既に第三者提供に係る同意を提供元が取得している場合に、当該同意と、個人情報関連情報の提供に係る同意との適用関係が明らかでないため。 【個人】	この点、事業者は、個人情報に該当するか否かを判断し、個人情報に該当する情報については、個人情報の取扱いに適用される規律に従って取り扱う必要がありますが、改正後の法第 26 条の 2 に従って取り扱う必要はありません。事業者は、個人データについては、法第 23 条第 1 項の「本人の同意」を得ることで、第三者に提供することができます。
375	3-7-3-1	本人の同意 P96	通則編 P96 3-7-3-1 本人の同意 個人情報関連情報の提供に関し本人の同意の取得方法 3-7-3-1 本人の同意として、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について記述されています。 他の箇所では「本人の同意」が登場する場合には、「(※)「本人の同意」については、2-16（本人の同意）を参照のこと。」との記述があるところ、個人情報関連情報の提供に関しては 2-16 の参照を記載しない意図が分かりません。 2-16 には、下記の記載があります。 「なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」	「本人の同意」を得る際の要件については、法の各規律との関係で判断されることとなります。 改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、同意によって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人関連情報の提供がある場合に、未成年者への配慮を必要としないということでしょうか。 丁寧な説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
376	3-7-3-1	本人の同意	11-2「本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能」ということは、提供先の第三者が同意を得る場合、「当社は、ユーザー様にターゲティング広告を表示するため閲覧履歴提供業者から個人関連情報たる閲覧履歴情報を取得します」と表明して同意を取れば当該利用目的で、個人関連情報たる閲覧履歴情報を取得することに包括的同意があったと理解してよいのか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。 提供先は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。
377	3-7-3-1	本人の同意	(該当箇所) 通則編の 96 ページ 3-7-3-1 本人の同意 (意見) 「本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能」と記載されているが、「包括的」な同意について具体的な内容、例示をガイドラインに記載すべき。例えば、個人関連情報の提供元である個人関連情報取扱事業者名を個社毎ではなく、業種単	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			位で示すことも「包括的」に含まれるか否か等を示していただきたい。 (理由) 個人関連情報の提供については、個人データの第三者提供と比較し、複数企業が関連し複雑となり、本人にとって理解が困難なケースが想定される。加えて各事業者の同意手法や同意の粒度が不揃いとなると、より一層本人の理解が及ばなくなるおそれがあり、一定の同意手法の指針が必要であると考えするため。 【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	提供元は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。
378	3-7-3-1	本人の同意	3-7-3-1 本人の同意 96 ページ ➤ 個人関連情報の第三者提供に係る同意を「本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能」とある点について、「包括的」の指す内容を具体的に示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、事業者は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。
379	3-7-3-1	本人の同意	○通則編 9 6 頁において、個人関連情報に関する「本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得す	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示し

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ることも可能」とのことだが、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容」として具体的にどのような内容であれば、「包括的」と言えるか？ 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	た上で同意を取得する必要があります。また、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。 事業者は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。
380	3-7-3-1	本人の同意	【該当箇所】 3-7-3-1 本人の同意（96 頁）、3-7-3-2 同意を取得する主体（96 頁～） 【意見】 本人が予想できる範囲における包括的な同意取得方法について、具体的に明示されたい。 たとえば、提供元を特定の個社名で限定することなく、A 社の利用規約等において、「アプリ提供事業者（提供元）から、個人データとしてスマートフォンのログ（個人関連情報）を取得し、ユーザー行動分析に利用（利用目的）する場合があります」とい	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。 提供先は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			った記載内容で本人の同意を取得した場合に、A 社が不特定多数のアプリ提供事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが可能か確認したい。 【理由】 一定程度包括的な同意の取得を認めないと、つど規約等を変更し本人から同意を再度取得することとなり、実務上の負担が相当程度大きくなる。その結果、情報の流通が阻害される可能性が大きくなるので、本人がある程度認識できる方法で包括同意を得られる方法を具体的に明示し、各事業者が過度に委縮し、情報の提供、取得を必要以上に躊躇することになることを避けるべきである。 【経営法友会】	
381	3-7-3-1	本人の同意	<ページ> P. 96 <該当規定> 3-7-3-1 本人の同意 <意見> 「また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することが可能である」とあるが、例えば契約	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、事業者は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。 この点、個別の事案ごとに判断することとなりますが、書面で所定の事項を示した上で、各提供

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			締結時に交付する書面の中に同意条項を入れて、同意を取得することも許容されるという理解でよいのか。 【日本証券業協会】	行為について一括して同意を取得することも可能であると考えられます。
382	3-7-3-1	本人の同意	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-1 本人の同意 <意見> 「また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。」に関して、包括的な同意取得の方法として、期間等を明示する等の方法も考えられるが、一定の契約関係がある場合、同一顧客の情報を同一の提供先企業に都度提供する場合等、常識的に考えて、連続性のあると考えられる取引範囲・期間の中で、包括的同意があると考えることが可能かなど、例示いただきたい。 <理由> 連続性のあると考えられる取引範囲・期間の中においては、包括的同意があると考えられるが、契約等において明示するだけでなく、一般的合理的に判断し、同意の範囲内と例示をお示しいただきたい。	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」について、事業者は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人全国銀行協会】	
383	3-7-3-1	本人の同意	(番号) 3-7-3-1、3-7-4-1 (項目) 本人の同意 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること 【意見】 (具体的な内容) 法26条の2第1項1号の本人の同意の取得方法について、「本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である」と記載いただいているが、個人関連情報の提供と同意取得の時点の関係がより明確になる記載をお願いしたい。具体的には、先般の政省令のパブコメ回答において、「将来における個人関連情報の取扱いについて必要な説明を行った上で本人の同意を取得することも可能と考えられます」と回答いただいているが、「包括的に同意を取得することも可能」という記載だけでは、将来における個人関連情報の提供に対する包括的な同意の取	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」について、事業者は、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、将来における個人関連情報の取扱いについて一括して同意を取得することもできると考えられます。 ガイドラインやQ&Aにおける解説や事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			得が可能かどうか、(そして、提供元として、提供先においてそうした本人同意がとられていることの確認でも足りるか、) 必ずしも明らかではないため、明確化の観点から、上記パブコメ回答の内容についてもガイドライン(3-7-3-1、3-7-4-1双方)・QA等と言及いただきたい。 【一般社団法人 生命保険協会】	
384	3-7-3-1	本人の同意	(該当箇所) <u>通則編</u> の 96 ページ 3-7-3-1 令和2年改正法の施行日前になされた本人の個人関連情報の取り扱いに関する同意がある場合において、その同意が法26条2第1項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同行第1号の同意があったものとみなす。 (意見) 施行日前のみなし同意と認められるのは具体的にこういったものになるのかお示しいただくよう要望します。取引の性質やサービスの説明、一般的な契約条項等から、個人関連情報提供につい	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」について、提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。また、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。 事業者が、改正法の施行日前に、本人に対して、上記の所定の事項を示して、個人関連情報の取扱いにつき同意を取得した場合には、改正法附則第5条第1項により、改正後の法第26条の2

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			て、実質的に同意が取得されていたとみなしうるケースであれば足りると考えます。 (理由) 個人情報に関する法令規定が不存在の状態において、法 26 条の 2 の第 1 項に厳密に従った同意を取得しているといったケースは稀と考えるため。 【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	第 1 項第 1 号の同意があったものとみなされることとなります。
385	3-7-3-1	本人の同意	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-1 本人の同意 <意見> 業務委託契約先に Cookie 等を通じて収集された個人情報情報を提供し、委託先で分析等した後、分析結果の情報提供を受け、委託元において個人データと紐付ける場合、委託先は第三者に該当せず、本人の同意も不要と考えて問題ないか。 <理由> 委託業務の範囲内において、左記の情報提供等が想定されるため確認したい。	一般的に、個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第 26 条の 2 の規律は適用されないと考えられます。もっとも、委託先が、委託先で独自に取得した個人情報情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法第 26 条の 2 の規律が適用されると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人全国銀行協会】	
386	3-7-3-2	同意を取得する主体	3-7-3-2 同意を取得する主体 97-98 ページ (2) ➤ 個人情報情報の第三者提供にあたり、提供元事業者が同意取得を代行する場合、個人データの第三者提供と同様に、提供先の第三者を個別に毎回明示することなくあらかじめプライバシーポリシー等で包括的に同意を得ることを可能とすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供元の個人情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人情報情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人情報情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。 提供元は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられます。
387	3-7-3-2	同意を取得する主体	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-2 同意を取得する主体 <意見> 「本人の同意」を取得する主体は…提供先の第三者」とあるが、個人情報情報の提供先の第三者は提供元との契約条件などで「本人の同意は提供元が取得するものとする」「提供先は個人関	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得する主体は、提供先の第三者ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人情報取扱事業者に代行させることも認められます。 ただし、提供元が同意取得を代行する場合であっても、提供先の第三者が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			連情報を『提供元により本人の同意が得られたもの』として扱う」のように、自らの同意取得主体としての業務を回避する(≡提供元による同意取得の代行を強制する)ことは可能か。 <理由> データ提供先事業者が自社の個人データ取得業務の手間や管理リスクを考慮して、本人同意取得の提供元代行を必須とする契約条件を提示する可能性がある大規模プラットフォーマーの場合、そういった契約を要請するケースが想定され、その場合、先方の優越的地位から、不利な契約を受け入れざるを得ない場合もある。上記のような想定されるケースにおける個人情報保護法上の妥当性を把握するため(そのような契約は提供元として謝絶できるかなど)。 【一般社団法人全国銀行協会】	提供元に適切に同意取得させなければならず、契約条項によって提供先自身の義務を免れることはできないと考えられます。
388	3-7-3-2	同意を取得する主体	該当箇所：通則編、96 ページ、16 行目、及び 101 ページ、13 行目 意見： 個人関連情報の同意を取得する主体及び必要な情報を提供する主体について、提供先が外国にある第三者の場合、当該外国にある第三者がその主体となるとの解釈で良いか？また、その解釈で良い場合、その旨を本ガイドライン又は Q&A に記載いただきたい。	外国にある第三者に個人関連情報を提供する場合、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得する主体及び同条第 1 項第 2 号の所定の情報を本人に提供する主体は、提供先の第三者となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			理由： 解釈の明確化のため。 【日本製薬工業協会】	
389	3-7-3-2	同意を取得する主体	■ 対象となる記述（通則編 97 頁） 3-7-3-2 同意を取得する主体 （1）提供先の第三者による同意取得の場合 「提供先の第三者が、個人情報情報の提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人情報情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。」 提案： 提供元の事業者名を明示することが必要である旨を明記すべきです。 理由： 本人が同意の可否を決するための情報として、提供元の事業者名は不可欠です。たとえば、「購買履歴」「サービス利用履歴」のような項目だけでは、どのような個人情報情報が提供されるのか本人にはまったくわかりません。提供元の事業者名を明示して初めて、提供される個人情報の中身について、本人は、「あの事業者	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人情報情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。提供元の個人情報情報取扱事業者を個別に明示する必要はありませんが、提供元の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			から買ったのはだいたいこのようなものだろう」「あの事業者が把握している情報はこの範囲だろう」といった情報の範囲についての「あたり」をつけることができるようになります。仮に、提供元が本人のまったく知らない事業者である場合には、本人が相応の警戒感をもって同意の可否を決することができるようにすべきです。 なお、個人関連情報ではなく、個人データの第三者提供についての同意を本人に求める際には、本人には提供元が判明しているのであり、その点との均衡も考慮されるべきです。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
390	3-7-3-2	同意を取得する主体	(該当箇所) 通則編 96～98 ページ 3-7-3-2「同意を取得する主体」について (意見) 改正法 26 条の 2 における「同意取得の主体」について、「個人関連情報」の提供先による同意取得の原則を維持しつつ、提供元による代行が可能であることが明記され、その要件等が具体的に示されたことを評価する。 (理由)	賛同の御意見として承ります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報関連情報に係る本人との接点は、当該個人情報関連情報を本人から取得した提供元の事業者のみが有していることも多い。このような場合には、提供先ではなく提供元の個人情報関連情報取扱事業者が改正法第 26 条の 2 第 1 項の同意を取得する方が、提供元・提供先の事業者の便宜に適うのみならず、個人情報関連情報に係る本人にとってより分かりやすい説明が可能となる場合もあると考えられる。 提供元による同意取得の代行についてのガイドライン案は、個人情報利活用の実務に配慮しつつ個人の権利利益保護のための一定の規律を設けるものであり、両者のバランスが図られたものとして評価できる。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	
391	3-7-3-2	同意を取得する主体	(該当箇所) 通則編の 97 ページ 3-7-3-2 同意を取得する主体 (2) 提供元の個人情報関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 (意見) 提供元の個人情報関連情報取扱事業者から提供先である個人情報取扱事業者との間に、別の個人情報関連情報取扱事業者が介在するケースにおいても、提供元による代行取得が可能であるか、ガイドラインに明記すべき。例えば、提供元 A 社(個人情報関連情報取扱事業者)か	A が B に個人情報関連情報を提供し、B が C に当該個人情報関連情報を提供する場合において、A から B への提供行為に改正後の法第 26 条の 2 第 1 項が適用されず、他方、B から C への提供行為にこれが適用される場合には、本人同意を取得する主体は C ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られ、C が A に適切に同意取得させなければならないことを前提に、A が C の同意取得を代行することも認められると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ら、個人データとして取得することが想定されない B 社(個人関連情報取扱事業者)へ個人関連情報を提供し、B 社から個人データとして取得することが想定される C 社(個人情報取扱事業者)に同情報が第三者に提供される場合において、A 社による同意取得の代行が認められるか、明らかにしたい。 (理由) 個人関連情報の取扱いについては、複数事業者が介在する場合が想定されるため、その場合の同意取得の主体および手法について明確にし、システム改修や運用フローの策定等の対応をする必要があるため。 【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	この場合、A と C の双方が、A が C の同意取得を代行する旨を認識している必要があります。また、A は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の C を個別に明示し、対象となる個人関連情報を特定できるように示す必要があると考えられます。さらに、C は、自らが同意取得の主体であることに変わりはないことから、A に適切に同意取得させなければならず、また、個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的について、法第 18 条により通知又は公表を行わなければなりません。
392	3-7-3-2	同意を取得する主体	3-7-3-2 同意を取得する主体 97-98 ページ (2) ➤ 提供元と提供先の間に別の事業者が介在するケースにおいても、同意取得の提供元による代行を可能とすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	A が B に個人関連情報を提供し、B が C に当該個人関連情報を提供する場合において、A から B への提供行為に改正後の法第 26 条の 2 第 1 項が適用されず、他方、B から C への提供行為にこれが適用される場合には、本人同意を取得する主体は C ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られ、C が A に適切に同意取得させなければならないことを前提に、A が C の同意取得を代行することも認められると考えられます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				この場合、AとCの双方が、AがCの同意取得を代行する旨を認識している必要があります。また、Aは、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先のCを個別に明示し、対象となる個人関連情報を特定できるように示す必要があると考えられます。さらに、Cは、自らが同意取得の主体であることに変わりはないことから、Aに適切に同意取得させなければならず、また、個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的について、法第18条により通知又は公表を行わなければなりません。
393	3-7-3-2	同意を取得する主体	【該当箇所】 通則編 p. 97-98 3-7-3-2 同意を取得する主体 (2) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 【意見】 個人関連情報の提供に係る同意を提供元で代行して取得する場合であって、当該提供元が複数の提供先第三者からの同意取得を代行する場合には、提供元は、本人が提供先第三者ごとに同意・不同意を選択できるようにしなければならないとすべきである。 【理由】 提供先第三者が同意を取得する場合には、提供先第三者ごとに同意・不同意を本人が決められる。一方、提供元が同意取得を代行	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示す必要があります。 なお、提供元は、複数の第三者に個人関連情報を提供する場合、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供先への提

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			する場合にそれができず一括での同意・不同意しかできないとすれば、同意取得を行う者によって本人の選択肢が異なることになり不合理であるため。 また、同意取得の主体として提供元に適切に同意取得させる、提供先第三者の責任の所在が不明確となるため。 【個人】	供行為について、一括して同意を取得することもできると考えられます。
394	3-7-3-2	同意を取得する主体	<該当箇所> P97～P98 [3-7-3-2 同意を取得する主体] (2) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人関連情報取扱事業者において、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示さなければならない。 <意見内容> 「提供先の第三者を個別に明示し」とあるが、これは提供先の第三者の名称を明示するほか、提供先の第三者の範囲や属性を明示することでも良いか。 <理由>	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、同等の本人の権利利益の保護が図られるよう、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示する必要があり、提供先の範囲や属性を示すだけでは足りないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			法第 23 条第 1 項に基づき本人の同意を得て個人データを第三者に提供する場合の考え方について、『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q & A」5-9 では、「提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。もっとも、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。」と示されているところ、個人関連情報を取得し個人データに紐づけることの同意を本人から取得する際も同様の考え方を当て嵌めるのが適当であると考えられるが、提供元では個人データではない個人関連情報を提供するに際しては、個人データを提供する場合に比してより提供先の個別特定性が求められるとすれば、その理由を明確にして頂きたい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
395	3-7-3-2	同意を取得する主体	【該当箇所】 通則編 p.98 4 行目 3-7-3-2 同意を取得する主体 (2) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 【意見】 個人関連情報の提供に係る同意を提供元で代行して取得する場合に、利用目的については提供先第三者が通知又は公表すれば足りるとするのは不十分である。本人が同意を与える場において最終的な利用目的が認識可能であるよう、提供先において利用目的を	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			通知又は公表を行うのは勿論、提供元は、提供先の名称等に加えてその利用目的も合わせて明示するようにすべきである。 【理由】 本人が同意を与える前に、わざわざ提供先第三者の公表する利用目的を確認しに行くとは考えにくい。 【個人】	なお、提供元は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的を明示する必要はありませんが、これを示すことは望ましいと考えられます。
396	3-7-3-2	同意を取得する主体	12-1 「(2) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合」について、提供先の第三者を個別に明示することとされているが、これは提供先の名称のみで足りるか。所在地等の他の情報も必要か。提供先の権利義務が合併等により包括承継された場合、同意を取り直す必要はあるか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者の氏名又は名称を個別に明示する必要がありますが、必ずしも提供先の所在地を示す必要はないと考えられます。 提供元Aが提供先Bを代行して本人から包括的に同意を取得した後に、提供先Bの権利義務が別の第三者Cに承継されて、引き続き第三者Cが提供元Aから個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、提供元Aは、本人が承継先の第三者Cが個人関連情報を個人データとして取得することも含めて承諾していたといえる場合を除き、再度、第三者Cを代行して同意を取

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				得する等の対応を取ることが必要になると考えられます。
397	3-7-3-2	同意を取得する主体	3-7-3-2 同意を取得する主体 (2) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 (P97) ・懸念 1: 提供元での同意取得代行における提供先の記載の粒度 提供元で同意取得を代行する際、ユーザ本人に提供先を特定できるよう提示する点で、提供先の粒度を会社名での記載を前提にすると、提供先企業が増える都度、同意の再取得が必要になってしまい、実務上の対応が困難。 実務でのデータ提供業務を想定すると、提供先であるクライアント企業との商談が成立した後で、提供元における規約等で個別企業を特定・明示し、ユーザ本人に改めて同意取得を開始し、数か月同意取得済みデータを蓄積したうえでの提供、というプロセスになり実務上成立しづらい。 また、個人情報の第三者提供の場合は提供先を列挙する義務はないため、提供元での同意取得代行という手続きだけに着目すると、個人関連情報の規律の方が厳しいことになる。 ・懸念を解消するための提言	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、同等の本人の権利利益の保護が図られるよう、本人に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示する必要があり、提供先の範囲や属性を示すだけでは足りないと考えられます。 なお、提供元は、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、将来における個人関連情報の取扱いについて一括して同意を取得することもできると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			提供元での同意取得代行では、提供先の記載は「デジタルプラットフォームフォーマー」等の業態か、業界団体加盟企業など、将来の提供先も含めた形ながらも、本人が提供先を認識可能な一定の範囲を記載することを認めて頂きたい。 また、個人データの第三者提供について同意を得る場合と同様に、個人関連情報の提供元企業が、取得時に個人情報でなかったとしても、将来第三者への提供時に個人データとして取得される可能性があることを明示して本人の同意を取った場合も、取得代行に準じた取扱いとすることができるか、ご見解を頂きたい。 【匿名】	
398	3-7-3-2	同意を取得する主体	3-7-3-2 同意を取得する主体 (2) 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 (P97) ・ポイント1：同意取得が不可能な提供元での同意取得代行 提供先での同意取得が原則であるが、当該記載があることで提供元側で同意取得できないか、と申し入れられるケースが発生する。3rd Party DMP などはその構造上、ユーザ本人との直接の接点を有しないため、同意取得をすること自体ができず、提供元での代行が不可能であり、こうした申し入れへの対応が困難である。	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者となります。 提供先は、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者に代行させることもできますが、提供元が適切に同意取得していない場合において、これを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人関連情報を個人データとして取得した場合には、法第 17 条第 1 項に違反することとなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			・意見 ユーザ本人の同意取得・ユーザ本人の確認ができない提供元（3rd Party DMP 事業者など）は、「同等の本人の権利利益の保護を図る」ことができないので、事実上同意取得代行が不可能である。この点について、再度ご検討頂きたい。同意取得が可能な事業者がユーザーの同意を取得するという原則を徹底して頂きたい。 【匿名】	
399	3-7-3-2	同意を取得する主体	3-7-3-2 同意を取得する主体 （2）提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合 （P97） ・ポイント 2: 同意取得を取得しない提供先からの同意取得代行の要請 外資系事業者では、各国ローカル法には対応できず、従って今回のような提供先での同意取得は対応できないかもしれない、という意見を伝え聞いている。このような場合、結果的に提供元での同意取得の負荷が高まる懸念がある。	個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるとき、法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ当該関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供することはできません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			・意見 提供元側での同意取得の要請が事実上標準的な対応になってしまった場合、ポイント1で述べた困難が想定される。提供先が日本法に対応できなかった場合でも、ホワイトリスト方式で掲載予定の各国法に準拠していることをもって、提供先での同意取得とみなせる可能性について、ご見解を頂きたい。 【匿名】	
400	3-7-3-2	同意を取得する主体	12-2 「提供元の個人情報取扱事業者が同意取得を代行する場合であっても、提供先の第三者が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は提供元の個人情報取扱事業者適切に同意取得させなければならない。」とあるが、提供元の個人情報取扱事業者が適切に同意を取得したと偽った場合に、それを信じた提供先の第三者が個人情報保護法違反になると言う趣旨か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	提供先の個人情報取扱事業者は、提供元の個人情報関連情報取扱事業者に同意取得を代行させることもできますが、提供元が適切に同意取得していない場合において、これを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報関連情報を個人データとして取得した場合には、法第17条第1項に違反することとなります。
401	3-7-3-3	同意の取得方法	3-7-3-3 同意取得の方法 98 ページ ➤ 個人データの保護に向けた事業者の適切な理解を促す観点から、同意取得の方法として例示されている手法が個人データ	「本人の同意」を得る際の要件については、法の各規律との関係で判断されることとなります。 本ガイドライン（通則編）案3-7-3は、改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」を得るに当たっての要件を解説しています。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			の第三者提供時（同ガイドライン「2-16（本人の同意）」）の手法と異なる趣旨を明らかにすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することにあるところ、その趣旨から、本人同意を取得するに当たっては、本人関与の機会を実質的に確保できるよう、本人に対して必要な情報提供を行い、本人がそれをよく理解した上で、明示の同意を得ることが原則となります。
402	3-7-3-3	同意の取得方法	3-7-3-3 同意取得の方法 98 ページ ➤ 既存の顧客からの同意取得については、変更したプライバシーポリシーの事前通知および公表（一定期間経過によるみなし同意）による方法を認めるべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得するに当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思を明確に確認することが必要となります。
403	3-7-3-3	同意の取得方法	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7-3-3 同意取得の方法 <意見>	改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得するに当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思を明確に確認することが必要となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法…」に記載の「書面」の定義に関して、「自動音声ガイドによるプッシュホン操作の電子記録、電話により同意を取得し、それを録音するなどの方法等」等（金融機関における個人情報保護に関するQ&A記載項目）の追記を検討いただきたい。 <理由> 例示に明記すべきと考えられるため。 【一般社団法人全国銀行協会】	す。御指摘の方法も、適切な同意取得の方法の1つと考えられます。 ガイドラインやQ&Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。
404	3-7-3-3	同意の取得方法	○通則編98頁において、同意取得の方法で示した、「それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない」について、本人がこれまで何に同意していて、何に同意していないか判然としなくなるケースが往々に想定されるが、これを本人が確認する手段は定められているか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	個人情報取扱事業者等は、個人情報保護法において、本人がいかなる範囲の個人情報等の取扱いに既に同意したかを明らかにする義務はないものの、これを明らかにすることが望ましいと考えられます。
405	3-7-3-3	同意の取得方法	<ページ、行> P98, L12 <記載> 3-7-3-3 同意取得の方法	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」を取得するに当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<意見> 個人関連情報の提供に関する同意取得の方法として「単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。」と記載されているが、個人関連情報の提供並びに提供先における利用目的及び態様についてプライバシーポリシーに記載したうえで、ウェブページの遷移にあたり当該プライバシーポリシーのリンクを示すとともに、当該リンクに近接する位置に設置したページ遷移用のボタンをクリックさせるような方法についても、当該同意取得の方法として認められると考えてよいかお示しいただきたい。 <理由> 同意取得にあたり、仮に、同意する、しないこと自体について確認するボタンのクリックが必要だとすると、個人情報の第三者提供における同意取得の場合と比べてより制限的な方法となってしまうとともに、ウェブページの構成に影響が及ぶことから、そこまでの必要はないことを確認したい。 【楽天グループ株式会社】	同意の意思を明確に確認することが必要となります。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、本ガイドライン（通則編）案3-7-3-3で例示した方法以外の方法であっても、上記の要件を満たす限り、適切に同意を取得することができると考えられます。
406	3-7-3-3	同意の取得方法	（該当箇所） 通則編の98 ページ12 行目以降 3-7-3-3 同意取得の方法	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」を取得するに当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的か

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(意見) 同意取得の方法について個人情報の第三者提供の場合と同レベルであることが明確化されるように記述を変更すべきである。 例えば、個人関連情報の提供に関する同意取得の方法として「単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。」と記載されているが、個人関連情報の提供並びに提供先における利用目的及び態様についてプライバシーポリシーに記載したうえで、ウェブページの遷移にあたり当該プライバシーポリシーのリンクを示すとともに、当該リンクに近接する位置に設置したページ遷移用のボタンをクリックさせるような方法についても、当該同意取得の方法として認められることにすべきである。 (理由) 現状の書き方では、個人情報の第三者提供における同意取得の場合と比べてより制限的な方法となっており、制度全体の整合性を欠いている。 【一般社団法人新経済連盟】	つ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思を明確に確認することが必要となります。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、本ガイドライン（通則編）案３－７－３－３で例示した方法以外の方法であっても、上記の要件を満たす限り、適切に同意を取得することができると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
407	3-7-3-3	同意の取得方法	13-1 「図を用いる」は例示であり、図を用いることが義務付けられているものではないことを確認されたい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」を取得するに当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが必要となりますが、図を用いる方法自体が義務付けられているものではありません。
408	3-7-3-3	同意の取得方法	「3-7-3-3 同意取得の方法」に関して、「同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられる。」とあるが、同意取得のために意図的に誘導したりするいわゆるダークパターンに該当する工夫を明確に禁止する文言を入れるべきではないか。例えばGDPRにおいても同意取得のガイドライン等で同意の強制（いわゆるクッキーウォール）や許可と拒否が同じレベルで行えないものは有効な同意でないとしている。CCPAの最終文書においてもダークパターンを明確に禁止する文言が追加されたりと、同意の取得に関してダークパターンの存在を考慮することはグローバルでは当たり前になっている。 【個人】	本ガイドライン（通則編）案3-7-3において、本人の同意の取得方法について解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」を取得するに当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思を明確に確認することが必要となります。
409	3-7-3-3	同意の取得方法	<ページ、行> P98, L18 <記載>	改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」について、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、提供元は、本人

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人関連情報取扱事業者において、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示さなければならない。 提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第 18 条により通知又は公表を行わなければならない。 <意見> 提供元が同意を取得する場合においても利用目的については提供先で示すこととしているが、利用目的についても提供元で代わりに示すべきではないか。 <理由> 提供先が多数ある場合、一般利用者は全ての提供先のプライバシーポリシーを開いて閲覧する等の作業を行わない限り、利用目的を正確に認識した上で同意することができない。利用目的を認識した上で同意することを容易にするため、利用目的は提供元において示すべきである。 【楽天グループ株式会社】	に対して、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得する必要があります。 なお、提供元は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的を明示する必要はありませんが、これを示すことは望ましいと考えられます。
410	3-7-4	本人の同意等の確認の方法（法第	<該当箇所> 3-7-4 本人の同意等の確認の方法（P. 99, 100）	一般的な注意力については、同種の事業を営む事業者の注意力を基準に判断することになりま

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		26 条の 2 第 1 項 関係)	<意見> 個人関連情報にかかる本人からの同意取得の確認について、「提供先の第三者から申告を受ける場合、個人関連情報取扱事業者は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。」とあるが、一般的な注意力とは、どの程度のレベルを指すか、Q & A 等で明確にしていきたい。また、一般的な注意力をもって確認したということの証跡が必要かについても、併せて明確にしていきたい。 <理由> 正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	す。また、個人関連情報取扱事業者は、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の規定による確認を行ったときは、改正後の法第 26 条の 2 第 3 項が準用する法第 26 条第 3 項に従って、改正後の施行規則第 18 条の 4 第 1 項の定める事項を記録する必要がありますが、当該事項以外の事項について記録を作成する必要はありません。
411	3-7-4	本人の同意等の 確認の方法（法第 26 条の 2 第 1 項 関係）	5. 3-7-4 Methods of confirming the consent of the individual (P100, 101) 3-7-4 本人の同意等の確認の方法 (P100, 101) 提供先の第三者において、複数の本人から同一の方法で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されて	提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人関連情報に係る各本人から同意を得ていること等を確認する必要がありますが、必ずしも各本人につき個別に確認しなければ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		いることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。 【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】 事例２）提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法 Comments (for clarification) / 意見内容（趣旨の明確化のため。） We would like to confirm that it is legally sufficient that a business operator providing “personal related information” to a third party obtains a written pledge guaranteeing the party has already obtained the consent of all the individuals concerned. 提供先と提供元の間で誓約する書面の中で、対象となるすべての本人から同意を取得できている旨提供先に表明保証させれば、提供元である個人関連情報取扱事業者としてとるべき措置として足りることを確認したい。	ならないものではなく、これを一括して確認することも可能であると考えられます。 この点、個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先が所定の同意取得方法で個人関連情報の取扱いにつき本人から同意を得る旨を事前に誓約し、当該誓約に従って同意を取得済みであるとして、同意を取得済みのＩＤ等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、当該リストに掲載されたＩＤ等に係る各本人から同意を得ていることを、一括して確認することが可能であると考えられます。 提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人関連情報に係る各本人から同意を得ていること等を確認する必要があります。 この点、提供元及び提供先間の契約等において、提供先が個人関連情報の取扱いにつき本人から同意を得る旨を定めたとしても、これのみをもって、提供元は、その提供する個

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		3-7-2-3 契約等における対応について (p. 95) および 3-7-4 本人の同意等の確認の方法 (p. 100, p. 101) 3-7-2-3 Response to the requirements with contractual arrangement, etc. (p. 95) 3-7-4 Methods of confirming the consent of the individual (P100, 101) Comments Where the contract between a business operator providing “personal related information” and the recipient obliges the recipient to obtain required consents from individuals in case where the recipient is to receive the personal related information as a part of the personal data, unless there is an indication that the recipient receives the data without such required consents (in which case the business operator should take appropriate measures including termination of the provision), the business operator can consider that the confirmation requirement has been fulfilled.	人関連情報に係る各本人から同意を得ていることを確認したことにはならないと考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		意見 内容 提供先と提供元の間で締結される契約書において「個人関連情報を個人データとして提供元から取得する場合には、個人情報保護法上必要な同意を本人から得ること」が提供先の義務とされている場合、原則としてこれを以って法第 26 条の 2 における提供元の確認がなされたものとし、例外的に提供先の第三者がかかる同意を本人から得ていないことが窺われる事情がある場合、当該事情に応じ提供元において提供を止める等の措置を取る、という取扱いを認めていただきたい。 Reason In case where the purposes and methods of the recipient' use may vary depending on each recipient, it may not be practically possible for business operators (providing personal related information) to confirm the consent at the time it starts providing the information to the recipient, e.g. the purpose and method is not decided yet or changed after the start of the provision. In such case, what is practically possible for the business operator may be to urge the recipient to obtain required consents with obliging the recipient to do so in the service contract.	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			理由 提供元が多数の提供先に個人関連情報の提供を内容とするサービスを提供しており、提供先によって個人関連情報の利用目的及び態様が異なりうる場合、サービス契約締結時点ではこうした目的・態様が定まっていなかったり、あるいは契約開始後に目的・態様が提供先により変更されることもある。こうした場合においては3-7-2-3のように「個人データとして利用しない」ことを約したり、あるいは3-7-4のように誓約書を取得するといったことは現実的ではないため、ガイドライン案3-7-2-3と同様の取扱いによって、提供先での同意取得を促すことが合理的と考える。 【Asia Internet Coalition (AIC)】	
412	3-7-4	本人の同意等の確認の方法（法第26条の2第1項関係）	<該当箇所> 3-7-4 本人の同意等の確認の方法(P100, 101) 提供先の第三者において、複数の本人から同一の方法で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。	提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人関連情報に係る各本人から同意を得ていること等を確認する必要がありますが、必ずしも各本人につき個別に確認しなければならないものではなく、これを一括して確認することも可能であると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】 事例２）提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法 <意見> 提供先と提供元の間で誓約する書面の中で、対象となるすべての本人から同意を取得できている旨提供先に表明保証させれば、提供元である個人情報取扱事業者としてとるべき措置として足りることを確認したい。 <理由> 趣旨の明確化のため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	この点、個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先が所定の同意取得方法で個人情報取扱いにつき本人から同意を得る旨を事前に誓約し、当該誓約に従って同意を取得済みであるとして、同意を取得済みのＩＤ等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、当該リストに掲載されたＩＤ等に係る各本人から同意を得ていることを、一括して確認することが可能であると考えられます。
413	3-7-4	本人の同意等の確認の方法（法第26条の2第1項関係）	（該当箇所） <u>通則編</u> の100、101 ページ 3-7-4 本人の同意等の確認の方法 提供先の第三者において、複数の本人から同一の方法で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、	提供元の個人情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人情報取扱いを個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人情報に係る各本人から同意を得ていること等を確認する必要がありますが、必ずしも各本人につき個別に確認しなければならないものではなく、

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。 【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】 事例２）提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法 （意見） 提供先と提供元の間で誓約する書面の中で、対象となるすべての本人から同意を取得できている旨提供先に表明保証させれば、提供元である個人関連情報取扱事業者としてとるべき措置として足りることを確認していただくよう要望します。 （理由） 趣旨の明確化のため。 【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】	これを一括して確認することも可能であると考えられます。 この点、個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先が所定の同意取得方法で個人関連情報の取扱いにつき本人から同意を得る旨を事前に誓約し、当該誓約に従って同意を取得済みであるとして、同意を取得済みのＩＤ等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、当該リストに掲載されたＩＤ等に係る各本人から同意を得ていることを、一括して確認することが可能であると考えられます。
414	3-7-4	本人の同意等の確認の方法（法第26条の2第1項関係）	<該当箇所> 3-7-4 本人の同意等の確認の方法（P. 101） <意見>	個人関連情報取扱事業者は、改正後の法第26条の2第1項の規定による確認を行ったときは、改正後の法第26条の2第3項が準用する法第26条第3項に従って、改正後の施行規則第18条の

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】」として、「事例1) 提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法」とあるが、口頭で申告を受けた場合に証跡が必要か、また、必要な場合には、どのような内容が残ればよいか、明確にしていきたい。 <理由> 正確な理解を損ねると、各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	4 第1項の定める事項を記録する必要がありますが、当該事項以外の事項について記録を作成する必要はありません。
415	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第26条の2第1項第1号、規則第18条の2第1項関係）	14-1 「どのように同意を取得したか申告を受け」ることにつき、個人情報保護法及びガイドラインに則して適切に同意を取得したという申告があり、特にそれを疑わせる事情がなければ「どのように同意を取得したか申告を受け」たといってよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人から同意を得ていることを確認する必要があるところ、ただ抽象的に同意を取得した旨の申告を受けてこれを確認するだけでは足りず、具体的にどのように同意を取得したかの申告を受けてこれを確認することが必要であると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
416	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係）	3-7-4 本人の同意等の確認の方法 100 ページ ➤ 「提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要がある」とある点について、提供元は一人ずつの同意を個別に確認する必要はなく、「対象となるすべての本人から同意を取得できている」旨を提供先に表明させれば、提供元が「一般的な注意力」をもって確認したと認めることとすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人関連情報に係る各本人から同意を得ていること等を確認する必要がありますが、必ずしも各本人につき個別に確認しなければならないものではなく、これを一括して確認することも可能であると考えられます。
417	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係） P99	通則編 P99 3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係） 3-7-4-1 で、「個人関連情報を個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること」のなお書きとして下記の記述があります。 「なお、提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1	提供先の第三者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に対して、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる個人データのみを提供することは、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当しますが、この場合、提供元は、提供を受けた情報を確認行為のためにのみ利用できると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当する。」 上記の記述において、必要となる情報のみを提供する場合には、法令に基づく場合に該当するとしていますが、その場合には、受領側も確認行為にのみ利用するという制限があることを明記していただくことを望みます。また、受領側で利用目的が達成されたら消去する旨も解説が必要であると考えます。 個人関連情報を個人データとして取得する事業者においては、確認行為において必要となる情報のみの提供を受けることについて本人の同意を得ることは容易であるにも関わらず、「法令に基づく第三者提供」として除外するには、さらに分かりやすく丁寧な説明を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
418	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法	該当箇所 通則編の 100 ページ 18 行目（なお書き部分） 意見	提供先の第三者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に対して、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる個人データのみを提供することは、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当しますが、この場合、法第

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係)	提供先が本人同意をとったことの申告を受ける際に「提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合がある」とある一方で、「法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当する。」ともある。念のための確認になるが、前者は、確認行為に必要な範囲を超えて個人データを提供した場合であり、第三者提供にあたるものとして記録等が必要だが、後者の場合は、法令に基づく場合（法 23 条第 1 項第 1 号）として、第三者提供には該当せず、記録等の義務も負わないという理解で良いか。 【匿名】	25 条及び法第 26 条の確認・記録義務は適用されません。 他方、法令に基づく場合に該当しない場合には、原則として、本人の同意を取得する必要があり、法第 25 条及び法第 26 条の確認・記録義務が適用されることとなります。
419	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係)	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係） 3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係） <意見>	個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先の第三者が、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID を、提供元の個人関連情報取扱事業者に提供することは、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「なお、提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当する」とある。 「法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合」の具体例をお示しいただきたい。 <理由> 現状、抽象的な記載にとどまっているため、明確化の観点から、複数の事例をお示しいただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
420	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係）	<該当箇所> 3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること (P. 100) 「提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為」について <意見（質問）>	提供先が、提供を受けた個人関連情報を、その保有する個人データと照合すること（当該個人関連情報に係る本人の同意が得られているかを確認する目的で照合することを含む。）は、「個人データとして取得する」場合に該当するのであり、提供元の個人関連情報取扱事業者は、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供することはできません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		「なお提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当する。」とありますが、提供元が提供する予定の個人関連情報に付与されている ID 等を、事前に提供先の第三者に提供し、提供先の第三者が当該 ID 等に紐づく個人本人の同意を得ていることを確認した上で提供先に申告させることも、「第三者から申告を受ける方法」の一つとして考えられます。 この場合において、提供元が個人関連情報の一部である ID 等を、提供先の第三者に事前に提供する行為自体は、個人データの第三者提供には該当しないと判断してよろしいでしょうか？または個人データの第三者提供に該当する場合であっても、「法第 26 条の 2 第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当する」と解釈してよろしいでしょうか？ <理由> 提供元が自己の保有する個人関連情報から、同意取得済み ID 等に該当する個人関連情報のみを抽出して提供先の第三者に提供す	なお、提供元が、上記の目的で個人関連情報を提供する場合は、法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）には該当しないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			るスキームのみを想定した記載となっているが、逆に提供元が保有する個人関連情報の ID 等に基づいて提供先が該当する個人から同意取得するスキームもあり得るため、公平な記載をお願いしたい。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
421	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係）	（該当箇所） 通則編 100 ページ 3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係） （意見） Web サイトにて表示する広告を本人がクリックした際の閲覧履歴の情報が広告主に提供する。この場合において、提供先において個人データとなるか提供元で不明な場合、アドネットワークにより、どの会社の広告が表示するかは一定ではない。このようなときに、本人がクリックした閲覧履歴情報が送信先にて「個人データとして取得することが想定されるとき」に該当するか （理由） Web サイトに表示される広告はアドネットワークにより、表示される広告が決まることから、事業者としては把握することができ	改正後の法第 26 条の 2 が適用されるかどうかは、個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます。 なお、改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定される場合に適用されます。 また、提供先が、提供元から個人関連情報の「提供」を受けるわけではなく、本人から直接に個人関連情報を取得する場合には、改正後の法第 26 条の 2 は適用されないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ないため、クリックした閲覧履歴情報が送信先で個人データになるかは一概にはわからないため。 【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	
422	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第26条の2第1項第1号、規則第18条の2第1項関係）	＜該当箇所＞ 3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること 【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】（P.101） ＜意見＞ 事例2）提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法と同等の効果が得られる方法として、「提供元が提供先の第三者と締結する契約において、提供先の第三者が受領する個人関連情報についての本人同意取得を表明保証させる方法」も考えられるので、追記をご検討いただきたい。 ＜理由＞ 個人関連情報の提供元が本人同意を確認する方法の事例としては、不十分であると考えられるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ当該個人関連情報に係る各本人から同意を得ていること等を確認する必要がありますが、必ずしも各本人につき個別に確認しなければならないものではなく、これを一括して確認することも可能であると考えられます。 この点、個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先が所定の同意取得方法で個人関連情報の取扱いにつき本人から同意を得る旨を事前に誓約し、当該誓約に従って同意を取得済みであるとして、同意を取得済みのID等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、当該リストに掲載されたID等に係る各本人から同意を得ている

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				ことを、一括して確認することが可能であると考えられます。 ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。
423	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第26条の2第1項第1号、規則第18条の2第1項関係）	No. 4 【ガイドライン】 通則編 【ページ】 P. 101 【該当箇所】 3-7-4-1 【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】事例1) 【意見】 「提供先の第三者から申告を受ける方法」に、口頭で申告を受ける方法とのみ記載しているが、口頭以外に証跡が必要か示していただきたい。また、必要な場合は具体的な例示があると良い。 【理由】 同意を得ている事実が確認できないこと、各社の対応にバラツキが出ると予想されるため。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】	個人関連情報取扱事業者は、改正後の法第26条の2第1項の規定による確認を行ったときは、改正後の法第26条の2第3項が準用する法第26条第3項に従って、改正後の施行規則第18条の4第1項の定める事項を記録する必要がありますが、当該事項以外の事項について記録を作成する必要はありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
424	3-7-4-1	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第26条の2第1項第1号、規則第18条の2第1項関係）	<該当箇所> P101 [3-7-4-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第26条の2第1項第1号、規則第18条の2第1項関係）] 【その他の適切な方法に該当する事例】 事例1) 提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法 <意見内容> 【その他の適切な方法に該当する事例】の事例1にある「本人の同意を示す書面等」には、電磁的記録も含むという理解で良いか。その理解で良い場合、事例として明確に示して頂きたい。 <理由> P98[3-7-3-3 同意取得の方法]において、同意取得の方法の例として、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法、ウェブサイト上に本人に示すべき事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等が示されており、電磁的方法によることも含まれるところ、当該電磁的方法により同意を取得した旨の記録（例：同意を求めるウェブサイトの画面及び同意取得済みの本人に割り当てられているID等のリスト等）を提供先の第三者から取得し確認する方法も「その他の適切な方法」による確認に該当すると	個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者が取得した本人の同意を示す電磁的記録を確認する方法も、改正後の施行規則第18条の2第1項の「その他の適切な方法」による確認に該当すると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			いう理解で良いか、明確にして頂きたい。また、その理解で良い場合、事例として明確に示して頂きたい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
425	3-7-4-2	個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、規則第 18 条の 2 第 1 項関係） P99	【該当箇所】 通則編 3-7-4-2 同意取得の代行の書面性について 【意見】 同意取得の代行を行う場合、代行依頼者と代行実施者間の事前の書面による代行業務の引き受けが必要と考える。その旨をガイドライン案に記載いただきたい。 【理由】 まず、同意の取得及び取得した旨の確認・記録を事業者に徹底させる観点では、同意取得の代行を行う点について、あらかじめ依頼者・実施者間で、代行業務の引き受けについて書面で約することを要求するのが政策的に望ましい。 実際、事前の書面を要求することにより、事後的に事業者が「同意がなかったのは事実だが、他方の事業者が同意取得を代行してくれていると思っており、過失はない」などといった抗弁を事業	提供元が同意取得を代行する場合、提供元と提供先の双方が、提供元が同意取得を代行する旨を認識している必要があります。必ずしもこれを書面化する必要はないものの、書面化することが望ましいと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			者がするのを防ぐことが可能となり、法の執行の実効性が高まる。 【匿名】	
426	3-7-4-2	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号、規則第 18 条の 2 第 2 項関係）	意見 5 ガイドライン案（通則編 P 101 / 16 行目以降） 「個人情報」の「外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること」が適用される場合は「外国にある第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるとき」に限定されるものであり、国内法でいう「個人データ」として取得を想定しない場合は、適用外であると理解することは正しいでしょうか。 （理由） 個人関連情報の第三者提供時におけるガイドラインの適用事項が発生する前提が、国内における提供時と同様であるか、確認したためです。 【一般社団法人 LBMA Japan】	改正後の法第 26 条の 2 は、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが想定されるときに適用されます。 これは、提供先が外国にある第三者の場合においても同様です。
427	3-7-4-2	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されている	<頁 行目> 103 頁 23 行目 <意見> 意見⑥<個人関連情報>3-7-4-2 外国第三者の提供での本人への情報提供	当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定であり、対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		こと（法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号、規則第 18 条の 2 第 2 項関係）	情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等 個人情報関連情報の外国第三者提供にあたっての必要情報は、個人情報保護委員会等日本の行政機関から、わかりやすく提供いただくことを希望します。 （関連弊社意見：外国第三者提供編意見③④） <理由> 事業者単体では情報収集が困難であるため。また、当該情報は、国ごとの制度情報であり、事業者が個々に調べるのが合理的ではないため。 【ソフトバンク株式会社】	本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。
428	3-7-4-2	外国にある第三者への提供にあたっては、必要な情報が当該本人に提供されていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号、規則第 18 条の 2 第 2 項関係）	（該当箇所） <u>通則編</u> の 103 ページ 3-7-4-2 個人情報関連情報取扱事業者は、個人情報関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において	個人情報関連情報取扱事業者は、外国にある第三者が個人情報関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、改正後の法第 26 条の 2 第 1 項各号の事項を確認しないで個人情報関連情報を提供することはできません。 これは、提供される個人情報関連情報に係る本人の居住地や国籍が、提供先の第三者が所在する外国（本邦の域外にある国又は地域）と同一である場合も同様です。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		次の（１）から（３）までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければならない。 （意見） 個人関連情報を外国の第三者に提供する場合には、当該個人関連情報にかかわる個人が、当該外国の居住者であるケースも考えられます。例えば X 国居住または X 国を母国とする個人が、X 国所在の銀行 Y が発行するクレジットカード等を用いて、訪日時に国内で物品を購入した場合、個人関連情報取扱業者が、その取引内容および ID 情報（氏名は含まれない）を、X 国所在の銀行 Y に提供して信用照会や決済を行うといったケースが考えられます。この場合、X 国（本人の出身国）についての情報提供や同意の確認は不要とすべきと考えます。 （理由） 本邦における個人情報保護という趣旨の対象外のケースと考えられ、また、当該外国人に対して母国・居住国の個人情報保護法制（本邦の規制との比較を含む）に関する情報をあえて提供する必要性はないため。 【在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)】	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
429	3-7-4-2	外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること（法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号、規則第 18 条の 2 第 2 項関係）	1. 通則編（案） （番号） 3-7-4-2 （項目） 外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること 【意見】 （具体的な内容） 本人の同意等の確認方法として、法 26 条の 2 第 1 項 1 号に掲げる事項の確認方法については、「提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法」を「第三者から申告を受ける方法に該当する事例」の一つとして許容しつつ（3-7-4-1）、同項 2 号に掲げる事項の確認方法については、上記方法が許容される事例として明記されていない。このため、同項 2 号に掲げる事項の確認方法については、提供先から誓約書面を受け入れる方法による確認は許容されていないように読める。しかし、規則 18 条の 2 第 2 項は「（法 26 条の 2 第 1 項 2 号）の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受	御意見を踏まえ、本ガイドライン案（通則編）案 3-7-4-2 に以下の文言を追加いたします。 事例 3) 提供先の第三者が本人に対して法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方法

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ける方法その他の適切な方法」が求められているだけで、いわゆる直接証拠だけに限定していないため、提供先から誓約書面を受け入れる方法による確認は、そもそも「第三者から申告を受ける方法」ではなく「…情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法」として読むのが素直な解釈である。実務的にも、外国にある第三者への個人関連情報の提供にあっては、同項1号に掲げる事項の確認も同項2号に掲げる事項の確認もまとめて取得できることが望ましく、越境移転に伴うリスクに対応するという制度趣旨を踏まえても、かかる確認方法があながち不合理なものとして排斥されるべきものではないと考えられる。従って、法26条の2第1項2号に掲げる事項の確認についても、提供先から誓約書面を受け入れる方法による確認が、「書面の提示を受ける方法」ないし「その他の適切な方法」として許容されることを、本項において明記いただきたい。 【一般社団法人 生命保険協会】	
430	3-7-4-3	既に確認を行った第三者に対する確認の方法（規則第18条の2第3項）	1. 通則編（案） （番号） 3-7-4-3、3-7-5-3-2他 （項目）	御理解のとおりです。改正後の施行規則第18条の2第3項により確認を省略することができるのは、既に確認・記録義務を履行した範囲に限られ、既に確認した改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」の範囲

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		既に確認を行った第三者に対する確認の方法 記録事項の省略 【意見】 (具体的な内容) 内容が「同一であることの確認」(いわゆる確認済みの確認)として、具体的にはどの項目をどう確認して「同一であることの確認」ができれば良いか。犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認においても同様の確認済みの確認が許容されており(同法施行令13条2項、施行規則16条)、実務上定着した折には、上記取引時確認における確認済みの確認と同様、多く活用される可能性もあることから、少なくともQ Aで明確にしていきたい。例えば、 ・「法第26条の2第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨」(規則18条の4第1項1号)について、確認記録にある過去の提供時の同意は確認されているが、当該同意に、今回の提供についての同意が含まれていることが確認できない場合は、規則18条の2第3項に基づく確認済みの確認は適用できないという理解でよい。 ・「個人関連情報を提供した年月日」(規則18条の4第1項2号)は、確認記録にある過去の提供年月日とは、当然異なると考	に含まれない個人関連情報の提供行為について、確認を省略することはできません。 ・御理解のとおりです。改正後の法第26条の2第1項各号の確認事項については、既に確認・記録義務を履行した範囲内であれば、確認事項のうち当該時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについて、その確認を省略することができます。既に確認した改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」の範囲に含まれる限り、記録に記録された個人関連情報の提供年月日とその提供年月日を異にする個人関連情報の提供行為についても、確認を省略することができます。 ・改正後の施行規則第18条の2第3項により確認を省略することができるのは、既に確認・記録義務を履行した範囲に限られ、既に確認した改正後の法第26条の2第1項第1号の「本人の同意」の範囲に含まれない個人関連情報の提供行為について、確認を省略することはできません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			えられるが、「同一であることの確認」には影響しないという理解でよい。 ・「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」（規則 18 条の 4 第 1 項 3 号）は、当該第三者が社名を変更した場合、代表者を変更した場合、住所（所在地）が変更されている場合、合併等により包括承継された場合、事業譲渡等により特定承継されている場合等において、それぞれ確認済みの確認が許容されるか。許容されるとして、当該第三者の同一性につきどこまでの確認を求めるべきか（例えば、登記事項証明書等の本人確認書類や定款等の事業内容を示す書類等の提示等まで求める必要があるか）。 なお、（提供元における）記録事項の省略（3-7-5-3-2）、提供先における確認済みの確認方法（3-7-6-2）、提供先における記録事項の省略（3-7-7-3-2）についても、同様。 【一般社団法人 生命保険協会】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般的に、提供先の第三者の代表者や住所が変更されただけであれば、変更後の当該第三者に対する個人関連情報の提供行為について、当初の本人の同意の範囲に含まれると考えられるため、確認を省略し得ると考えられます。他方、提供先の第三者の権利義務が別の第三者に承継された場合には、承継先の第三者に対する個人関連情報の提供行為について、当初の本人の同意の範囲に含まれるかを個別に判断することが必要になると考えられます。 提供元は、提供先の第三者に生じた事情に応じて、適切な方法で、当該第三者の同一性を確認すべきと考えられます。
431	3-7-5	提供元における記録義務	■ 対象となる記述（通則編 3-7-5、3-7-6、3-7-7） 3-7-5 提供元における記録義務（法第 26 条の 2 第 3 項、第 26 条第 3 項関係） 3-7-6 提供先の第三者における確認義務（法第 26 条第 1 項関係）	個人関連情報の第三者提供につき、提供元の確認・記録義務と提供先の確認・記録義務は相互に関連する内容であることから、本ガイドライン（通則編）案にてまとめて解説することとしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			3-7-7 提供先の第三者における記録義務（法第 26 条第 3 項関係） の記述位置について 提案： これらの記述を通則編ではなく、第三者提供時の確認・記録義務編に記載すべきです。 理由： これらの記述は、26 条ノ 2 第 3 項によって 26 条が準用されることにより、個人関連情報の提供についても提供元と提供先における記録（確認）義務が生じることに關するものです。準用される 26 条自体は、確認・記録義務編に書かれているのですから、それを準用する個人関連情報の提供に関する確認・記録義務についても、そちらに記載することが合理的です。 パブコメ版の通則編の個人関連情報の部分には、確認・記録義務編と重複する記述が多数存在する状態となっており、この点からも、確認・記録義務編への統合が合理的であると考えます。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	
432	3-7-5	提供元における 記録義務 P109	通則編 P109 3-7-5 提供元における記録義務	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(法第 26 条の 2) 第 3 項、第 26 条第 3 項関係 個人関連情報の提供元における記録義務 法第 2 条 (第 5 項) と「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」との関係について丁寧な説明を望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
433	3-7-5-2-2	一括して記録を作成する方法（規則第 18 条の 3 第 2 項関係）	3-7-5-2-2 一括して記録を作成する方法 (P112) ・確認 4: 同事業者間での一括記録の範囲の確認 例えば、PFer とのデータクリーンルーム業務など、クライアントが違う案件であっても、同じ PFER に広告会社から個人関連情報を提供する可能性がある。 このようなクライアントが異なっても、外形的には広告会社から PFER へ個人関連情報を継続的/反復的に提供していることになるため、1 年間などの一定期間での一括記録も許容されるものであることを確認したい。 【匿名】	個人関連情報取扱事業者は、一定の期間内に特定の事業者に対して継続的に又は反復して個人関連情報を提供する場合、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます。
434	3-7-5-2-2	一括して記録を作成する方法（規則第 18 条の 3 第 2 項関係）	○通則編 1 1 3 頁において、「当該基本契約に係る契約書をもって記録とすることができる。」とあるが、現場での理解に資するよう、当該契約書が法令で規定された記録事項を規定していることを前提とする旨を明記すべきではないか。	本ガイドライン（通則編）案 3-7-5-2-3 は、記録事項ではなく、記録作成の方法について説明した箇所であることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	
435	3-7-5- 2-4	代行により記録 を作成する方法	（該当箇所） 通則編の 115 ページ・13 行目 （意見） 提供先の第三者が提供元の記録義務の全部または一部を代替して行う場合でも、「実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない」とされています。この義務についてですが、提供先が法令・ガイドラインに沿って記録を作成・保存するよう、提供先の記録業務に関し予め確認し、その後も定期的に報告を求めたり点検するなどの取組みを行うことで義務を果たしていると考えて良いでしょうか。 （理由） 実際には自ら作成するのではない場合に、「実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築」することの意味（「体制」が提供先、提供元のどちらの「体制」を言っているかを含めて）がイメージしにくいのでご教示いただければ幸いです。 【個人】	御理解のとおりです。提供元は、提供先に記録義務の履行を代行させる場合、提供先が法に従って適切に記録を作成するよう、提供先に対して必要かつ適切な監督を行う必要があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
436	3-7-5-2-4	代行により記録を作成する方法	ア 該当箇所 通則編の 115 ページ・10 行目 イ 意見 「実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制」とはどのようなものか、より具体的に記載してください。 【匿名】	提供元は、提供先に記録義務の履行を代行させる場合、提供先が法に従って適切に記録を作成するよう、提供先に対して必要かつ適切な監督を行う必要があると考えられます。
437	3-7-5-3-1	提供元における記録事項（規則第 18 条の 4 第 1 項関係）P119	通則編 P119 3-7-5-3-1 提供元における記録事項（規則第 18 条の 4 第 1 項関係） 3-7-5-3-1 提供元における記録事項（規則第 18 条の 4 第 1 項関係）の中で〈提供元の記録事項〉を載せていただいておりますが、 「提供元においては個人データとならない個人関連情報」を提供する際の記録について絞り込んだ表になっていないため、事業者が確認した際に混乱のもととなってしまいます。 丁寧な作成を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	本ガイドライン（通則編）案 3-7-5-3-1 の〈提供元の記録事項〉の表は、事業者の理解を助けることを目的に、参考として、個人データの第三者提供の場合の記録事項を記載しているものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
438	3-7-5-3-1	提供元における記録事項（規則第 18 条の 4 第 1 項	1. 通則編（案） （番号）	改正後の施行規則第 18 条の 3 第 2 項ただし書の規定により一括して記録を作成する場合、個人関連情報を提供した年月日として、当該提供の期

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		関係)	3-7-5-3-1 他 (項目) 提供元における記録事項 【確認】 (具体的な内容) 確認記録事項として、「個人関連情報を提供した年月日」があり、一括作成の場合、「当該提供の期間の初日及び末日」の記載が求められている(規則18条の4第1項2号)。規則18条の3第3項に基づき、契約書等の代替手段による確認記録を想定する場合、将来的に(かつ包括的に)提供を行うという契約であっても、当該提供の期間の末日を契約書等において明記しておかないと当該契約書等は、同項に基づく代替記録としては認められないという理解でよい。 なお、提供先の第三者における記録事項(3-7-7-3-1)についても、同様。 【一般社団法人 生命保険協会】	間の初日及び末日を記録する必要がありますが、あらかじめ提供の期間の末日が確定していない場合においては、継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが終了した段階でこれを記録すれば足够了。
439	3-7-5-4	保存期間(法第26条の2第3項、第	○通則編122頁において、記録の保存期間について、債権債務の消滅時効が20年、10年又は5年であることも踏まえ、現場	記録の保存期間は、トレーサビリティの実行性を確保すべく、個人データの提供・受領時に作成

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		26 条第 4 項関係)	での理解に資するよう、3 年とする趣旨を記載すべきではないか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	する記録の保存期間を踏まえ、原則として 3 年としています。
440	3-7-6-1	確認方法（法第 26 条第 1 項、規則第 15 条関係）	<該当箇所> 3-7-6-1 確認方法（P. 124） <意見> 「個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、…当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を確認しなければならない。」とあり、「当該第三者」とは、提供元を指すと理解しているが、「提供先の第三者」をと混同してしまうので、改めて文言を確認していただきたい。 <理由> ガイドラインの内容を正しく理解するため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人情報保護専門委員会】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、<u>当該第三者</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。 【修正後】 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、<u>第三者から法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、当該第三者（提供元の個人情報取扱事業者）</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
441	3-7-6-1	確認方法（法第 26 条第 1 項、規則第 15 条関係）	15-1 「個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人情報提供の提供を受けて個人データとして取得する際は、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。」とされているが、「当該第三者」が「提供先の第三者」を指すように読めてしまい、混乱を生じないか。「当該第三者」を「個人情報提供を提供する第三者」とすべきではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人情報提供の提供を受けて個人データとして取得する際は、<u>当該第三者</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。 【修正後】 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、<u>第三者から法第 26 条の 2 第 1 項の規定による個人情報提供の提供を受けて個人データとして取得する際は、当該第三者（提供元の個人情報取扱事業者）</u>の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。
442	3-7-7-2	記録を作成する方法	<該当箇所> 3-7-7-2 記録を作成する方法（P. 128） <意見>	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			記録のフォーマット例をホームページなどで公開していただきたい。 <理由> 必要事項が網羅されていることが担保されたフォーマット例があると、企業として個人情報保護にかかる工数が削減できるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
443	3-7-7-2-2	一括して記録を作成する方法（規則第16条第2項関係）	通則編ガイドライン「3-7-7-2-2 一括して記録を作成する方法（規則第16条第2項関係）」の最終行に「3-7-7-2-2（一括して記録を作成する方法）も参照のこと。」と記載されていますが、正しくは「3-7-5-2-2（一括して記録を作成する方法）も参照のこと。」ではないでしょうか。 【個人】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 3-7-<u>7</u>-2-2（一括して記録を作成する方法）も参照のこと。 【修正後】 3-7-<u>5</u>-2-2（一括して記録を作成する方法）も参照のこと。
444	3-7-7-3-1	提供先の第三者における記録事項（規則第17条	<該当箇所> 3-7-7-3-1 提供先の第三者における記録事項（P.130）	ガイドラインやQ&Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		第1項関係)	<意見> 個人情報取扱事業者である提供先の第三者の記録として、「本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、…当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。」とあるが、この方法をとる場合の契約書の条文例を公開していただきたい。 <理由> 実際の運用上、本規定に基づき契約書への記載で記録の対応とすることが大いに想定されるが、企業としては、必要事項が網羅されていることを確実にしておく必要があるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
445	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	<ページ> P.138 <該当規定> 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等 <意見> 本改正に伴い、保有個人データに関する事項の公表内容を変更する場合、変更した内容はホームページに掲載する等、本人が知り得る状態に置くことで足り、改めて本人への通知は不要という理解でよい。	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【日本証券業協会】	
446	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	<ページ> P.138 <該当規定> 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等 <意見> 個人情報取扱事業者にあつては、ホームページに「個人情報利用方針」等のページを設け、個人情報の利用目的や共同利用範囲をまとめて掲載していることが多い。他方、当該ページには代表者の氏名は掲載せず、「会社概要」等の別のページでこれらの情報を公表していることもあるが、このように掲載されているページがそれぞれ分離していても問題ないことを確認したい。 【日本証券業協会】	個人情報取扱事業者は、法第27条第1項各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く必要があります。「本人の知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。 したがって、一般的に、本人が認識できる形であれば、必ずしも一つのウェブページにて法第27条第1項各号の事項を全て掲載する必要はなく、複数のウェブページに分けてこれを掲載するといった対応も可能と考えられます。
447	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	(該当箇所) 通則編 139～143 ページ 3-8-1(1)「保有個人データに関する本人への周知」④について (意見) 個人情報取扱事業者が、本人の知り得る状態に置くべき「保有個人データの安全管理のために講じた措置」の内容を定めるにあた	改正後の施行令第8条第1項は、どのような安全管理措置が講じられているかを本人が把握できるようにするためのものであり、営業秘密に係る事項まで本人の知り得る状態に置くことは想定されないため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			っては、本人の権利保護と事業者のセキュリティ確保のほか、個人情報取扱事業者の営業秘密保持等の利益も考慮することが認められるよう、本ガイドラインに明記していただきたい。 (理由) 当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがある事項については、本人の知り得る状態に置く必要はないとされ、保有個人データのセキュリティ確保については一定の配慮がなされている。しかし、具体的な安全管理措置の実施内容を本人の知り得る状態に置くことにより害され得るのは保有個人データのセキュリティだけではなく、例えば、営業秘密に関する事業者の重要な情報が詳らかとなり、事業者に不利益が及ぶことも想定される。それを回避するため、本人の知り得る状態に置くべき「保有個人データの安全管理のために講じた措置」の内容を定めるにあたっては、個人情報取扱事業者における営業秘密保持等の利益を考慮することができることを明確にしていきたい。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	
448	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	16-1 セキュリティ上の問題でどのように個人データの安全管理のための措置を講じたかを明らかにできない場合、「当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない」とされている以上、「個人情報の保護に関	本ガイドライン(通則編)案3-8-1において、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがある

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			する法律についてのガイドライン(通則編)」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答」をせざるを得ないところ、「例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない」との記載については「但し上記のとおり、当該保有個人情報の安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合にはこの限りではない」という但し書きを付すべきではないか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	ものを除く旨を記載しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
449	3-8-1	保有個人情報に関する事項の公表等(法第27条関係) P139	【該当箇所】 通則編 3-8-1 「個人情報取扱事業者は、法第20条の規定により、保有個人情報の安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。」 【意見】 法第20条の規定による措置のみならず、法第21条（従業者の監督）または法第22条（委託先の監督）により、保有個人情報の安全管理のために講じた措置の内容についても、本人の知り得る状態に置かなければならない、との理解でよい。	法第21条は、安全管理措置として、特に従業者の監督について規定したもの、法第22条は、安全管理措置として、特に委託先の監督について規定したものです。 したがって、法第21条及び法第22条の規定により講じた措置についても、法第20条の規定により保有個人情報の安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置かなければなりません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【理由】 安全管理措置は、第20条のみならず、第21条および第22条で義務づけられている（園部・藤原編『個人情報保護法の解説 第二次改訂版』p164参照）。しかし、ガイドライン案では、法第20条のみを列挙しているため、明確化の観点から質問する次第である。 【匿名】	
450	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係）P140	通則編 P140 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係） 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係）において、【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】が記述されています。 後段において、「本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて、上記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応である。」と記述されていますが、【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】の中で並んでいるものが「内容の事例」とはなっておらず「文例」とあってしまっています。	本ガイドライン（通則編）案3-8-1では、事業者の理解を助けることを目的として事例を記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、安全管理措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			この状態では、多くの事業者がこの「文例」をコピーしていただくであって、詳細な内容の掲載には導かれていきません。 事業者の誤解を生じさせないことが本ガイドラインの目的である以上、ここでは「文例」ではなく「内容の事例」となるよう工夫していただけるよう求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
451	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	【該当箇所】 通則編 3-8-1 (1) 【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】 【意見】 「顧客企業等との個人データのやり取りにおいて、法における適用関係等について適切な検討を行うこと」も組織的安全管理措置の事例に含めていただきたい。 【理由】 いわゆるリクナビ事案における貴委員会のリリース（令和元年8月26日付）においては、「顧客企業との個人データのやり取りにおいて、法における適用関係等について適切な検討を行っておらず、・・・これは、法第20条の規定に違反するものであ	安全管理措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なります。ガイドラインやQ & Aにおける解説や事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			る」とされている。これはすなわち、個人データを個人情報取扱事業者が他人に提供する場合は、その法的根拠（法第23条または第24条のいずれの条項に基づき適法されるか）を社内にて整理する義務が法第20条に基づき存在しているということである。かかる理解は、日本と相互認定を行っているEUのGDPRにおいても、personal dataのprocessingにおいてはlegal basis（法的根拠）を整理し、公表する義務が課されていることと整合的である。 これは、個人データの取扱いの適法性を確保するうえで重要であり、本人も知り得る状態に置くべき事項であるため、事例に含めていただきたい次第である。 【匿名】	
452	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係） （1）保有個人データに関する事項の本人への周知（法第27条第1項関係） <意見>	「本人の知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。 したがって、一般的に、本人が認識できる形であれば、ホームページにリンクを貼り、リンク先に所定の事項を継続的に掲載するといった対応も可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事業者が本人の知りうる状態におかなければならない情報として、「個人情報取扱事業者の氏名…、ならびに法人にあってはその代表者の氏名」とあるが、代表者氏名については、別途リンク先のページを確認いただくといった対応は可能か。 <理由> 一般に代表者の交代がある都度、事業者の情報管理に係る公表文言を変更することは負担がかかるため、企業概要等へのリンクを掲示することで対応可能か明確にしていきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
453	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	【該当箇所】 3-8-1(1)①個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(138頁) 【意見】 ウェブ上でホームページを開設している個人情報取扱事業者が、当該ホームページのトップページから数クリック程度で到達できるページにおいて、「個人情報取扱事業者の住所」および「法人代表者の氏名」を公表している場合には、当該公表をもって個人情報保護法27条1項1号を遵守しているといえることを確認したい。 【理由】	個人情報取扱事業者は、法第27条第1項各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置く必要があります。「本人の知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。 したがって、一般的に、本人が認識できる形であれば、ホームページにリンクを貼り、リンク先に所定の事項を継続的に掲載するといった対応も可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ウェブ上でホームページを開設している個人情報取扱事業者は、トップページから数クリック程度のページに、会社概要として「個人情報取扱事業者の住所」および「法人の代表者の氏名」を公表しているのが一般的である。この場合に、さらにホームページ上のプライバシーポリシーのページに、「個人情報取扱事業者の住所」および「法人の代表者の氏名」を記載することは、内容の重複になり、見る側にはわかりづらい。また、当該情報が変更となった場合、個人情報取扱事業者は、変更のつどプライバシーポリシーの記載を修正しなければならず、個人情報取扱事業者にとって負担となる上に修正漏れ等が生じるおそれもある。そのため、ホームページから数クリック程度で当該情報にアクセスできる状態であれば、プライバシーポリシー上に重複して記載することを要せず、当該記載をもって、個人情報保護法 27 条 1 項 1 号を遵守したことになると考えるためである。 【経営法友会】	
454	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第 27 条関係)	3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等 138-139 ページ (1)③ ➤ 「開示等の請求に応じる手続」について、開示の方法を含むのか明らかにすべき。	開示の方法について、開示等の請求に応じる手続として本人の知り得る状態に置くことが求められるものではないですが、開示の請求に際して提出すべき書面の様式において、事業者が対応できる方法や媒体等をあらかじめ示しておくといった対応も考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	
455	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	(該当箇所) 通則編の139ページ・17行目 (意見) 保有個人データに係る「本人の知り得る状態に置く」事項に関し、WEBサイトにおいて安全管理措置以外については記載した上で、安全管理措置については「法令及びガイドラインに従い、当生協における使用状況に応じた安全管理措置を講じておりますが、具体的な内容を知りたい場合はこちらにご連絡ください」として請求先を示すだけとし、請求に応じて具体的な内容を遅滞なく通知するという形をとることは差し支えないでしょうか。 (理由) 安全管理措置については記載する事項が多岐にわたり、記載の量も多くなることが想定されるので、WEBサイト上の記載の一覧性を維持し、閲覧者に要点を伝える上では上記の方法の方が効果的かと考えています。 【個人】	本人の知り得る状態は、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含みます。 したがって、一般的に、保有個人データの安全管理のために講じた措置の概要をホームページに掲載し、その具体的な内容については、本人の求めに応じて遅滞なく回答するといった対応も可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
456	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	1. 通則編(案) (番号) 3-8-1 (1) (項目) 保有個人データに関する事項の本人への周知 4 保有個人データの安全管理のために講じた措置 【確認】 (具体的な内容) 「本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった回答も可能」とあるが、「(外的環境の把握) 事例」「個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」について、委託先の追加・変更等に伴い当該外国が適宜追加変更となる場合、都度ホームページ改訂に一定の時間を要する可能性があることから、本人から問い合わせがあれば開示するということでもよいか確認したい。	本人の知り得る状態は、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含みます。 したがって、一般的に、保有個人データの安全管理のために講じた措置の概要をホームページに掲載し、その具体的な内容については、本人の求めに応じて遅滞なく回答するといった対応も可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 生命保険協会】	
457	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	通則編 3-8-1 (1) 「個人情報取扱事業者は、法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容・・・」 【意見】 「法第20条の規定により保有個人データの安全管理措置のために講じた措置」には、法第21条の規定により講じられる「従業者に対する必要かつ適切な監督」及び法第22条の規定により講じられる「委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督」も含まれるとの理解でよい。 【理由】 確かに政令第8条1号は、「法第20条」と規定しており、法第21条及び第22条には言及していない。 しかし、法第21条が規定する「従業者に対し必要かつ適切な監督」は、「法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう」(通則編ガイドライン3-3-3)にするための措置である以上、法第21条は、法第20条に基づく義務を確認的に規定した条文と考えるのが自然である。また、法第22条も、「近年、企業等においては、事業効率の向上等の観点から業務のアウトソーシング(外部化)が盛んにおこなわれており・・・別の事業者に委ねて	法第21条は、安全管理措置として、特に従業者の監督について規定したもの、法第22条は、安全管理措置として、特に委託先の監督について規定したものです。 したがって、御理解のとおり、法第21条及び法第22条の規定により講じた措置についても、法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置かなければなりません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		いることが少なくない」ことを踏まえ、「個人情報の適正な取扱いを確保するうえで、個人データの取扱いが委託される際の安全管理」への「特段の注意が必要」であるために定められた規定であり（園部・藤原編『個人情報保護法の解説 ＜第二次改訂版＞』136頁（ぎょうせい、平成30年）、法第20条に基づく義務を確認的に規定した条文と考えられる。このように法第21条及び第22条を位置づけるのは、「本条[第20条]から第22条までの規定は、OECD8原則のうち「安全保護の原則」が個人情報取扱事業者の義務として具体化されているものである」（園部・藤原編 164頁）として、これら3条を一体としてとらえる既存の貴委員会の見解とも整合的である。なお、個人情報保護法分野を長くけん引しておられる岡村久道先生においても、「法20条の安全管理措置の一環として、自らの従業者・委託先に対し必要・適切な監督を行うべきことは当然であるから、法21条・22条は、・・・法20条の確認規定である」旨述べている（岡村久道『個人情報保護法 第3版』217頁（商事法務、2017年））。 以上の理由から、「法第20条の規定により保有個人データの安全管理措置のために講じた措置」には、法第21条の規定により講じられる「従業者に対する必要かつ適切な監督」及び法第22条の規定により講じられる「委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督」も含まれると解すべきである。	

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
458	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	(該当箇所) 通則編の140ページ・10行目ほか (御意見)(規律移行法人の個人データの取り扱いに係る規律の整備について) 令和3年改正個人情報保護法の別表第二に掲げられた規律移行法人のうち、国立研究開発法人に対し、個人情報の保護に関する法律の所管が個人情報保護委員会に一元化されることに伴い、個人データの取り扱いに係る規律の整備の参考となるもの(個人情報保護委員会ホームページ上で中小企業向けに提供されている「お役立ちツール」等)の提供等を要望します。 (理由) 令和3年改正個人情報保護法の別表第二に掲げられた規律移行法人のうち、国立研究開発法人は、総務省が策定した「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)(平成16年9月14日総務省行政管理局長通知、[最終改正]平成30年10月22日)(以下「指針」)。」を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め(以下「規程」)等を整備することとされ、指針をひな形として内部規程を策定していたが、令和3年改	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			正法により民間の個人情報取扱事業者と同様の規律が適用される規律に関しては、現行の規程の改正作業を行う必要がある。一元化による規律移行に伴う、参考となるものの提供等がない場合、規律移行法人も中小企業以外の一般の事業者とおなじく、第三者認証を受ける（プライバシーマークの一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定等）ことや個人情報保護に関する弁護士への照会等を行って、態勢を整えていくこと等が考えられるが準備期間があまりにも短いため。 【匿名】	
459	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第 27 条関係)	141 ページ ➤ 「安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例」について、仮に委託先における措置も含む場合には事業者に求められる内容を具体的に示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	法第 22 条は、安全管理措置として、特に委託先の監督について規定したものです。 したがって、法第 22 条の規定により講じた措置についても、法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置かなければなりません。
460	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第 27 条関係)	6. Additional elements regarding making available Retained Personal Data (Art 27 of the APPI, Art 8 of the Cabinet Order) (GL (General Rules), pp. 137-143)	・ 事業者は、個人データの取扱いに係るリスクがあれば、これを把握した上で必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。今般の改正においては、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の制度等の

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係） （p. 137-141） 個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、次の①から⑤までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）（※1）に置かなければならない。 （外的環境の把握）事例）個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施（※8） Comments • The understanding of the external environment should not be included in the security management measures under Article 20 of the APPI and, therefore, does not need to be made available. • Regarding cases where a Handling Operator uses cloud computing or outsources personal data processing, whether and to what extent it is necessary to make the relevant information available should be left to the judgment of the Handling Operator.	外的環境に起因するリスクを把握した上で安全管理措置を講じる必要があることを明確化しています。 ・ クラウドサービスの利用や個人データの取扱いの委託等も含めて、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。 ・ 安全管理措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なりますので、一律にはお答えしかねます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		• The GL should confirm that it is not necessary to make information on foreign systems available, or even if it is necessary for individual subjects, the draft GL should clarify the level of details that should be made available. • The GL should confirm that the requirement of understanding the external environment does not cover data that is processed by subcontractors which are located outside of Japan. コメント • 「外的環境の理解」は、個人情報保護法第 20 条の「安全管理のために講じた措置」に含まれるべきではなく、したがって、公開される必要はない。 • クラウドコンピューティングを利用している場合や、個人情報の処理を外部に委託している場合に、情報を公開する必要があるかどうか、どの程度まで公開するかは、取扱事業者の判断に委ねられるべきである。 • GL では、海外のシステムに関する情報を公開する必要がないことを確認すべきであり、また、個々の対象者については必要であっても、どの程度の詳しさを公開すべきかを GL では明確にされるべきである。	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		- GL は、「外的環境の理解」という要件が、日本国外にある委託先で処理されるデータには適用されないことを確認すべきである。 Reasons - It is important to note that “understanding of the external environment”, which has not been explicitly included in the obligation to take security management measures under Article 20 of the APPI, is listed as an item to be made available to data subjects. However, it is unclear how much detail should be made available. - Many companies store data in many countries and it is not feasible for these companies to understand the external environment in detail in each of those countries. 理由 個人情報保護法第 20 条の安全管理措置を講じる義務に明示的に含まれていない「外的環境の理解」が、データ主体に提供されるべき項目として挙げられていることは重要である。しかし、どの程度の詳細を公開すべきかは不明である。	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			多くの企業は多くの国でデータを保管しており、これらの企業がそれぞれの国の「外的環境」を詳細に把握することは不可能である。 【Asia Internet Coalition (AIC)】	
461	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）	141 ページ ➤ 「外的環境の把握」について、事業者に求められる内容をより具体的に示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。安全管理措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なりますので、一律にはお答えしかねます。
462	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）	【該当箇所】 3-8-1(1) 【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】（140 頁～） 【意見】 1 「（外的環境の把握）」の事例として、「個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」（141 頁）とあるが、この記載はあくまで事例であり、146 頁（※8）の注記にあるような、「外国	1・2 事業者は、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の制度等の外的環境に起因するリスクを把握した上で安全管理措置を講じる必要があります。そして、事業者は、法第 27 条第 1 項第 4 号・改正後の施行令第 8 条第 1 項により、外国において個人データを取り扱う場合には、前提として、当該外国の名称を明らかにした上で、保有個人データの安全管理のために講

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		の名称」や「外国の制度」についての公表が法的義務になるものではないという理解でよいか確認したい。 2 仮に事例に記載されている事項の公表が法的義務である場合、「(外的環境の把握)」の事例として、「個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」(141頁)とあり、また、146頁(※8)の注記において、「外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい」とあるが、公表の義務があるのは国名のみであるとの理解でよいか確認したい。 3 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、台湾に個人データを保管しているときには、「中華人民共和国」「台湾」「中華民国」「中華人民共和国台湾省」のいずれの公表方法を選択するかは、個人情報取扱事業者が合理的に判断して決定してよいとの理解でよいか確認したい。 4 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、ある日本法人が、海外に支店(A国)、駐在員事務所(B国)、データセンタ(C国)を有しており、それらにおいて日本の個人情報保護法が適用される「個人データ」を保管しているときには、「所在国(A国、B国、C国)」を明示すれば、公表義務を果たしたことになるとの理解でよいか確認したい。 5 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、ある日本法人X社が、海外に子会社(D国)を有しており、日	じた措置を本人の知り得る状態に置く必要があります。当該外国の制度については、必ずしも明らかにする必要はないですが、本人の適切な理解と関与を促す観点から、当該外国の名称とともに、本人の知り得る状態に置くことが望ましいといえます。 3 外国の名称については、本邦の域外にある国又は地域として、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要があります。 4 個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、外国にある支店や事務所に個人データを取り扱わせる場合、外国にあるデータセンターで個人データを保存する場合には、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。 5 個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、A社が、外国の法人格を取得しているA社の現地子会社B社に個人デー

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		本から当該子会社に日本の個人情報保護法が適用される「個人データ」を提供しているときには、「所在国（D国）」を明示すれば、X社は個人情報保護法27条1項に基づく「外的環境」についての公表義務を果たしたことになるとの理解でよいか確認したい。 6 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、ある日本法人X社が、海外（E国）に所在する業務委託先に対し、日本の個人情報保護法が適用される「個人データ」を提供しているときには、X社は「所在国（E国）」を明示すれば、個人情報保護法27条1項に基づく「外的環境」についての公表義務を果たしたことになるとの理解でよいか確認したい。 7 仮に「外国の名称」についての公表が法的義務になる場合、日本が十分性認定をしているEUや英国に関しては、個人情報保護・プライバシーの観点から適切な環境であると日本国政府が判断している以上、「外的環境」としてEUおよび英国については公表しなくてよいとの理解でよいか確認したい。 8 上記7について、仮にEUも「外的環境」として公表する義務がある場合、個々のEU加盟国を個々に特定して公表せず、「EU」とのみ公表すれば、公表義務を果たしたことになるとの理解でよいか確認したい。 【理由】	タを提供したとしても、B社に対して個人データの取扱いを委託している場合を除き、A社は外国において個人データを取り扱うこととはならないため、法第27条第1項第4号・改正後の施行令第8条第1項により、B社が所在する外国の名称について、本人の知り得る状態に置く必要はないと考えられます。 なお、B社が、改正後の法第24条第1項の「外国にある第三者」に該当する場合、A社は、個人データをB社に提供するにあたっては、改正後の法第24条の規定により、同意の取得時に、B社が所在する外国の名称等について、本人に情報提供を行うこと等が求められます。 6 個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、外国にある委託先に個人データを取り扱わせる場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		改正案では、日本法人が海外に支店・駐在事務所・データセンタを有している場合に、当該国・地域の制度について詳細に把握して、公表が必要になるようにも読み得る。しかしながら、昨今、同一法人内において個人データを保管する先の所在国や法制度は多岐にわたっており、また、対象の個人データごとに当該個人データの取扱いの外的環境が異なることも多いため、141 頁の「(外的環境の把握)」の事例および 146 頁の注記(※8)の表現では、公表義務と(法的義務ではない)推奨事項の線引きがあいまいであり、個人データごとに「外的環境」をかき分けることは事業者にとって過度な負担となるためである。 また、海外の法人に対して個人データを提供している場合に、個人情報保護法 27 条 1 項に基づき、「外的環境」の公表を求められる場合および公表の義務がある事項が改正案上不明である。 加えて、外的環境についてのみ詳細な記載を求めることは偏った情報を本人に伝えることにもなる上、事業者の負担も増える。そこで、公表すべき内容の粒度を「(基本方針の策定)～(技術的安全管理措置)」までの項目の記載と「(外的環境の把握)」の粒度を揃えるべきである。以上の観点からも、公表を義務するのはあくまで、国名のみとするべきと考える。 【経営法友会】	7 事業者は、EU 及び英国において個人データを取り扱う場合においても、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。 8 外国の名称については、本邦の域外にある国又は地域として、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
463	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係） P140	通則編 P140 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係） 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）において、【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】として、「(外的環境の把握) 事例)」が記述されています。 その内容としては「個人データを保管している A 国における個人情報保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」と記述されています。 「外的環境の把握」として消費者の関心が高いものとしては、「外国にある第三者へのデータ移転」だけでなく、「当該事業者が事業承継等をする場合のデータの移転」があります。 事業者が破産した場合に、顧客情報が抵当権者に渡った事例や、M&A によって運営主体が外国の事業者に移った事例は多くあります。 この場合に、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合には予めの本人同意を要するものとなっても、仮名加工情報として利用される場合や、外国の事業者に移った場合にどこまで担保されるのかが不安視されています。	一般に、事業の承継に伴って個人データを外国にある第三者に提供したとしても、提供元は外国において個人データを取り扱うこととはならないため、法第 27 条第 1 項第 4 号・改正後の施行令第 8 条第 1 項により、当該外国の名称について、本人の知り得る状態に置くことが必要となるわけではありません。 ただし、当該提供先が、改正後の法第 24 条第 1 項の「外国にある第三者」に該当する場合、提供元は、個人データを当該提供先に提供するにあたっては、改正後の法第 24 条の規定により、同意の取得時に、提供先の第三者が所在する外国の名称等について、本人に情報提供を行うこと等が求められます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事業者が事業譲渡、破産等した場合に本人の権利がどこまで担保されるかも、「外的環境の把握」として、本人の知り得る状態に置くことが重要であると考えます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
464	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	【該当箇所】 通則編 3-8-1 (外的環境の把握) 再委託先について 【意見】 以下のいずれの場合についても、日本法人X社は、A国及びB国の名称を法第27条第1項第4号に基づき、公表する義務があるとの理解でよい。 なお、以下のいずれにおいても、日本法人X社は、その個人データの取扱いの全部又は一部をY社に委託し、Y社は、当該取扱いの全部又は一部を、Z社に委託している。 (1) Y社は日本法人であり、Y社による個人データの取扱いは日本で行われる。 他方、Z社はA国法人(A国の会社法に基づき設立された法人)であり、個人データの取扱いもA国において行われる。	個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます。 なお、一般に、外国にある委託先又は再委託先に個人データを取り扱わせる場合には、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		そして、Z社の法人設立国及び個人データの取扱いを行う場所がいずれもA国であることをX社は知った上で、Y社がZ社に委託を行うことにつき、X社は事前にY社に同意を与えている。 (2) Y社はA国法人であり、Y社による個人データの取扱いはA国で行われる。 他方、Z社はB国法人であり、個人データの取扱いもB国において行われる。 そして、Z社の法人設立国及び個人データの取扱いを行う場所がいずれもB国であることをX社は知った上で、Y社がZ社に委託を行うことにつき、X社は事前にY社に同意を与えている。 (3) Y社は日本法人であり、Y社による個人データの取扱いは日本で行われる。 他方、Z社はA国法人であり、個人データの取扱いもA国において行われる。 X社は、Y社に対して、個人データの取扱いの全部又は一部の再委託につき、X社・Y社間の委託契約において、X社と同等以上の安全管理措置を採る再委託先への包括的な事前同意を与えている。そこで、Y社はX社から事前に個別同意を得ず、Z社を再委託として選定し、Z社に個人データの取扱いの全部又は一部を委託している。 (4) Y社はA国法人であり、Y社による個人データの取扱いはA国で行われる。	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			他方、Z社はB国法人であり、個人データの取扱いもB国において行われる。 X社は、Y社に対して、個人データの取扱いの全部又は一部の再委託につき、X社・Y社間の委託契約において、X社と同等以上の安全管理措置を採る再委託先への包括的な事前同意を与えている。そこで、Y社はX社から事前に個別同意を得ず、Z社を再委託として選定し、Z社に個人データの取扱いの全部又は一部を委託している。 【匿名】	
465	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	<ページ、行> P141、L15 <記載> 個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施 <意見> 外国において「個人データを保管している」とは、どういった場合を指すか。日本に所在する法人の支店や所有物件など、日本の個人情報取扱事業者が直接保管する場合や、基準適合体制を整備した委託先事業者が外国で取り扱う場合でも対象となるか。また、日本に置かれたサーバーに外国からアクセスするだけの場合は対象とならないということによいか。	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合には、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。 また、一般に、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合、その取扱いの対象となるデータが日本にあるサーバーに保存されていたとしても、外国において個人データを取り扱うことに変わりはないため、当該外国の名称とともに

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<理由> 安全管理措置として示すべき対象について明確にすべきである。また、セキュリティ上の観点から、委託先事業者のデータウェアハウスの所在地が明らかにされないことがあるため、日本所在の企業を含む委託先に対して、個人データを外国で保管しているかどうか、またその所在国についての確認義務が生じるのか明示されたい。 【楽天グループ株式会社】	保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。
466	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	(該当箇所) 通則編の141 ページ15 行目以降 個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施 (意見) 保管の概念を明確化したうえで、事業者に過度の負担を求めることにはならない、現実の実効可能性のあるものとすべきである。 ・外国において「個人データを保管している」とは、どのような場合を指すか。 ・日本に所在する法人の支店や所有物件など、日本の個人情報取扱事業者が直接保管する場合や、基準適合体制を整備した委託先事業者が外国で取り扱う場合でも対象となるか。	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合には、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。 また、一般に、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合、その取扱いの対象となるデータが日本にあるサーバに保存されていたとしても、外国において個人データを取り扱うことに変わりはないため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置に

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			・ 日本に置かれたサーバーに外国からアクセスするだけの場合は対象とならないのか。 (理由) 事業者の予見可能性を高める観点から、安全管理措置として示すべき対象について明確にすべきである。また、セキュリティ上の観点から、委託先事業者のデータウェアハウスの所在地が必ずしも明らかにされないことがあるため、日本所在の企業を含む委託先に対して、個人データを外国で保管しているかどうか、またその所在国についての確認義務が生じるのかなどの点は実務上非常に重要な関心事項になるため。 【一般社団法人新経済連盟】	ついて、本人の知り得る状態に置く必要があります。
467	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	○通則編141頁において、「個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」とあるが、具体の例として、当該国の制度上、国がそのデータを見得る場合、例えば、権限を有しない者による個人情報の閲覧を防止する措置は具体的にどのようにすればよいか。 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	安全管理措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なるため、一律にはお答えしかねますが、例えば、事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する場

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				合には、当該制度も踏まえて安全管理措置を講じることが必要になると考えられます。
468	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係) P141	(該当箇所) 通則編の141ページ 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知(法第27条第1項関係) (意見) 「【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】」として、(外的環境の把握)が示されているところ、個人情報取扱事業者が外国にサーバーが設置されているクラウドやデータセンター等に個人データを保管している場合について、保管国名の公表要否及びその内容についてガイドラインで例示すべき。具体的には、個人データをクラウド等に保管しており、当該クラウド事業者が個人情報を取り扱わない場合において、個人データを保管している国名として公表すべきは当該クラウド事業者の所在地か、データが保管されているサーバーが設置されている国名なのかについて、ガイドラインにて明らかにして欲しい。 (理由) 外国にサーバーが設置されているクラウドの利用が広がっている一方で、外国でのデータ取り扱いに対する消費者等の関心が高ま	一般に、事業者は、外部事業者の運営するサーバに個人データを保存する場合において、これが法第23条の「提供」に該当しない場合には、自ら果たすべき安全管理の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります。 この場合に、A国にある第三者が運営する、B国にあるサーバに個人データを保存する場合、A国(サーバの運営事業者が所在する国)における制度等及びB国(サーバが所在する国)における制度等のそれぞれが個人データの取扱いに影響を及ぼし得るため、事業者は、これらを把握した上で安全管理措置を講じる必要があります、また、法第27条第1項第4号・改正後の施行令第8条第1項により、A国及びB国の名称を明らかにした上で、保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態に置く必要があります。 ガイドラインやQ&Aにおける解説や事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			っているところ、同一のクラウドを利用しているにもかかわらず各事業者によって公表内容が異なることで、本人・消費者に混乱を招くおそれがあるため。 【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	
469	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係) P141	(該当箇所) 通則編の 141 ページ・14 行目 (意見) 安全管理措置の「外的環境の把握」は、個人データの取扱いの一部を外国の事業者へ委託している場合、当該外国が EU・イギリス以外であれば必要になると思われますが、当該外国が EU やイギリスである場合も必要でしょうか。 (理由) 外国の事業者に対して、業務委託契約上の必要性により個人データを提供する場合、当該外国が EU やイギリスであれば、国内の事業者に対する業務委託の場合と同様の監督義務のほか、特段の義務はなかったように思いますが、その場合でも「外部環境の把握」は必要なのか確認できればと思います。	事業者は、EU 及び英国において個人データを取り扱う場合においても、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
470	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係) P141	【該当箇所】 通則編 3-8-1 (1) ※8 「外国(本邦の域外にある国又は地域)」の名称」 【意見】 「正式名称を求めるものではない」とあるため、以下のいずれの記載でも問題ないとの理解でよい。 (1) 「北朝鮮人民共和国」で個人データが取り扱われている場合、「北朝鮮」という略称を用いて公表すること (2) 「香港」で個人データが取り扱われている場合、「中華人民共和国」と公表すること (3) 「台湾」で個人データが取り扱われている場合、「中華人民共和国」と公表すること (4) 「アメリカ合衆国ニューヨーク州」で個人データが取り扱われている場合、「ニューヨーク州」、「米国」または「アメリカ」という略称を用いて公表すること 【理由】 以上のいずれでも本人は合理的に認識できるため、上記のいずれについても問題はないと思われるが、念のため明確化を求めたい。なお、台湾や香港について、中華人民共和国と公表したい理	外国の名称については、本邦の域外にある国又は地域として、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			由は、中華人民共和国政府から、台湾や香港を独立国家であると扱っているとの糾弾を受けるリスクを事業者が回避するためである。 【匿名】	
471	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係) P141	【該当箇所】 通則編 3-8-1 (外的環境の把握) 【意見】 以下のいずれの場合についても、日本法人X社は、A国の名称を法第27条第1項第4号に基づき、公表する義務があるとの理解でよい。 (1) X社の従業者Yは、X社の海外子会社Z社(所在国:A国)に常時駐在している。X社とYの間の雇用契約は維持されたまま、YはZ社に出向しているという契約関係にある。そして、Yは、X社の従業者として、X社から貸与されたPCやスマートフォンを用いて、X社の保有する個人データにアクセスすることがZ社からでも可能であり、現にアクセスをしている。 (2) X社の従業者Yは、月に数回、定期的に海外出張を行う。主な出張先は取引先のZ社(所在国:A国)である。そして、Yは、X社の従業者として、X社から貸与されたPCやスマ	個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます。 なお、一般に、従業者が外国に出向又は出張等する場合においても、その個人データの取扱状況等によっては、外国において個人データを取り扱うものとして、当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべき場合があるのであり、かかる場合には、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ートフォンを用いて、海外出張中もX社の保有する個人データにアクセスしている。 (3) X社の従業者Yは、数年に1回程度の頻度で、海外出張を行うことがある。出張するとすれば、出張先はA国である。そして、Yは、X社の従業者として、X社から貸与されたPCやスマートフォンを用いて、海外出張中もX社の保有する個人データにアクセスしている。 【理由】 外的環境の把握の射程が明らかではないため。 【匿名】	
472	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係) P141	【該当箇所】 通則編 3-8-1 (外的環境の把握) 委託先について 【意見】 以下のいずれの場合についても、日本法人X社は、A国の名称を法第27条第1項第4号に基づき、公表する義務があるとの理解でよい。	個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます。 なお、一般に、外国にある委託先に個人データを取り扱わせる場合には、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。 また、個人データの取扱いの委託に伴って、個人データを改正後の法第24条第1項の「外国に

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(1) X社は、委託先であるZ社（法人設立国及び所在国：A国）にX社の保有する個人データを送信している。 (2) X社は、委託先であるZ社（法人設立国：日本）にX社の保有する個人データを送信している。Z社は、海外（A国）にデータセンターを所有しており、X社から受領する個人データを当該データセンターにて取り扱っている。しかし、X社は、当該データセンターにて、X社の保有する個人データが取り扱われていることを知らない。X社が知らない理由は、Z社がその事実を秘しているからではなく、X社が個人データを取り扱っている国・地域をZ社に対して問い合わせなかったからであり、仮に問い合わせていればZ社はその事実をX社に伝えていた。 (3) X社は、委託先であるZ社（法人設立国：日本）にX社の保有する個人データを送信している。Z社は、海外（A国）にデータセンターを所有しており、X社から受領する個人データを当該データセンターにて取り扱っている。そして、X社は、当該データセンターにて、X社の保有する個人データが取り扱われていることを知っている。 【理由】 外的環境の把握の射程が明らかではないため。 なお、政令第8条第1号は「法第20条の規定により・・・講じた措置」と記載があるところ、法第22条は、法第21条と同	ある第三者」に提供する場合は、改正後の法第24条の規定により、同意の取得時に、提供先の第三者が所在する外国の名称等について、本人に情報提供を行うこと等が求められます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			様、法第20条の義務を確認的に記載した規定であるとの理解である。 【匿名】	
473	3-8-1	保有個人情報に関する事項の公表等(法第27条関係)	<該当箇所> 3-8-1 保有個人情報に関する事項の公表等 (P. 146) ④保有個人情報の安全管理のために講じた措置 【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】(※7) <意見> ※7の記載に「上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況等に応じて、上記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応である。」とあるが、ガイドラインとしては「最小限公表すべき事項」という形での記載をお願いしたい。 <理由>	安全管理措置は、事業の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なりますので、一律にはお答えしかねます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事業者の運用・裁量に委ねる形となっており、法律順守のために最小限公表すべき事項をガイドラインとしてお示しいただきたいため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
474	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	ア 該当箇所 通則編の146ページ・11行目 イ 意見 最低限、どのような内容を本人の知りうる状態に置かなければならないのかについて、考え方を示してください。 【匿名】	安全管理措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なりますので、一律にはお答えしかねます。
475	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	<該当箇所> 3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等(P.146) ④保有個人データの安全管理のために講じた措置(外的環境の把握) ※8 <意見> 「外国の名称について、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できる形で情報提供」の具体的な事例をQ&A等で示していただきたい。	外国の名称については、本邦の域外にある国又は地域として、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(例えば、アメリカ合衆国→米国 U.S.A.、中華人民共和国→中国など) <理由> 個人情報取扱事業者として、個人の権利利益を保護のために必要かつ十分な要件を把握し、個人情報管理の高位平準化に努めるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
476	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	<条文> 3-8-1(1) (P. 146・18行目～) <意見・理由> (※8)にて「外国(本邦の域外にある国又は地域)の名称については、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。」とあるが、クラウドサービスを利用する場合等において個人データを保管する国名が判明しない場合がある。この場合は国名の代替としてどのような情報提供が求められるか、例示等で明確化いただきたい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
477	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	<条文> 3-8-1(1) (P. 146・18行目～) <意見・理由> (※8) にて「保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい。」とあるが、この「外国の制度」についてどのような情報提供が求められるか、例示等で明確化いただきたい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。 なお、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。
478	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	(※8) 146 ページ ➤ 「保有個人データを取り扱っている外国の制度」として示すべき内容について、具体的に示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。 なお、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。
479	3-8-1	保有個人データに関する事項の公表等(法第27条関係)	16-2 (*9)が「何をもって安全管理に支障を及ぼすおそれがあるかについては、取り扱われる個人情報の内容、個人情報の取扱いの態様等によって様々であり、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて判断される。」とするが、これは個人情報取扱事業者それぞれが、必要に応じて弁護士の助言を受けながら判断していくということではないか。	一律にはお答えしかねますが、必要に応じて、外部の有識者等の助言を受けることも考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
480	3-8-2	保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係)	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-8-2 保有個人情報の開示 <意見> 今回の改正により、顧客から個人データ開示請求を受けた場合には電磁的記録での開示が選択可能となること、当該改正に対応することだけを目的としてシステムの改修を新たに行う必要はない（現状のシステムの仕組みのもと、可能な範囲で対応すればよい）という理解でよい。また、顧客が電磁的記録での開示を希望しているもののシステムの仕組み等の関係でシステムから電磁的記録での直接出力が困難である場合、顧客に対してはその旨を説明し書面で情報開示をすれば足りるのか。あるいは、システムから電磁的記録の直接出力が困難である場合には、手入力で開示請求の内容を記載した Word・Excel ファイル等を別途作成し、当該データを顧客の電子メールアドレス宛に送信するといった対応も考えられるか。 <理由> 顧客情報管理等を厳格に行う等の観点から、顧客情報（電磁的記録）を「抽出」する仕組みとしていない。かかる点を踏まえ、今	必ずしも事業者は、開示請求に応じるために、大規模なシステム改修等を行う義務を負うものではありません。 事業者は、本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であっても、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法により開示することが可能です。 なお、電磁的記録の提供による方法については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるため、例えば、開示事項を記録した電磁的記録を新規に作成し、これを電子メールに添付して送信する方法も、電磁的記録の提供による方法として可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			回の改正のために何らかのシステム対応が求められるのか、またシステムから直接電磁的記録での出力が難しい場合に、どこまで電磁的記録での開示の対応が必要となるのか確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
481	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	通則編 3-8-2 保有個人データの開示に関して これまでの書面の交付による開示に加え、電磁的記録の提供による方法が加わり、できる限り開示請求者の要望に沿うことと記されています。 例えば、エクセルで顧客名簿を管理している想定で、保有個人データの電磁的記録による提供を求められた場合(CD-R、メール添付)、当該保有個人データだけのファイルを作成することまでを求めるものなのでしょうか？これまでの書面交付に比べて、余計な加工を要することから誤送付の危険が高いように思います。このような理由は開示が困難な場合に該当するのでしょうか。 そもそも、電磁的記録という言葉の定義が本ガイドラインにはないと思いますが、事例にあるような音声・動画ファイル、可読性のない形式のデータことを電磁的記録というのであって、エクセルの顧客名簿はそもそも電磁的記録とは言わないのでしょうか。	個別の事案ごとに判断されますが、一般に、誤送付の危険が高いことをもって、電磁的記録の提供の方法による開示が困難であるとすることはできないと考えられます。 なお、電磁的記録の提供による方法については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができます。 ガイドラインやQ & Aにおける解説や事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「電磁的記録」の定義と想定している開示例をあわせて掲載いただきたいです。 【個人】	
482	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	(該当箇所) 通則編の151ページ・5行目 (意見) 電磁的記録の提供による方法については「ファイル形式や記録媒体などの具体的な方法」は事業者が定めることができると記載されています。これは、例えば電磁的記録による提供を本人が選択した場合、(CD-ROMに保存して送付するのではなく)「メールに添付して送信する」といった提供方法をとることについても「具体的な方法」に含まれ、事業者が決定できると考えて良いでしょうか。 (理由) 電磁的記録の提供にはさまざまな具体的方法があり、どの対応手法をとるかは各事業者のシステム整備の状況により変わってきます。他方、事業者が定めることができる「具体的な方法」には「ファイル形式」「記録媒体」しか例示されていないため、電磁	御理解のとおりです。 ただし、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			的記録の提供方法そのものについても事業者が定めることができるかを確認できればと思います。 【個人】	
483	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	(該当箇所) 通則編の151ページ・4行目 (意見) 電磁的記録の提供による方法におけるファイルの形式について、本人の請求により電磁的方法により開示を行う場合、開示資料の改ざんや漏えい等を防止する観点から、電磁的方法の具体的な方法(ファイル形式をPDFに限定する等、検索性が乏しい状態にすること等や、開示を報告する先をフリーアドレス等にすることは不可とする等)については、事業者が定める方法により提供することは認められるのか。 (理由) 改ざんや漏えい防止の観点で、企業側で開示方法を定めることが許容されるかの確認のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	御理解のとおりです。 ただし、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。
484	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	「3-8-2 保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)」について、「電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を	開示の方法について、開示等の請求に応じる手続として本人の知り得る状態に置くことが求められるものではないですが、開示の請求に際して提

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		係)P151	定めることができる」とのことですが、この定めた提供方法を外部に公開することは必須でしょうか。 【個人】	出すべき書面の様式において、事業者が対応できる方法や媒体等をあらかじめ示しておくといった対応も考えられます。
485	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	17-1 「開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。」というのはいわゆるデータポータビリティを法的義務とまではしないものの、努力義務とした趣旨と理解していいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいとしたものです。
486	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	<ページ> P. 151 <該当規定> 3-8-2 保有個人データの開示 <意見> 「技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供」とは具体的にはどのような方法を想定されているのか。 【日本証券業協会】	「他の事業者へ移行可能な形式による提供」については、様々な方法が想定されますが、例えば、ウェブAPIによる提供といった方法も考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
487	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)P151	通則編 P151 3-8-2 保有個人データの開示（法第28条第1項～第4項関係） 3-8-2 保有個人データの開示（法第28条第1項～第4項関係において、【電磁的記録の提供による方法の事例】の中に下記の記述があります。 「事例2)電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法」 この方法による個人データの送受信は、事業者が最も事故を発生させている方法です。 事例としてふさわしくないと考えます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	一般に、電磁的記録の提供による方法として、電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法も許容されるものと考えられます。
488	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)P151	<条文> 3-8-2 (P. 151・14行目～) <意見・理由> 本人以外の第三者の個人情報に映り込んでいる可能性や、容易に転用・加工されうる電磁的記録の特性等を踏まえ、事業者の業務の適正な実施に著しい影響を及ぼす等の理由から、本人への電磁的記録での提供が望ましくないと事業者が判断する場合は、仮に本人から電磁的記録での提供を求められたとしても、事例で示されているような「個人情報取扱事業者	個別の事案ごとに判断されますが、一般に、保有個人データを開示することにより、事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、法第28条第2項の規定により当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			が指定した場所における動画・音声データの視聴」等といった方法への変更を求めることが認められると解することによいか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
489	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)P151	<条文> 3-8-2 (P. 151・14行目～) <意見・理由> 電磁的記録の提供による方法の事例3に「会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法」とあるが、ダウンロードしてもらうのではなく、会員専用サイト等で表示して本人に閲覧してもらう方法も「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」として認められると解することによいか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	御理解のとおりです。
490	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3－8－2 保有個人データの開示（法第28条1項～第4項関係） <意見>	本人が、電磁的記録の提供による方法及び書面の交付による方法以外の方法での開示を請求した場合において、事業者が当該方法を「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」として定めていない場合には、事業者は当該方法による開示を行う必要はありません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「【その他当該個人情報取扱事業者の定める方法の事例】」として、「事例１）」および「事例２）」が例示されているが、仮に本人から、当該例示の方法での開示が請求された場合でも、当該個人情報取扱事業者における諸事情を踏まえ、当該方法に代えて技術的に対応可能な方法により対応することで問題ないという理解でよい。 <理由> 「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」は、当該事業者自身の事情を勘案し、事業者に過度な負担とならない方法により対応するべきと考えられるため。 【一般社団法人全国銀行協会】	なお、この場合、事業者は、事業者が対応できる方法への変更を求めることが望ましいといえます。
491	3-8-2	保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係)	<ページ> P.151 <該当規定> 3-8-2 保有個人情報の開示 <意見> 事業者が指定する場所において音声データを再生し本人が私有の記録端末に録音する機会を提供する行為は、本人が保有個人データを電磁的記録により取得するという面において、音声データを提供する行為と同視しうることから、「電磁的記録の提供による方法」に該当するという理解でよい。	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、事業者が指定する場所において音声データを再生するのみでは、「電磁的記録の提供による方法」に該当しないと考えられます。 なお、「個人情報取扱事業者の定める方法」として、当該方法を定めることは可能と考えられます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【日本証券業協会】	
492	3-8-2	保有個人データの 開示(法第28条 第1項～第4項関 係)	(該当箇所) 通則編の 151 ページ・19 行目 (意見) 音声データの開示について、視聴する媒体による提供や、指定場所での視聴のためには大規模なシステム改修等で多額な費用が発生し、当該方法での開示ができない場合、音声内容を書き起こしたものを書面で開示することで問題ないか。 (理由) 運用の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	個別の事案ごとに判断されますが、一般に、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法により開示することが可能です。
493	3-8-2	保有個人データの 開示(法第28条 第1項～第4項関 係)	<対象箇所> 通則編 3-8-2 保有個人データの開示 <提出意見等> 【電磁的記録の提供による方法の事例】【その他当該個人情報取扱事業者の定める方法の事例】にて示された例示を、本人が開示方法として請求した場合、当該個人情報取扱事業者にて技術的な事情等を勘案し当該方法による開示方法に対応し得ないと判断	事業者は、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法により開示することが可能です。 なお、電磁的記録の提供による方法については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができます。 また、事業者は、「その他当該個人情報取扱事業者の定める方法」に該当する方法を定めていな

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			された際、同事業者は当該方法に代えて技術的に対応可能な開示方法により対応することで支障ないか伺いたい。 【全国信用金庫協会】	い場合には、電磁的記録の提供による方法及び書面の交付による方法以外の方法で開示を行う必要はありません。
494	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)P151	通則編 P151 3-8-2 保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係) 3-8-2 保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係において、【当該方法による開示が困難である場合の事例】の記述があります。 法第28条第2項において「同項の規定により当該本人が請求した方法による開示に多額の費用を要する場合にあっては、書面の交付による方法)」とされているところと、3-8-8 手数料(法第33条関係)において「保有個人データの開示の請求(法第28条第1項)若しくは第三者提供記録の開示の請求(法第28条第5項において準用する同条第1項)を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。」とされているところの関係の説明が不足しており、事業者としての理解が難しい状態になっています。 丁寧な説明を望みます。	事業者は、改正後の法第28条第2項により、本人が請求した方法による開示が困難である場合に、書面の交付による方法により開示することが可能です。 また、事業者は、法第33条の規定により、開示等の実施に関し、手数料を徴収することができますが、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、その手数料の額を定める必要があります。例えば、上記の書面の交付による方法による開示の場合は、事業者において、その実費を勘案して合理的な範囲内で手数料の額を定めることができると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
495	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	<ページ> P. 151 <該当規定> 3-8-2 保有個人データの開示 <意見> 顧客が希望する開示方法が技術的に対応可能であったとしても、例えば、社内の規程等で電子メールでの顧客との交信を認めていないような場合で本人から電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法での開示請求があったとき、又は事前に届出を受けているメールアドレスと異なる場合や外形上本人以外アドレスではないかと疑われる場合等の電子メールアドレスの真正性が確認できない場合等は、各事業者において当該方法による開示が困難である場合であると判断して差し支えないか。また、顧客の申し出どおりのメールアドレスに送信した結果、個人データが漏洩することとなった場合でも個人情報取扱事業者の責任は問われないと考えてよいか。 【日本証券業協会】	電磁的記録の提供による方法については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができます。したがって、電磁的記録の提供による方法について、本人が具体的な方法を細かく指定した場合であっても、事業者はこれに応じる必要はありません。ただし、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいといえます。 また、本人確認については、事業者は、法第32条第1項及び施行令第10条の規定により、本人確認の方法も含めて開示等の請求等を受け付ける方法を定めるところ、事業者が合理的な範囲でこれを定めたときは、本人は当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない、事業者は当該方法によらない開示等の請求等に応じる必要はないものと考えられます。 事業者の責任については、個別の事案ごとに判断されますので、一律にはお答えしかねます。
496	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	【該当箇所】 3-8-2 【当該方法による開示が困難である場合の事例】(151頁～)	必ずしも事業者は、開示請求に応じるために、大規模なシステム改修等を行う義務を負うものではありません。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		係)	【意見】 「事例 1) 本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合」(152 頁) を前提として、個別の開示請求に応じる前の段階で、個人情報取扱事業者が開示請求に応じることができるようにするために大規模なシステムをあらかじめ改修する義務を負うものではないとの理解でよいか確認したい。 【理由】 当該事例の前提として、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために大規模なシステムを改修する義務を負うものではないと理解しているが、この点が改正案上明らかではないためである。 【経営法友会】	事業者は、本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であっても、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法により開示することが可能です。
497	3-8-2	保有個人データの開示(法第 28 条第 1 項～第 4 項関係) P152	<該当箇所> 3-8-2 保有個人データの開示(P. 152) 【当該方法（電磁的記録の提供）による開示が困難である場合の事例】 <意見>	事業者は、本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であっても、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法により開示することが可能です。 なお、電磁的記録の提供による方法については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			検索可能な紙媒体の形式で保有する個人データに関しては、電磁的記録の提供による開示が困難である場合に該当し、従前通り書面での提供で良い旨、示していただききたい。 <理由> 本人請求に応じるために、大規模なシステム改修が必要なばかりでなく、本来の個人情報の取扱いの運用にも影響を及ぼすため 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	的な方法を定めることができるため、例えば、書面をスキャンして開示事項を記録した電磁的記録を作成し、これをＣＤ—ＲＯＭ等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法も電磁的記録の提供による方法として可能と考えられます。
498	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	<該当箇所> P150～P152 [3-8-2 保有個人データの開示] 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法（※1）（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法（※2））により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（※3）。	事業者は、本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であっても、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法により開示することが可能です。 なお、電磁的記録の提供による方法については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるため、例えば、開示事項を記録した電磁的記録を新規に作成し、これを電子メールに添付して送信する方法も、電磁的記録の提供による方法として可能と考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		(中略) 【当該方法による開示が困難である場合の事例】 事例 1) 本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であ って、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために、大規 模なシステム改修を行わなければならないような場合 <意見内容> 【当該方法による開示が困難である場合】の事例 1) のような 「大規模なシステム改修」までは必要ないものの、例えば以下の ように電磁的記録の提供による開示のために手数料として徴収可 能な金額を大幅に超過する費用を要し、当該費用の実費請求が困 難である場合については、「当該方法による開示が困難である場 合」に該当するとの理解で良いか。その理解で良い場合、事例と して明確に示して頂きたい。 ・ 自己のシステムの大規模な改修までは必要ないが、データ量 が膨大なため受け渡し用に新たに外部の高セキュアファイル 保管サービスを契約する必要がある場合 ・ 受け渡し用の電磁的記録媒体が高額の場合 <理由> 今回の改正でいわゆる「短期保存データ」についても開示の対象 となったことも踏まえると、請求内容によっては、開示対象のデ ータが膨大となることも想定されるところ、そのような場合に当 該データを電磁的記録の提供による方法で開示するためには、	

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「大規模なシステム改修」は伴わないものの、データの受け渡しのための新たな外部サービスの利用や高額な電磁的記録媒体の手配等により手数料として徴収可能な金額を大幅に超過する費用を要し、当該費用について本人に実費として請求することも難しい場合が多いと考えられる。そのような場合には、電磁的記録の提供による方法による開示ではなく、他に対応できる方法があれば当該方法への変更を求めたうえで、当該方法への変更を本人が拒絶した場合には書面の交付による開示とすることができるのか確認したい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
499	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	(該当箇所) 通則編の 152 ページ・ 7 行目 (意見) 本人が電磁的開示方法として、「暗号化されていない電子メール」に開示内容を記載して送信するよう請求したとき、個人情報取扱事業者は、その安全性に懸念があるため、当該方法による開示が困難であるとして、開示内容の全部又は一部を開示しないことができるか。 (理由) 音声データ等、書面の交付による方法での開示が困難な場合があるため。	電磁的記録の提供による方法については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができます。したがって、電磁的記録の提供による方法について、本人が具体的な方法を細かく指定した場合であっても、事業者はこれに応じる必要はありません。ただし、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいといえます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 日本クレジット協会】	
500	3-8-2	保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係)P151	通則編 P152 3-8-2 保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係) 3-8-2 保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係において、保有個人情報の開示をしないものとして下記の記述があります。 「(2) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」 この中で事例が2点示されていますが、「コールセンターにおいて、受け付けた際の音声記録を受付日時によって検索できる状態としている場合のほか、担当したオペレータをキーとして検索できる状態にしている場合に、申込をしてきたお客様が対話時の音声の確認を求めてきた場合」を想定した事案の記載を求めます。 この場合によって、オペレータの個人情報に該当するようなもの等、開示請求をされた本人以外の個人情報の存否を確認し、該当箇所を消去するような作業は個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当すると考えて良いでしょうか。	個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
501	3-8-2	保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係) P152	通則編 P152 3-8-2 保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係 保有個人情報の開示 3-8-2 保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係)において、保有個人情報の開示の事例が示されていません。 保有個人情報となる氏名や住所を本人に開示することは簡単であっても、氏名と紐づく「Cookie」や「内部管理用のID」「顧客属性を数値・記号で記したものを本人に開示しても、本人には意味するところが分からないというケースは多く存在します。 この場合に、単に数値・記号の羅列を開示すれば良いのか、本人にとっての利益にも資するそれに変わる方法があるのかを丁寧に説明いただけることを望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	個人情報取扱事業者は、本人から請求を受けたときは、当該本人が識別される保有個人データを開示する必要があります。
502	3-8-2	保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係) P153	【該当箇所】 通則編 3-8-2 ※1 【意見】 個人情報取扱事業者が「ご本人様からの指定が特にない場合は、電子メールにより開示します」旨をウェブサイト上で公表し	個別の事案ごとに判断されますが、一般に、事業者が、本人が開示方法につき指定しない場合の開示方法を公表している場合において、本人が特に関示方法を指定することなく開示請求を行った場合には、当該事業者は、その公表していた開示方法により開示することが可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ている場合に、本人が開示方法について何ら言及せずに開示請求を行ったとき、当該個人情報取扱事業者は本人が「異議を述べなかった」とみなし、電子メールにより開示することができる、との理解でよい。 【理由】 あらかじめ開示方法を公表している場合についてすら、開示方法に異議を述べるか否かをあえて本人に確認することが個人情報取扱事業者の義務であるかどうかについて明確化したいため。 【匿名】	
503	3-8-2	保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係)	17-2 (*1)で「開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合は、当該個人情報取扱事業者が提示した方法で開示することができる。」とあるが、開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がないというだけで、個人情報取扱事業者が開示方法を決定できるのではなく、更に開示の請求を行った者に対し、異議を述べる機会を与える必要があるということか。そもそも指定がなければ、異議を述べる機会を与えずに、粛々と個人情報取扱事業者の判断する開示方法で開示することで、迅速な開示を実現することが法の趣旨に合致しているところ、例えば「1ヶ月以内に異議を述べてください」等として異	個別の事案ごとに判断されますが、一般に、事業者が、本人が開示方法につき指定しない場合の開示方法を公表している場合において、本人が特に開示方法を指定することなく開示請求を行った場合には、当該事業者は、その公表していた開示方法により開示することが可能と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			議を述べる機会を与える必要があるとされると、そのような法の趣旨に反することから、もし、異議を述べる機会を与える必要があるという解釈であれば、そのような解釈には反対である。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
504	3-8-2	保有個人情報の開示(法第28条第1項～第4項関係) P152	◆通則編 P.152 3-8-2 三段落目第2文 ◆「本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行わなければいけない」とあるが、この場合において、通知の際に本人に書面の交付による方法での開示を希望するか確認し、その回答を待ってから開示を行っても「遅滞なく」開示したことに該当する旨をガイドライン上に記載すべきである。 ◆実務上、本人が請求した方法による開示が困難である場合に、書面の交付による開示をすることが本人の意思に合致しない場面も容易に想像される（たとえば、郵送による書類送付は家族による受取の可能性があるため避けたい、という場合等）。しかし、条文上はこのような場合については特段の想定がされていない（28条2項1号による不開示は考えられるが、3項の前半の不開示の決定通知をしなければならないことになり、かえって本人の利益とはならない）。この場合、事業者としては、本人の望まない書面交付をしてしまうリスクと、開示の遅滞と評価されるリス	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、本人が請求した方法による開示が困難である旨を通知する際に、本人に書面の交付による方法での開示でよいかを確認し、その回答を待ってから開示することも可能と考えられますが、「遅滞なく」とは理由のない滞りを生じさせることなくという趣旨であり、この趣旨に沿って、合理的な範囲内で対応する必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			クの板挟みになってしまう。このため、上記意見の点を明記することが、そのような板挟みを避け、かつ、本人の利益にも資する と考える。 【個人】	
505	3-8-2	保有個人データの開示(法第28条第1項～第4項関係)	ア 該当箇所 通則編の153ページ・15行目 イ 意見 個人情報取扱事業者が、開示の請求の際に開示の方法が指定されなかった場合の開示方法をプライバシーポリシーに規定し、公表している場合には、開示の請求を行った者が開示の方法について特に指定をしなかったときに、「個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合」に該当すると理解してよいでしょうか。 【匿名】	個別の事案ごとに判断されますが、一般に、事業者が、本人が開示方法につき指定しない場合の開示方法を公表している場合において、本人が特に開示方法を指定することなく開示請求を行った場合には、当該事業者は、その公表していた開示方法により開示することが可能と考えられます。
506	3-8-3	第三者提供記録の開示(法第28条第5項、第1項～第3項関係) P155	通則編3-8-3について 法第26条の2第3項において準用される法第26条第3項について(個人情報関連情報の第三者提供に関する記録)は、第三者提供記録の開示対象となるのかをガイドラインまたはQAで明記してほしい。	改正後の法第26条の2第3項において準用される第26条第3項の記録(個人情報関連情報の第三者提供に関する記録)は、第三者提供記録の開示の対象となりません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	
507	3-8-3-1	第三者提供記録の定義	(該当箇所) 通則編の 155 ページ・2 行目 (意見) 法 25 条の「第三者」に該当しないとされる法 2 条第 5 項に定める国の機関や地方公共団体等への個人データの提供については、第三者提供の記録義務の確認・記録義務は適用されないことから、開示の対象とならないという理解でよい。 (理由) 不開示の範囲を明確化するため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	御理解のとおりです。
508	3-8-3-1	第三者提供記録の定義	(該当箇所) 通則編の 156 ページ・8 行目 (意見) 「存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの」(施行令第 9 条で規定)は、法律上の「第三者提供記録」に含まれていません。施行令第 9 条に該当する記録について開示を請求された場合、情報の存否が実質的に明らかにならないような対応が必要ですが、「ご請求いただいた第三者提供記録はありません」と回答することは問題があるでしょうか。	御指摘の事案において、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの」として政令で定めるものは、第三者提供記録に該当しないことから、第三者提供記録が存在しない旨回答することになります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(理由) 上記のような請求があった場合、請求には応じられない旨を回答することは、実質的に考えると情報があるとの表明に近いので、対応の仕方が難しいと考えています。 【個人】	
509	3-8-3-2	第三者提供記録の開示の方法	1 (1) 通則編の該当箇所 3-8-3-2 第三者提供記録の開示の方法 (158～159 頁) 「個人情報取扱事業者が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない。」について (2) (提出意見) 本人から開示の求めがあった場合、契約書等においては、法定記録事項以外の記載で開示を差し控えたい事項も多く含まれます。こうした場合、開示を差し控えたい部分をマスキングをした上で本人に開示をするとすると、個人情報取扱事業者にとって、負担	契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合の開示の方法としては、記録事項以外の部分をマスキングして開示する方法のみならず、記録事項を抜粋して別媒体に記録して開示する方法も含まれます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			が大きくなることも想定されます。このため、該当部分のみをメール本文に記載することや、又は、該当部分を抜粋して別媒体に記録して送る等の方法も採用したいと考えておりますが、問題がないかお伺いさせていただきます。 【匿名】	
510	3-8-3-2	第三者提供記録の開示の方法	<該当箇所> P158～159 [3-8-3-2 第三者提供記録の開示の方法] (前略) 個人情報取扱事業者が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない。 <意見内容> 第三者提供記録の開示の方法については、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合の例では、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はないとされている	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ところ、システムログにより記録することとしている場合についても同様（システムログから記録事項となっている事項を抽出した結果を開示する等）に考えて良いか。 <理由> 第三者提供記録の記録方法については、『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ & A」10-26では、個人データを第三者に伝送している場合、伝送日時、伝送先などのログを記録とすることは認められる旨示されているところ、運用上システムログにより記録することとしている場合が多いため、第三者提供記録の開示の方法として認められるか確認したい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
511	3-8-3-3	第三者提供記録の不開示事由等	(該当箇所) 通則編の 159 ページ 3-8-3-3 第三者提供記録の不開示事由等 (意見) 第三者提供記録の開示対象となるのは、施行日以前も対象になるか明確ではないことから、ガイドライン上明記していただきたい。 (理由)	平成 27 年改正法の施行後に第 25 条第 1 項又は法第 26 条第 3 項に基づいて作成された記録については、開示の対象となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			第三者提供記録の開示請求の権利が発生するのは、当該法改正の施行日であるが、施行直後に開示請求を受けた場合は、施行日以前の記録についても対応が必要になることから、対象を明確にしたため。 【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	
512	3-8-3-3	第三者提供記録の開示事由等	3-8-3-3 第三者提供記録の開示事由等 159 ページ ➤ 第三者提供記録の開示対象は、改正法施行以降に作成される記録に限定すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	本ガイドラインは、改正後の法令に既に定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。開示対象となる第三者提供記録の範囲は、改正後の法において定められています。
513	3-8-3-3	第三者提供記録の開示事由等	<該当箇所> P161 [3-8-3-3 第三者提供記録の開示理由等] (2) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 第三者提供記録を本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができ	前半について、個別の判断となりますが、秘密情報の保護につき、本人が事業者間での個人情報の流通を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合には、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができると考えられます。 後半について、改正後の法第 28 条第 5 項において準用する第 28 条第 2 項第 1 号は、開示の請求を受けた個人情報取扱事業者以外の者の権利利

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		る。他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれに該当するものではなく、個別具体的に判断する必要がある。 <意見内容> 「他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれに該当するものではなく、個別具体的に判断する必要がある」とあるが、どのようなケースであれば該当するのか、事例を明示して頂きたい。 また、「他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合」で、開示することにより当該他の事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、不開示理由「(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に該当すると考えて良いか。 <理由> 他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合に該当する例は多いと思われるところ、どのようなケースであれば不開示理由に該当するのか、事項事業者において事案の当て嵌め・判断が容易に行えるよう、事例を明示して頂きたい。 【株式会社 NTT ドコモ】	益の保護との調整に関する規定であることから、他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされていることにより、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に該当する場合があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
514	3-8-3-3	第三者提供記録の不開示事由等	<ページ> P. 161 <該当規定> 3-8-3-3 第三者提供記録の不開示事由等 <意見> 「他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれに該当するものではなく、個別具体的に判断する必要がある。」とあるが、取得元との契約において、取得元の開示を明示的に禁止されている場合は、取得元を開示しないことが許容されるという理解でよい。 【日本証券業協会】	個別の判断となりますが、秘密情報の保護につき、本人が事業者間での個人データの流通を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合には、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができると考えられます。
515	3-8-3-3	第三者提供記録の不開示事由等	18-1 3-8-3-3(2)では「他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれに該当するものではなく、個別具体的に判断する必要がある。」とあるが、具体的に示されたい。他の事業者との契約関係を単なる契約上の秘密ではなく不正競争防止法上の営業秘密として管理している場合には不開示事由に該当するということではない。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の判断となりますが、秘密情報の保護につき、本人が事業者間での個人データの流通を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合には、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができる考えられます。他の事業者との契約関係が営業秘密に該当するという事情も、上記の特別の事情の判断に当たって考慮されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
516	3-8-3-3	第三者提供記録の不開示事由等	<該当箇所> P162 [3-8-3-3 第三者提供記録の不開示事由等] (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (前略) 事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合 <意見内容> 不開示理由「(2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」については事例として示されているようないわゆる業務妨害に相当するケースに限定される訳では無いという理解で良いか。その理解で良い場合、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。 また、そもそも、既に開示済みの内容と同一の内容について繰り返し開示を求める行為自体、法第 28 条第 1 項の趣旨を超えた請求行為であると考えられるところ、このようなケースにおいては、既に開示済みの内容と同一である旨回答する等の対応をすれば足りるという理解で良いか、明確にして頂きたい。 <理由>	前半について、本ガイドライン（通則編）案 3-8-3-3（2）の事例は例示であり、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」はこれに限られるものではありません。 後半について、開示する内容が既に開示済みの内容と同一であったとしても、本人が請求した方法による開示を行うことが原則となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			開示することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合については様々なケースが考えられるところ、示されている事例はかなり例外的なケースであることから、事業者において事案の当て嵌め・判断が容易に行えるよう、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
517	3-8-3-3	第三者提供記録の不開示事由等	<該当箇所> P162 [3-8-3-3 第三者提供記録の不開示事由等] (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (前略) 事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合 <意見内容> 記録事項の一部(“本人を特定できる番号・ID”や“個人データの項目(個人データを分析することにより得られた推定データ等)”等)について、開示することにより事業者の保有する技術・ノウハウ等の流出につながるおそれがあるような場合は当該	個別の判断となりますが、秘密情報の保護につき、本人が事業者間での個人データの流通を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合には、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができると考えられます。当該個人情報取扱事業者の保有する技術・ノウハウ等の流出のおそれについても、上記の特別の事情の判断に当たって考慮されます。 第三者提供記録の開示につき、記録事項の一部を不開示とした場合に、その理由について説明するよう努める必要があるほか、不開示とした記録事項の趣旨を説明することも望ましいと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			不開示事由に該当すると考えて良いか。該当しない場合には当該記録事項の趣旨を説明する記述に置き換えて開示するといった対応で良いか確認したい。 <理由> 第三者提供記録の一部について、開示することで請求を受けた個人情報取扱事業者自体の技術・ノウハウ等の流出につながるおそれがある場合には、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当しうると考えているが、その理解で良いか確認したい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
518	3-8-5	保有個人情報の利用停止等（法第 30 条関係）	1 （３－８－５）保有個人情報の利用停止等（法第 30 条関係） 利用停止等について、一部の法違反の場合に加えて、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充するように改正し、ガイドライン案に、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合について、利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め解釈を具体的に記載することに賛成いたします。 しかし、個人の権利または正当な利益が害されるおそれのある場合の事例数が少ないため、権利行使の範囲が不当に狭く解釈さ	賛同の御意見として承ります。 本ガイドライン（通則編）案 3－8－5－1 において、現時点において考えられる、利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例として、例えば、ダイレクトメール送付や電話勧誘の事例を記載しておりますが、御指摘の事例のうち、「通販等でいったんは契約し商品を購入したが、その後、本人が今後利用しないので利用停止してほしい」との事例については、相手方である個人情報取扱事業者において、例えば代金請求といっ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		れるおそれがあります。個人の正当な権利利益の拡充の趣旨である以上、平穩権の侵害事例をさらに例示すべきです。 例えば、通販等でいったんは契約し商品を購入したが、その後、本人が今後利用しないので利用停止してほしい、過去にマンション購入の検討をするために問合せした不動産会社からの広告郵便が頻繁に届き困っているなど、本人が個人データの利用停止・消去を請求する事例等も該当するものとして例示すべきです。 「「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。」とされていますが、具体的な事例ではないため、個人はどのようなケースが該当するかわかりません。 また、具体的な権利・利益が侵害されるだけでなく、精神的な苦痛を伴う場合や、平穩な生活を脅かされると感じるようなケースも、個人にとっては、平穩な生活をおくる正当な権利が侵害されるものと考えます。 これらについては、消費者に理解してもらうと同時に、事業者にも理解していただき、業務において適切に運用してもらわなければ	た権利行使のために当該保有個人データを取り扱う事情等も考慮して判断されます。 また、利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例については、具体的な事案において、本ガイドライン案記載の事例と異なる事情があれば、当該事情も踏まえて個別の事案ごとに判断されることになります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ばなりません。事業者が貴委員会ホームページのFAQを読むことを期待するのは難しいと思われますので、ガイドラインに、少なくともFAQに示されているような事例を示していただくことを要望します。 また、認められない事例に挙げられている事例は、明らかに法目的に反する不当な事例ですが、それら不当な請求とは異なる本人の正当な請求であれば、本人からの利用停止・消去の請求を個人の権利、正当な利益の実現として認めるべきと考えます。事業者に正しく理解していただくために、その旨、ガイドラインに明記していただくよう要望します。 【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】	
519	3-8-5	保有個人データの利用停止等（法第30条関係）	該当するページ 164 ページ7行目 （意見） 社員が退職に伴い、会社に対し自身の人事データの消去請求を行った場合や、苦情申し出のあった顧客から自身の電話記録や対応模様の消去請求を行った場合の対応を事例で記載した方がよい。 （理由） 一般的に会社で起こり得るケースのため。	本ガイドライン（通則編）案3-8-5-1において、現時点において考えられる、利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例として、例えば、退職した従業員の情報をホームページ等に掲載している事例やダイレクトメール送付の事例を記載しておりますが、ガイドラインやQ&Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
520	3-8-5	保有個人データの 利用停止等（法 第 30 条関係）	2（１）通則編の該当箇所 3-8-5 保有個人データの利用停止等（法第 30 条関係）（164 頁） 法第 30 条第 6 項本文「6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。」について (2) 提出意見 上記の「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」についてお伺いさせてください。例えば、本人から「消去」の請求があっても、個人情報取扱事業者側で「利用停止」で足りると判断する場合は、「消去」を行わず、「利用停止」のみ行うことも許容される趣旨でよろしいでしょうか。 （個人情報保護委員会 R2 年 6 月「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律について」11 頁参照） 【匿名】	本人から保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できる場合には、利用停止による対応を行うことも許容されます。その判断は、まずは個人情報取扱事業者において行うこととなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。
521	3-8-5-1	利用停止等の要件	（該当箇所） 通則編の 165 ページ・ 7 行目 （意見）	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「2-7 保有個人データ」に掲載されている 2) の事例 2) である 「不審者や悪質なクレマー等による不当要求の被害等を防止するために事業者が保有している、当該行為を行った者を本人とする個人データ」は、保有個人データに該当しないことから、法 30 条に基づく利用停止等を請求されたときでも、その対象とならないという理解でよい。 (理由) 法令解釈の明確化のため (理由) 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
522	3-8-5-1	利用停止等の要件	対象：個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） P. 166-167 「法第 30 条第 5 項の要件を満たす場合 1 利用する必要がなくなった場合」について確認させていただきたい 例として、 [前提] ショッピングサイトにおいて、個人情報の利用目的を（１）商品の発送（２）利用者の個人情報並びに購買動向を分析し、得られ	御指摘の事案において、（２）の目的での利用を継続している場合には、「利用する必要がなくなった場合」には該当しないと考えられます。もっとも、別途「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に該当する場合があります。 また、退会後に個人情報を利用する旨を明記していたとしても、実際に当該個人情報を利用する必要がなくなった場合には、「利用する必要がなくなった場合」に該当すると考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		た情報の今後の商品・サービス開発への利用（３）利用者へのサービスやキャンペーンなどの案内とし、「サイトからの退会後も個人情報を利用する」と利用規約に明記の上で、利用者の同意を取っていた場合、 [想定ケース] 利用者が退会した（＝当該ショッピングサイトを利用しない）ことを理由に、個人情報の利用停止を請求してきた場合、事業者は（２）を目的とした利用を継続して行っているのであれば、利用停止を拒むことをできるとの認識で相違ないか。 また、 「サイトからの退会後も個人情報を利用する」と利用規約に明記していなかった場合の同ケースにおいては、利用停止を拒むことはできないとの想定で相違ないか。 （理由） 「法第 30 条第 5 項の要件を満たす場合 １ 利用する必要がなくなった場合」は、あくまでガイドライン記載の通り「当該個人情報取扱事業者」が利用する必要がなくなった場合であって、利用者として本人の個人情報を利用される必要がなくなった場合は該当しない、という認識で相違ないかを確認させていただきたい。	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	
523	3-8-5-1	利用停止等の要件	19-1 例えば、同意に基づく個人データの第三者提供について、同意の撤回を認める学説があるが、3-8-5-1(3)の「①利用する必要がなくなった場合」あるいは「③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」の事例を見る限り、単に撤回しただけでは利用停止等の要件を満たさず、加えて利用の必要がなくなるか(①)あるいは権利・利益侵害のおそれが生じる必要があるように理解できる。個人情報保護委員会は、上記のような学説の解釈を取っていないと理解してよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個人情報取扱事業者が一度有効に本人の同意を取得した場合において、本人が同意を撤回するという規定は設けられていませんが、改正後の法第30条第5項により、本人は利用停止等又は第三者提供の停止の請求を行うことができます。
524	3-8-5-1	利用停止等の要件	19-2 利用停止と消去が別の概念であるということは、保管は継続して消去はしないものの、利用はしないという取扱いが法30条の「利用停止」として認められ得るということによいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本人の請求の内容によると考えられますが、保管すること自体も許容しない場合には、通常、消去の請求が行われると考えられます。
525	3-8-5-1	利用停止等の要件 P165	ガイドライン（通則編）改正案「3-8-5-1 利用停止等の要件」(3)3事例5)は、「個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合」について、法30条5項の定める「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に該当すると	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「これによって本人に<u>不利益が生じている</u>ことから」

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			の解釈を示すようである。しかしながら、権利利益の侵害に基づく停止の請求と、侵害のおそれに基づく予防の請求は区別されるのが一般である（民法 198 条および 199 条参照。独占禁止法 24 条および不正競争防止法 3 条 1 項も参照）。前掲事例 5)における「本人に不利益が生じている」ことへの言及が、権利利益の侵害が現に生じていることを根拠とする趣旨であるとすれば、法 30 条 5 項の解釈論として疑義がある。 【個人】	【修正後】 「これによって本人に<u>不利益が生じるおそれがある</u>ことから」
526	3-8-5-1	利用停止等の要件 P166	◆通則編 P. 166 3-8-5-1 (1)7 行目、(2)5 行目 ◆「(※2)」を削除するか、位置を「判明したときは」の後か文末のどちらかに移動すべきである。 ((※3)についても同様。) ◆「法違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。」は、本文の「原則として」に対する例外ではなく、そもそも「請求に理由があることが判明したとき」にあたらない場合であるため（改正前の※2 第 1 段落の例示が例外の例示だったが、その部分が削除されたため） 【個人】	御指摘の（※3）について、現行のガイドライン（通則編）においても、「原則として」の後に記載されており、（※2）もこれと同様に記載していることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
527	3-8-5-1	利用停止等の要件	3-8-5-1 利用停止等の要件 166 ページ (3) ➤ 「原則として」とある点について、利用停止または第三者提供停止請求に係る本人の指摘が正しくない場合は、利用停止を行う必要がない旨を明確にすべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	本人から利用停止等又は第三者提供の停止の請求があった場合においても、その要件を満たさない場合には、個人情報取扱事業者は利用停止等又は第三者提供の停止に応じる義務を負わないことになります。
528	3-8-5-1	利用停止等の要件	<ページ> P. 166 <該当規定> 3-8-5-1 利用停止等の要件 <意見> 「個人情報取扱事業者は、次の①から③までのいずれに該当する場合について、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供等の停止を行わなければならない。」とあるが、本人からの請求が許容可能かどうかを判断するには、一定程度の時間を要する場合がある。また、保有個人データの削除等については、多くの個人情報取扱事業者がその手続き等を定めており、それらの手続きを履践するには一定程度の時間を要することも想定される。よって、判断過程の所要時間や当該手続きの内容自体が不合理でな	「遅滞なく」とは、請求の時点から理由のない滞りを生じさせることなくという趣旨であり、要件の判断や手続に通常要する期間も考慮して判断されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			い限り、「遅滞なく」対応していると解されると理解してよい か。 【日本証券業協会】	
529	3-8-5-1	利用停止等の要件	1. 3-8-5-1 Requirements for the right to demand the cessation of use, deletion, and cessation of third-party transfers of Retained Personal Data (Art 30(5) and (6)) (GL (General Rules), pp. 166-174) 3-8-5-1 利用停止等の要件 (3) 法第 30 条第 5 項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止 (P166) 個人情報取扱事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。 3-8-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置 (P173) 「困難な場合」については、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事	- 利用停止等又は第三者提供の停止の要件の判断に当たっては、本人が主張する内容のみならず、個人情報取扱事業者が認識しているその他の事情も含めて判断することになります。 - 改正後の法第 30 条第 6 項ただし書は「多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合」と定めていることから、金銭的なコスト以外の事情も考慮されます。例えば、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても、「困難な場合」に該当し得ます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得る。 Comments / 意見 内容 • The GL should confirm that the Handling Operator has the right to make this judgement on the information available to it. A decision on whether a demand under Article 30(5) clearly has grounds should not be determined based on the opinion of the data subject. • It should also be clarified that the “expenses” referred to in Article 30(6) include not only monetary costs but also where significant time, effort or inconvenience is required. • The GL should also confirm that where fulfilling a demand under Art. 30(5) would undermine efforts to guard against, detect, or investigate malicious, unlawful, or fraudulent activity, or enforce contracts, this would constitute a situation where the demand for cessation would be difficult to comply with.	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		コメント - GL は、「個人情報取扱業者」が入手可能な情報に基づいてこの判断を下す権利を有することを確認すべきである。個人情報保護法第 30 条 (5) に基づく要求が明らかに根拠のあるものであるかどうかの判断は、「本人」(情報主体) の意見に基づいて決定されるべきではない。 - また、同条 (6) で言及されている「費用」には、金銭的コストだけでなく、多大な時間、労力、不便さが必要な場合も含まれることを明確にすべきである。 - さらに、GL は、同条 (5) に基づく要求を実行することが、データ対象者の努力を損なう場合には また、GL は、同法第 30 条 (5) に基づく要求を満たすことで、悪意のある、違法な、または詐欺的な活動に対する防止、検出、または調査、あるいは契約の履行の努力が損なわれる場合、停止要求に応じることが困難な状況になることを確認すべきである。 Reasons - Article 30(6) only requires the Handling Operator to comply with a request under Article 30(5) if it is “clear that the demand has grounds” but the	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			current draft GL is not clear on the information on which determination should be based. - The GL is unclear about the interpretation of “expenses” and which cases would undermine efforts to guard against, detect, or investigate malicious, unlawful, or fraudulent activity, or enforce contracts. 理由 - 同法第 30 条 (6) は、「その請求に理由があることが判明したとき」にのみ、個人情報取扱事業者が同条 (5) に基づく要求に応じることを求めているが、現行の GL 案では、判断の根拠となる情報が明確ではない。 - また、「費用」の解釈が不明確であり、どのような場合に悪意のある、違法な、または詐欺的な行為に対する警戒、検出、調査、または契約の履行の努力を損なうことになるのかが不明である。 【Asia Internet Coalition (AIC)】	
530	3-8-5-1	利用停止等の要件	ア 該当箇所 通則編の 167 ページ・9 行目 イ 意見	個別の判断となりますが、例えば、本人からダイレクトメールの送付の停止の求めがあり、これ

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ダイレクトメールの送付や電話勧誘を一旦停止したのち、再開する見込み、可能性がある場合、利用する必要はなくなっていないという理解でよいでしょうか。 【匿名】	に応じた場合には、通常、利用する必要がなくなったものと考えられます。
531	3-8-5-1	利用停止等の要件	【該当箇所】 3-8-5-1(3)② 当該本人が識別される保有個人データに係る法第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合(168頁)、3-8-5-2【本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】の事例2)(173頁) 【意見】 (i)「法第22条の2第1項本文に規定する事態」、(ii)「法第22条の2第1項本文に定める漏えい等事案」、および、(iii)「個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等」は、改正案3-5-3-1で定義されている「報告対象事態」(46頁～)と同じ意味との理解でよいか確認したい。同じ意味なのであれば、(i)および(ii)を、「報告対象事態」に変更されたい。 【理由】 同一の文書の中において異なる表現方法を使う場合は、意味が異なると解釈するのが通例である。しかし、文脈上、上記(i)ないし(iii)のいずれも、「報告対象事態」と同じ意味のように読めるため、念のため、その点について確認を求める次第である。	御指摘の(i)、(ii)、(iii)の記載は、本ガイドライン(通則編)案3-5-3-2の「報告対象事態」と同義ですが、本ガイドライン(通則編)案3-8-5以下のみを参照した場合に分かりやすいように記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【経営法友会】	
532	3-8-5-1	利用停止等の要件	168 ページ ③ ➤ 特段の理由がなく停止請求が行われることを避けるべく、「本人の権利又は正当な利益が害される恐れがある場合」について、請求時に本人からその理由が申告されない場合は該当しないことを明記すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	本人は、改正後の法第 30 条第 5 項に基づく利用停止等又は第三者提供の停止の請求を行う場合、正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがあることを明らかにする必要があります。
533	3-8-5-1	利用停止等の要件	【該当箇所】 3-8-5-1 (3) ③ 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合（168 頁～） 【意見】 1 いわゆるクレーマー情報については、事業者として保有しておく必要があり、本人による利用停止等請求の対象外であることを明記されたい。 2 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】（170 頁）に、「過去に不当なクレーム等で個人情報取扱	1 悪質なクレーマー等による不当要求の被害等を防止するために事業者が保有している、当該行為を行った者を本人とする個人データは、施行令第 4 条第 2 号に該当するものとして、保有個人データに該当せず、利用停止等請求の対象外となります。 2 本ガイドライン（通則編）案 3-8-5-1 において、現時点において考えられる、利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例として、例えば、過去にサービスの強制退会処分を受けた者による利用停止等の事例を記載しており、

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			事業者の業務を妨害したことがある者が利用停止等を請求する場合」等を追記されたい。 【理由】 個人情報取扱事業者が社内で作成するクレーマー情報は、従業員を不当なクレームから守るための重要なツールであり、データとして保管する必要がある。そこで、当該情報は、保有個人データに該当しないか、あるいは該当したとしても利用停止等請求の対象外とすべきであるためである。 【経営法友会】	御指摘の事案についても、これと同様に考えられます。
534	3-8-5-1	利用停止等の要件	<ページ、行> P168、L14 <記載> (3) 法第 30 条第 5 項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止 個人情報取扱事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。 ③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 <意見> ”「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益（※5）が存在	御指摘の箇所は、「おそれ」の判断を特定の者ではなく一般人を基準とし、主観的な「おそれ」ではなく客観的な「おそれ」が認められることが必要であることを記載したものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			し、それが侵害されるおそれ（※6）がある場合をいい、（※6）「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断する。” と記載されているが、「一般人」及び「客観的に判断」とはどのような判断をいうのか、一般の事業者の判断にも資する考え方を具体的な例とともにご教示願いたい。 <理由> ”「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益（※5）が存在し、それが侵害されるおそれ（※6）がある場合をいい、（※6）「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断する。” と記載されているが、「一般人」及び「客観的に判断」とはどのような判断をいうのか、一般の事業者の判断にも資する考え方を具体的な例とともにご教示願いたい。 【楽天グループ株式会社】	
535	3-8-5-1	利用停止等の要件	（該当箇所） 通則編の168 ページ14 行目以降 『(3) 法第30条第5項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止	御指摘の箇所は、「おそれ」の判断を特定の者ではなく一般人を基準とし、主観的な「おそれ」ではなく客観的な「おそれ」が認められることが必要であることを記載したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		個人情報取扱事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。』 (意見) ”「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益（※5）が存在し、それが侵害されるおそれ（※6）がある場合をいい、（※6）「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断する。”と記載されているが、「一般人」及び「客観的に判断」とはどのような判断をいうのか、具体的な例示を入れながらご教示いただきたい (理由) 一般人の認識を基準とした場合、そのレベル感は必ずしも明確ではない。利用者がおそれがあると主張した場合でも、法的に適切な処置が行われていることを説明すれば必ずしも利用停止や第三者提供の停止の義務には相当しないなど、客観的かつ明確な基準を示すべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
536	3-8-5-1	利用停止等の要件	意見 12 『本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合』とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益（※5）が存在し、それが侵害されるおそれ（※6）がある場合をいう。」とあり、事例 1)乃至 5)が挙げられているが、「法目的」にはどのようなものがあるのかを明らかにし、それを網羅する形で事例を列挙すべきである。 （該当箇所：通則編）3-8-5-1 利用停止等の要件（3）③ 理由 利用停止の請求に係る 30 条 5 項の「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」が「法目的に照らして」解釈されると明記された点は歓迎する。しかし、挙げられている事例のそれぞれは、どのような法目的に照らして保護に値する正当な利益があると言えるものか。事例 1)、2)はダイレクトメールや勧誘電話の拒否を可能とすることを法目的に位置付ける趣旨か。事例 3)は安全管理措置の徹底を法目的に位置付ける趣旨か。事例 4)は第三者提供制限ルール遵守の徹底を法目的に位置付ける趣旨か。ダイレクトメールや勧誘電話の拒否を可能とすることは、個人情報保護法の法目的の一つとして位置付けられ得るのかもしれないが、安全管理措置や第三者提供制限は、何らかの法目的の実現手段であって、法目的そのものではないはずである。これらを	法目的とは法第 1 条に記載された目的を指し、本ガイドライン（通則編）案 3-8-5-1において、参考となる事例を記載していることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			法目的と位置付けるのであれば、手段が目的化してしまうのではないか。 本来ならば、法目的の中核にあると言うべきは、誤ったデータや不完全なデータ、目的と直接関係しないデータを本人の個人データとして処理することにより、個人が不当に評価、判断されることからの個人の保護にあるはず（正確性の確保や、利用目的関係の義務はその実現手段であり、利用停止もこれに当たる。）と考える。この法目的に照らして、利用停止に値する事例を記載すべきところ、原案にはその記載がない。そこで、以下のような事例を加えることを提案したい。 事例 6) 求人企業が採用選考にあたって、採用とは直接関係のない、就職希望者の Web 閲覧履歴を取得して、希望者の能力を推測したり、就職意思の本気度を推測して、採用選考に用いている場合 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
537	3-8-5-1	利用停止等の要件	意見 13 利用停止請求の事例 5) に、「退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるかのようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合」とあるが、「ホームページ等」に掲載されるその	本ガイドライン（通則編）案 3-8-5-1 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例】の事例 5 においては、「退職した従業員の情報」が保有個人データ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		種の従業員の氏名等は、散在情報としての個人情報には該当し得ることがあっても、通常は、個人データに該当せず、保有個人データにも該当しないものと考えられる。これは事例として誤っているので、削除するか、明らかに保有個人データに該当する事例に差し替える必要がある。 （該当箇所：通則編 3-8-5-1 利用停止等の要件（3）③ 事例 5） 理由 「自社の従業員であるかのようにホームページ等に掲載」という事例が、保有個人データに該当すると言えるためには、社内の従業員データベースが「ホームページ等」から検索できるようになっているとか、抜粋が継続して転載されている場合に限られると考えられるが、そのような機能を提供する企業はあまり例がないのではないかな。 逐条解説書（園部編）によれば、「個人情報データベース等から紙面に出力されたものやそのコピー（……）は『個人データ』の『取扱い』の結果であり、その限りで本法の規律の対象となる。」（第二次改訂版 86 頁）とあり、出力帳票も個人データに該当する旨が説明されているが、出力帳票が保有個人データにも該当するとの説明はない。 そもそも、保有個人データは、令和 2 年改正前では、6 か月以内に消去することとなるもの以外のものと定義されていたよう	であることが前提となっていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		に、6 か月以内の消去の有無を要件としたのは、これが個人情報データベース等により管理されていることを前提としたものであって、そこから転記され「ホームページ等に記載」されたにすぎないものについてまで、6 か月以内の消去が要件となっていたとは考え難いことからしても、転記されたにすぎない個人情報は保有個人データに該当しないものというべきである。 さらに言えば、「自社の従業員であるかのようにホームページ等に掲載し」が、個人情報データベース等から抜粋したものでなく、人が直接記入したにすぎない掲載であれば、個人データにも該当し得ない。 法目的の観点からしても、保有個人データの利用停止請求権が規定されているのは、保有個人データが個人情報データベース等に格納されており、それが処理されることが本人の権利利益に影響することを想定したものであって、単に企業の Web サイトに企業情報として役員の紹介を掲載しているものを最新のものに更新しなかったことについて、退職した元役員から苦情があった際にいちいち対応することを、行政が企業に義務付けするような趣旨ではないはずである。 以上のことから、事例 5) は保有個人データの利用停止請求の事例には当たらず、誤りであるから、削除するか、前記の「社内の従業員データベースがホームページ等から検索できるようにな	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			っている場合」(そのような事案は見かけないが)のように、明らかに保有個人データに該当する事例に差し替える必要がある。 【一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究 TF パブコメ検討 WG】	
538	3-8-5-1	利用停止等の要件 P169	<該当箇所> 3-8-5 保有個人データの利用停止等 (P. 169) 【当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例】 <意見> 個人の安寧な生活を損ねる可能性ある場合も含めて、例示記載があるとよい。 <理由> 自身の情報で、自身の安心・安全な生活の権利が脅かされることへの牽制がある方が望ましい。 (金額的な財産だけでなく、昨今の SNS の広まり・事件を考慮すべき)	本ガイドライン(通則編)案3-8-5-1において、例えば、ダイレクトメール送付や電話勧誘の事例を記載しておりますが、ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
539	3-8-5-1	利用停止等の要件	(該当箇所) ○<u>通則編</u>の168ページ・14行目～169ページ・10行目 3 個人情報取扱事業者等の義務/ 3-8 / 3-8-5 保有個人データの利用停止等 / 3-8-5-1 利用停止等の要件 (3) ③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 (意見) 停止請求を受け、それに従うべき適切な事業者(本人が停止請求を送るべき相手)は、メール送付を決めたことに責任を負う事業者であり、メール送信のみに責任を負う第三者の仲介業者やメールサービスではないことを明示することを推奨します。 (理由) 貴委員会は「当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」として、ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者が応じない例を挙げています。	個人データの取扱いの委託を受けた委託先が、自らの判断で当該個人データの開示等を行う権限を付与されていないときは、委託先にとっては保有個人データに該当しないため、本人から利用停止等の請求を受けてその判断をする必要はありません。なお、この場合において、委託元が本人から利用停止等の請求を受けて対応を行うときは、委託先は、委託元の指示に従った取扱いをする必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			このような停止請求を受け、それに従うべき適切な事業者（本人が停止請求を送るべき相手）は、メール送付を決めたことに責任を負う事業者であり、メール送信のみに責任を負う第三者の仲介業者やメールサービスではないことをガイドライン案において明示することを推奨します。これは、第三者である仲介業者やメールサービスは、メール送付を決めた事業者の指示に従い、実施することになるからです。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
540	3-8-5-1	利用停止等の要件	ア 該当箇所 通則編の 169 ページ・5 行目 イ 意見 （ア） 本人がダイレクトメールの送付停止等を求めたのち 1 回でも送付等をすれば「繰り返し」に該当するのでしょうか。 （イ） 個人情報取扱事業者が誤って再度送付等をしてしまった場合も停止が認められるのでしょうか。これに関し、個人情報取扱事業者側の過失の有無・程度は問題とされないのでしょうか。 【匿名】	（ア）個別の判断となりますが、御指摘の事案についても、利用停止等又は第三者提供の停止が認められる場合があります。 （イ）個別の判断となりますが、本人がダイレクトメールの送付の停止を求めた後、個人情報取扱事業者が誤って再度ダイレクトメールを送付した場合、利用停止等又は第三者提供の停止が認められる場合があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
541	3-8-5-1	利用停止等の要件	170 ページ ➤ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例」について、本人の意図を事業者が確認することは不可能であることから、事例に示されたような状況であると事業者が合理的に推測できる場合には停止を認めないと明示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	請求を行った本人の主観的事実については、請求を受けた個人情報取扱事業者が把握している事実関係から合理的に判断することになります。
542	3-8-5-1	利用停止等の要件	(該当箇所) 通則編の 170 ページ・ 2 行目 (意見) 相手方である本人との契約であって、現に契約が継続しているもの（当該取引が金銭の支払いを受ける債権であって、償却処理、譲渡した債権である場合や、債務者が破産した場合など）に係るものである場合、契約が存在し又はその契約履行にあたって必要であることから、本人から利用停止等の請求があっても、本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるとして、当該請求は認められないとすることでよい。 (理由) 法令解釈の明確化のため	個別の判断となりますが、本人との契約が継続している場合において、契約に係る義務を履行するため、又は契約に係る権利を行使するために必要な情報の利用停止等の請求を受けた場合、通常、本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 日本クレジット協会】	
543	3-8-5-1	利用停止等の要件	(該当箇所) 通則編 3-8-5-1 利用停止等の要件 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】(170ページ) (意見) 事例1～4を通じて、「免れるため」、「利用するため」と本人の主観を基準としているようにも読めるが、事業者から本人の主観を確認することは不可能であり、客観的に見てこれらの事例に示されたような状況であると合理的に推測できる場合にはこれらの事例にあたと理解してよいのか。 【一般社団法人日本資金決済業協会】	請求を行った本人の主観的事情については、請求を受けた個人情報取扱事業者が把握している事実関係から合理的に判断することになります。
544	3-8-5-1	利用停止等の要件	170 ページ ➤ 「EC サービスで他のユーザーから低評価を受けた者が、当該評価を含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合」、「頻繁に再入会を繰り返すことによる不正行為が予測される場合において、これを防止するために必要な個人情報について利用停止等を請求する場合」、「事後的な不正事案の検証や内部監査・それらの事案にかかる捜査への協力する場合」	個別の判断となりますが、御指摘の事例のうち、「EC サービスで他のユーザーから低評価を受けた者が、当該評価を含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合」との事例については、当該評価が公開されることにより侵害されるおそれがある権利利益等も考慮して判断されます。ガイ

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			等、個人による不適正なサービス利用への対策のために、事業者が個人情報の利用を合理的に必要とする場合には、利用停止を認めないことを事例として明示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】	ドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。
545	3-8-5-1	利用停止等の要件	(該当箇所) 通則編 3-8-5-1 利用停止等の要件 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】(170ページ) (意見) 事例3に、利用規約に違反したことを理由とした強制退会について言及があるが、これに類似する事例として、 「ECサービスで他のユーザーから低評価を受けた者が、当該評価を含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合」や、「頻繁に再入会を繰り返すことによる不正行為が予測される場合において(たとえば懸賞に対して同一人による複数回答募など)、これを防止するために必要な個人情報について利用停止等を請求する場合」、「事後的な不正事案の検証や内部監査・それらの事案にかかる捜査への協力」など、不正・不適正利用対策のために合理的に必要な範囲で、利用停止等又は第三者提供の停止が認められない	個別の判断となりますが、御指摘の事例のうち、「ECサービスで他のユーザーから低評価を受けた者が、当該評価を含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合」との事例については、当該評価が公開されることにより侵害されるおそれがある権利利益等も考慮して判断されます。ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			と理解してよいか。また、これらの事例を追記してはどうか。 【一般社団法人日本資金決済業協会】	
546	3-8-5-1	利用停止等の要件	(該当箇所) 通則編の 170 ページ・14 行目 (意見) 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】の事例 3 について、「過去の信用情報に基づくクレジット契約の審査により新たなクレジット契約を締結することが困難になった者が、新規のクレジット契約を締結するため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合」と読み替えられる事を確認したい。 (理由) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	御指摘の事例 3 は、融資の事例であるところ、クレジット契約の事例についても基本的に同様と考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
547	3-8-5-1	利用停止等の要件	(該当箇所) 通則編 3-8-5-1 利用停止等の要件 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】(170ページ) (意見) 本人が、一体として提供されている一連のサービスの一部のみを利用するため、それ以外のサービスにおける利用停止を請求した場合において、法的な要請やサービスの特性上、個人情報が一括不可分に管理されており、一部のサービスのみにおける利用停止に応じることが技術的・実務的に困難な場合は利用停止等又は第三者提供の停止に応じる必要はないという理解でよい。 【一般社団法人日本資金決済業協会】	個別の判断となりますが、本人の利用停止等又は第三者提供の停止の請求の対象となった保有個人データについて、他の契約に係る義務を履行するために取り扱う必要性があれば、当該事情も考慮して本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断することになります。
548	3-8-5-1	利用停止等の要件	170 ページ ➤ 一体として提供されているサービスのうち一部分のサービスに関する停止請求を受けた場合について、法的な要請やサービスの特性上、個人情報が一括不可分に管理されており、一部分のサービスのみに関する停止に応じることが技術的・実務的に困難な場合は、請求に応じる義務がないことを明示すべき。	個別の判断となりますが、本人の利用停止等又は第三者提供の停止の請求の対象となった保有個人データについて、他の契約に係る義務を履行するために取り扱う必要性があれば、当該事情も考慮して本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断することになります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】	
549	3-8-5-1	利用停止等の要件	<条文> 3-8-5-1(3) (P. 170・2行目～) <意見・理由> 例えば自動車保険の等級制度等において、過去の保険事故および保険金支払の情報による保険料の上昇を免れるため、当該保険事故および保険金支払の情報を保有している保険会社に対し自身の情報の利用停止等を請求する場合は、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがない」事例として掲げられている4つの事例と同様に、利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えてよい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	御指摘の事例も、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例の1つと考えられます。
550	3-8-5-1	利用停止等の要件	19-3 (*4)が「請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要がある。」という趣旨は、利用目的Aと利用目的Bという2つの利用目的がある保有個人データについて、利用目的Aでは「利用する必要がなくなった」ものの、利用目的Bではまだ利用する必要がある場合において「利用目的Aでの利用を停止せよ」という請求はできず、あくまでも、全ての利用目的との関係で「利用する必要がな	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			くなった」場合（つまりこの例では、利用目的 A と利用目的 B 双方で「利用する必要がなくなった」場合）にのみ利用停止を求めることができるということによいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
551	3-8-5-1	利用停止等の要件 P171 ※5	◆通則編 P. 171 3-8-5-1※5 ◆考慮要素に、「当該保有個人データを取り扱うに至った経緯」あるいは「当該保有個人データの提供と引き換えに本人が利益を受けた場合にはその事情」を追加するべきである。 ◆社会で行われている取引のなかには、本人による個人情報の提供と、事業者による特典や便益の提供に対価関係のある場合がある。このような取引も、プロセスが適切であれば保護されるべきものであり、事後的に本人が「利益は受けたが個人情報の利用は望まない」と削除を求める場合の本人の利益は、本人の権利または正当な利益とはいいがたい場合もある。そのような場合について、事業者が必ずしも削除に応じなければいけないわけではないという点があいまいになると、本人の、自らの個人情報を「売る」自由や、積極的なデータの利活用にとって大きな支障となる。 この点に関して、法第 30 条第 5 項は「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」という要件を課しているが、ガイドライン	例えば、本人が個人情報取扱事業者から便益の提供を受けた場合であっても、個人情報の取扱いに関し、本人が当初想定していなかった不利益を受けるおそれが生じる場合もあることから、原案が適切と考えます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			案 3-8-5-1※5 では「特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。」と原則と例外を逆転させており、さらに、例示されている（ア）～（オ）の考慮要素にはこのような観点からの要素が挙げられておらず、例示としても偏ったものとなっているため、追加が必要と考える。 【個人】	
552	3-8-5-1	利用停止等の要件	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3－8－5―1 利用停止等の要件 <意見> 「（※5）「正当」かどうか…」について、事業者の正当性について「（ア）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益」には、相続財産調査等の観点も含むか。 「（イ）法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」には、各種法令にもとづく調査のほか、官公庁等からの行政調査等対応も含むか。 <理由> 契約関係が終了したとしても、相続財産調査等の観点から照会がくる場合、官公庁等からの調査が行われる場合等があるため、その場合は消去・利用停止に応じる必要があることを明確にしておきたい。	「（ア）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情」について、相続財産調査の観点も含まれるものと考えられます。 「（イ）法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」は、例えば、当該保有個人データにつき法令上保管が義務付けられている場合等が考えられますが、保管が義務付けられていない保有個人データについて、行政調査等のために保管することは通常考慮されないと考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人全国銀行協会】	
553	3-8-5-1	利用停止等の要件	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示 （案）3-8-5-1 利用停止等の要件 <意見> 「(※5)」に「正当」か否かの判断要素として、事業者側の特別の事情について明記されているが、比較対象となる個人の権利とは何か、およびどう比較すれば良いかに関する判断軸について、示唆があればいただきたい。 <理由> 現状の記載では、事業者の目線からすると、(ア)～(オ)のいずれかの事情があれば、個人が利用停止等を請求する正当な利益はないと判断し、そのように説明するしかないように思われるため、個人の権利との比較が必要なのであれば、その判断軸をご教示願いたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	本ガイドライン（通則編）案3-8-5-1（※5）(ア)～(オ)の事情を考慮した上で、個別の事案において、本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断することになります。
554	3-8-5-1	利用停止等の要件 P171	【該当箇所】 通則編 3-8-5-1 ※5 【意見】	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			（オ）の「法的主張、権利行使又は防御」というのは、海外の司法当局に対してまたは海外の裁判所において、海外法令に基づく法的主張、権利行使又は防御を行う場合も含むとの理解でよい。 【理由】 日本が少子高齢化で弱体化していくなか、企業は、グローバルでの事業が必要不可欠となっている。そういう状況を踏まえると、海外法令に基づく法的主張、権利行使又は防御を行う場合を含むという解釈が日本の国益にかなっていると考え。 なお、海外の司法当局に対して海外法令に基づく法的主張、権利行使又は防御を行う場合としては、たとえば、米国市場におけるカルテルが問題となり、米国司法省が日本の事業者に対して調査又は訴追を行った場合に、当該事業者が、米国法に基づき、カルテルの成立を否定すべく米国法に基づく法的主張を行い、また、米国の証拠上認められている弁護士依頼者秘匿特権を行使して証拠の開示を拒否する事例があげられる。 【匿名】	
555	3-8-5-1	利用停止等の要件 P171 ※5	【該当箇所】 通則編 3-8-5-1 ※5	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【意見】 （イ）の「法令を遵守するため」の「法令」には、日本法のみならず、海外法も含まれるとの理解でよい。 【理由】 グローバルで事業を行っている事業者にとっては、日本法のみならず、海外法の順守もコンプライアンス上必要であるため、法令に海外法も含めていただきたい。 【匿名】	
556	3-8-5-1	利用停止等の要件	（該当箇所） 通則編の 172 ページ・ 1 行目 （意見） ※6について、「一般人の認識を基準として、客観的に判断する」とあるが、これは、主観的なものとどまるものについては対象とならないという理解でよい。 また、その場合、【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして、利用停止等又は第三者提要の停止が認められると考えられる事例】の（事例3）は、安全管理措置が十分講じられていないことが主観的なものとどまらず、客観的に十分講じられていないことが確認された場合であるという理解でよい。	前半については、御理解のとおりです。 後半について、御指摘の事例3の「安全管理措置を十分に講じておらず」とは、客観的に十分に講じていないという趣旨になりますが、「おそれ」については、一般人の認識を基準として、客観的に判断することを前提としていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			上記のとおりであれば、事例 3) は、「個人情報取扱事業者が、安全管理措置を十分に講じていないことが確認されたことにより、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合」としていただきたい。 (理由) 運用を明確化するため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
557	3-8-5-2	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度	<ページ> P.172 <該当規定> 3-8-5-2 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度 <意見> 現行の『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A の 6-5 において、「個人情報取扱事業者は、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足る事項の提示を求めることができます」とあるが、保有個人データの利用の停止又は消去に係る請求においても、同様の解釈が許容されるという理解でよいのか。	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【日本証券業協会】	
558	3-8-5-2	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度	【該当箇所】 3-8-5-2 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度（172 頁） 【意見】 「3-8-5-1（利用停止等の要件）の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合、個人情報取扱事業者は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない」とあるが、仮に本人が権利利益の侵害があるにもかかわらずサービスの継続を希望した場合においても、個人情報取扱事業者は利用停止等の措置を講じなければならないかを明確にされたい。 【理由】 実情において、仮に個人情報の漏えい等があり本人に権利利益が生じたことが明確であっても、個人によってはサービスの利用の継続を希望する場合があります、その場合であっても、個人情報取扱事業者はサービス利用者である当該個人の意思に反して利用停止等の措置を講じなければならないのかを把握したいためである。 【経営法友会】	御指摘の記載は、本人が利用停止等の請求を行ったことを前提としたものであり、本人が請求を行っていない場合に、利用停止等の措置を講じる義務はありません。 また、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項本文に定める漏えい等事案が生じ、本人が利用停止等の請求を行った場合であっても、当該本人との契約が存続しているときには、利用停止等が困難であるとして、代替措置による対応が認められることになります。
559	3-8-5-2	本人の権利利益	（該当箇所）	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		の侵害を防止するために必要な限度	通則編の 172 ページ・14 行目 (意見) 「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応」の事例に、「消去」を請求された際に「利用停止」又は「第三者提供の停止」による対応をすることが掲載されている。 「消去」を求められたとしても、本人の権利利益の侵害を防止できれば、「消去」ではなく「利用停止」又は「第三者提供の停止」をすることにより請求に応じたことになるとの認識でよい。 (理由) 法令で求められる対応を明確化するため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
560	3-8-5-2	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度	【該当箇所】 3-8-5-2 【本人からの権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】の事例 2) (173 頁) 【意見】 本人との契約が継続しているため、「利用停止等が困難」である場合がどういう場合なのかを具体的に説明されたい。 【理由】 重大な漏えい等が発生したことを受け、利用停止等を本人が求めているにもかかわらず、個人情報取扱事業者が再発防止策を講	特定の契約類型を前提としたものではありませんが、本人との契約が存続しており、その義務の履行のためには、利用停止等の対象となった保有個人データを利用する必要がある場合には、利用停止等が困難であると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			じる限り、利用停止等に応じなくてよい場合が事例２）であり、具体的には、「本人との契約が継続しているため、利用停止等が困難である」場合にかかる場合に該当するとされている。しかし、重大な漏えい等が生じているにもかかわらず、利用停止等に応じなくてもよいとされる「本人との契約が継続しているため、利用停止等が困難である」が、具体的にいかなる契約類型に基づくどのような商品または役務の提供を想定しているのかが不明確なためである。 【経営法友会】	
561	3-8-5-2	本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度 P172	<該当箇所> 通則編 3-8-5-2 事例２ <意見> 本人から利用停止等請求を受け取ったにもかかわらず、「本人との契約が存続しているため」当該請求に応じなくなるというのがどういう事例であるか明らかではないので、明確化してほしい。 また、利用停止等の請求を行った本人が「契約」の解除又は解約に応じた場合においては、事例２の存在にもかかわらず、利用停止等の請求に事業者は応じる義務があるとの理解でよいのか。	前半については、本人との契約が存続しており、その義務の履行のためには、利用停止等の対象となった保有個人データを利用する必要がある場合には、利用停止等が困難であると考えられます。 後半については、御指摘の事例２は本人との契約が存続していることを前提としており、契約が解除等により終了した場合には、これに該当しないこととなります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<理由> 事例2が念頭に置いている状況と射程が定かでないため。 【匿名】	
562	3-8-5-3	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	<条文> 3-8-5-3 (P. 173・5行目～) <意見・理由> 損害保険会社は、保険業法において健全かつ適切な業務運営が求められているが、これは保険の性質上、顧客間の公平性を前提として成り立つものである。仮に、本人の要請によって個人データを削除すると、顧客間の公平性が保たれず、健全かつ適切な業務運営が損なわれる事態も懸念される。保険会社の正当な事業活動において必要不可欠な個人データについては、情報漏えい等に起因して本人から当該情報について利用停止等又は第三者への提供の停止を請求されたとしても、法第30条第6項ただし書きの「利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合」、すなわちガイドライン3-8-5-3にある「個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合」に該当すると考えてよいか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	本人との契約の存続や利用停止等の対象となった個人データの内容・性質を考慮した上で、個別の事案ごとに判断されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
563	3-8-5-3	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	<該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 3-8-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置 <意見> 「困難な場合」については、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当しうる。」とあるが、「個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合」についてその具体例をお示しいただきたい。 また、当該本人との契約や他の法令の規定により保存が義務づけられているといった事情は該当するとの理解で良いか。 <理由> 要件を明確化いただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	例えば、本人との契約が存続しており、対象となった保有個人データにつき、当該契約に係る義務を履行するために必要である場合は、「困難な場合」に該当すると考えられます。 また、対象となった保有個人データにつき、他の法令の規定により保存が義務付けられている場合も「困難な場合」に該当すると考えられます。
564	3-8-5-3	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	3-8-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置 173 ページ	改正後の法第 30 条第 6 項ただし書は「多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合」と定めていることから、金銭的なコスト以外の事情も考

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			➤ 「利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合」のうち「多額の費用を要する場合」について、金銭的な費用のみに基づき判断すべきではない。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	慮されます。例えば、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても、「困難な場合」に該当し得ます。
565	3-8-5-3	本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置	通則編 P174 3-8-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置 3-8-5 保有個人データの利用停止等（法第 30 条関係）の「3-8-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」の【本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】として下記の記述があります。 「事例 3）他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを直ちに消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合」 しかしながら、法第 30 条において「保有個人データの利用停止等」は、「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「保有個人データを<u>直ちに</u>消去する代わりに」 【修正後】 「保有個人データを<u>遅滞なく</u>消去する代わりに」

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			提供の停止を行わなければならない。」とされており、そもそも「直ちに消去する義務」はありません。 誤解を生じる記述となっていますので、修正を求めます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
566	3-8-6	理由の説明	3-8-6 理由の説明 175 ページ ➤ 請求された措置をとらないまたは異なる措置をとる場合の理由を本人に説明する際、法の定めに該当する事態が生じていないことを立証することは困難であることから、該当する事態が生じたおそれ・確証がない場合には「法の定めに該当する事態が生じていないと判断した」旨を説明することで代替できることを明示すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	個別の判断となりますが、本人が請求した措置をとらない場合又はその措置と異なる措置を場合によっては、可能な限り本人の理解が得られるように説明をすることが重要であると考えられます。
567	3-8-7	開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）	2 （３－８－７）開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係） 契約締結時には厳格な本人確認を求められずに取引を行う事例はたくさんあります。そのような場合にも、開示や利用停止等の場合においては、当該本人であることを公的書類等で示さなければならないと事業者から請求される場合が多く、消費者の苦情を	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 （※2）<u>確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等</u>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		招いています。明らかに契約締結時の個人情報の取得に比して、過大な確認であり、本人の権利行使に対する障害となっています。 一方、本人確認が適切にされないことの弊害も認識しており、適切な方法が必要です。貴委員会ホームページFAQでは、本人確認の方法として場合分けをしており、これが適切と思われます。FAQに記載していても、ガイドラインしか見ない事業者も多いため、FAQ6-15「開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法としては、どのようなものがありますか。」の回答をガイドラインにも採用すべきです。 事例1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印 事例2) オンラインの場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みのIDとパスワード 事例3) 電話の場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの一定の登録情報（生年月日等）、コールバック 事例4) 送付（郵送、FAX等）の場合：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等	に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。 <u>事例1) 本人の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印、公的個人認証による電子署名</u> <u>事例2) 代理人の場合：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳等。このほか、代理人については、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代</u>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	<u>理人であることを示す場合は、登記事項証明書）</u> 【修正後】 （※2）<u>確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。</u> <u>なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。</u>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<u>事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印</u> <u>事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名</u> <u>事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック</u> <u>事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付</u>
568	3-8-7	開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）P174	3-8-7 開示等の請求等に応じる手続について、事例 1 および事例 2 に掲載されている本人確認の手段（運転免許証等）について、第 153 回個人情報保護委員会の資料 1-1 にもあるとおり、健康保険法等の一部改正の施行に伴い、健康保険証の被保険者番号を健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止され	御指摘の法律は、個人情報保護委員会の所掌外となりますので、その解釈等をお示しすることはできませんが、告知要求制限に抵触しないように本人確認等のために被保険者証等の提示を求める

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			たほか、国民年金手帳や住民票コードについても同様の制限があり、特定の項目を黒ぬりして収集することが求められているため、誤った取扱いを防ぐ目的で、黒ぬりの必要があるものについては注記を付すか、事例から除外するなどの対応をしてほしい。 【匿名】	ことは可能と認識しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
569	3-8-7	開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）	<対象項目> 3-8-7 開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係） <ページ・行> P177/5 行目 <意見> 「(1) 開示等の請求等の申出先」や「(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法」等として SNS や SMS の利用も可能か。 （「メールアドレス等」や「電子メール」にこれらは含まれるのか） <理由> 連絡方法の多様化に伴う確認。保有個人データの開示を SNS や SMS を利用してできるか否かの確認。 【日本貸金業協会】	事業者は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものとなるように配慮するとともに、本人に過重な負担を課するものにならないよう配慮する必要があります。 個別の事案ごとに判断することとなりますが、上記を満たす限りにおいて、開示等の請求等の受付方法として、SNS 等で受け付ける方法を定めることも可能であると考えられます。
570	3-8-7	開示等の請求等	（該当箇所）	御理解のとおりです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		に应じる手続（法第 32 条関係）	通則編の 177 ページ・6 行目 （意見） 開示等の請求等の受付に関しては、電磁的に行うことは、法では求められていないという認識で間違いないか。対応するにしても事業者側の任意でよいか。 （理由） 運用の明確化のため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	
571	3-8-7	開示等の請求等に应じる手続（法第 32 条関係）P177	【該当箇所】 通則編 3-8-7 「（４） 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法」の意義について 【意見】 手数料の支払いを銀行振込にて行う場合で、振込手数料を本人が負担するときは、その旨をあらかじめ個人情報取扱事業者が定めていない場合、かかる振込手数料は事業者が負担することになるとの理解でよいか。 【理由】 「手数料の徴収方法」の射程が定かでないため。	個人情報保護法上、振込手数料の負担者に関する規定はありませんが、一般に、振込手数料を本人負担とする場合、その旨をあらかじめ定め、本人の知り得る状態に置くことが望ましいと考えられます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	
572	3-8-7	開示等の請求等 に応じる手続（法 第32条関係）P178	【該当箇所】 通則編 3-8-7 「請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したり」の意義 【意見】 個人情報取扱事業者が、請求等をウェブサイトにて受け付けている場合、ウェブサイトのトップページから数クリック以内でアクセスできる場所以外に請求等を受け付ける窓口を設けたときは、当該個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第32条第4項の「本人に過重な負担を課」していることになるとの理解でよいのか。 【理由】 オンライン上の窓口の場合の取り扱いがガイドライン案上明確ではないため。 【匿名】	個別の事案ごとに判断することとなるため、一律にはお答えしかねますが、例えば、ホームページの掲載による場合、本人が簡単な操作によって到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましいものと考えられます。
573	3-8-7	開示等の請求等 に応じる手続（法	通則編 3-8-7 P181の「事例1」について	1 個別の事案ごとに判断することとなりますので、一律にはお答えしかねますが、本人確認

番 号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	第 32 条関係)P181	1 昨今、犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づきオンラインにより本人確認（eKYC）を行う手法が普及しているところ、同法施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第 6 条第 1 項第 1 号ホ及びへの手法についても例示されている「公的個人認証による電子署名」の手法と同じく、eKYC を用いた本人確認手法として適切な方法と理解してよろしいでしょうか。 2 1 の理解でよい場合、開示を求める本人及び対応する事業者双方にとって分かりやすい表記とする観点から、「公的個人認証による電子署名」を「公的個人認証による電子署名等 eKYC を用いた本人確認手法」と修正願います。 ○参照条文 第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか ホ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該	の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければなりません。 2 一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法 ヘ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法 ワ 当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。） ○「eKYC」の用例 2021年成長戦略フォローアップ案（令和3年6月2日成長戦略会議配布資料） 1-(9)サイバーセキュリティの確保 ・デジタル空間での安全・安心な民間取引等において必要となる本人確認手法について、公的個人認証サービスの利用促進に加え、2021年中に有識者検討会を立ち上げ、安全性や信頼性等に配慮しつつ具体的な課題と方向性を整理し、その結果も踏まえ簡便な手法の一つである eKYC 等を用いた本人確認手法の普及を促進する。 【個人】	
574	3-8-7	開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）P181	<該当箇所> 3-8-7 開示等の請求等に応じる手続(P. 181) （※2）本人の確認方法 事例 1) <意見>	ガイドラインやQ & Aにおける事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			本人確認の方法としての「公的個人認証による電子署名」の事例と具体的な本人確認方法についてQ & A等で示していただききたい。 <理由> 民間企業において、公的個人認証の適用可否を判断するのに必要な要件であるため 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	
575	3-8-7	開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）	<ページ、行> P181 <記載> 本人確認の方法 事例1）、事例2） <意見> 本人確認の方法の事例に、「健康保険の被保険者証」があるが、抜いたほうが良いのではないか。 20年10月の健康保険法改正によって、マスキング等の処理が必要になっており、かつ本人へ本人確認の利用目的では要求ができなくなっている。注記が必要ではないか。 <理由>	御指摘の法律は、個人情報保護委員会の所掌外となりますので、その解釈等をお示しすることはできませんが、告知要求制限に抵触しないように本人確認等のために被保険者証等の提示を求めることは可能と認識しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			20 年 10 月の健康保険法改正によって、マスキング等の処理が必要となっており、一定の注記が必要と考えられる。 【楽天グループ株式会社】	
576	4	「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方 P194 4 行目	(3) 通則編 P194 4 行目 改正後 4. 「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方 ※ 1 と同様。 下記 5 条文は、「押印廃止」「電子文書での書類申請」等の直近改正法を反映し、「通則編」と「外国にある第三者への提供編」に公示すべきだと考えます。 但し、送達については「書類」と明記されていますが、電子媒体での送受信も視野に入れ、各ガイドラインに参照すべき関連各法を明示すると諸外国もわかりやすいと思います。 改正法第 58 条の二 送達すべき書類 改正法第 58 条の三 送達に関する民事訴訟法の準用 改正法第 58 条の四 公示送達 改正法第 58 条の五 電子情報処理組織の使用 <例>	本ガイドライン案は、個人情報取扱事業者等に改正後の法を適切に遵守いただくために、改正後の法の内容のうち、各種用語の定義及び個人情報取扱事業者等の義務を中心に記載することとしているため、御指摘の内容も含め、その他の改正後の法の詳細な内容は記載しておりません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			参照： ① 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号） ② 個人情報保護委員会の書簡する法令に係る情報通信技術を活用した行政に関する法律施行規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 2 号） ②については、個人情報保護委員会は番号法を司る委員会として発足し、個人情報保護法については法一元化を図る姿勢のもと、個人情報保護法関連各法の各事業者を認可する重要な委員会である為、各ガイドライン【付録】に個人情報保護委員会規則を掲載すると諸外国も理解しやすいと考えます。（※2） 【個人】	
577	4-2-1	利用目的の特定 （法第 15 条の趣旨に沿った措置） P24	【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】について下記の記述が加わりました。 「事例 1）「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」 一方、事例の前の説明文としては下記の記述となっています。	本ガイドライン（通則編）案 3－1－1 では、事業者の理解を助けることを目的として事例を記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。」 事例に示された「広告のために利用いたします。」では、どのような手法による広告なのか（DM が送付されてくるのか、個人携帯に POPinfo で送信されてくるのか、街を歩いていると自分向けの商品の写真が描かれたアドバルーンがあがっているというのか）が書かれておらず、利用目的から合理的に予測・想定できない悪い事例になってしまっています。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
578	5-1	域外適用（法第 75 条関係）	（該当箇所） <u>通則編</u>の 199 ページ～ 5-1 外国にある個人情報取扱事業者等が、日本の居住者等国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合には、法が適用される。 （意見）	「国内にある者」とは、物品又は役務の提供の時点において国内に所在する者をいい、本邦に一時的に滞在する外国人も含まれます。 そのため、本邦に一時的に滞在する外国人であることが明白である場合であっても、当該外国人が「国内にある者」に該当し、外国にある個人情報取扱事業者等が当該外国人を本人とする個人情報等を「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して」取り扱う場合には、改正後の法第

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		法 75 条の域外適用の「国内にある者」について「日本の居住者等国内にある者」という説明が付されていることから、当該個人が本邦の短期滞在者にすぎず、国外の居住者であることが明白なケースにおいては、法 75 条の域外適用の根拠とはならないと考えます。これには、国外居住者が一時的に本邦を訪れている間に同人について国内で収集された個人データを外国法人等が利用する場合などが考えられます。例として、外国（X 国）の教育機関が語学研修のため X 国居住者である参加者を日本企業や日本の学校に短期派遣し、本邦滞在中に日本企業または日本の学校が収集したその参加者の個人データを当該教育機関が本国 X にて利用・処理することなどを考えた場合、かかる場合において、かかる X 国の教育機関に対してまで、日本法の域外適用を及ぼせる趣旨ではないと考えます。 （理由） 本邦における個人情報保護という趣旨の対象外のケースと考えるため。域外適用の範囲はむやみに広げるべきではなく、法の趣旨に沿って合理的に設定されるべきである。 【在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)】	75 条に基づく域外適用の対象となると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
579	5-1	域外適用（法第75条関係）	（該当箇所） 通則編の200ページ・3行目 （意見） 法75条に定める「域外適用」について、外国にある受託業者（受託者の再委託先の事業者を含む）であっても、（日本の）個人情報保護法の適用を受けるという理解でよいか。 （理由） 外国にある受託業者に対して個人情報保護法が適用される場合、委託契約の契約の定めにあたり影響があるため 【一般社団法人 日本クレジット協会】	改正後の法第75条の域外適用の対象となる場合は、外国にある個人情報取扱事業者が国内にある者を本人とする個人情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限らず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれます。 そのため、外国にある事業者が日本にある個人情報取扱事業者から「国内にある者」を本人とする個人データの取扱いの委託を受ける場合においても、当該外国にある事業者が、「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して」当該個人データを取り扱う場合には、域外適用の対象となります。
580	5-1	域外適用（法第75条関係）	該当箇所 通則編 5-1 域外適用 外国銀行の日本国外の営業店で日本人個人が預金口座を開設する場合、（１）現地に行って窓口で開設、（２）インターネットを通じて開設、（３）外国銀行代理業を通じて開設の３通りがある。 （１）は、外国の現地でのサービスの提供であり、日本人を意識して勧誘行為を行っていない、日本語で取引するのではなく、日本円建ての取引でなく、日本人顧客が極めて少数であるのであれば、法75条の「国内にある者に対する」サービスの提供という行為に該当しないため、この日本人の現住所が日本国内であっても、	個別のサービスに関する回答はしかねますが、一般論として、域外適用の対象となるためには、「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して」個人情報等が取り扱われる必要があります。そのため、「国内にある者に対する物品又は役務の提供」が認められない場合には、域外適用の対象になりません。 なお、個別の事案ごとに判断されますが、例えば、外国の本店を有する事業者の日本支店において「国内にある者に対する物品又は役務の提供」

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		日本国外の営業店が取得した個人情報に域外適用はないという理解でいいか確認させていただきたい。 （２）では、インターネットを通じて申込を行っても実際に開設するには、現地の窓口に行き本人確認等の手続きを行う必要がある。さらにインターネットでは英語で世界に広くサービスを提供しており、日本語のサイトはなく、日本円建ての取引でなく、日本人顧客が極めて少数であるのであれば、法 75 条の「国内にある者に対する」サービスの提供という行為に該当しないということは銀行法に抵触しないことから明らかであるため、この日本人の現住所が日本国内であっても、個人情報法の域外適用はないという理解でいいか確認させていただきたい。なお、個人情報法と同等性があると認められている GDPR においても、欧州を意識して、欧州通貨で決済でき、欧州のユーザーが多いというのであれば GDPR は適用されないと解釈しており、この解釈と同様であることを望みます。 （３）は、外国銀行在日支店で Application の取次は行なうが、これから現地に留学、現地に居住することを前提とする制度であり、実際に開設するには、現地で生活する者が到着後に窓口で本人確認等の手続きを行う必要がある。日本語で取引するのではなく、日本円建ての取引でなく、制度を利用する日本人顧客が極めて少数であるのであれば、「国内にある者に対する」サービスの	を行っている場合において、外国にある本店が、当該「国内にある者に対する物品又は役務の提供」に関連して、国内にある者を本人とする個人情報を取扱う場合には、域外適用の対象となります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			提供という行為に該当しないため、域外適用はないという理解でいいか確認させていただきたい。 【オーストラリア・ニュージーランド銀行】	
581	5-1	域外適用（法第 75 条関係） P200	通則編 P200 5-1 域外適用（法第 75 条関係） 法第 75 条で外国にある個人情報取扱事業者等が、日本の居住者等国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報として取得されることとなる個人情報、外国において取り扱う場合には、法が適用されると定められています。 そして、【域外適用の対象となる事例】も記述されていて、その事例の中で個人情報に関するものとして下記の記述があります。 「事例 4) 外国の広告関連事業者が、日本のインターネット通信販売事業者に対し、当該インターネット通信販売事業者による日本の消費者に対するキャンペーン情報の配信等のサービスの提供に関連して、当該インターネット通信販売事業者が保有する日本の消費者の個人データと結び付けることが想定される個人情報提供する場合」	御指摘の「外国の広告関連事業者が、日本のインターネット通信販売事業者から個人情報提供を受ける場合」に、外国の広告関連事業者が域外適用の対象となるか否かは、外国の広告関連事業者が当該個人情報をどのように取り扱うか（特定の個人を識別できる情報と紐付けて個人情報として取り扱うかを含む。）等を踏まえて、個別の事案ごとに判断する必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			しかしながら、実際に発生している事例の多くは、「日本のインターネット通信販売事業者が、外国の広告関連事業者から個人関連情報の提供を受ける場合」ではなく、「外国の広告関連事業者が、日本のインターネット通信販売事業者から個人関連情報の提供を受ける場合」です。 この場合に、当該外国の広告関連事業者が域外適用の対象となるか否かを丁寧に説明いただけることを望みます。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
582	5-1	域外適用（法第 75 条関係）	<条文> 5-1（P.200・6 行目～） <意見・理由> 「域外適用の対象となる場合は、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれる。」とのことであるが、外国にある個人情報取扱事業者が業務委託に伴い日本にある個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受ける場合、当該外国にある個人情報取扱事業者が基準適合体制整備を根拠に個人データの提供を受けるのであれば、業務委託契約により法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施を義務付けられているものと考えられるが、契約における義務の履行として法第 4	外国にある事業者が改正後の法第 75 条の域外適用の対象となる場合には、法の規定に基づき個人情報を取り扱う義務が課されます。 この点は、当該外国にある事業者が日本にある個人情報取扱事業者との間の契約により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置を実施する義務を負っているか否かに関係しません。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施を行う義務があると同時に、法の域外適用により同様の義務を負う、という理解でよいか。 また、同様の業務委託において、当該外国にある個人情報取扱事業者が基準適合体制整備ではなく本人同意に基づいて個人データの提供を受ける場合、業務委託契約により法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施を義務付けられていないことも考えられるが、このような場合においても法の域外適用の結果、法第4章第1節の規定の遵守を求められるので、結局、その趣旨に沿った措置の実施を行う義務がある、という理解でよいか。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
583	5-1	域外適用（法第75条関係）	20-1 【域外適用の対象とならない事例】において外国にある親会社が日本子会社の従業員情報を管理するケースが挙げられているが、ここにいう親会社は日本子会社の過半数の持分を有している必要があるか。実質的に支配する関係があれば足りるか。同一の親会社に支配されている兄弟会社の場合はどうか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御指摘の事例は、外国にある事業者がグループ会社の従業員情報の管理のために、日本にある事業者の従業員の個人情報を取り扱う場合には、 「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連」する個人情報の取扱いに該当しないと考えられることから、域外適用の対象とならないことを例示するものであり、「親会社」の定義について何らかの基準を示すものではなく、また、取扱い

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				の主体を「親会社」に限定する趣旨でもありません。
584	5-1	域外適用（法第 75 条関係）	20-2 法 75 条により個人データの提供を受ける外国にある第三者に個人情報保護法の規律が適用され、かつ、個人データを提供する者に法 24 条の規律が適用されるという状況もあり得るという理解でよい。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	御理解のとおりです。
585	5-1	域外適用（法第 75 条関係）	5 海外企業に対する適用について 今回の個人情報保護法の改正により、個人関連情報の提供に対する同意も含めて、国内の個人に関する個人情報を取り扱う事業者に対しては海外企業であっても適用されるものと理解している。 しかし、今回の改正法については、必ずしも GDPR 等の規制法と適用範囲が同一というわけではなく厳格な運用がされないのではないかが危惧される。 この点、運用にあたって、海外企業の対応が不十分となる場合、国内の事業者のみ過度の負担を強いることになり公平な競争環境が確保されなくなることが懸念される。 【個人】	令和 2 年改正法により、域外適用の対象となる外国にある事業者については、国内の事業者と同様の規律が適用されることになり、適用される規律についてのイコールフットINGは実現されたものと考えます。その上で、法の円滑な執行の観点から、外国に対する領事送達・公示送達等の手続規定も設けたところであり、実効的な監督に努めてまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
586	5-2	適用除外（法第 76 条関係）	5-2 適用除外 203 ページ ※3 ➤ 学術研究として適用除外に該当するかどうかの判断基準を明確化すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
587	5-2	適用除外（法第 76 条関係）	該当箇所：通則編 202 ページ、17 行目 意見： 「5-2 適用除外」に関し、「※3:学術研究機関等が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合」は、法第 4 章に定める「個人情報取扱事業者の義務等」に係る規定は適用されないこととされている。 しかしながら、学術研究機関と民間企業等との共同研究においては、学術研究に該当するかどうか判断が難しく、意見が分かれることがある。学術研究かどうかを判断する際に、共同研究の成果の利用まで含める必要がないことを、Q&A 等で明確にしていきたい。例えば、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の研究計画書上の「研究の計画」に記載の目的の内	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			容が、本ガイドラインに記載されている「学術研究」に該当するかどうかで判断することで明確になるものと思われる。 理由： 学術研究機関と民間企業等との共同研究が学術研究に該当するかについて、倫理審査委員会等で見解が異なる場合がある。具体的には、学術研究であるかを判断する際に、共同研究の成果の利用まで考慮する必要があるかのように認識されることがあり、学術研究目的での個人情報の利活用がされにくくなり、学術研究期間と民間企業等との共同研究の実施を阻害する事態を招いている。 【日本製薬工業協会】	
588	7-3	組織的安全管理措置	■個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 7-3 組織的安全管理措置（205 ページ） ●表の「（１）組織体制の整備」における手法の例示として、組織体制として整備する項目の例が複数挙げられているところ、個人情報の安全管理の実施及び運用に関する権限と責任を有するCP0（Chief Privacy Officer）や同人を長とする部署が組成されることが望ましい旨、また、CP0 や同人を長とする部署は、法務	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			部からは独立して設置または組成されることが望ましい旨、Q&Aでも良いが、ご記載いただきたい。 ●多国籍企業の支社が日本に所在する場合においては、多国籍企業本社に CPD や同人を長とする部署が組成されるのみならず、日本の支社においても個人情報保護法の遵守を担う担当者や部署が設置または組成されることが望ましい旨、また、そうした担当者や部署は法務部からは独立して設置または組成されることが望ましい旨、Q&A でも良いが、ご記載いただきたい。 【匿名】	
589	7-7	外的環境の把握	<頁 行目> 207 頁 20 行目 <意見> 意見⑦<安全管理措置別添>7-7 外的環境の把握 個人情報取扱い事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 外的環境(個人情報保護制度・政治・安全保障その他総合的な環境)の民間事業者単独での情報収集は困難です。また、解釈に	事業者は、個人データの取扱いに係るリスクを把握した上で安全管理措置を講じる必要があります。今般の改正においては、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の制度等の外的環境に起因するリスクを把握して安全管理措置を講じる必要があることを明確化しています。 安全管理措置は、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない、その内容は事業者によって異なるため、一律にはお答えしかねますが、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考と

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			もばらつきが生じるため、必要な措置を判断することは困難です。 このため、行政機関から、求められる外的環境の項目、必要な措置や手法の例をガイドラインおよび Q&A で示していただくべきと考えます。 <理由> 記載内容の理解を深め、実務面での対応を明らかにすることで適切な準備を行うため。 【ソフトバンク株式会社】	なる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。
590	7-7	外的環境の把握	(該当箇所) 通則編 の 207 ページ・20 行目 (意見) 「7-7 外的環境の把握 個人情報取扱い事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」 本ガイドラインでは外的環境の把握及び環境を踏まえた措置を個人情報取扱事業者に委ねるものと理解しております。しかしながら、個人情報取扱事業者では、制度はもとより様々な国際環境・状況を正確に把握し、対策を行うことは困難です。また、事	事業者は、個人データの取扱いに係るリスクを把握した上で安全管理措置を講じる必要があります。今般の改正においては、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の制度等の外的環境に起因するリスクを把握して安全管理措置を講じる必要があることを明確化しています。 安全管理措置は、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならず、その内容は事業者によって異なるため、一律にはお答えしかねますが、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考と

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			前にどの国で何を行ってはならないか、どんな措置をしなければならぬかを明確に規定しなければ、事業者の自主措置が、本規定に基づき事後的に「不適切であった」と判断される可能性もあります。 したがって、外国別に制度の概況・禁止される事項、必要な措置を行政が明確に示すべきと考えます。 具体例としては、 ・ 中国では情報の保管・閲覧はすべて認められないのか、または、認められる場合はどのような措置を行った場合か ・ 韓国は GDPR 上の十分性認定が行われる見通しとの報道がありましたが、日本国として韓国は GDPR 対象国と同等とみなされるのか 等、国毎の判断・指針をお示しいただくべきと考えます。 (理由) 個人情報取扱事業者にとっての予見性・措置を明確にするため 【個人】	なる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。
591	付録	【付録】 P208	(5) 通則編 P5 【付録】 改正後 通則編 P208 【付録】 改正後	本ガイドラインは、改正後の法令に既に定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。 個人関連情報については、改正後の法第 26 条の

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(1)と同様に、個人情報に関するについては、※1 理由として法律第 2 条にて個人情報情報を定義すべきものと考えます。 しかし、第三者提供についてのフロー図は大変重要な情報ですので、ガイドライン「通則編」と「第三社提供時の確認・記録義務編」の両方に【付録】として掲載してはいかがでしょうか。 上記とは別に、下記規定（個人情報保護委員会の認定を受けることができる事業者について）も【付録】に公示すべきと考えます。 改正法第 47 条 2 項 改正法第 49 条の二 公示により、個人情報保護法各法の一元化を図る為、個人情報保護委員会が各法事業者を認可する事ができるという情報により、各法の一元化が難しくとも、個人情報保護委員会が各法を取りまとめている事を公示する事となり、諸外国も各法を理解しやすくなると考えます。 【個人】	2 第 1 項において定義されていることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 また、個人情報情報の第三者提供規制については、本ガイドライン（案）通則編に記載されていることから、御指摘のフロー図も本ガイドライン（案）通則編にのみ記載しております。 なお、認定個人情報保護団体に係る規律については、本ガイドライン（認定個人情報保護団体編）案において解説しております。
592	その他		○通則編 1 頁において「平成二十九年二月十六日個人情報保護委員会告示第一号（個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について）は、廃止する。」とあるが、「個人データの漏え	本ガイドライン案においては、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」を

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			い等事案の発生又は兆候を把握した場合」の対応は、今後はこの通則編に集約されることになるのか？ 【内閣府健康・医療戦略推進事務局次世代医療基盤法担当】	廃止し、個人データの漏えい等の報告等（改正後の法第 22 条の 2 関係）は、本ガイドライン（通則編）案 3－5 以下に記載しております。
593	その他		本人の同意が何よりも大事 【個人】	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
594	その他		このように大量で複雑な案文を作成されたご担当の方には頭が下がりますが、これ程の量を一般国民にコメントしろというのも酷ですね。 【個人】	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、当委員会としては、引き続き、ガイドラインの内容等について分かりやすい形で周知・広報に取り組んでまいります。
595	その他		【総論】 今般の個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインについては、度重なる改正により極めてわかりにくい構成となり、特に参照関係が複雑になって読み解くのに大きな労力が必要なものとなっている。逐条的なものだけでなく、構造が一目でわかり、関連するものの関係性を把握しやすい構成にしたいいただき、逆引きを含む索引等の付属文書の作成を強く要望する。 内容全般については、国際的なプライバシー保護の潮流とは異なる日本独自の手続きの詳細化がさらに進んでおり、多数の例示	本ガイドライン案では、事業者が改正後の法を適切に遵守いただくために、改正後の法についてできる限り分かりやすく解説しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 また、当委員会としては、引き続き、ガイドラインの内容等について分かりやすい形で周知・広報に取り組んでまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			は理解促進に役立つ一方、本来の目的を忘れたチェックシートとしての使い方になるのではないかと危惧している。ガイドラインでは、我が国の「プライバシー保護」の原理原則を明示し、それとの関係性を表すような対応を求める。 また、特に我が国が進める DFFT（Data Free Flow with Trust）に資することに留意して、仮名加工情報と匿名加工情報の「国際的な定義や活用方法との差異」を示し、有効な利用が可能となるよう配慮を求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	
596	その他		（該当箇所） ガイドライン案（全般） （意見） データ利活用の本格化は Society5.0 における社会の在り方の要素であり、昨年 7 月に閣議決定された政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」でも国の重要施策として位置付けられている。 一方で、世界的な潮流としての個人情報保護の強化・徹底の流れも踏まえた制度整備は我が国でも喫緊の課題と認識している。	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			民間放送事業者によるデータ利活用は、当連盟会員各社によるネット配信事業の本格化とも連動して、主として視聴履歴データの利活用を今後展開していく段階にある。 個人情報の保護は民放事業者にとっても重要な課題であり、その遵守は大前提である。一方、国民生活の利便性の向上や活力ある経済社会の構築のため、民放事業者がデータ利活用を新たな事業領域として実践していく上で、過度な規制強化が日々の業務に悪影響を及ぼすような制約とならぬよう、民放事業者の意見も汲み取りながらバランスのとれた施策が講じられるよう要望する。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	
597	その他		個人情報に関しては特に Web 等の IT 領域におけるものが問題になりやすいかと思われますが、その一方で Web に関する具体的な資料は見当たりません。 資料作成の際に、Web サイトや Web サービスで具体的にどんな場所にどのような対応をすると良いか（たとえばフォームに個人情報の注記を入れるなど）、視覚的に「誰もが見てわかりやすい」資料を作成していただきたいです。 具体的な指標がないため、個々人の法律家や一担当者の法律理解能力に委ねられ、現状の法律に厳密に従って運営できている企業はほとんどいないように見受けられます。	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			また、海外事業者に個人情報を預ける（顧客管理やメールマーケティングなどに利用する等）場合において、同一会社内での関係性（委託か第三者か）の記載はあったかと思いますが、預ける先が他社であった場合の他社の拠点が海外のみもしくは日本にも支社がある場合、支社はあるが契約は海外、等の対応の記載はなかったかと思うので、その点を記載いただきたいです。 【匿名】	
598	その他	109-136 ページ、 155-162	<通則編>109～136 ページ、155～162 「個人関連情報の第三者提供の確認・記録義務」や「第三者提供記録の開示」が、「第三者提供時の確認・記録義務編」ではなく、「通則編」に載っています。 関連する話が2つのガイドラインに分かれていますので、やや読みにくいです。 「第三者提供時の確認・記録義務編」にまとめたほうが読みやすいのではないかと思います。 【個人】	個人関連情報の第三者提供及び第三者提供記録の開示については、分かりやすく示す観点から、本ガイドライン（通則編）案にてまとめて解説することとしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
599	その他	P5	通則編 P5 におきまして	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			「※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す個人情報の保護に関する法律の条番号は、令和２年改正法による改正後の条番号を示すものとする。」との記載がありますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって個人情報保護法が改正されて施行される日が令和２年改正法の施行日と同日となった場合にも影響は無いのでしょうか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	対象外と考えますが、令和３年改正法を踏まえたガイドラインの改正については、別途行う予定です。
600	その他	通則編 P3 11 行目 改正前 (参考) 法律第４条 法律第８条	(4) 通則編 P3 11 行目 改正前 (参考) 法律第４条 法律第８条 GDPR による改正法「法第６条 法制上の措置等」の掲載を希望します。 なお、「※１」と同様、改正法「法第７８条の二 国際約束の誠実な履行等」は、既施行「法第６条 法制上の措置等」と重複していると考えます。	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			法第6条で、「日本として必要な措置を講ずるものとする」と規定している為、「確立された国際法規を遵守」する規定は各ガイドラインで掲載してはいかがでしょうか。 【個人】	
601	その他		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇〇〇を務めております〇〇〇〇と申します。 今回のガイドラインでは、事前の報道でダイレクトメールへの規制が厳しくなるような話も伺ってございましたが、結果実態に即した改訂であると認識しております。ただし、見出し等で仕切りに「ダイレクトメール」が出て参りますので、ダイレクトメールを検討している顧客に対し、不要な不安を煽る結果に繋がってはいないかと懸念しております。その点ご考慮頂ければ幸いです。 今後もダイレクトメール作業を日々行う中で個人情報保護に努めるため、教育啓蒙を担って参ります。よろしくお願い致します。 【個人】	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
602	その他		個人情報保護法に関する各ガイドラインの制定・改正について、賛同いたします。 弊社は1995年に情報セキュリティ事業を立ち上げて以来、巧妙化、多様化するサイバー攻撃の最前線に立ってノウハウを蓄積し	賛同の御意見として承ります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			てまいりました。コロナ禍により社会変革が加速する中、サイバー犯罪・サイバー攻撃は質・量ともに増大しており、サイバー攻撃や個人情報管理に起因した事業とん挫の事例もあります。DXやテレワークの進展で、サイバーセキュリティや個人情報保護がすべての人にとって自分事となる中、官民の共通認識やルールを定め、世の中の個人情報保護への関心を高めることは喫緊の課題であり、個人情報保護法に関する各ガイドラインの制定・改正は、これに資するものと考えます。弊社もガイドラインに添い、サイバーセキュリティの観点から個人情報保護に貢献していく所存です。 【株式会社ラック】	
603	その他		今後、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正も予定されているという理解でよいのか？予定されているのであれば、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』と『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』の二段表』の作成・公表もお願いしたい。 【株式会社大和ネクスト銀行】	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
604	その他		（該当箇所）通則編、外国にある第三者への提供編	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			個人情報保護法ガイドラインは英訳版が公表されていないと理解している。 個人情報保護法ガイドラインには、「通則編」の域外適用関連や、「外国第三者提供編」など、外国が関連する内容も多くあることから、英訳版の作成、公表を要望します。 【一般社団法人 外国損害保険協会】	
605	その他	3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）	【該当箇所】 通則編 3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係） 【意見】 令和 2 年 4 月 2 日付け、貴委員会から示された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」（「（別紙）個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている質問に関する回答」を含む。）で示された見解についても、今回のガイドライン改正で具体例に追加してはいかがか。 【理由】 今後同様の感染問題が発生した場合にも、事業者の指針として役立つものと思われる。（この意見は、令和 2 年改正には直接関係しないが、今回示された案には、3-1-1 など令和 2 年改正に直接は関係ない内容のものも含まれていたことから、今般、意見として提出する。）	本意見募集は本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【日本司法書士会連合会】	